

となる、

○高札場 ○小名 △米山巨女也末 △高田ノ庭 △辻ノ庭 △谷戸登也

○山 西方にあるを菖蒲山、中山と唱へ、乾方にあるを後中山吳知宇也末と呼ぶ、共に雑木林なり、○坂 西方にあり、長十八町許、○中村川 東境を流る、幅八間、川傍に水防堤あり、

○浅間・稻荷・小御嶽合社 村民持、○山神社 村持、下同、○牛頭天王社 ○天神社 ○稻荷社二 ○大日堂 ○久所村具之與牟良 江戸より行程十九里餘、中村郷に屬す、

民戸二十四、東西八町餘、南北十三町餘、東、北田村及大住本郡田中・半分形二村、南、遠藤・北田二村、北、藤澤・比奈久保・井口三村、今御料所なり、古領主の中村に、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則糺せり、享保五年稻葉下野守正倚が檢地せし新田、五石一斗六升七合、同十七年寛播摩守正舖が檢地せし新田、四斗四升、あり、各高入となる、田中村に當村分見取畑五段十あり、西南より東北に亘りて大山道係れり、幅九尺、又南方より入一條あり、東北に達して前路に合す、

○高札場 ○小名 △向庭 △城ノ内ノ庭 △番場ノ庭 ○中村川 西南を流る、幅八間、川傍に水防堤あり、○藤澤川 村の中程を流る、幅四間、遠藤村境に至りて前川に合す、岸頭に堤あり、

○牛頭天王社 村持、例祭六月七日、△末社 疱瘡神 ○稻荷社四 村民持、下同、○浅間社二 ○神明社 社地に大日を安す、○貴布禰社 ○御嶽社 △末社 稻荷

○藥師堂 村持、○阿彌陀堂 村民持、△稻荷社 ○藤澤村布知佐波牟良 江戸より行程十九里半、中村郷に屬す、

民戸三十六、東西六町半餘、南北十町餘、東、井ノ口村、南、久所村、今高井但馬守式房が知る所なり、古領主の沿革北、境村、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則糺せり、享保五年稻葉下野守正倚が檢地せし陸田、二石八斗四升四合、同十七年寛播摩守正舖が檢地せし水田、五石四斗二升四合、あり、共に高入となる、村南より北方に亘りて大山道係れり、幅二間、

新編相模國風土記稿卷之十五

村里部 足柄上郡卷之四

大井庄

○井ノ口村爲廻久知牟良 江戸より行程十八里餘、村北所々に清泉湧出せり、就中宇壙下に圓穴あり、徑二間、常に清泉沸騰して一小流をなす、堂ヶ谷津川の、俗に井源と稱呼す、蓋是等村名の起原なるべしと云、民戸百四十二、東西二十町南北一里餘、東、大住郡土屋村、西、本郡藤澤・境二村、南、郡大竹・今泉、今御料、天正十八年、大久保七郎右衛門忠世に下大槻三村、賜ひ、應長十九年御料となり、寛永九年稻葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年大久保加賀守忠朝に替賜ひしを、元祿十二年同氏長門守教寛に分知し、寶永五年御料に復す、及大久保加賀守忠眞が領分、古の沿革は前と同じく、貞因准して今、石野八大夫が采地、天正十八年米倉丹後守信繼に賜に及れり、重種寛永十三年父信繼が遺跡を繼に及で、收公せられ、御料となりしを、寛文八年石野氏に賜ふ、なり、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則糺せり、享保十七年伊奈半左衛門忠達二十四石一、寶曆九年志村多宮一石一斗、明和

山と云、登二町餘、○坂 東の方久所村境、大山道にあり、○藤澤川 北方より南に亘りて、村の中程を流る、中三間餘、○中村川 西南村境を流る、幅八間、川傍に水防堤あり、高九尺

○稻荷社三 内一は疱瘡神を末社とす村民持、下同、○諏訪社 ○第六天社 ○山王社 ○小八幡社 清岩寺持、

○清岩寺 藤澤山延命院と號す、淨土宗、江戸芝増上寺寺詳ならず、慶長中再興の後小田原報身寺進退たりしが、延寶中請て今の末となる、明徳二年草創すと云、舊は善塔寺と號せり、中興開山吟公、文明三年十月廿五日寂、後上杉修理大夫定正が爲に兵燹に罹りて傾廢し、享保十二年の奥書に曰、中頃扇谷上杉定正侵境之砌、穿柱礎伐山林、些殘寺跡、因茲起立之濫鵬及難知其年曆、數回地震山崩地崩寺境不、數年本尊地藏をのみ小堂に安ぜり、其後平井清岩俗稱右近今子孫と云者、僧天真と胥議し務て遂に再興するに至る、時に應長十七年なり、鬼簿奥書に、寛文之砌記出所、清岩寺已前大破仕、慶長十七年建立仕、當年迄六十年罷成云々と見ゆ、成川兵左衛門今當村の里、と云者も力を戮せしと云、此時清岩再興の本主たるにより、彼が法名をとりて寺號を改む、本尊三尊彌陀及び地藏往古の本尊を置、△淡島社 ○藥師堂 村持

新編相模國風土記稿卷之十四 終

爲勝の時、延享三年、上下足柄二郡御林見廻役を命ぜられ、年々三石五斗の給米を賜ふ、此時の證書も、今に然り、

○境村 佐加比 按ずるに「倭名鈔」郷名の部に、櫻井の名見え、古風土記殘本にも此郷名を載たれども、郡中さす所なし、若當村名は、此轉呼にして、今村内字櫻入に櫻位權現の稱あるは、即其遺名と云ん歟委は總説に、又按ずるに、正保國圖に、當村に並て境原村の名を記す、元祿の改には、是を洩せり、是より先村内に合せしと識らる、按ずるに、村内小名に原の稱あり、是則其舊地ならん歟、江戸より行程二十里餘、民戸六十四、東西十六町、南北二十町餘、東、井ノ口村、西、境奈久保、岩倉三村、北、境別所村、及大住郡今泉、尾尻二村、今大久保加賀守忠貞、古領主の、前村御料の地と同じ、然して文政十二年に至り、忠貞復賜する所なり、伏屋新助 清が采地たりしが其後の沿革詳ならずと傳ふ、今「重修譜」に據に、吉清後筑後と稱す、御打入の後當國にて采地を賜ひ、慶長五年、信州、上田役の後甲州の舊知に復せり、然る時は其頃より御料となり、寛政四年更に伏屋氏に賜へり、等が知る所なり、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則糺せり、其後寶曆九年、志村多宮が檢地せし新田十五石七斗四合、高入となる、飛地岩倉村にあり、段、五

○川 西方より良方を流れ、村北より湧出する小流と村東字橋ノ元にて會し、一條となりて南流す、幅九尺、南隣藤澤村に沃で、藤澤川の名起れり、

○第六天社 村の鎮守、本地佛薬師を安ず、例祭九月八日、村持、下同、△神樂殿 ○神明社 ○諏訪社 ○稻荷社 ○櫻位權現社 祭神詳ならず、按ずるに、當社の唱へは、全往古の郷名櫻井の遺稱たり、郷名の事總説に委く辨せ、又古風土記殘本を閱するに、櫻井郷中に櫻田神社、曰、大化三年丁未三月、所祭木花咲耶比咩也、神貢百束、の名あり、恐くは是當社の舊號ならん歟、○日向權現社 是も祭神詳ならず、

○八幡宮 ○辨天社 ○山王社二

○宗立寺 曲淵山と號す、曹洞宗、武州入間郡越開山洪洲、慶安元年十一 開基は曲淵助之丞吉明なり、法名江西院旨山月四日寂、其文下に注す、民戸十六、東西九町餘、南北十七町、東、境村、西、松本村、南、比奈久保村、北、境別所二村、永祿十年十月、南條因幡守奉はりて、小田原本光寺後年江戸赤坂に移り、今種徳寺と云、施餓鬼等の料に、當村を寄附し、翌十一年より、米錢を寺納せしむべき旨、彼寺に印狀を寄す、曰、毎年定施餓鬼錢、并御靈供米錢一廻土肥吉濱可出、從辰年上中村岩倉分より可出、參貫文、御靈供米錢、此米十二俵、但三斗六升後也、別二百五十文宛、十二月分、一ヶ月一俵宛、以上五貫文、右毎年之御定代物、上中村岩倉分、下中村寺領之内有之田畠之内を以、毎年可有直納、但納法之事者、年別隨國法御所務可被成候、少も不可有非儀候者也、仍如件、永祿十年丁卯十月十二日、本光寺、虎朱印、南條因幡守奉之、猶來春者如被定置候、五貫文可遣之由、被申候、可御心易候、其後天正元年十二月に至り、同人より又證書を彼寺に投じ、兼約の如く當村を所務すべき由を令す、曰、本光寺殿御靈供錢、并施餓鬼錢、五貫文之事、年來平井郷就退轉、半分進置候、至于來年已於中村下岩倉、如兼約、可有御所務候、若相違之儀者、爲先此印判、此方へ可承者也、仍如件、癸酉極月十八日、本光寺納、今御料所なり、寬保元年より、御料と所、南條因幡守奉之、なりて今に至ると云、

檢地は萬治三年、稻葉美濃守正則改む、其後享保十七年、伊奈半左衛門忠達十一石二斗八升四合、寶曆九年、志村多宮四升四合、新田を檢して、高入とす、飛地五境村にあり、

り、大五間許、餘は西南の路傍に列す、一は大九尺許、高六尺餘、餘は西南の路傍に列す、一は大九尺許、一は大六尺、高三尺餘、一は亦此邊より南の方路傍に、字鬼塚と稱呼のみにして塚なし、其由來も傳はらず、

○境別所村 佐加比邊津 江戸より行程二十里餘、民戸三十五、東西十二町餘、南北五町餘、東、境村、及大住郡今泉郡松本村、南、岩倉村、北、今大久保加賀守忠貞領分、古領主の大住郡平澤、今泉二村、今大久保加賀守忠貞領分、古領主の村同領の地、及び御料の地少しくあり、忠貞に賜ひし殘地、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則改む、其後寶曆九年志村多宮が檢地せし新田九斗八升あり、高入となる、

○高札場 ○小名 △上ノ庭 △下ノ庭 △水ヶ久保 △東ノ庭 △六段畑

○川二 一は西方大住郡平澤村より入て、村の中程を流る、幅五尺、一は西方村境より湧出し、幅五尺、南隣岩倉村に沃で別所川と呼ぶ、

○八幡宮 村の鎮守なり、自然石二顆を神躰とす、例祭九月十四日、村持、下同、△末社 妙見 ○神明社

○山神社 ○稻荷社 ○天神社

○阿彌陀堂 本尊の外地藏を安ず、

○塚二 一は字大谷津にあり、一は字かこ畑にあり、高さ共に五尺許、

○高札場 ○小名 △上ノ庭 △中ノ庭 △下ノ庭
△上ノ原 △眞板原 末奈伊 △池田

○御林二 東四町三 町九畝、の二方にあり、○別所川 北
方境別所村より流れ来るをもて、此名起れり、村の中
程を流れ、間、南流して、松本・比奈久保二村の境に
達し、關川と唱ふ、

○白山社 村の鎮守、山神を相殿とす、例祭九月十八日
村持、○稻荷社 村民持、下同、○天神社 ○神明社
○彌陀堂 善了院の號あり、江戸芝増上寺の支配にて
雑色村玄張、村民の持なり、本尊は慈覺作、長一尺三、武田
寺進退す、

○彌陀堂 善了院の號あり、江戸芝増上寺の支配にて
雑色村玄張、村民の持なり、本尊は慈覺作、長一尺三、武田
寺進退す、
信玄の守護佛と云、寛文・元祿の頃書記せし縁起に據に、
田信玄崇敬淺からず、戰場へ向ふ毎に、成衣の櫃に納め、俱し
て守護とす、後故ありて、密に山中に埋し、夫より遙の星霜
を歴、同寺再興の後、住僧柔譽、靈夢に因て、是を掘得、檀
縁を求め、江戸に送り、寛文元祿の際、深川靈巖寺中に
安置しと云、又添縁起に據に、寛永五年、縣令伊奈半左衛門
念佛修行の道場とし、始て此堂を營ましめ、淨元と云旅僧を
留て堂守とす、然して安置すべき本尊なかりしに、此僧奇夢
を感じせり、又信檀ありて此尊の事を語る、此頃此本尊は、
僧本阿、駿州本吉原に、草庵を營て安置せり、故に淨元等、
駿州に到り、遂に此本尊を請得て、當所に移せしなりと云、
享保四年、僧眞照堂宇を再興す、増上寺三十三世演譽
が書せし、名號一幅を什寶とす、

しを、僧存壽 曆元年寂す、明 始て法地となす、故に是を
立て開山とす、本尊地藏を置、△鐘樓 寛政八年の鑄
鐘を掛、△白山社 秋葉天神守夜神を合祀す、○地藏
堂 延命地藏を置き、如意輪觀音を並べ安す、村持、
○柳村 也奈岐 江戸より行程二十一里、民戸二十八、東
西十八町餘、南北十町餘、村、東、高尾、赤田二村、西、山田
氏、南、赤田村、北、篠窪村、北條
氏の頃は、篠窪民部承知行す、
天正小田原陣の時、豊臣太閤三村一紙の制札を出せり、
神山村民所藏、村名は神山、今御料所なり、古領主の沿革は、
篠窪・柳三村と記せり、

○高札場 ○小名 △尾曾根 △西ノ庭 △西ノ久保
○棚田川 村北より東流し、幅四尺、字上原山、山王山の
際、溪間にて瀧となり、一段に落つ、一ノ瀧、高一丈二
ノ瀧、高二丈と呼ぶ、土俗又是を七瀧とす、是東隣高尾村
中村川の上流なり、○澤 小名西ノ久保より湧出して
東流す、許、

○稻荷社 村の鎮守、安産の守護神にして、一 例祭十一月
廿二日、村持、○山神社四 一は村持、餘は村民持、
○神明社 村民持、下同、○第六天社 ○山王社
○子神社 ○水神社

○泰翁寺跡 宇寺久保にあり、後年松本村に移れり、其
年歴は傳へず、

○析窪村 保知久 江戸より行程二十里餘、民戸三十、東
西六町半南北十五町餘、東、大住郡平澤村、西北、同郡澁
料所なり、古領主の沿革井ノ口、
澤村に達す、西南村境に、秣場三所あり、一は大住郡澁
澤村と入會なり、又南隣松本村内に一所あり、是は彼村
と入會なり、

○高札場 ○小名 △上ノ庭 宇幣乃 △下ノ庭 △川久保
○川久保川 大住郡澁澤村より入、村の北境を流れ、幅八
同郡平澤村に沃ぐ、
○神明社 村持、下同、○第六天社 ○水神社 ○山神
社 ○御嶽社 薬師の木像を安す、
○眞栖寺 金峯山と號す、曹洞宗、大住郡澁澤村 天文五年、
關野彦右衛門 永祿十二年十月五日死、法名金峯道 といふ者、
僧眞栖を延て、當寺を開基す、然して數年平僧地たり

○阿彌陀堂 篠窪村地福寺持、
○塚 村西の路傍にあり、高五尺五 供養塚と稱呼す、
○篠窪村 志通久 江戸より行程二十一里、篠窪郷と唱ふ
民戸四十九、東西十八町餘南北十三町餘、村、東、高尾、柳二
南、山田、柳二村、北、明德、應永の頃は二階堂出羽守政貞が
住那千村、澁澤二村、
所領たり、政貞は、村内地福寺を開
祖は山城守行政と云へり、
政所と改るに及て、執事となれり、鎌倉二階堂村に住す、
故に子孫是を家號とせり、行政が次子を隱岐守行村と云
建保元年、和田左衛門尉義盛謀反せし時、是を討て功勞
あるが故、五月當國大井庄を宛行はる、
引用す、行村が事跡も、既 是即當庄の地にして、當村も其
に彼村の條に詳載せり、
領中なりし事識らる、然れば此頃より二階堂氏傳領して
政貞に至りしなるべし、政貞當所に住せしかば、子孫篠
窪をもて家號とす、天文の頃篠窪出羽入道某と云者あり
是當所の住人なるべし、
感狀あり、永祿の頃は、篠窪民部承知行す、
文、西郡 天正十八年、豊臣太閤より、當村及び山神・柳三

村一紙の制札を出せり、神山村民慶長中松田惣領延命寺、
萱屋葺替の時當村よりも、竹奉納すべき旨、大久保忠隣、
其臣後藤某をして令ぜし事、同寺所藏の文書に見ゆ、今大
久保加賀守忠貞領す、天正已後領主の遷替、柄窪村に同じ、但
大久保氏の所領と、寶永五年御料となり、文政十二年より
なりて、今に至る、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則糺せり、
北方より南方に亘りて、小田原道係れり、幅二間、大住郡
村南字榎本にて、西方に岐路を分つ、矢倉澤道なり、幅九
尺、
○高札場 ○小名 △谷戸登 △日向 △日陰 △下ノ
庭 △入方加太

○板二 一は北方村境にあり、登三町許、
幅九尺、路傍に松樹一
株あり、圍一丈八
尺許、故に一本松坂と云、一は西方矢倉澤道
にあり、長二町餘、
幅九尺、長坂と云ふ、

○根渡・三島・八幡合社 當村及神山の鎮守にして、兩
村の持なり、根渡は祭神詳ならず、或は工匠の神にて
思兼命を祭れりとも云、古は祀る所、根渡一座にて、
三島は初上大井村の同社を模して村内に勧請し、別社
たりしと云、故に今猶三島の免田、一段廿
八歩、別に村内に
あり、今社藏する所、元和二年十一月、再建の棟札二枚
あり、是全く二神各殿の修造なり、一曰、奉造立相州足
上郡柄窪郷根渡神御

○地福寺 寶珠山と號す、臨濟宗、鎌倉建長
寺末、本尊地藏、開
山中和、貞和三年、
寂す、開基二階堂出羽守政貞、法名了全、院青
林茂公、今大久保加賀守忠貞の家土、篠窪虎之
丞と云者、其子孫なりと云、當時の檀越なり、△觀音堂
正觀音を置、長一尺四寸、惠心作、像背に施主注譽
和尙、遠譽玄秀、篠窪村中と書す、△稻荷
社 ○普賢院 東光山と號す、當山修驗、大住郡濹澤村
吉祥寺配下、
本尊不動を安す、

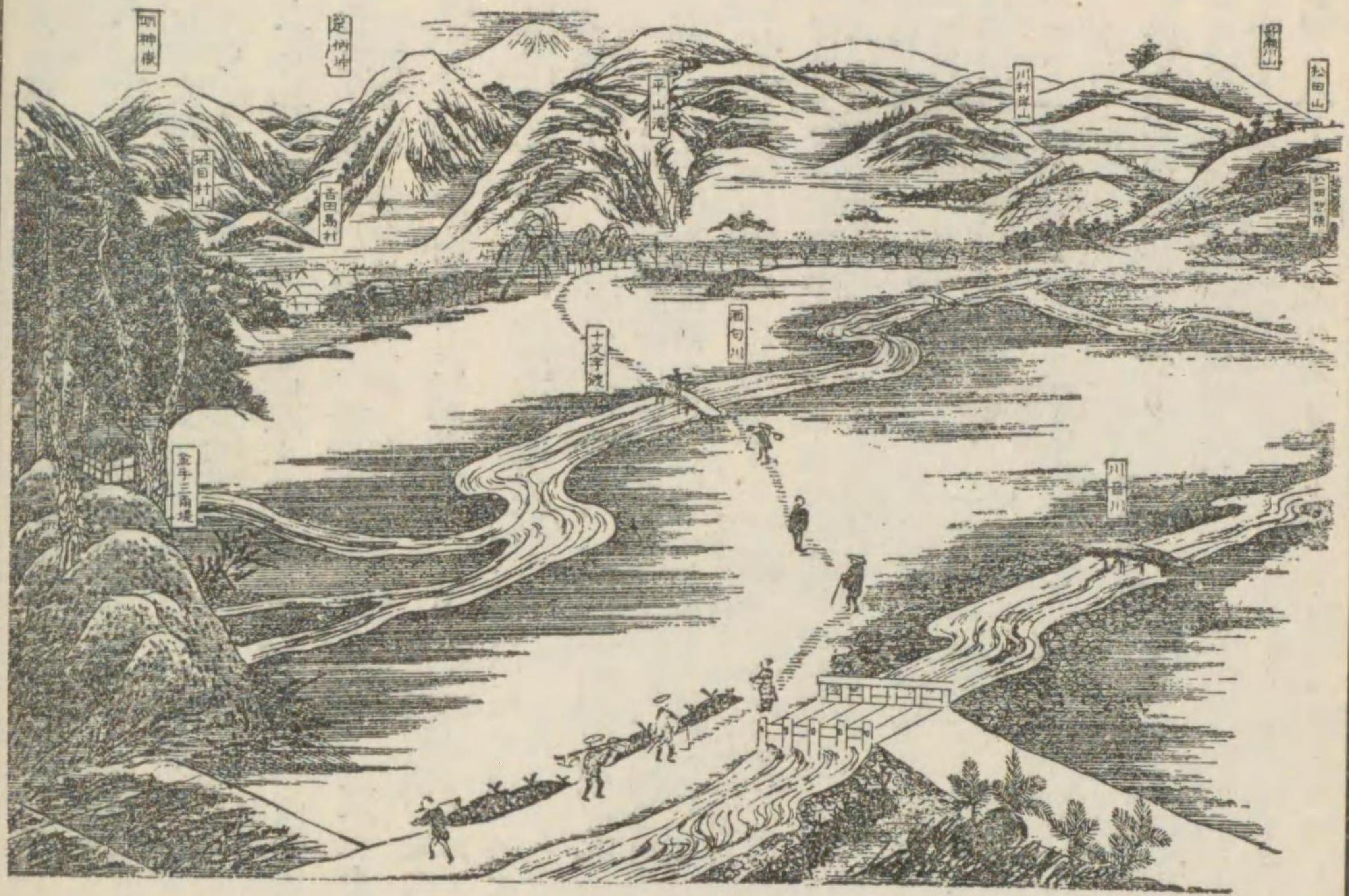
○二階堂出羽守政貞宅跡 村の中程字入りにより、東西
間南北二
十八間、陸田を開けり、此他字大屋鋪と云所あり、皆
陸田なり、二段五畝、
十三歩、昔は除地たりしが、延享中年賣地と
定めらる、何人の宅跡たるや、其傳を得ず、○二階堂
政貞墓 村の東南字前林の山上にあり、卵塔一基、高一尺
四寸、
五輪塔一基あり、高二尺、
墓後に松樹、圍一丈、
樹圍八尺、
あり、地福寺の持、

○神山村 加字屋
萬牟良 江戸より二十二里餘、神山郷と唱ふ、古
昔村内飯盛山山上に巨松あり、飯盛
松と呼、即社蹟なり、に伊弉諾・伊弉冊・大日

寶殿所、御代官中川勘助平安孫、本願二郎右衛門、禰宜善左
衛門云々、一曰、奉造立相州足上郡柄窪郷三島大明神御寶殿
一字所、御代官中川勘助平安孫、本願 寛永十三年、再建の
北村源左衛門、禰宜善左衛門云々、寛永十三年、再建の
棟札も尙然り、八幡は初神山村にありしと云、今猶其
免田二段一
歩、彼村内に遺れり、此二村を當社に合祀せし
後は、おのづから根渡の神は沉淪し、元祿十四年十二月
合社修理の棟札には、三島八幡の二神號のみを記せり、
今掲ぐる所華表の扁額も、後又合殿に諏訪天神を祀る、
二神號のみを表せり、
例祭九月廿九日、童相撲十二
番、を興行し、勝劣によらず
供餅を牛の舌餅割與す、其式古例を守り、村民七
人及び神
酒の濁醪を飲移す、其座次古より甚嚴なり、今里正
と稱す、が所藏に、天文四年、座次の掟を示せし古書あ
り、曰、篠窪百姓中座敷之事、一番二郎衛門尉、二番三郎衛
門尉、三番彦左衛門尉、四番源六、五番二郎左衛門尉、
六番孫兵衛、七番孫五郎、八番太郎衛門尉、九番與四郎、十
番藤内四郎、右背此旨子細申候者、座敷を可立者也、仍如件、
天文四年丙申九月廿九日、花押、按ずるに、此花押は、當時
の地頭篠窪氏にや、詳ならず、今此座に着する者を座持と云
此文書に載せたる二郎右衛門は、即甚左衛門が祖なり、彼は
小島を氏とし、當村草分の家なりと云、又彦左衛門と云は、
村民彦左衛門、源六は神山 △神樂殿 △神木 杉二株
村民德右衛門其裔と云、

靈の三神を祀りし社あり、其地を神山と唱へしより、村
名に負せしと傳ふ、今足柄下郡久野村に鎮座せる、神山
權現是なり、天正九年十月北條氏令して、村内段別錢二
貫文餘の増加を沙汰す、村民源左衛門藏文書曰、二貫九〇文、
神山増段錢、但本段錢三分一懸、從
當年可致進納過、此外三分一は、自乙卯年御藏納致來、右先年
無檢地在所、就御代替、雖可被改候、其以來被安置郷村只今事
六ヶ敷間、以段錢増分被仰付候、米穀計難調付而者、員數相當
次第、黃金・永樂・綿・漆等有合候物を以可納之、然者十一月十
日必可致皆濟所、可捧一札旨、被仰出者也、仍如件、 十八年
辛巳十月十七日、神山代官、百姓中、虎朱印を押す、 十八年
四月、小田原陣の時、豊太閤三村一紙の制札を出せり、
村名は、かう山、しの、民戸三十六、東西十町餘南北十三町
餘、東、篠窪村、西、松田惣領、南、山 北條氏分國の頃は篠窪
餘、田、金子二村、北、大住郡千村、〔役帳〕曰、篠窪民部丞、十六貫、
民部承知行せり、三百七十七文、西郡神山、 今大久保加
賀守忠貞領す、古は稻葉美濃守正則領し、後大久保加賀守忠
朝に替り、寶永五年、御料となり、天明三年大
久保氏の舊、檢地は、天正十九年改 黒柳金十郎、近藤孫十郎、川
領に復す、檢地は、天正十九年改 原村佐左衛門等奉はれり、
の後、萬治三年稻葉美濃守正則糺せり、矢倉澤道、乾方
より小名清水の程を貫きて、西南に達す、幅二
間、又村東
より通する一路あり、西行して前路に合す、幅九
尺、當村人
馬の繼立をなせり、坤の方關本村へ二里、乾の方
大住郡西田原村へ二里半、
○高札場 寶曆十年、始て建る所なり、○小名 △清水
△南ノ庭 △入ノ庭

十文字渡眺望圖



今は酒匂川に壓却せられて、纔に丁字をなすのみ、平常土橋三六間半、一は長三十間、一は六間、を架して人馬を通ず、洪水の時は渡船あり、此邊頗る勝地なり、南は足柄山・狩野山・平山等近く聳え、富嶽其間に突出し、飛瀑平山其下に澎湃たり、稍西北は川村岸・皆瀬川・松田諸村の林槽高低環抱せり、其他最乗の深樹、吉田島の村落一瞬して盡すべし、水路の如きは、風雨に變遷して、景狀定まらずと云。

○澤二 一は延命寺澤と云、幅四間より六、宇西ヶ久保より

延命寺の境内に沃き、松田堰に會す、一は猿尾澤と云、幅前に、村東字松原より湧出して、川音川に會す、

○神田明神社 加牟駄美也字 【延喜式神名帳】に載する寒田神社是なり、曰、足柄上郡一座、小、寒田神社、按ずるに、寒

寒を音にて唱へなれしより、和訓神の音便と、古風土記殘本

混じりて、今の文字に書改めしと覺ゆ、

に、寒田神社、大鶴鶴天皇御宇三年亥十一月、所祭日本

武尊、神貢百束とあり、今日本武・埴安媛二尊の像を安

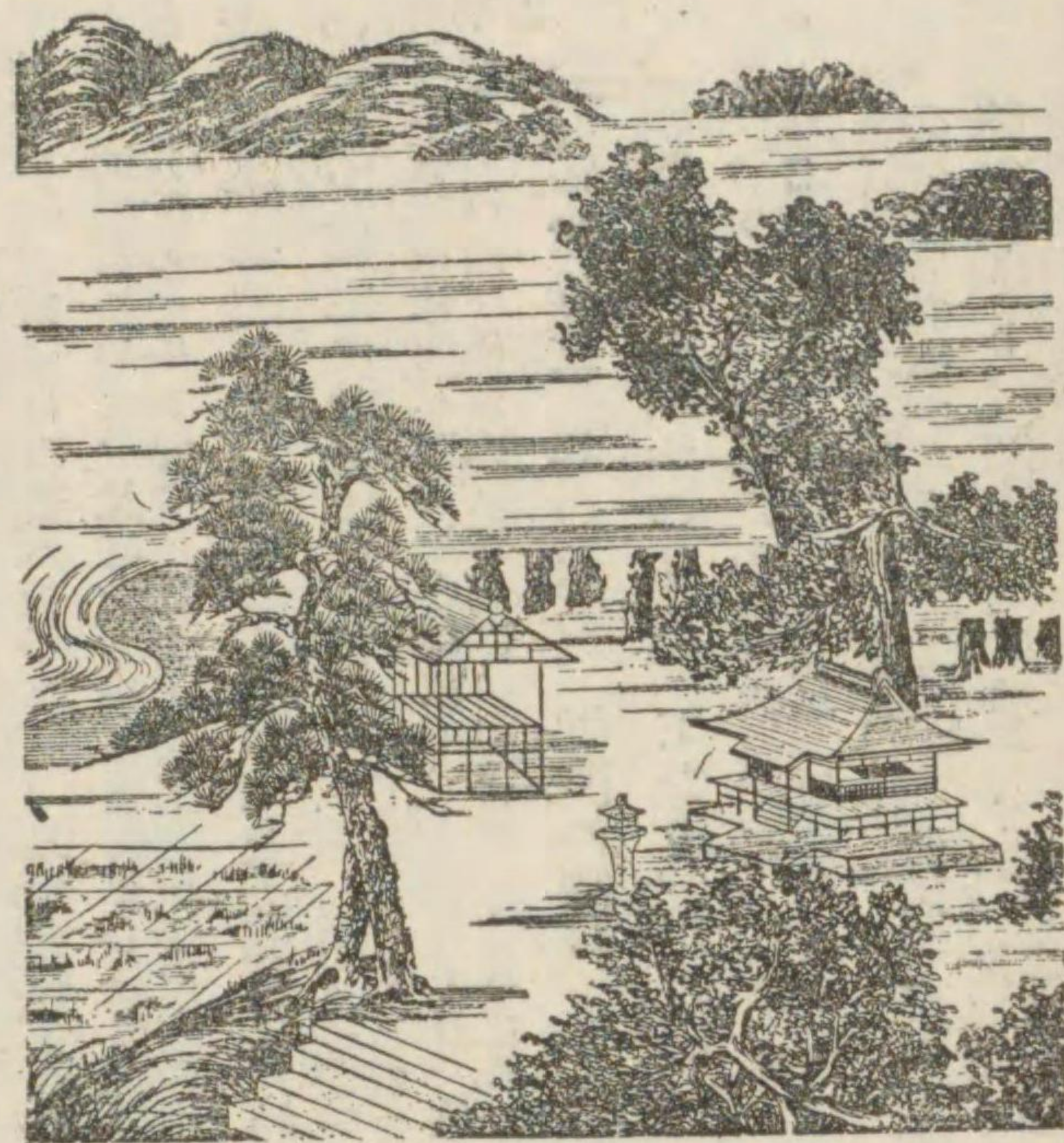
ず、例祭六月晦日、護摩供を修行し、當村及松田庶子、

神山村小名清水の鎮守なり、松田庶子大藏院持、△末

社 神明 熊野 第六天 △神樂殿 ○山王社 村民持、

○延命寺 萬松山と號す、曹洞宗、足柄下郡久野、村總世寺末、文明四年

寒田神明社地圖



草創、開山は宗箇、本寺三世、永正五年正月廿九日寂、同末八澤村宗淵寺にては廿五日とす開基は遠山丹波守某なり、法名延命寺節溪宗忠、天文二年妻は法名等種院香貞宗梅と號す、某は家譜、永正三年正月遠に景信に作り、江戸城の守護たりとあり、所藏文書曰、山隼人佐直景、五貫三百文の地を寄附し、寄進申分、路間之田四段、春慶田二段、合六段、代物三貫文也、同寺屋分一町三段、代物二貫三百文、岳之分一段百七十六文充々、並

新編相模國風土記稿卷之十五 村里部 足柄上郡卷之四

田分一段五百文充々、合五貫三百文、永代置之狀如件、永正三年丙寅正月十四日、相州西郡松田郷延命寺、遠山隼人佐直景、花押、追書に、彼田地少六ヶ敷御用申間敷候、寛永語を参考するに、丹波守某が男丹波守直景なり、隼人佐の名所見なければ、必初名なるべし、當時父丹波守、七年二月、又寄附在世たれば父子同名を稱す、へき謂なし、曰、田つほさき田内四段之分、寄進申候、合田の地あり、之分一町進置申候、此下地に於て、てんやく何事も不可有候、永正七年二月十七日、延命寺參、遠山直景、花押、大永元年二月、松田道場の免田、及寺地を収て、當寺に寄附せり、曰、松田の道場就其彼道場免、同屋舖、進置候間、彼うへの御焼香をも可被成候者也、仍如件、辛巳二月廿九日、直景、花押、松田道場の跡、今詳天文四年八月、遠山藤九郎綱景三ヶ條の法令を出す、曰、法度之事、交割物、付古延命寺、當延命寺共とて、遺物一色も不可有御出申、寺中之竹木、不可切取事、已上、右彼條々申定候、其元被取静候而、拙者異見可申候、其間御兩所へ預置申候、かうかつ物之寫、此方一本留置申候、仍而御兩所へ預置申候、此上誰にても致狼藉候者、可處辨科者也、仍如件、乙未八月七日、永祿十一年二月、道場免順三參、遠山藤九郎綱景、花押、先規に復して、彼道場に寄附する由、遠山甲斐守、按ずるに、元龜の頃は、政景證狀を出せり、曰、松田の道場の右衛門大夫と稱す、阿彌陀免の事、さままま仰候間、前々の如く一貫文寄進申者也、仍如件、戊辰二月四日、御うへへ參る、人々申給へ、政景、花押、按ずる

に、この文書は、彼道場に付しものなれど、廢城となりしを以て、當寺に藏せしなるべし、天正七年七月、政景より寺領として、又五貫文の地を寄附あり、曰、去甲子歳名跡相續、其翌年祖父古丹波、三十三ヶ廻之由無何與申廻に付而、且若輩、且從是以無調賦、無其御申候事、常々存出外聞實儀無念に存候、然に其以來者、年紀過御申可申様無之候之間打過候、就之於當郷、末代爲寺領、田地五貫文、前々之差別改寄進申候、代官自吉田前可然所、可有御請取候、月次別而申御申、殊御出家道をも可有御稼事、可爲肝要者也、仍如件、天正七年己卯七月十六日、延命寺机下、遠山花押、按ずるに、政景は直景が次子なり、兄隼人佐景久は、永祿七年、國府臺の戦に、父直景と共に戰死せし故に政景家督を繼ぎ、氏政の一字を得て、政景と稱す、甲子は永祿七年、某年、當寺修理の時、其材料として、上大井村三島社境内の松樹を領主に就て請し事あり、曰、延命寺御雜作に付、大宮のまかり松御所望有度由候間、可被進之候以上、十一月七日、筑後殿、平次左衛門殿、後彌次兵衛、印、追書に、右松之代、可被進之、慶長中當寺葺替のため、近隣の諸村より竹を納めて、其料に宛、是領主の命に依てなり、曰、延命寺御御意に候間、竹少々宛、御奉公可被申候、無沙汰有間鋪候、以上、十二月九日、惣領庶子分松田、吉田嶋、金井嶋、金手、岡村、牛島、宮之臺、竹松、神山、篠窪、山田、金子、以、寛永二年、下總上、後彌次兵衛、印、右郷中名主、百姓中、參、曰、定、從前々國府臺惣寧寺より、寺家の掟を示す、屬處之諸末寺、不可背本寺之掟事、若違背置於有之者、任御朱印之金章、可有其寺家追放者也、仍如件、昔寛永乙巳歳七月念七日、寄延

命寺、住最乘惣寧寺、本尊聖觀音、長一尺五寸五分、花押、朱印を加ふ、觀音、長五寸五分、智證作、
【寺寶】 △古文書十通 内九通は既に前に註記せり、一通は某年八月、領主大久保忠隣の臣より、康最寺其所在詳ならず、寺家の事、當寺にて指揮すべき旨、且法度を令ぜし下知狀なり、曰、法度、康最寺就死去、遺言候とて儀、何分にも延命寺可爲御指引事、寺外寺中共康最寺より耕作に不可付候事、右背此旨輩は、僧俗共に可爲曲事候、仍而如件、八月朔日、後彌次兵、印、
△開山堂 △衆寮 虚空藏を安ず、△鐘樓 寛永八年鑄造の鐘を掛く、△鎮守社 白山水神神明を祀る、
○寶光院 松翁山池田寺と號す、寺域の所在を池田とす、故に寺號とす、古義眞言宗、金子村最明寺末、中興開山覺鎮、天文二十一年二月廿五日寂す、本尊彌陀を安ず、△地藏堂 ○觀音堂 本尊聖觀音、長三尺、行基作、胎籠に弘法作の像、長三尺、あり、又藥師行基作、弘法作の像三分、を胎籠とす、此堂舊は村西神田社の邊にあり、元祿十六年、地震及び洪水の爲に、堂地荒亡せしかば、寶永三年、延命寺門外、同寺境内に移して再建す、舊地今猶存せり、正六八の三月、十八日を縁日と

す、八月相撲を興行す、延命寺持、△鐘樓 鐘は寶永七年の鑄造なり、△仁王門 裏に二天を安ず、○藥師堂 村民持、

○松田亭跡 舊跡今詳ならず、中宮少進朝長が舊宅たり

【東鑑】治承四年十月、後大庭三郎景親、平家の爲に更に改め造る、壽永の頃、十郎藏人行家此亭に在、二年三月、行家領國を賴朝に乞と雖、本意を遂ざりしかば、義仲をこそ憑んとて、此所を去、信州に赴く、【源平盛衰記】の條に曰、十郎藏人行家は、兵衛佐には伯父也ければ、大場三郎景親が平家の儲に造たる、松田亭に御座けるが、兵衛佐に申されけるは、行家平家と八箇度合戦して、二度は勝、六度は負、家子郎等多く被討ぬ、又彼等が孝養をも營まん、何にても一箇國相計給へと、佐殿返事には、賴朝は十箇國を靡かす、木曾は信濃上野の勢を以て、北陸道五箇國を靡し侍り、御邊も何國にても打撃て、院内へ被申て、打取の國也とて、知行し給へかし、當時賴朝が國奉行は不思議と被申たり、行家本意なき事に思て、兵衛佐憑みては、慕々しからじ、木曾を憑んとて、信濃國へ越にけり、治承四年十月、賴朝駿州にあり、此亭を歸路休憩の便所と定め、中村庄司宗平に命じて修理を加ふ、【東鑑】曰、治承四年爲御使、可修理松田亭(故中宮大夫、進舊宅)之由、被仰中村庄司宗平、廿五日賴朝此亭に入、廿五日、入御松田御亭、此所中村庄司奉仰、○香福寺跡日來所加修理也、侍二十五箇、萱葺屋也、

蹤跡今詳ならず、金子村最明寺の末なり、本寺の傳にも、當村内に在しと云のみ、其在所及び廢せし時代等傳へなし、按ずるに、慶長中住僧不正の事ありて、本寺より領主大久保氏に告げ、是を追放す、最明寺所藏文田之郷香福寺、不届儀付而、御斷被仰候、寺之事者、貴寺末寺之儀候間、何分にも御取立可被成候、出家之儀者、徒者之事に候間、永何方へも追放可被成候、爲其如此候、恐々謹言、三月廿四日、西明寺御侍者、口惣右、白與右、天金右、大權右、各華、是より漸々衰微に及び、遂に廢寺となりしと覺ゆ、

○舊家三郎左衛門 里正たり、北村を稱す、祖先三郎左衛門、天正七年、犯罪の者を捕へ、北條氏の賞譽を蒙り賜物あり、其時の奉書一通、曰、於西郡背御法度以綱鳥つ御太刀一腰、十五俵被下候、仍如件、己卯二月十日、小田原松田郷北村三郎左衛門、遠山奉之、虎朱印を押す、小田原陣の時、豊臣太閤より出せし、村内の制札一通を藏す、

○松田庶子 萬津馳 江戸より行程二十三里餘、松田郷と唱ふ、民戸九十九、東西十九町餘南北一里十町餘、東、田郷、西、川村向原、南、酒匂川を隔吉、永正十六年、北條早雲田嶋、金井嶋二村、北、虫澤、菅沼二村、箱根當所を箱根權現に寄附し、幼息菊壽丸の知行に充つ、權現所藏文書曰、はこれ領所へ、菊壽丸知行分、六十二貫七百十四文、松田そし分、おかたに被下、永正十六年己卯四月廿八日

菊壽丸殿、宗瑞、花押、菊壽丸は幻庵の幼名なり、當時箱根権現別當所あり、北條役帳にも、幻庵知行せし事見ゆ、日、幻庵御知行、三十貫 又松田新次郎も知行せしとみゆ、〔役帳〕に、松田西分とあるは、即當村の内文、西郡松田西分、今大久保加賀守忠貞領す、古領主の遷替今に其城跡存せり、稲葉美濃守正則糾せり、飛地三所、松田惣領にあり、一段六歩、一段五畝二歩、一段一町九畝、松田惣領にあり、段六歩、一段一町二畝十六歩、農間煙草を作れり、松田煙草と稱す、

○小名 △池田 △坂下 △中御堂 △中里 △谷津 △中町屋 △澤尻 △根石

○松田山 村北にあり、東隣松田惣領に跨る、○澤五 共に村北の山間より湧出す、一は寶光院澤と唱ふ、一は兩天神澤と唱ふ、一はタヤ澤と唱ふ、一は定光澤と唱ふ、一は新澤と唱ふ、各幅二間許、共に用水堰に合す、○酒匂川 南村境を流る、幅百四十土橋を架す、長三十間餘、川傍に水除の堤を設く、長七百六、

○松田堰 川村向原岩流瀬堰の末にて、村西より南流す、幅六尺、此餘村内酒匂川堤に水門を設け、同川の水を堰入用水とし、異方に達す、是東隣松田惣領十文字堰の上流なり、

新編相模國風土記稿卷之十六

村里部 足柄上郡卷之五

大井庄

○川村向原 加波牟良武 古は川村郷と唱ふ、此郷名舊くは【東鑑】治承四年、建久元年等の條に、所見あり、其原文は下又正長三年の物皆瀬川村金山にも郷名を記す、大永三年の物川村岸長吏には河村とのみ書し、湯觸村佐護神地巖穴中に祠、天文廿二年の棟札には、又郷名を記す、永祿の頃は【北條役帳】に載する、又川村とのみ唱へり、然して天正十八年豊臣太閤が出せし制札中川村里には、又郷名を書す、村郷、よつく、中川、黒藏、已上四ヶ所、山作中とあり、但し世附中川、土倉の三村も郷中の村名なり、委くは彼村の條に辨す、併せ見る、降りて寛永の頃も、偶郷名を唱へし事あり、川村所藏の神鏡、寛永九年の銘、湯觸村熊 其後絶て郷名を唱へ野社神鏡、同十八年の銘に見えたり、 川村山北皆瀬川、都夫良ざれど、其屬十二村 湯觸、川西、山市場、神繩、世附、中川、

○八幡宮 神木に楠樹あり、圍一丈四尺餘、村民持、下同、○天神社二
○寶壽院 深澤山觀音寺と號す、古義真言宗、金子村最中興開山覺運、天文十七年十一月十日寂す、本尊不動を置、△觀音堂本尊十一面觀音、鎌倉長谷寺に安ずる所と、同木をもて刻すと云、堂内別に七觀音を安ず、△辨天社 穴中に祠を建つ、△天王社 △荒神社 ○大藏院 文殊山安養寺と號す、本山修驗、坊配下、小田原玉瀧、大永七年の起立にして、開山は覺俊、本尊不動、長五寸、一童子、各長四寸五分、三を安ず、村内松田山に安養寺屋敷と唱ふる所あり、是即當院の舊地にて、後此所に移せしならん、其年代事歴を傳へず、△文殊堂 △辨天社 △稻荷社 ○十王堂 村民持、下同、○藥師堂 本尊長一尺、及び日光月光各長九寸、共に運慶の作なり、
○松田新次郎某城蹟 村北にあり、城山と唱ふ、今松林とす、廣六段、某は永祿の頃、當所の地頭たり、〔役帳〕に見出し、此山麓に新次郎畑の字あり、○最明寺跡 松田山にあり、凡登十八町許にして其域に至る、文明中金子村に移れり、今に鐘樓跡、護摩堂跡等の傳へあり、又日中坂と唱ふる坂あり、日中勤行の舊跡なりと云、

新編相模國風土記稿卷之十五終

支、あり、中に就て當村及び岸・山北の三村は、現に川村の號を冠らしむ、是其遺稱なり、今も土人は三村共に、川の餘の九村は、各川村の内某村と唱へしなり、正保の國圖には、既にしか記せり、又元祿圖には、各村川村とのみ傍記す、今に至りては、全く其唱を失せり、往昔筑後權守遠茂が三男、山城權守秀高郷中に住し、河村をもて家號とす、其三男三郎義秀當郷を領せしが、治承四年十月、石橋合戦の餘黨、刑に處せらる、時、義秀當郷を收公せらる、【東鑑】曰、治承四年十月廿三日、着于相模國府、給、河村三郎義秀、被收公河村郷、被預景義、建久元年九月先の罪を宥され、再本領を安堵し、還住すべき旨下知を蒙る、建久元年九月三日、大進平太景能申云、河村三郎義秀、於今者可被梟首歟、者仰曰、申狀大不得其意、早可處其刑之由雖被仰付、景能潛扶之、歷多年也、依流鎗馬賞厚免訖、今更及罪科哉、者景能重申云、日來者爲囚人之間、以景能助成活命、惡以蒙免許之後、已擬讞死、如當時者、被誅事、還爲彼可爲喜歟、者于時二品隨令咲給、可還住于本領相模國河村郷之旨、可下知、是よりして太郎時秀、秀義の續きて郷中に居住せり、事は人物部、永祿の頃は、松田新次郎康隆、【役帳】曰、二百九十九貫十五、田中助八郎某、川村中分、役致來、某等知行文、西郡川村、田中助八郎某、川村中分、役致來、某等知行せり、又松田尾張守憲秀も領せり、【小田原記】に見ゆ、下若院所藏の記にも、憲秀川村を領し、川村岸に屋鋪を構へしと載す、天正十八年、憲秀が長男、

笠原新六郎政堯遁世して當郷に潜居す、【小田原記】曰、小田原の老臣、松田尾張入道の一男、笠原が養子となり、新六郎と云、武田勝頼にかたはられ、北條家を叛きしが、父が功により助命あり、出家入道して、父が知行川村邊に流浪す、江戸より行程二十三里半餘、民戸百七十、東西二十町餘、南北一里二十七町餘、東、松田庶子、川村岸二村、南、酒匂川を隔、今大久保加賀守忠貞領す、天正班目、金井島二村、北、虫澤村、大久保加賀守忠貞領す、天正八年大久保七郎右衛門忠世に賜ひ、慶長十九年御料となり、元和五年阿部備中守正次に賜ひ、寛永元年御料に復し、九年稻葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年大久保加賀守忠朝に替賜ひ、寶永五年又御料となり、延享四年大久保氏に復賜して今に至る、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則糾せり、飛地三所、川村岸村内にあり、一は一町三段、一は一町一段五畝、一は二町八畝餘、

○小名 △久里比左 △村雨 △本村

○高松山 北境にあり、登廿町是より東方に連なりて山續きなり、濱居場通と唱ふ、其他村北に小磯山・烏山、西方に丸山と字するあり、○松林三 共に領主の林なり、一は東方、東西三十間許、南北五十間許、にあり、一は西方、東西三十間許、南北五十間許、にあり、三村入會なり、○酒匂川 村の南境を流る、幅百六十間餘、北岸に水除の堤を築く、○村瀬川 或は皆瀬川とも稱す、村北より南流し、幅八間酒匂川に合す、是川村山北

皆瀬川の downstream 既に正保・元祿の兩圖にも、此川川村山北より當村に及せり、寶永中彼村官命を乞得て、舊流を廢し、條に詳載す、今の如く川瀬變遷せし後は其水原を絶す、板橋間、長八を架せり、○瀧 西北の間にあり、不動瀧と唱ふ、高一丈六尺、幅六尺許、水末は瀬戸堰に入る下流の水中に突出せし巨石あり、高二間許、方石頭に不動の石像を置、村持、○澤四 一は瀧澤と云、幅九尺、一は入川と云、幅六尺、一は孫澤と云、幅二間許、各西北の山間より涌出して村瀬川に入、一は大澤と云、幅五間許、虫澤山より涌出し東南に流れて、酒匂川に合す、○瀬戸堰 川村山北瀬戸堰の分派なり、幅九尺、西方より沃で村瀬川に合す、○岩流瀬堰 村西より東方に沃ぐ、幅九尺より二間に及ぶ、

○第六天社 村の鎮守、神體は鏡面に觀音の像を鑄出す例祭八月九日、拜殿・幣殿あり、村持、下同、又奥・院と號する小社あり、祭神詳ならず、△神樂殿 ○鶯鷹權現社

○諏訪社 ○御嶽社 ○山王社三 ○稻荷社 ○神明社四 二は土人傳へて權現とのみ唱ふ、延享・明和の棟札に神明社と記せり、○山神社五 一は香集寺持、建、開山高嶺、本寺六世、寛永十六年正月七日寂、本尊如意輪觀音を置、長三寸二分、行基作是本寺往古小堂たりし時の本尊なり、△山王社 ○華藏院 清

一は華藏院持、餘は村持、○愛宕社 香集寺持、○香集寺 如意山と號す、曹洞宗、足柄下郡久野、應仁元年、僧永相長享年二、此地にありし觀音堂に寄宿し、遂に其幽邃を愛して、堂宇を起立す、寺後に懸泉あるをもて、一滴庵と號し、如意輪觀音を安ずるを以て、後此像は、宗福寺に移し、所藏禪林類聚、開山永相が自

文は下寺寶の、天文二年正月九日寂、本山の末寺自觀、跡條に註記す、其後僧宗孝、月九日寂、今陸田なり、青松寺跡詳ならず、の兩寺を配して、此一寺となし、今の寺號に收むと云、故に相を開山第一祖とし、孝を再興開山と稱す、本尊釋迦を安ぜり、又地藏を置、長六寸五分、行基作、

【寺寶】 禪林類聚二十卷 三本缺佚す、開山永相が書寫せし物なり、同く奥書あり、曰、楊州雅熙禪寺住持嗣祖比丘道泰、天寧禪寺首座比丘智境集、貞治六年丁未解制日韓緣僧希果刊于京臨寺、余應仁元丁亥年、貞不圖此地來詣、見有少堂、拜如意輪觀音像、殊勝境地也、依築小宇、用觀音號如意山一滴庵住居、予宗楞嗣法、無方書、按ずるに、無方は永相が號なり

△鐘樓 鐘は天保四年の鑄造なり、享保八年再鑄の銘を新に鑄造せし時の願△白山社 △愛宕社 △禪堂 △衆寮 ○宗福寺 山王山と號す、前寺末、天正十五年の創

建、開山高嶺、本寺六世、寛永十六年正月七日寂、本尊如意輪觀音を置、長三寸二分、行基作是本寺往古小堂たりし時の本尊なり、△山王社 ○華藏院 清榮山十林寺と號す、古義眞言宗、金子村最明寺末、寺地往古は川村岸般若院の邊、幕所の前小如今に、にありしが、明應元年、住職隆賢村内に移して再興す、當時の地所詳ならず、故に賢を中興開山とす、明應九年三月廿日寂す、其後正徳二年、洪水の爲に境内荒亡せしにより、官に請て又今の地に移せしと云、其時の文書今に藏せり、曰、右境内水入沙埋候に付、先達而頼之通申渡候、右御林之内、寺地引替被下候地に有之立木之儀、寺建候場所之分者伐取、直に華藏院へ被下之候、殘分者、爲風除其儘差置、伊奈半左衛門方に而吟味之上、木數帳面に印置、華藏院へ御預に罷成候事、只今迄之華藏院寺地に有之立木之分者、寺建候入用に、華藏院へ伐取申寄に候之事、右之通相心得、伊奈半左衛門へ可申談候、六月十八日、標書、相州、本尊不動、長二尺五寸、左右二童子を置、長各一運慶、智證作、左右二童子を置、尺五寸△十王堂 舊は村の東南にありしを、後境内に移せしと云、舊地今に存せり、△鐘樓 鐘は明和八年の鑄造なり、○金體寺 西蓮山向原院と號す、淨土宗、足柄下郡矢作村春光院末、寛永十二年の草創、僧吟道を開山とす、本尊彌陀を安ず、○藥師堂 村持、下司、○地藏堂 ○不動堂

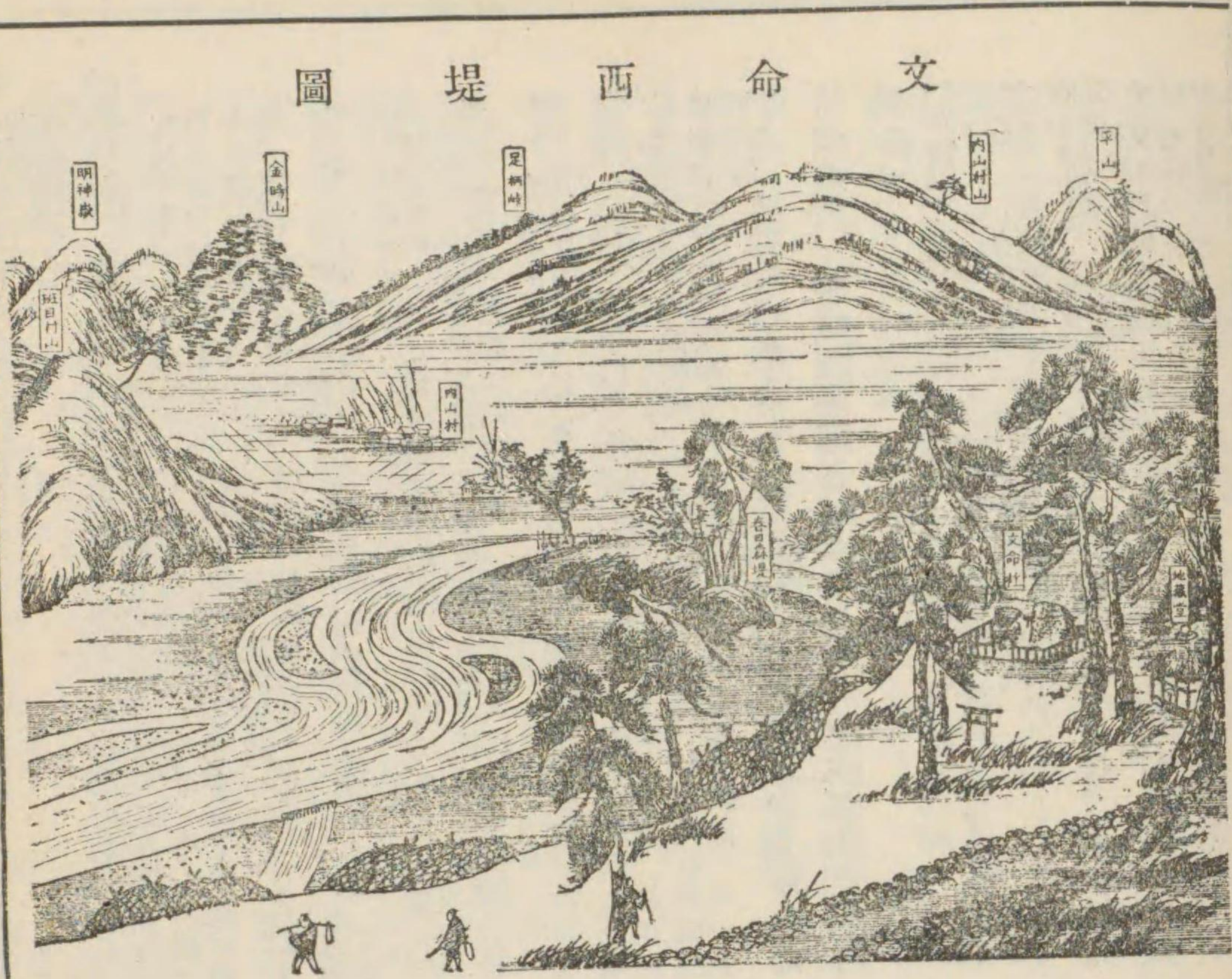
○舊家孫右衛門 向原を氏とす、金子村最明寺の傳に、同寺の檀家にて、往古の代官向原某が子孫と云、是に據ば、湯觸村熊野社、天文廿二年の棟札に、代官向原式部丞政秀、天正十六年の棟札に、代官向原山城守とある者、其祖先なるべし、又最明寺藏、天正三年の文書にも、代官向原と見えたり、

○川村岸 加波牟 江戸より行程二十三里三十町、當村も古は河村郷を唱ふ、事は前村 戸數百六十、數内神事舞大東

西二十五町許南北二十町許、東、川村向原及酒匂川を隔、班二村、南、同川を限、班目、怒、目村、西、同川に限、平山、内山田、小市三村、北、川村山北、村内小名柏坂宿に、毎年十二月廿六日、年の市立り、今大久保加賀守忠貞領す、領主の遷同、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則紀せり、村内蜜柑を産す、農隙には箕・策・篩等を作て餘業とす、篩は當村に出す物を殊に勝れりとす、飛地川村向原、七段、川村山北、八畝許、兩村内にあり、村の申程に川村御關所道係れり、間、幅二

○小名 △柏坂宿 △越地知 △湯坂 案ずるに、梅松論、細川四郎入道義阿、湯治の爲にとて、相模川村山に有云々と見ゆ、當所も往古は温泉湧出せしと云へば、この所を云へるにや、又中川村にも、湯河原と唱ふる所あれば、彼所なるにや、今よりは一決しがたし △南原 見拾地な十五戸此

△班目 △日向



新編相模國風土記稿卷之十六 村里部 足柄上郡卷之五

○山 ○丸山 東北村境にあり、當時室、○淺間山 北方村境に

町、○猫山 西北にあり、高十三町許、此山上に古城跡あり、許、川村山北入會の地に唱ふ、新田義興の城跡と傳ふ、爰はに屬す、故に事は彼村の條に詳載す、等の名あり、中に就て丸山に領主の松林あり、當村及び川村向原、川村

○酒匂川 西方より東に繞りて、村境を流る、幅百六十川岸に水除の柵を設く、町餘、三所に土橋を架せり、各長二

○岩流瀨堰 西堤下にて、酒匂川の水を引入、東流して、川村向原に沃ぐ、間、○瀬戸堰 北隣川村山北より

土中を掘貫て、村内に通じ、淺間山下の邊に流出して田間に沃ぐ、○文命堤 酒匂川にあり、舊は岩流瀨大口堤と云、享保十一年、酒匂川水防のため、田中丘隅右衛門が官命を奉じて築く所なり、馬踏十二間、敷二、堤上に禹王の廟を建、故に文命と名づく、當村なるを西堤と號し、對岸班目村なるを東堤と號す、條に詳なり、其他二所に石堤を築く、一は字田淵、一は小名日向にあり、高一丈、馬踏五間、敷八間、

○八幡宮 村の鎮守、本地佛三尊彌陀を安す、三年に一度祭祀を行ふ、祭日は八月十五日、往古は城山に在し

を、後年此地日月宮の社地に移せしなりと云、今村民所藏の古圖あり、併せ見べし、に據れば初河村城内山北の屬、にあり、後梵天山湯坂の東方に當れり、下に遷し、其後今の地に移せしと見え拜殿・幣殿あり、村民持、△末社 日月宮と云、○神明社三 一は般若院持、寛文十年住僧有再建す、餘は村民持、○山王社四 一は報身寺持、餘は村民持なり、その内栢坂宿にある社は寛永中の新建にて、當時の神鏡を神體とす、村民利右衛門徑六寸三分、中央に神體を鑄出し、銘あり曰、奉新建立、山王七社之權現御正體一面、并御社一字、成就之所、寛永九壬申年卯月吉祥日、相州足上郡川村 ○山神社二 一は神郷、大願主岡部佐渡守吉秀敬白、○山神社二 一は神事舞大夫片山兵庫持、一は村民持、○諏訪社 村民持下同 ○稻荷社三 ○社宮神社二 ○子神社 ○第六天社二 ○日月宮 ○天神社 寛文十年再建、般若院持、下同、○淺間社 正保四年再興す、拜殿あり、○文命社 石祠なり、水土大禹神文命宮、享保十一年丙午夏四月、奉ニ官命一田中丘隅欽立と彫れり、傍に一碑を建つ、標して文命西堤碑と云、隄、今改名曰文命隄、丘隅欽官命來修之肇建神馬祠、因以名之、事詳東碑、其賜官庫金二十兩、其華栽桃李、其果植梨栗以爲歲時祭祀資也、乃令曰、百爾子弟搏土運石歲以爲例、補罅漏而賽神、勉旃勿怠、遂勒石謹告諸千歲、享保十一年丙午夏五月二十五日、武

藏國川崎田
中丘隅立、

○般若院 室生山

往古は惠華山と號せり、是文殊を安ずるが故なる由、緣起に見ゆ、又村民所藏の古圖には、字一山と記せり、中頃はしか唱へしなり、今の山號に改しは、天正八年にて、是は中川村の室生明神社を當院の後に山に移せしより、名づくと云へり、後明神社は、川村山北に移せり、今既に彼地にあり、智積寺と號す古義眞言宗、金子村最、開基は河村山城守秀高と云、緣起ゆ、往古川村郷、當院舊は小名湯坂の邊にあり、後今の領主たり、村民所藏の古圖に載する所、彼村中興開山日地に移せり、の條に縮圖あり、併せ見るべし、中興開山日圓、文明十八年八月五日寂す、中古松田尾張守憲秀郷中を領せし頃、當院を祈願所とし、寺領五貫文を寄附す、正保四年の寺張守川村中を拜領被成、岸村御屋形を被稱、般若院を祈願所に被仰付、五貫文の寺領を被下、御手形を給り候處、五ヶ年前焼、文殊を本尊とし、愛染法作、を置く、墓所の前小畑の所、華藏院屋鋪と唱ふ、是川村向原華藏院の舊地なり、

【寺寶】 △冑一劔

兇劔にして、鍔は紅白萌黃の糸華經一部が追福の爲、寄附する所なり、

△稻荷社 △鐘樓

延寶六年鑄造の鐘を掛、△川村彌左衛門勝興墓碑 後丘にあり、碑隱に川村氏累代の姓名小傳を刻す、勝興が男、權七一吉父が追福の爲、天

今は廢して其跡詳ならず、○河村四郎秀清屋鋪跡 村民所藏の古圖に載する所なり、圖中構内の間敷を記せば、北五十三間、堀深一丈三尺、幅二間、東西四十間、南北五十三間、今其遺跡を存せざれど、村南字堀内と唱ふる地是なりと云、或は田畑を墾闢し、或は村民の宅地とす、秀清は山城權守秀高の四男なり、秀清が事蹟は人小名湯坂宿、土佐屋鋪、小名湯坂の、等の名、彼圖に見ゆ、今猶其遺稱田間の字に存せり、又道本屋鋪蹟、牢獄跡、刑罪場蹟等、古圖中に見えたれど、今は蹤跡を失せり、

○舊家利右衛門 岡部を氏とす、古は大森を稱せしと云

某年、大森式部大輔に贈れる、上杉民部大輔顯定が書翰二通、一は九月廿五日、大森式部大輔顯定、華押、一は八月十四日、大森式部大輔顯定、華押、按ずるに、可詳は顯定が薙髮の號なり、上杉右馬頭憲房が書翰、正月廿日、大森式部大輔顯定、華押、を藏せり、是に據れば、曩祖は大森式部大輔の一族たりしにや、又永祿七年四月、南總白井城合戦に、蔭山新四郎に與へし、北條氏政の威狀をも藏せり、傳來の旨趣、何れの頃今の家號に改けん、今村内山王社神體の神鏡を藏せり、寛永九年の銘あり、願主岡部佐渡守吉英と彫れり、委は山王社の條、是此家の先祖なりと傳ふ、

和元年祖先の舊邑なるを以、當寺に碑を建と云、勝興は加藤左馬助嘉明、其子式部少輔明成に仕へ、大猷院殿御上洛の時、拜謁し奉れり、一吉は清揚院殿に仕へ續て文昭院殿潜邸の頃、奉仕せし人なり、以上碑陰の草創なり、開山開基傳、不動を本尊とす、○福生寺 得應山と號す、曹洞宗、川村向原香、天文四年の草創なり、開山良開、年七月廿六日寂す、本尊正觀音を置、△稻荷社 ○休岩寺 醫王山と號す、本寺前に、天正十年の草創にして、開山は孝順、年六月二日寂す、本尊藥師を安ず、△十王堂 ○報身寺 淨土宗、足柄下郡矢作、十年の草創、開山は相吞と云、阿彌陀を本尊とす、○藥師堂 本尊行基作、長二尺、脇立日光月光も同作なり、各長八、東光院持、○地藏堂 文命堤上にあり、村持、○塚 小名越地の邊にあり、按ずるに、村民所藏の古圖に蛇塚とある即此塚の舊名なり、蛇塚の名義は、古圖に縮圖あり、併せ見るべし、今は纔に小塚を存す、古は塚の傍に池あり、今は亡す、又彼古圖に載する所、淺間山下に念佛塚と唱ふるあり、其他古塚五六基、所々に散在せり、

○川村山北

加波幸良、江戸より行程二十四里餘、當村も古は河村郷を唱ふ、民戸百九十二、東西一里四町半餘、東、川村向原、南北里數詳ならず、南、川村岸及び酒匂川を西、都夫良野村、南北里數詳ならず、隔平山村、北は重疊たる山岳を隔て皆瀬川村に隣る、故に其里數量り難し、凡居村の際、表五町許なり、今大久保加賀守忠眞領す、領主の沿革は、檢地は萬治三年、稻葉美濃守正則改む、飛地川村向原に四所、一は五段三畝、一は九畝十一歩、一及び川村岸に三町一段あり、東南より西に亘りて、川村御關所道、或は奥山家道、係れり、

- 小名 △宮地 △堀合 △杉木 △田屋鋪 △臺 △萩原 △馬場 △鶴野 △清水 △萬隨 △堂山 △上野 △堀込
- 山 東南北の三方に連なる、向山、北にあ、淺間山、南に丸山、東南村境にあり、古は、等の稱呼あり、又淺間山と丸山の間に三路あり、大祭神時と云、登四十、○林三一 は丸山にあり、松林なり、當村及び川村向原、川村、一は西方にて雜木及び竹林、一は西南にあり、領主の林なり、○酒匂川 村の西南を流る、幅五十、岸邊に石碑あり、是元文二年建、面に寶永六年皆瀬川掘替及び享保中用水堰を疎鑿せし事を標す、○皆瀬川 村北より南に流

て、直に酒匂川に合す、幅三十間、舊は村の中央を流れしに寶永六年官命を下され、掘改らる、舊地は今古川跡と唱へ水田とす、○澤 字板橋澤と云、幅四間、村北より流れて、酒匂川に合す、

○瀬戸堰 西隣都夫良野村にて、酒匂川を分水し、土中を掘貫て、村内に通ず、當村は高低不同の地故或は掛樋を設け、或は土中を掘貫て、水利を辨ず、是を三ヶ村堰とも唱ふ、當村及び川村向原・川村岸三村の用水なるが故なり、流末は南隣川村岸に沃ぐ、

○御關所 西方にあり、川村御關所と云、奥山家及び駿州への往來なり、小田原領主の預る所にして、警衛の士番頭一人、定番二人、を置けり、建置の年代詳ならず、

○室生明神社 鎮守とす、神體三座を置、按ずるに、川村は室生明神は、大和國室生山の眷屬たり、般若院現住了智勸請すと記せり、始中川村に在しを、其舊地今猶存せり、天正八年、川村岸般若院の後、丸山に移し、

其後當所天神の社地に移せしと云、例祭九月廿九日、流鏑馬あり、中川・神繩二村より隔年二的板拜殿・幣殿ありの料を納むるを例とす、又相撲を興行す、

村持、△末社 天神地主神、矢倉明神合祀、稻荷天王、○姥神社、村民持、下同、○神明社二、○吾妻社、○子神社三、○山王社、○御嶽社二、○第六天社三

○稻荷社六、○石神社三、○若宮社、○山神社三一、は盛翁寺持、餘は村民持、

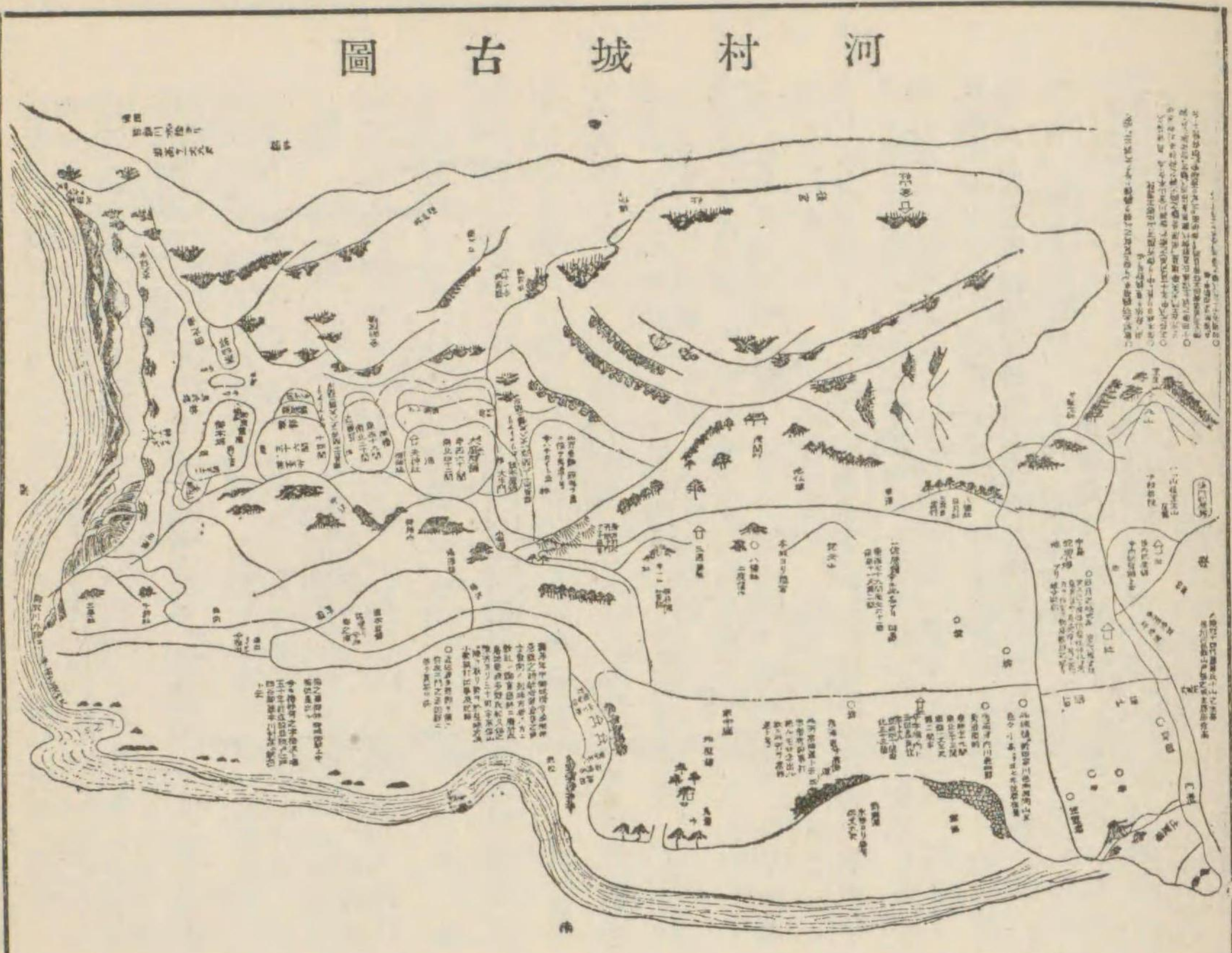
○種徳寺 玉鳳山と號す、曹洞宗、川村向原香、本寺三世、佛覺大弘禪師と謚す、永正九年草創、開山は天光、

○盛翁寺 廣澤山と號す、本寺前に、天文元年僧天光、本寺即前寺開、初て村内酒匂川の邊、字八町河、に庵を營み、竹溪と號す、住持する事數年、後住僧關錮、小名萩原に遷して一寺となし、今の寺號を稱す、寶永五年、水殃に罹り、諸堂流失せしかば、又爰に移して再建せしと云、

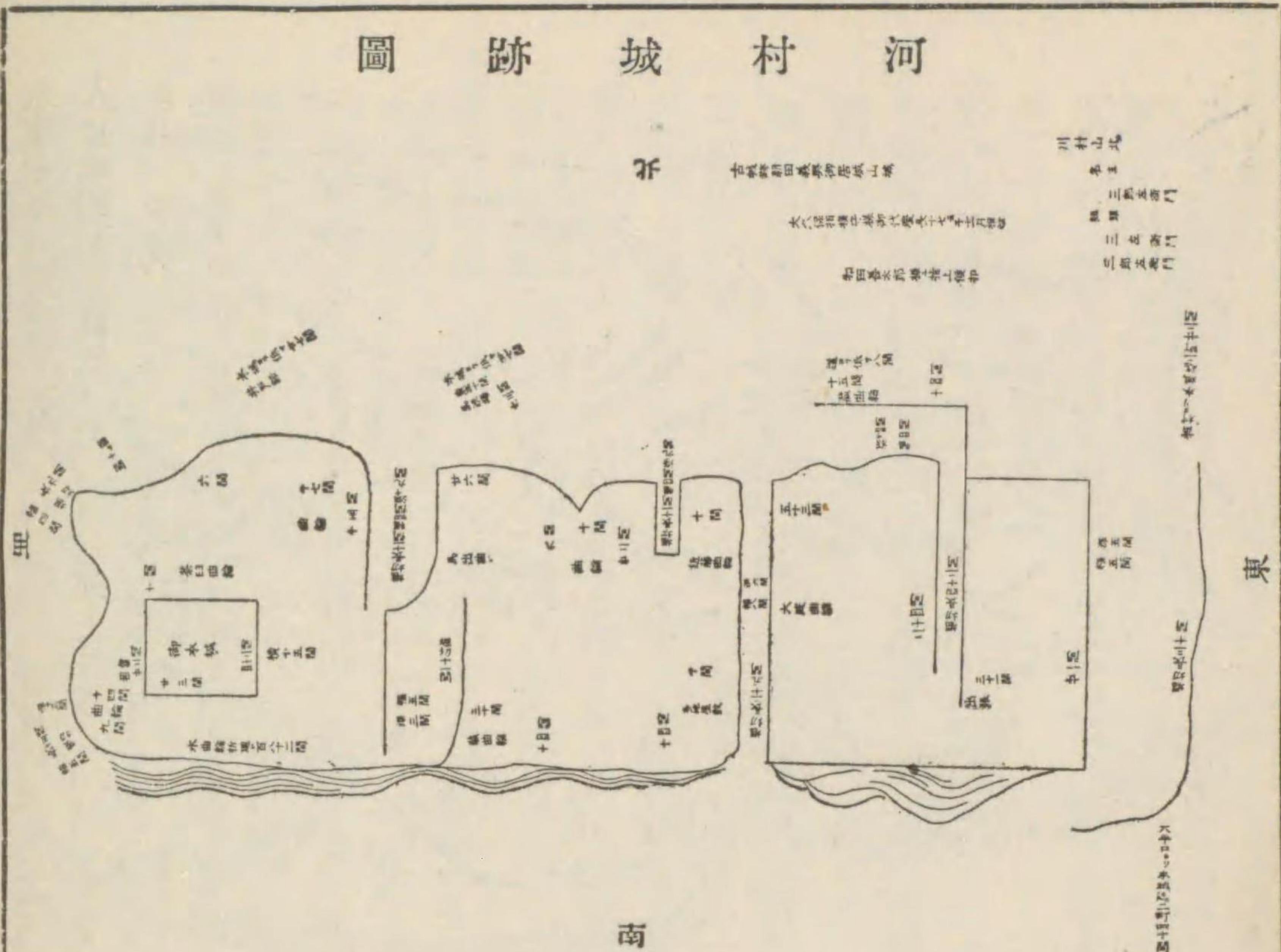
此事延享三年の棟札に記せり、本尊釋迦を安ず、△鐘樓、安永五年鑄造の鐘を掛く、△天神社、△稻荷社、○成就院、北立山澤龍寺と號す、古義眞言宗、金子村最、本尊不動を置、中興開山賢須、天文十二年三、△地藏堂、△辨天社、△山神社、○觀音堂、正觀音を置、種徳寺持、○地藏堂盛翁寺持、

○河村城跡 村南淺間山の續なり、南隣川村岸にては、猫字せ、往古は戸張城とも云へり、圖に載する所、其地域

西北は當村落にして、村落より本城跡迄、東南は川村岸に接し、就中東方大手の方は、彼村の屬地たり、其所より凡二町四十間許と云、山下を臨めば、酒匂川帶の如く西南を繞りて流る、今猶本城跡十間餘、及び本城曲輪、廻凡六十曲輪、廻凡四十、北曲輪、廻凡六十、茶臼曲輪、廻凡三十、曲輪、間許、藏曲輪、廻凡六十、近藤曲輪、廻凡八十、水曲輪、廻凡四百、大庭曲輪、廻凡百六、同出張、廻凡百、多地屋鋪、廻凡四十、馬洗場、廻同、跡等の遺稱を存せり、其他堀切跡と呼べる地、所々にあり、皆開墾して山畑、川村岸と入となせり、川村岸民所藏の古圖及び村民所藏慶長十七年改の城跡圖を閱するに、當時の結構を想像するに足れり、共に縮圖を模出して考據に備ふ、委しき事は圖に就て視るべし、往古は河村山城守秀高が居城たり、川村岸民所藏の古圖による、其三男三郎義秀、治承四年十月、一旦河村郷の所領を沒收せられ、建久元年九月、舊領に復せし事、【東鑑】に見えたるは、村向原條に詳載せり、義秀も續て當城に居城せしと識らる、土俗は傳へて、新田左兵衛佐義興の居城たりしと云、されど當時猶河村氏の持にして、文和元年小手差原合戦の後、三月河村黨



河村城跡圖



の勧めに任せ、義興脇屋左衛門佐義治と共に、鎌倉を
落て、暫當城に籠りしなり、【太平記】曰、新田左兵衛佐
義興、脇屋左衛門佐義治は
尙鎌倉におはしけるが、將軍八ヶ國の勢を率して、鎌倉に寄
給ふ由、聞えければ、義興も義治も只此にて討死せんと宣ひ
けるを、松田河村の者共、某等が所領の内、究竟の深山候へば、
只夫へ先引籠らせ給ひ、諸國の兵を集てこそ、重て合戦も候
はめと、強て申ければ、義興・義治諸共に、三月四日、鎌倉を
引て、松田・河村・酒匂已下、六千餘騎の勢を率して、國府津
山の奥に籠りける、按ずるに、足柄上郡に、國府津村ある
のみ、國府津山と云へるは、考ふる所なし、奥と云に據れば、
必此邊を斥せるなり、既に【太平記】此條の目に、義興義治
籠河村城事と題したれば、論ずべからず、【又諸國廢城考】に
は、直ちに此時義興・義治當城に籠ると記せり、かくて同月十五日、足利尊氏發
向ありて、合戦あり、古證文曰、三富彌四郎元胤申軍忠
事、去年將軍家御下向候時、海道
供奉事、同廿八日小手指原、武州御下向之間御供仕、同廿日
金井原、同廿八日小手指原、兩度合戦に致忠節事、今月八日
相模國御發向之間御供仕、同十五日、河村城御向之時、致合
戰事、云々、右條々手柄忠勤之上者、早下賜御判、爲備後證言上
元件、觀應三年三月十六日、華押、按ずるに、故年文和と改
元あり、又管領記には、四月八日、將軍鎌倉に入給ひ、河村の
城へ人數を遣し責られけれども、山險して苦
滑かに人馬の足の立べき處もなしと記せり、義興・義治猶
當城に依り居しが、翌る二年、竟に又此城をも没落せ
り、【太平記】曰、新田左兵衛佐義興、脇屋左衛門佐義治、俱
に相模河村城を落て、何くに在とも聞えざりしかば、東
國心安く成て、將軍尊氏卿上洛し給、按ずるに、流布印本は、
是を三年に係く、參考本に據るに、二年とするもの是なり、

永享十年八月足利持氏、上杉安房守憲實に逼りし時、家
人長尾新四郎實景、大石源三郎重仲等、此城に籠るべ
き由、憲實を諫む、【東亂記】八月十六日、軍勢山内へ可押
き由、憲實を諫む、寄由、聞えければ、憲實大に驚きける
所に、長尾新四郎實景、大石源三郎重仲申けるは、頼て討人
を被向暗々と御損命は一定也、御分國へ御下向有て、無科旨
再三歎き御覽候へかし、相州河村館へ御開き候に候、若きも
なく御自害候は、各我等雜人等が手に懸り、あさましき死な
すべき事必定せり、同く死せん命を、御馬廻と打合、暗なる
討死すべきぞや、各大藏邊へ打出、屍を曝べき由申ければ、
憲實聞召、某自害したりとも、各さ様に有んには、憲實が惡
名未代迄通れ難し、さらば今宵鎌倉を開くべし、さり乍河村
は分國豆州の境なり、河村にては不得、明應の頃は、大森氏
申開、上州へ下向すべしと打立ける、明應の頃は、大森氏
の持城となり、同四年北條新九郎入道早雲の爲に居城
小田原を陥れられし時、當城も同じく落去し、是より
北條氏の持となれり、按ずるに此頃迄も猶河村秀高の
子孫連綿して、北條氏に屬し、當城に住せしにや、當
時其裔中務秀勝爰に在住し、享祿已前三州欠城に移り
し事、川村岸般若院川村氏碑銘に見えたり、曰、秀勝累
川村城、後移三州、居欠城號欠中書近岡崎、故又移小島、清
康在岡崎、攻吉田牧野傳藏時、公軍殿之有武功、則賜感狀、
味方ケ原一戰時、有武
功、家康公賜感狀、其後某年九月、北條氏令して、當城
修理の役夫を、高座郡田名村に課せし事あり、田名村
文書曰、河村御城普請未熟之間、人足四人御雇候、來晦日古城
へ相集、朔日早天より二日迄、兩日可致普請、兩日之雇賃百

六十文、米を以於古城、安藤源左衛門代前より可請取
之者也、仍如件、未九月廿六日、田名百姓中、虎朱印、後廢
せし年代詳ならず、

○皆瀬川村 美奈世加 江戸より行程二十五里餘、當村も古
は川村郷に屬せり、小名深澤金山權現の神鏡、正長三年
するに、正保・元祿の國圖には、川村之内と傍記あり、民
戸九十四、東西二里許南北二里十八町、東、虫澤、川村向
山市場二村、南、川村山北、都夫良野二村、北、支倉、神繩二村、當
村山間に散居すれば、廣狹經緯四隣等詳に辨じ難し、只其大略
を擧、今大久保加賀守忠貞領す、古領主の遷替
年、稻葉美濃守正則糺す、村南に川村御關所道係れり、
幅六
尺、

○小名 △人遠 比止
湯ヶ澤 △高杉 △八町 △鍛冶屋敷 △深澤 △市間 △
○山 當村の四方皆連山なれども、各無名なり、○皆瀬
川 東北の山々より出て、村東を流れ、東南の方川村
山北に達す、幅十間、平 ○澤九 一は枋谷澤と唱へ、
西の方山々より出、一は澤山澤と唱へ、西方の山々よ
り出、中央を歴て南流し、枋谷澤と合す、一は平僧澤
一はくらみ澤、一は一ノ澤、一は北ノ澤、一は矢取澤
一は板取澤と唱へ、共に北方の山々より出づ、一は椋
山澤と唱へ、東の方川村向原塚より入、此澤々の流末

各皆瀬川に合す。

○神明社 村の鎮守なり、里俗高杉大神宮と呼べり、内宮を安ず、内宮の神體銅鏡の内佛像二體鑄出せり、外宮の神體神鏡像鑄出なし、共に無銘なれども、古色にして近代の物と見えず、例祭八月十六日、山神を相殿とす、村持、下同

○金山社二 内一は正長三年の銅鏡を神體とす、徑一尺、佛像七體并に日月を鑄出せり、裏に正長三年の銘あり、按ずるに、正長三年と彫れども、正長は元年の銘にして、翌年九月既に永享と改元あれば、今年は永享二年に當れり、全く年號を誤れるなるべし、

○子神社四

○第六天社二

○愛宕社

○祝

○山王社

神體銅鏡、寸八

分、中に座像あり、○稻荷社

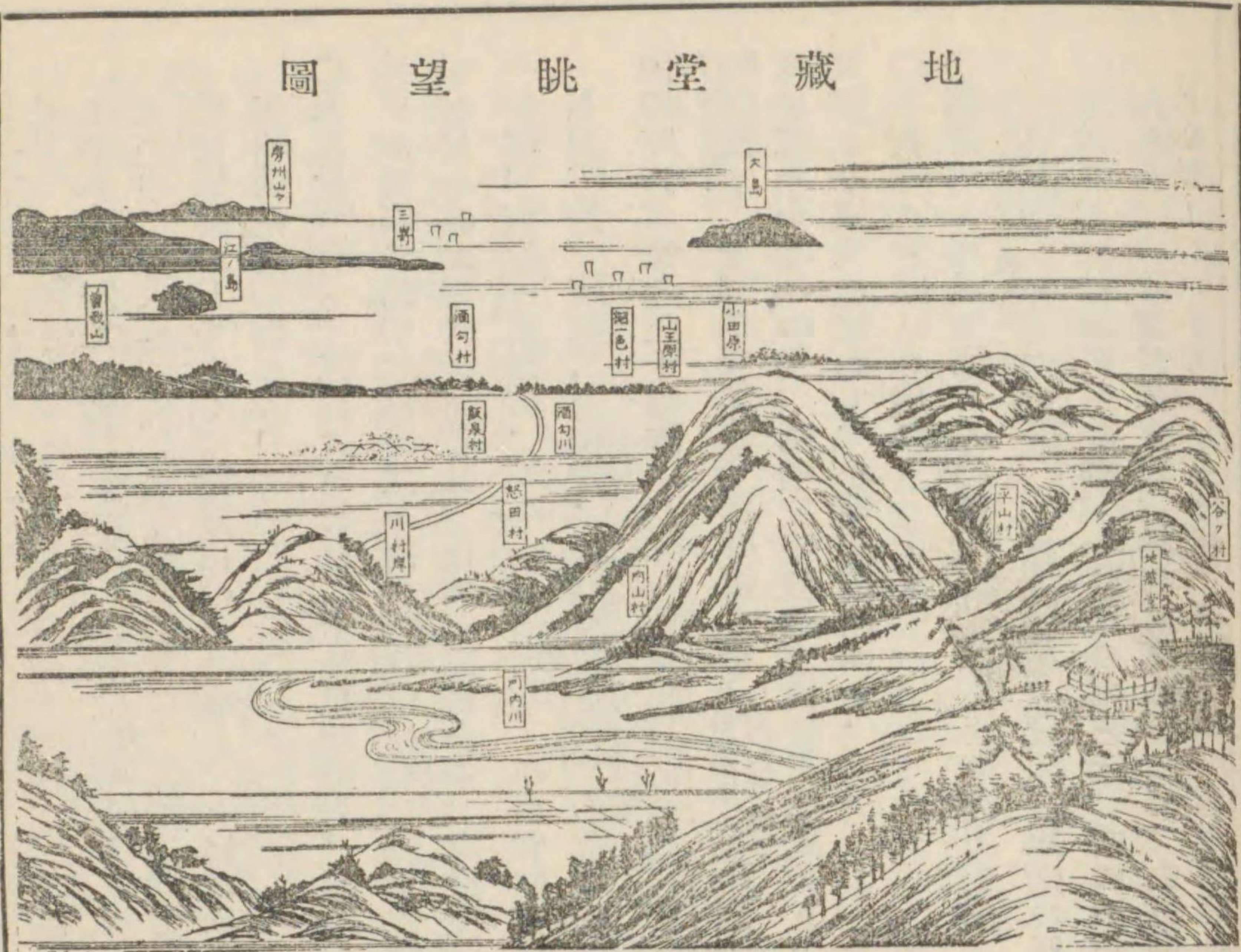
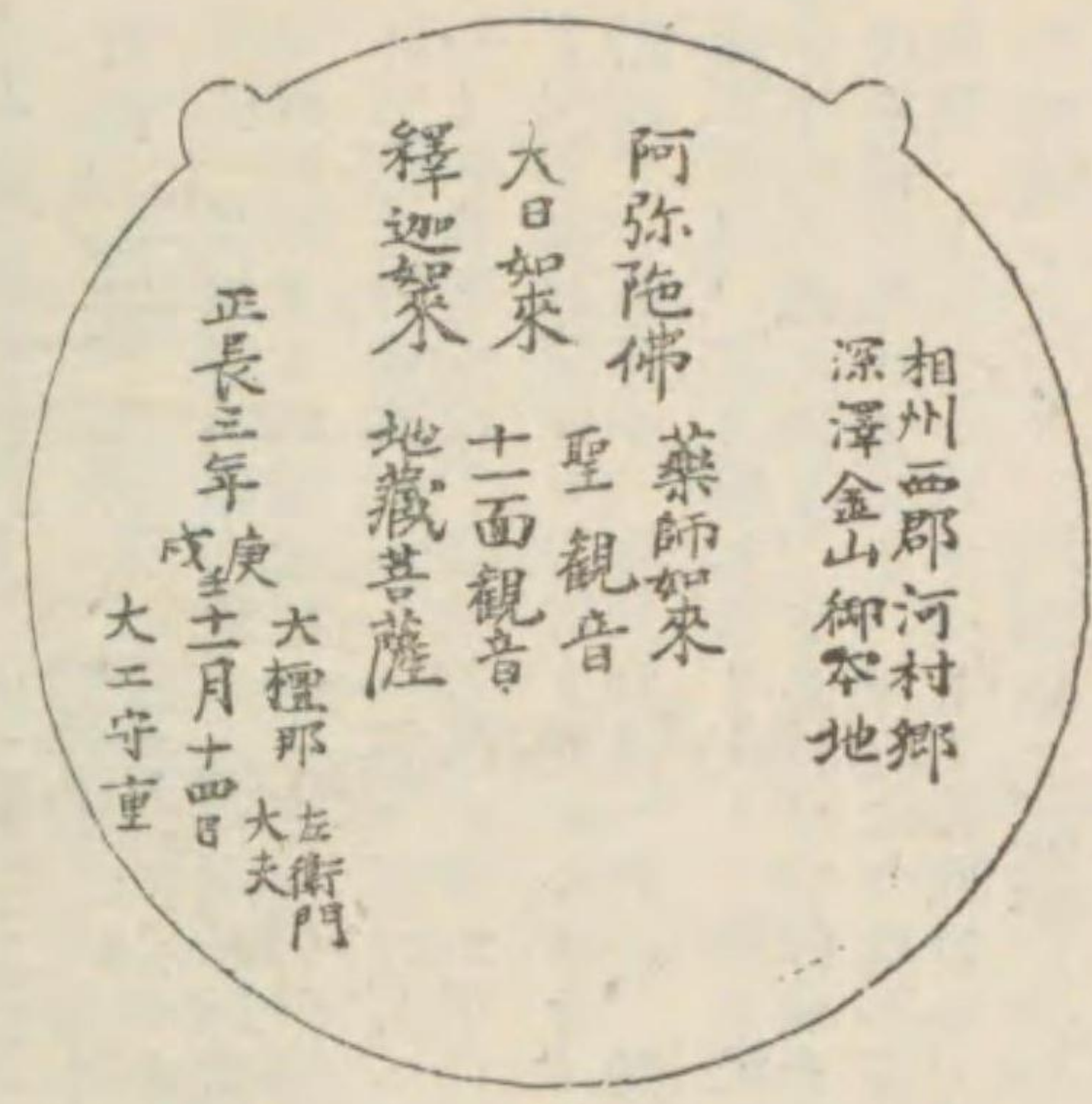
○藥師堂 本尊

の外に地藏を置く、小名人遠にありしを、今假に安すと云、

○地藏堂二

一

は破壊して、今は藥師堂に置けり、○不動堂



新編相模國風土記稿卷之十六 村里部 足柄上郡卷之五

○都夫良野村 津不羅 江戶より行程廿五里半許、當村も往古は川村郷を唱へり、正保・元祿の二圖に、傍記を加へし事、前村に同じ、民戸二十七、東西廿五町半餘、南北十四町許、酒匂川を隔平山村、北、皆瀬川村、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替、檢地は萬治二年、稻葉美濃守正則糾せり、村内に奥山家道田原道と云、係れり、幅四尺、

○小名 △小畑 元祿の國圖には、當村の

上瀬戸 △下瀬戸 △駒ノ子 △平松

○朽谷山 村北にあり、此外無名の山多く連れり、○林

あり、高六十、土俗傳へて鐘ヶ塚と唱へ、戰國の間相圖

の鐘を撞し處と云、按ずるに、北條氏割據の頃、駿甲の入

防がしむ、此塚も其頃相圖の

爲に鐘を掛置し處ならん、○酒匂川 南を流れ、東西

に達す、幅七十、河涯に蛇籠を偃て水除とす、村南宇古

畑尻にて此河水を堰分け、東方に延て、川村山北境土

中を掘貫て彼村に通ず、川村用水堰と云、即瀬戸堰の水

原なり、當村にては用水とせず、○澤四 一は朽谷澤

と唱ふ、西北の方小名小畑より、東北の方川村山北界

に達す、一は竹ノ澤、一は瀬戸ノ澤、一は砂場澤と唱ふ、

各南方を流れて酒匂川に入、○第六天社 村の鎮守、

村民持、下同、○神明社 ○山神社 ○駒形社

○不動堂 ○地藏堂 此堂前より四望すれば西に富嶽・

鋸山、南に箱根・猪ノ鼻ヶ嶽・足柄峠等の山岳遙に聳

え、近くは谷ヶ平山・内山等の山々を眼下に望む、東方

には房州の浦々及び本州三浦三崎・江ノ島の地畝に見

え、近くは酒匂川の田間に曲流するを望めり、委しくは

縮圖に就て、言外の勝趣を想像すべし、

○櫻樹 村西奥山家道の北方陸田間にあり、樹邊を櫻平



と字す、此櫻老樹にして幹は朽て半身を存す、然れども猶八九尺許上は若枝を生じ、其枝より根を下して朽木の中に挿入、或は外を圍み地に至るもの數十條あり、花は單瓣にして白く、芳野山の花に等し、土民の傳に源頼朝植置し物と云、

○湯觸村 由不禮 江戸より行程二十五里廿町許、當村も古は河村郷に屬す、民戸二十四、本村九軒、小名用澤川西村と其地域犬牙する故、自然三區に分る、本村東西十五町、南北一里四町、東、都夫良野村、西、小名宮原東西一里四町許、南北二十町許、村、北山市場村、小名用澤東西四町許、南北三十町許、村、山間、山北、山市場、當四隣等詳に、今大久保加賀守忠貞領せり、古領主の辻替は地は寛永十七年の後、萬治三年稻葉美濃守正則紀せり、北境より東境に達して、小田原道係れり、

○小名 △宮原 △用澤
○酒匂川 南界を流る、○河内川 北方より西方を流る幅五十間、平水 ○澤五 一は湯觸澤と唱へ、東南の界を流れ、一は才井戸の澤、一は西の堀と云、共に酒匂川に入、一は諸戸澤と云、小名宮原の方にて、山市場村界の山より流出し、一は栃ノ木澤と云、小名用澤の

△神主山崎但馬 吉田家の配下なり、先祖神右衛門、天文廿二年の頃、神職となりしより世々其職にあり、
○駒形八幡宮 小名用澤の鎮守、山崎但馬持、下同、
○大室社 圓鏡徑六寸五分の中に神體を餘、長三寸、鑄出す、元祿十一年の銘あり、曰、相模國宮原村大室權現、元祿十一年十一月吉日、神主宮崎津嶋守、神主の傳に、古中川村大室權現社の神事を、此所にて執行すと、後其跡地なればとて、同社を祀ると云、

○子ノ神社
○地藏堂 石像を安ず、村持、堂邊に松樹あり、圍一丈五尺、此松樹尋常とは異にして、一葉なるが故、一葉松とも云、土民の傳に、元樹根に道祖神の石像を置しが、此樹の長生に隨ひ樹中に入て、今見えず、近き頃迄も纔に其形を見しと云者あり、故に里諺に道祖神の松と云、

○川西村 加波仁 舊は河村郷を唱へしが、蚤く其稱を失す、村名は郷の西方なるが故に此稱ありと識らる、寛永の頃は、今の小名峰已下七所、谷戸の名各區別して、惣名を川西村と唱へしと云、當村里正が所藏の割付に、峯已下の納高を記し、惣名川西村とあり、此書年代を記さざれど、八木次郎右衛門が出世し、正保の國圖に處なれば、寛永元年より九年迄の事と知べし、正保の國圖には川西の村名を載せず、嶺・透間・諸淵・大藏野等の四區に分拆し、各川村の内と記せり、按ずるに、此頃も四村の惣名を川西村と唱へし事は論なし

北方より流出、何れも河内川に入る、
○御嶽社 本村の鎮守、山崎但馬持、○熊野社 小名宮原の鎮守、神體圓鏡徑六寸の中に座像長二寸を鑄出す、寛永十八年の銘あり、曰、相州足上郡河村郷宮原村、于時寛永十八辛巳年四月吉日裏に大□□□左門、神主山崎木工、正右門代とあり、△末社 佐護神 岩屋の内に入り、社内に天文廿二年、天正十六年の棟札二枚あり、

大禮那小除光衛門介殿氏忠
奉造立相加河村三宮寺御宝殿一宇
天正十六年十二月其月五日
大禮那小除光衛門介殿氏忠
御遷宮道師 華藏院三藏
天正十六年十二月其月五日

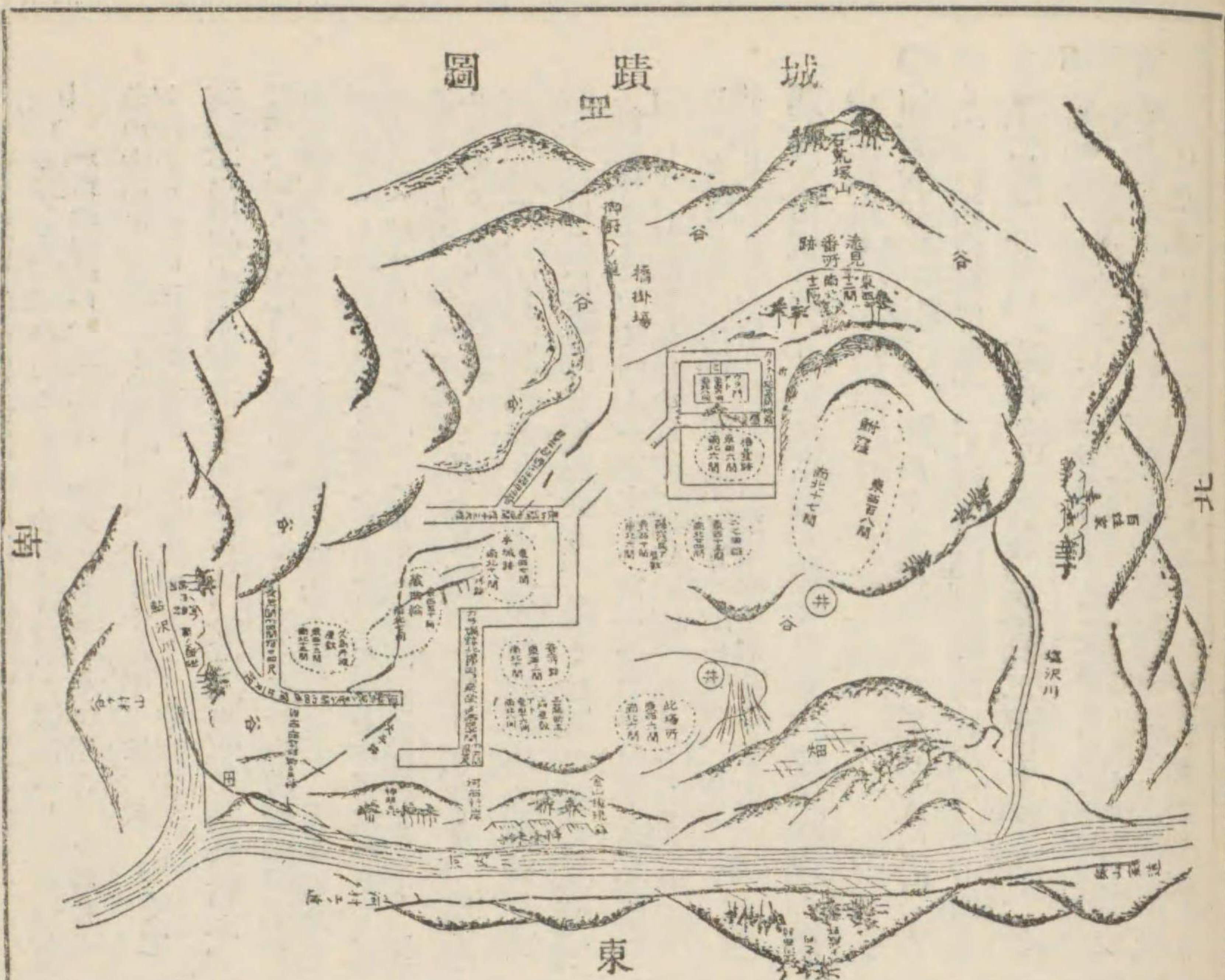
正保四年の割付にも、川西村の名を擧げ、川西の内峰村、諸淵村など記せり、元祿の國圖には、當村名を擧げ、猶區別の村名、嶺・透間・諸淵・大藏野、を別載し、川西の内と傍記せり、按ずるに、元圖川村の内とあれど、全く川西と書すべきを誤れる事論なし、然して今の如く各區別を唱へず、全く村内の小名となりしは、いつの頃にか、時代詳ならず、江戸より行程二十六里八町、民戸百三、東西一里十六町、南北一里十二町、東、湯觸・都・駿州駿東郡生土村、南、御厨川を隔本郡谷ヶ村、北、神繩・山市場二村に隣る、今大久保加賀守忠貞領す、古領主の遷替、領す、前村に同じ、檢地は萬治三年、稻葉美濃守正則紀せり、村の東より西方、駿州駿東郡生土村に通ず、に達する往還あり、幅五尺許川村御關所道と唱ふ、此道より小名大藏野にて、岐路を分つ、奥山家道幅六尺と云、

○小名 △峯 △透間 △諸淵 △嵐 △大藏野 △平山 △鹽澤 △谷戸
○山 東西北の三方に連れり、中に就て大野山、長方村境鉢ノ山、同方山續城山、西方にあり、頂上に新城高塚山、或は大塚山と云不老山、西北にあり、山伏嶽等の字あり、○河内川 村の中央を流れ、幅平均七御厨川に沃々、北岸に蛇籠を偃て水除とす、土橋間、十五及び竹橋二間、各長八架せり、○御厨川 或は藍澤川、里正が藏する古城蹟圖と

も云、西隣駿州駿東郡生土・小山二村の境より入、村南を流れ、幅三十間より六、巽方にて河内川と合し、夫より酒匂川と唱へ、東隣に達す、兩岸に蛇籠を偃て水除とす、橋一は長八間、一を架せり、○澤三 一は梅窪澤按ずるに、元祿圖に、と唱ふ、西の方駿州生土村の屬、堺も此名を載せたり、同、一は鹽澤川と唱ふ、西北の方不老山の邊より東に流れ、河内川に入、幅平均七、一は湯觸澤と唱ふ、東方にあり、幅四尺、許、此餘小澤多し、○不動瀧 村東小名嵐にあり、丈許直に酒匂川に入る、對岸谷ヶ川にては、是を姥瀧と唱ふ、此所西岸に女釜と唱ふる所あり、是は谷ヶ川なる男釜に對して名づけしなり、今は闕崩れて形を分たず、只名のみを存せり、

○金山社 本村小名峯の鎮守、神體銅鏡徑七分、の内に佛體を現す、村民持、○第六天社 小名大藏野の鎮守、石一顆を神體とす、相殿に山神を置、
 【神寶】 △猿田彦假面一枚 裏にいせき口と彫す、又元和九押あ、△鍵一筋 往古新城の城主より寄附せしと云傳ふれど、同、△劍一振 △刀一腰 行平の銘 △神馬の刻板一板

△神主鈴木大隅 吉田家の配下なり、先祖土佐と云者弘治元年神職となり、其後中絶し、元祿十年伊勢茂友が時舊に復し、今の大隅迄相續す、
 ○八幡社二 一は小名谷戸の鎮守、共に村民持、下同、
 ○熊野社二 一は小名諸淵の鎮守、山神を末社とす、一は小名平山の鎮守なり、○子ノ神社三 一は小名透間の鎮守、○神明社 山神を相殿とす、○第六天社二 一は水神山神荒神を末社とし、一は山神を相殿とす、
 ○稻荷社五 ○山神社五 ○水神社 ○飯綱社
 ○滿藏寺 寶積山と號す、臨濟宗、狩野村極樂寺末、當所本寺始祖佛滿【高僧傳】に、釋法折字大喜の舊跡たりし故、極樂寺開師道場の合戦に、昌恒勝利を得たり、二十八年、小田原籠城の時、遠山左衛門尉景政江戶より爰に來たりて守衛せ



新編相模國風土記稿卷之十六 村里部 足柄上郡卷之五

國府津村に東派にて、寺院號是と同稱の寺あり、只山號を須々女左幸と訓ずるのみ差へりとす、又當寺門外に一碑を建て、宗祖親鸞の舊跡、顯智附法の道場たる由を刻せしに據に、顯智は即國府津村眞樂寺の二世たれば、聊舊因の地たりしをもて、後世彼寺を擬建せしなるべし、今創建の年歴を傳へされど、里正西佐衛門が所藏の記方明細帳 開山學頓、寛永元年開建と記せしもの、最其實を得たりと云べし、本尊彌陀を安ず、○藥師堂 長光院持、

○新城跡 小名峯の西方山上、字城山にあり、遠山左衛門尉景政が居城たりしと傳ふれど、全北條氏の支城にて番兵を籠置たりと覺ゆ、某年二月、甲州郡内領より小田原へ兵糧運送の人馬、此邊を過る時、北條氏よりの券書 甲州郡内領平岡村民所藏文書曰、郡内平野より柁付來者月廿五日、新城當番へ、兵糧十五俵、可通者也、仍如件、戊二月廿五日、新城當番へ、に新城當番と記せしをもて證とすべし、永祿十二年、武田信玄の爲に、一旦落城せし事管領九代記に見えたり、其文中川村條又天正九年、武田勝頼此城を攻し事、寛永土屋譜に見ゆ、曰、土屋惣藏昌恒州の新城、同國足柄の城を攻る時、天正九年、勝頼相日兩度の合戦に、昌恒勝利を得たり、二十八年、小田原籠城の時、遠山左衛門尉景政江戶より爰に來たりて守衛せ

り、按ずるに、此故をもて、景政が居城とは傳へしなるべし

【武蹟譚】曰、矢倉澤に御番所あり、小田原より勤番なり

北の方山手に新庄の城蹟あり、天正十八年には、武

州江戸の遠山左衛門景政、此所に来たりて守衛す、かくて

東照宮甲州先方の士を向けられ、遂に當城を陥れ給ふ、

【關八州古戦録】曰、新庄の城には、遠山左衛門尉景政が手の

者共籠り居けるを、甲州先方の諸士を差向られ、是も亦雜人

併三十一人討取、實檢に備へしかば、大神君御喜悅ありて、

秀吉公へ達せられければ、三ヶ所の堡障、何の造作も無く、踏

潰されし事、物始に大幸

の至なりとて、感賞あり、是より廢城となりしなり、里正

が所藏に、古城蹟圖あり、本城及び郭跡等の形狀を詳

載すれば爰に縮圖を模出せり、委くは圖に就て見るべ

し、按ずるに、又同人の藏する、寛文十二年の村方明細帳に

も、城郭の間敷を擧ぐ、國中に記す所と互に異同ありて

是非を辨じ難ければ、姑く煩を省て鈔出せず、其形

状を見るに足れば、圖をのみ此に擧て考據に備ふ、今は墾

闢して山畑となり、又は雜木叢生して、纔に構堀の跡

のみ残り、

○山市場村 也満以知 江戸より行程廿六里三十町許、當

村も古は河村郷に屬す、正保・元祿の國圖には川村の内と

あり、民戸廿二、東西二十町餘、南北二里許、西、川西、神

繩二村、南、川西 今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替

村、北、皆瀬川村 今大久保加賀守忠眞領す、は前村に同じ

寛永十七年・萬治三年、稻葉美濃守正則檢地す、村の中央

を貫き、西山家より小田原へ出る道係れり、幅五

尺、

○山 向山 南方にあり、倉骨山 西方にあり、北下り山 東北に

此他無名の山連れり、○河内川 西南を流る、幅五十

此川岸三町許の際、水除の爲蛇籠を偃たり、○澤三

一はから澤と唱へ、東の方湯觸村境を流る、一は諸戸

澤と唱へ、南の方川西村堺を流る、一は西南の方河内

川向にて、倉骨山より湧出し、各河内川に合す、

○子神社 村の鎮守、圓石を神體とす、例祭九月 祭日定

村民持、下同、○山神社 ○神明社 ○第六天社

○地藏堂 村持、

○山 向山 南方にあり、倉骨山 西方にあり、北下り山 東北に

此他無名の山連れり、○河内川 西南を流る、幅五十

此川岸三町許の際、水除の爲蛇籠を偃たり、○澤三

一はから澤と唱へ、東の方湯觸村境を流る、一は諸戸

澤と唱へ、南の方川西村堺を流る、一は西南の方河内

川向にて、倉骨山より湧出し、各河内川に合す、

○子神社 村の鎮守、圓石を神體とす、例祭九月 祭日定

村民持、下同、○山神社 ○神明社 ○第六天社

○地藏堂 村持、

○神繩村 加美奈 元祿改定の國圖には神之繩村と書し、

川村之内と傍記す、江戸より行程二十七里許、當村も古

は河村郷に屬せり、民戸四十四、東西二十四町餘、南北

二十一町餘、東、山市場村、西、河内川に限世附、中川二村、南

今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替は 檢地は寛永十七

年・萬治三年、稻葉美濃守正則糺せり、新山三ヶ村 世附、中

より通ずる、小田原道三條係れり、幅各五六

尺許、

○小名 △田入 太乃 △日向 △日影 △尾崎

○城山 中川村山續きなり、城蹟 ○をそこ山 共に西方

○野嵐山 西北にあり、梨子倉山 北方山續きなり、○ほりきの澤

せしが今は其唱を失ふ、天正十八年四月、豊臣大閣より

出せし、近郷一紙の制札 中川村里 にも河村郷・よつく・中

川・黒藏、以上四ヶ所山作中と載せられたれば、此頃既に河村

郷の外として、郷名を唱へざりしと見ゆ、又正保・元祿の

國圖には此三ヶ村を川村の内と傍記せり、民戸五十六、

東西十二町餘、南北二町許、東、中川・神繩二村、西、甲州

及駿州堺、北、中川村及甲州郡内山堺、當村并以下二村とも、山

谷の間に散居すれば、經緯四隣等詳にしがたし、其大略を記す、

今大久保加賀守忠眞領す、替は前村に同じ、檢地は寛永

十七年、稻葉美濃守正則糺せり、南方に小田原道通す、

幅三尺、飛地玄倉村に一段六、あり、

○小名 △法ノ口 △洗濯 △上ノ庭 △中畑 △大野

○三國山 西南の方にあり、當國と駿甲三州の間に

棚奥、北の間にあり、○西 大嶽 南方にあり、此餘大

り、○世附川 西方山々より湧出する澤水、一流とな

り東南を流る、幅六間、板橋二、一は長五間、獨木橋五、長五

東北山續 山きなり、○大道祖神山 村の中央、其他東北の方總て

連山なり、○河内川 村北より入て、西方に至るまで

を玄倉川と唱ふ、其邊世附川合してより、此川名を得、西

南村境を流る、幅平均七、石堤あり、馬踏五、○中川 西

北より入て、玄倉川に合す、間許、二十五、○世附川 西方

より流れ入、直に玄倉川に合す、幅六間、○澤三 共

に東方の山々より湧出す、一は棚口澤と唱ふ、或は瀧口

一はこかの澤と唱へ、村の中央を流れて各河内川に落

合、一は米が澤と云、北方の山より出て玄倉川に入、

其餘小澤多し、

○頼政社 村の鎮守、神體木像、寸、長五、仲春季秋の望を祭

期とす、覆殿に第六天・姥神の二社を置、村民持、下同、

○子神社 一は稻荷を合祀す、○淺間社 ○天王社

○清龍寺 飛瀧山と號す、境内に瀧(高二間許) 臨濟宗、鎌

末、開山佛印、と號す、大永元年開建す、中興空谷、

寶永七年八月、本尊藥師、又地藏法の作と云、弘を安ず、

廿八日寂、○觀音堂 十一面觀音を安ず、清龍寺持、

△天満宮 ○觀音堂 十一面觀音を安ず、清龍寺持、

○世附村 與都久 江戸より行程二十八里、當村及び中川、

玄倉三村を新山三ヶ村と稱す、舊は三村共に河村郷に屬

合す、

○八幡宮 鎮守なり、例祭九月十五日、子神を相殿とす
村民持、下同、○子神社三 一は小名洗澤の鎮守にし

て、例祭九月十五日、八幡と隔年に執行す、○神明社
○山神社 ○白旗社 天狹魔王社 兩社共に村民私に

祀る所にして、他村にては此兩社を足澤權現と稱す、
○能安寺 通永山と號す、曹洞宗、川村向原香

建す、開山行翁、本寺五世、慶長六、元龜三年創
△白山社 ○阿彌陀堂二 村民持、下同、○藥師堂

○中川村波牟良 江戶より行程二十八里半、當村も舊は
河村郷を唱へしが、今其唱を失ふ、正保・元祿の國圖には

川村の内と傍記す、名義は川の中央に川あり、中川と唱
ふ、是を以て名附と云、民戸六十七、東西三町許、南北

一里七十町餘、東、玄倉村、西、世附村、南、神繩、世
氏の頃は、遠山左衛門尉景政近郷に居住し、兼て當村の

事を預り知りしと見えたり、村民所藏の記曰、小田原北條氏
直之御息所、左衛門佐殿は、甲

斐信玄公駿河今河義元を怖れ、川西畑峰に城郭を構、居住な
れ候時に、天正七年戊寅三月、川信玄公御領内、大窪村百姓

中川村へ夜討致し、佐藤藤左衛門其外四人の首を取、井伊賀女
房同娘共二人生捕、山路を差て逃行所、清右衛門九郎左衛門其

外七人にて追詰、右三人者共を取返す、其左衛門佐殿聞召れ
玄倉川迄御出馬なされ、名主因幡佐藤六郎右衛門、其外者共

御前に召寄せられ、夜討の 大久保加賀守忠貞領す、替は前村

城跡石垣の傍より湧出し中川に沃ぐ、○澤六 一は北
方深山の清水合して一流となり寶木澤と唱ふ、是中川

の上流なり、一は大嶽澤と云、北寄にあり、一は湯ノ
澤、一は棚澤と唱ふ、共に東方にありて中川に合す、

一は大俣澤と云、西方にありて世附村へ流る、一はほ
うぎやう澤と云、同邊にあり、此餘小澤多し、

○温泉 東方字湯河原と云所より湧出す、方三尺 効驗薄
く冷湯にて、浴に堪ず、村民瘡癩を療するに充るのみ

建武二年、細川四郎入道義阿、湯治の爲にとて、相模
川村山に有けると「梅松論」に載せたるは、當所を云へ

るにや、曰、建武二年、細川四郎入道義阿、湯治の爲にとて
是迄無爲に御上洛の由、使節を遣しけるに、我敵の中に在な

がら、一功を成ざらんも無念なり、存命せしめば、面々心許
なく思ふべし、所詮一命を奉り、思ふ事なく、子孫

合戦の忠を致さすべしとて、使の前にて自害す、又川村
山北に湯坂と唱ふる所も、舊温泉湧出せし所なりと云

へば、其地なるにや、今一定し難し、
○大室社二 一は村の鎮守、例祭九月廿日、相殿に八幡

山神を置、一は神木に杉大樹七圍あり、其に村民持、
下同、○御嶽社二 一は山神を合祀す、○神明社

○第六天神二 一は神木に杉三圍あり、○藏王權現社

に同、檢地は、寛永十七年・萬治三年の兩度、稻葉美濃守正
則糺せり、

○小名 △寶來澤波字伎 △大佛 △大小屋 △上野原
△小塚 △湯ノ澤 △やけす

○山 當村四圍總て山なり、中に就て西北の方甲州堺に
城ヶ尾と云へるあり、一に信玄屋鋪とも、信玄平とも

唱ふ、【甲斐國志】に見え、土人傳て村内小名上野原より、
津久井縣せんぬき邊への古道此地に在しと云、又甲州

道志村都留郡の山中を経て、當村に出る間道を、さか
せ古道と唱ふ、舊甲州より小田原に到る、捷徑なりと

云も、此邊の事なり、【甲斐國志】さかせ古道の條に、道志村
越て、相州西郡の内中川村に出る間道あり、此間凡二里半、古

小田原への通路なり云々、其下に少し平なる所を、信玄屋鋪
と云傳ふ、永祿中小田原へ責入時、信玄此道を通りし、山中

に宿陣ありしとなり、小田原への行程此道甚近し云々、又加
古坂の條にさかせ時に上り、嶺上を行二十町許にして、峰を

掘破し趾あり、堀切と云、峰を下りて相州に入、少し平地あり
附村に下る云々とも見えたり、此他菩提山、板小屋、等澤

など稱するあり、此山中の杉・檜・樺・樅・榎等の六樹
は猥りに伐る事を禁ず、○中川 北方の山間より出る

山水、會同して一流となり、村の中央を流る、土橋一
獨木橋六五間、を架せり、○清水 東南の方字城山古

○子神社四 二は山神を相殿とす、
○玄倉寺 海應山と號す、或説に、昔玄倉村に在しを、後此

寺傳もなく正し曹洞宗、川村向原香、天正年中の創建にて、
寺證迹なし、

開山蘭甫、本寺四世、天正十年十二月九日寂す、此僧
釋迦、○觀音堂 十一面千手の一體を置、村民持、

○室生明神社蹟 小名大佛下神繩村、城山にあり、昔明神
鎮座の地なりしが、後川村岸に移し、其後川村山北に遷

ると云、今も其因にて、室生社祭禮流鏑馬には、○湯ノ
澤城跡 小名湯ノ澤にあり、北條氏の支城にて、永祿

十二年十二月、武田信玄の爲に没落し、夫より廢城と
なれり、【鎌倉九代記】永祿十二年十二月、武田信玄蒲原城を

勝、北條方の兵多く亡びしかば、新城・湯ノ澤已下の城、大に
手こりし、一恠もせず、皆明渡す云々、【甲陽軍鑑】にも、新庄、

湯ノ澤等の城名、當城は松田新次郎康隆が守りし所なり、
里正が所藏の記に、其廣袤を詳載す、曰、松田新次郎殿

と申傳置候、東西へ十間、南北へ三十五間、西方尾傳堀長廿
間、横三間、北へ三百五十間程之たい御座候、南へ三百間程

の谷御座候、東は山口、山の尾傳本城より北に當り、澤水御
座候、是は百三年已前に、甲斐信玄と戦ひにて、零落仕候由

申傳候、本村より本城まで、道 ○古城跡 東南の方中
法十四町五十間御座候云々、
川の東岸にあり、城山と唱ふ、東西二十六間、西方に石

垣、高四尺、南方に、堀形長二十間許、遺れり、土人傳へて往古河村氏の持城と云、河村山城守秀高の氏族多く河村郷持城なる傍に第六天社あり、此他西北甲州堺に、城ヶ尾と唱ふる所あり、按ずるに、土人の傳に、新田義興鎌倉を落て、村内に城郭を構へしが、無勢にして保ち難く、當村の奥箒澤より山越して、甲州へ落しと云ひ、又村民所藏の記にも、昔義興鎌倉を遁れ、所々の山奥に潛みしと云は、村内城跡三所の内なるべしと記せしを以て考ふれば、蓋此城ヶ尾の地なるべきか、さては文和元年、義興須臾河村城に籠り、文和元年三月義興敗又尊氏に攻られ、翌二年何くともなく遁れし由、「大平記」に見えたり、委は川村山北河村城跡の條に録す、夫より移りて此所に潛みしが、猶保ち難く、直ちに甲州に遁れしなるべし、又按ずるに、此城ヶ尾を字して、信玄屋鋪とも唱へ、永祿十二年、武田信玄此所に宿陣せし地なりとも傳ふれば、當時信玄も此邊に堡障など構へしにや、又南方小名大佛下にも城山と唱ふるあり、是も舊き出城の蹤跡にて、鎌倉九代記に、新庄・足柄・湯ノ澤、已下九ヶ所の城と載せ、永祿十二年、信玄の爲に落去せし、其一なるべし、永祿十二年十二月の條に曰、此頃新庄・足柄・湯ノ澤已下九ヶ

所の城は、皆信玄に開渡し云々、
 ○舊家市平 湯川氏なり、先祖を因幡と云、寛永八年死、家藏の記に據ば、往古より村内に居住して、里正たり、天正七年三月、甲州大窪村八代郡の土人黨を結び、當村に夜討し、亂妨に及びし時、遠山左衛門尉景政出馬して因幡及び佐藤六郎右衛門に下知し、當村の大夫を催し加勢の兵を副て、追ひ討しむ、此輩大窪村に討入、首七級、虜三人を俱して歸りしかば、景政厚く賞譽し、彼虜三人を因幡に預く、所藏の記に曰、小田原北條氏直の御子息、遠山左衛門佐殿は、甲斐信玄公、駿河今河義元を怖れ、川西如峰に城郭を構、居住なされ候、時に天正七戊寅三月、甲州信玄公御領内大久保村百姓、中川村へ夜討致し、佐藤藤左衛門其外四人の首を取並伊賀女房同娘共二人生捕、山路を差て逃行所、清右衛門九郎左衛門其他七人にて追詰、右三人の者共取返す、其旨左衛門佐殿聞召し、玄倉川迄御出馬成され、名主因幡、佐藤六郎右衛門其外の者共御前に召寄られ、夜討の次第委敷御尋也申上候へば、此度の義は大切也、又國の耻辱、此方より加勢を遣へし、急に討返べき旨、仰付られ候、若し損ずる物ならば、急度曲事に申付る、其爲名主因幡をば、我城に留置、此度本意を遂ざる物ならば、因幡を始罪科に申付べき旨、仰付られ候、其節六郎右衛門申上候は、此度討取れし藤左衛門と申は、私従弟に御座候へば、是非に討取申べくと存候、若し損じ候は、如何様の曲事にも、行はるべき覺悟御座候と申上候へば、左衛門佐殿聞召し、志面白しと、御羽織を下され、有難く頂戴、夫より人数二百人此備左衛門佐殿より加勢の侍

衆百人、此大將には齋藤主税佐、工藤兵部頭、都合其勢三百餘人、甲州の案内は、往古大窪村より兄弟四人牢人にて、湯澤に住居致候者也、則諸窪山を越え、山の峯に上り、右齋藤工藤は、馴ぬ山路の岩傳草臥、山の峯にかけり、殘る者共大窪村へ討て入、藤左衛門が敵をば、則下人四郎右衛門と申者討つ、其外以上七人の首取、生捕三人引俱し罷歸る、七ッ首三人の生捕相添、左衛門佐殿へ指上げ候へば、悉く御悦喜成され、是程には有まじくと存候、思の外なる手柄と御譽、色々御褒美下され、罷歸候、甲州より三人の生捕は、名主因幡預り置、其已後湯澤へ仕附候由申傳候云々、按ずるに、北條氏直の息、遠山左衛門佐とあるは、氏康の二男左衛門佐氏忠を誤り記せしにや、又此記年代を記さざれど、寛文十二年頃の書記と見ゆ、文因幡が男を太郎左衛門と云、天正十八年豊臣太閤より出せし制札、及寛文の記録を中略して前に注記す、
 ○玄倉村久呂久 江戸より行程二十八里、舊は河村郷を唱へしが今は其稱を失せり、寛文七年、領主稻葉美濃守正則初て當所山中の材木を切出すべき事を命じ、貞享二年、此事止みしが、四年大久保氏に賜はりては、當村及世附・中川の三村ともに切出すべき由を命ぜりと云、民戸二十八、東西五里許、南北三里許、東、大住郡堀山下、戸川二村、及愛甲郡丹澤山、西、中川、神繩二村、南、皆瀬川、大寺、宇津茂三村、北、中川村、及津久井縣山續、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替は、傳を失ふと、檢地は寛永中及び萬治

二年、稻葉美濃守正則糺せり、
 ○小名 △白井平志呂良 △上ノ庭 △下ノ庭 △奥ヶ谷戸
 ○塔ノ嶽 村東大住郡界にあり、此山の中腹に土俗黒尊佛と唱ふる大石あり、高五丈八尺許、其形座像の佛體に似たり、故に此稱あり、此山を他郷にては、尊佛山と唱ふ、土民の説に、早賊の時、登山して此石に祈請し、雨を乞と云、又石上に生ずる苔を土人御衣と稱し瘡疾を煩ふ者あれば、是を取て煎じ用、必効驗あり、郡中三廻部村觀音院にては、此石を孫佛尊と呼び、其寺の山號をも孫佛山と唱へり、何の縁故ありや詳ならず、猶三廻部村の條に辨す、○玄倉川 塔ノ嶽山中より出る清水一流となり、村北を流る、幅二間より八土橋間、を架せり、
 ○澤四 一は小菅澤、一は界ノ澤と唱へ、共に西方にあり、一は小川澤と云、西南の方にあり、一は米澤與彌賀と呼び、北方にあり、以上皆玄倉川に流れ入る、此餘無名の澤多し、
 ○八幡宮 村の鎮守なり、例祭九月、期に臨て日を卜す子神を相殿とす、村民持、下同、○神明社 ○熊野社 二一は雄力權現を相殿とし、一は子神を相殿とす、

○子神社 相殿に石神を祀る、

○實相寺 眞如山と號す黃蘗宗、足柄下郡入生田 村紹太寺末、弘治元年、僧源永が創建にして、臨濟宗、鎌倉建長寺末、なりしが

寛文十年、僧森岩元祿十六年十一月廿三日寂、當派に改めて、此時今な、錢牛元祿十三年八月廿日寂、を以て請待開山とす、本尊彌陀

を安ず、○地藏堂 ○觀音堂 十一面觀音を安ず、村民持、下同、○藥師堂

新編相模國風土記稿卷之十七

村里部 足柄上郡卷之六

大井庄

○八澤村波津佐 江戶より、行程二十里、古は東山家の屬なり、東山家の事、總説に詳載せり、民戸四十二、東西二十町餘、南北二十九町餘、東、菖蒲、柳川二村、西、萱沼村、南、彌勒寺、柳川二村、烟草を作り、又柿樹土地に應ずるを以て多く植え、其實を鬻けり、今大久保加賀守忠眞領す、天正十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜ひ、元和元年御料となり、寛永九年より稻葉丹後守正勝に賜はり、貞享三年、大久保加賀守忠朝に替賜ひ、元祿十二年、大久保長門守教寛に分地し、寶永五年、御料に復し、天明三年より大久保氏の舊領に復す、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則糾す、

○高札場 ○小名 △本八澤 △臺 △澤ノ下 △棚原

△小田部 △清戸 △大久保 △土橋

○山 風越山・地藏畑山・扇畑山西方に在、共に觀音山・後根山、東方菖蒲村 西北に等の名あり、○濁川 東方より村の中程を経て南方に流る、幅一間半、此流末、菖蒲村にては濁澤と云

新編相模國風土記稿卷之十六終

○駒形社 村民持、下同、○第六天社 ○子神社 ○山

王社 ○子袋社 ○石神社 ○日ノ守社 ○稻荷社

○牛頭天王社

○宗淵寺 天澤山と號す、曹洞宗、足柄下郡久野 村、總世寺末、開闢は應仁二年なり、開山宗箇、本寺三世、永正五年 正月二十九日寂す、本尊釋迦、△開山堂 △衆寮 △鐘樓 文政六年再鑄の鐘を掛く、天和二年の銘文を刻せり、△白山社 稻荷天神を合祀す、○地藏堂 宗淵寺持、

○菖蒲村之夜宇 布牟良 江戶より行程二十一里、菖蒲郷と唱ふ、

古は東山家の屬なり、建保元年五月、和田左衛門尉義盛追伐の後、其勸賞として北條相模守義時に、當郷を宛行

はる〔東鑑〕曰、建保元年五月七日勸功事、民戸八十七、農間には烟草を作れり、土地に應じて上品なり、是を波多野

烟草と稱す、按ずるに、大住郡波多野庄に産する所、最佳品なる故おのづから其佳稱をかるものなるべし、東西五町餘、南北三十二町、川に限り

大住郡堀沼代・堀齋藤二村、西、本村萱沼・八澤二村、南彌勒寺川を境、松田惣領及川音川を隔て、大住郡千村、北、本郡三廻

部・柳川 古は當村を私に二區に分ち、物領庶子と呼びしが、萬治檢地の頃より其唱を失ふ、小田原北條氏の頃は

遠山藤六知行す、〔役帳〕曰、遠山藤六、六十貫二百八十七文

西郡菖蒲柳川、此内五十貫文、自前々致來

残而十貫貳百八十七文除役、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替、前十二年より大久保氏の舊領に復す、檢地は寛永十七年の後萬治三年、稻葉美濃守正則改む、

○高札場 ○小名 △上ノ庭宇邊乃 爾波 △小原巨婆 良 △本村

△竹ノ内 △馬場

○山 村の西方、八澤村境に跨れり、八澤村にては、一を觀音山、一を後根山と云當村にては、幅十間、菖蒲川 東南村境を流れ、間、村南にて川音川に合す、川傍に水除の石堤を設く、高五尺、○川音川 西南村境を流る、幅十間 ○澤二 一は村の中程にあり、上戸川加美登 幅六尺、菖蒲川に入、一は濁澤と云、西方字もみの木尾ノ山間より、村南に沃きて、川音川に合す、幅八尺、

○八幡宮 當村及柳川・八澤・萱沼・宇津茂・土佐原總て六村の鎮守なり、例祭九月十七日、村民持、下同じ、

△神樂殿 ○熊野社 ○子神社 ○神明社 ○山王社 ○天王社 ○愛宕社 ○稻荷社 東光院持、下同、○天神社

○東光院 藥王山と號す、曹洞宗、八澤村宗 淵寺末、文明十二年草創開山禪芳、本寺二世、大永元 年二月十九日寂、中興開基須藤長門、法名東天正十三年十一月十八日死、本尊藥師胎籠に弘法作の同體す、里正覺左衛門の祖なり、

長三寸 八分、を安ず、△衆寮 △白山社 ○淨徳院 地福山
と號す、本寺前に、天正五年の勅建、開山宗禪、本寺三世、
一月二十三、開基諸星清作、法名花嶽正蓮、里正、
日寂す、清左衛門の祖なり、本尊勢至、
胎籠に行基作の同體二分、を安ず、△白山社 天神稻
荷を合祀す、○地藏堂 東光院持、

○柳川村也奈加 江戸より行程二十里餘、古は東山家の
屬なり、民戸四十九、農隙には煙草を作れり、東西八町
餘、南北二十二町餘、東南、菖蒲村、西、八澤、彌、永祿二年
の頃は遠山藤六知行す、【役帳】曰、遠山藤六、六十貫二同
七年八月、北條氏より遠山左衛門尉へ與へし制札に據れ
ば、當時惣九郎と云者も知行せしと見ゆ、村民藏文書曰、
知行柳川之藪之事、堅申付はやすべし、但表様へ被爲剪藪之内
に候間、御用之時者、何時も以御印判、可被仰付候、奉行如申
爲剪上置可申候、自余より一本も剪事、令停止者也、仍如件、
甲子八月十六日、遠山左衛門尉殿、岡崎奉之、北條氏虎印あり
祿七年なるべし、今大久保加賀守忠眞領す、領主の沿革は
檢地は、萬治三年稻葉美濃守正則糺せり、

○高札場 ○小名 當村別に小名を唱へず、皆字と混じ呼ぶ、今
△井上 爲加 △堀ノ内 △東 △ミノノ尾 △桃木原
△刈屋窪 △土橋津知 △星屋 △久所 具之

祿七年八月、北條氏遠山左衛門に與へし制札に、惣九郎知行
柳川とあるを合考すれば、若くは藤六・惣九郎等が屋敷跡に
や、今詳に
し難し、

○三廻部村 美久留 往古、村内に釋迦の靈像あり、即釋
迦牟尼佛と書して、みくるべと訓する故、村名となれり
と云、活板節用集慶長中の名字門に釋迦牟尼佛と書し、
みくるべと傍訓を附す、さては村名も古くは釋迦牟尼佛
の文字を書せしならん、江戸より行程二十里餘、古は東
山家の屬なり、往昔、三久留部兵庫助と稱せし者あり、
此地に住し、在名を唱へしと覺ゆ、鎌倉淨光明寺藏、延徳
寺領相州大住郡金目郷、北方華藏院分三久留部名一間在家田畠
事、右彼田地者、爲三久留部兵庫助相拘、兄七郎次郎爲地代官
成敗之、民戸三十七、東西二十町餘、南北二里餘、川に限、
大住郡堀齋藤村、西、本郡彌勒寺、中山、土佐原三村、南、菖蒲、
柳川、八澤三村、北、大住郡堀齋藤村、及本郡西山家奥山續、
今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替を傳へず、元御料所
へりと、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則糺せり、
云、

は西山家、北方は大住郡、堀齋藤村等の山々に續けり
中に就て、長尾山・淺間山、山の形富岳に似たり、山上淺間
丸山・栗ノ木トウ・ホソノ池ノタイラ・カラ澤峯・キノ
コ澤・一ノ茅・三ノ茅等の字あり、當村及び八澤・柳川の
三村入會て、薪秣等を刈れり、○坂 彌勒寺村への路次
にあり、住吉坂と號せり、住吉社の前を通ず、故 ○齋
藤川 村北大住郡堺を流る、幅十二源は堀齋藤村より
出る所の清水なり、故に此唱あり、又村内山間より出
る、清水三條、合して一流となり、字八町にて會同す
流末を菖蒲 ○澤六 柿木澤・ソガ澤・長尾澤・丸山澤・
川と云、
木ノ子澤・カラ澤等の字あり、共に齋藤川に入、
○住吉社 村の鎮守なり、例祭九月十七日、村民持、下
同じ、○神明社 △末社 秋葉 疱瘡神 ○熊野社
○淺間社 ○山神社二 村持、下同、○稻荷社
○觀音院 孫佛山 寺傳に、村北三里餘山境に至りて、塔ノ澤
佛に因ありて、山號とすと云、其緣故詳 福聚寺と號す、天
台宗、東叡山 往古は比叡山の末にて、慈眼寺と稱せり、
起立の年代詳ならず、鎌倉將 擾亂に依て、漸
軍頼朝の頃より在しと傳ふ、天文已來、漸
漸衰微に及びしが、永祿元年、當村山中金澤と云所よ
り金銀砂を産せしかば、礦夫等かしこに集て土着する

○山 村北にあり、登二町 ○竹林 村の中央にあり、一段
十二歩、按ずるに、前條に記せし、惣九郎 ○澤 西方山
間より湧出す、其他所々より流出する清水、南村境に
て合し、八澤村に入、流末にては濁澤、 ○池 字こも
ねにあり、御靈社の前なり、東西十間南北 沼の如くに
て蘆葦叢生す、早魃にも水涸ることなし、
○稻荷社三 村民持、下同、○御靈社 社地に天王社
あり、○湯神社 ○山王社 ○荒神社 ○祖母神社

○山神社 ○石神社
○長福寺 阿光山と號す、曹洞宗、八澤村宗、天正元年
起立、開山永間、本寺四世、文祿四年彌陀を本尊とす、△八
幡宮 天神を合祀す、○不動院 柳川山寶成寺と號す
天台宗、大住郡曾屋村 開山慶全、天正十七年十二月 本尊釋
迦、按ずるに、【北條役帳】に、篠窪民部承知行、西郡不
動院分とあるは、當寺を斥せるにや、此他西郡中に所見
なし、△不動堂 舊は境外にありしを、文化年中爰に
移すと云、本尊は行基作、二寸、なり、○藥師堂 村
持、○達磨堂 村民持、
○遠山左衛門□□屋敷跡 小名堀ノ内にあり、横三十間、
構堀の跡に存す、按ずるに、【北條役帳】に、遠山藤六當村
を知行すと云ひ、又前に引用せし、

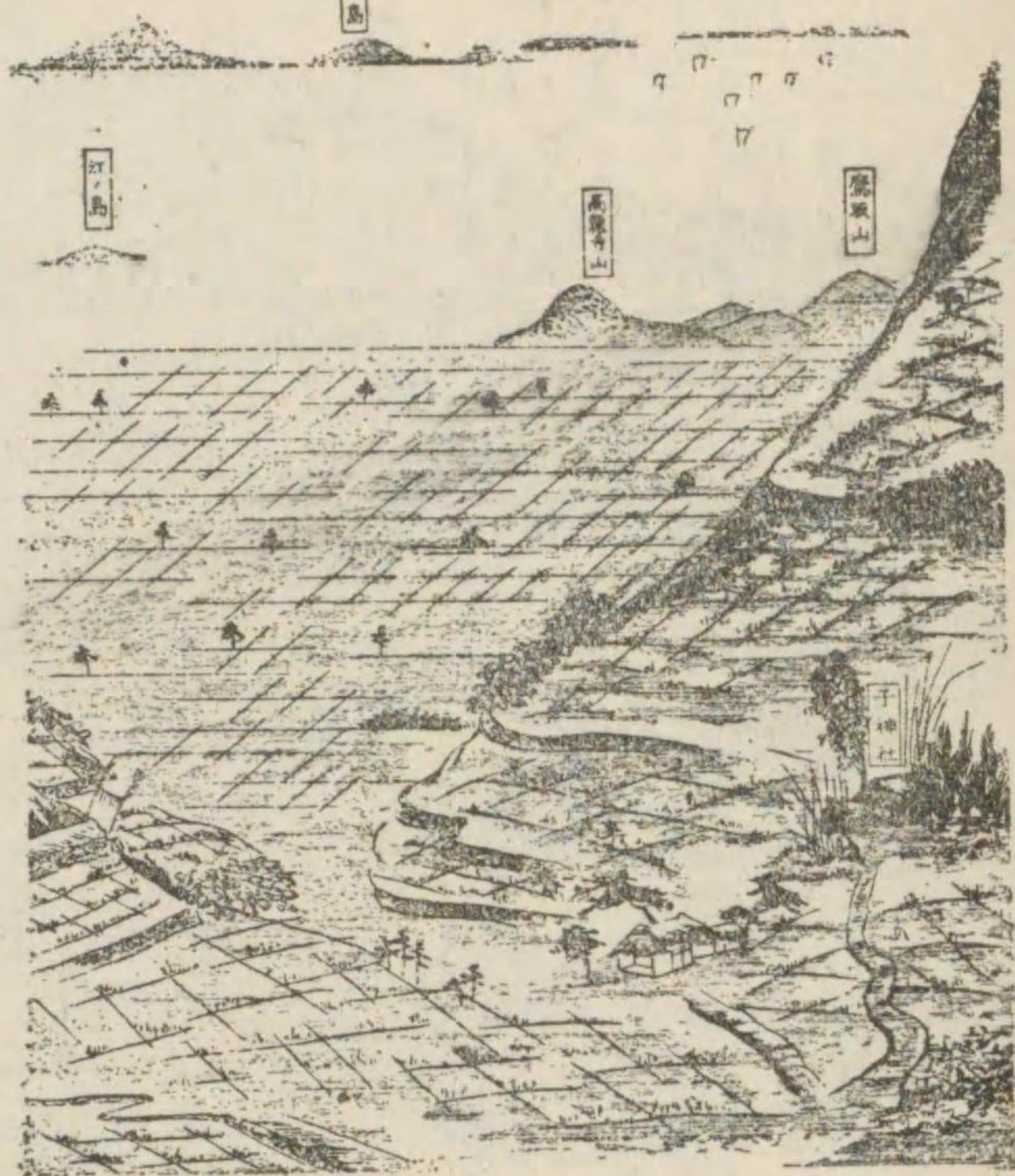
者數百戸、當寺の檀越となる者多し、故に彼地に寺を移せり、其後金銀砂も産せず、礦夫も離散するに至りて、當寺も舊地に復す、元龜二年、比叡山の合戦に寺僧明亮も赴援し、東堂に籠り討死す、爾來寺宇荒廢せり、寛文二年住僧是を敷じ、村民と謀り、請て東叡山の末となり、遂に再興するに至れりと云、中興開山要海、寛文五年五月、中興開基、村民彌惣兵衛、井上氏、法名十八日寂す、本譽誓覺、延



寶二年正月四日死す、本尊釋迦の觀音なりしと云、を安子孫今に村民たり、
○山王社 △辨天社 △觀音堂 本尊正觀音、胎籠に行基作の像、長六寸、五分、を安す、
○源頼朝墓 良方にあり、是は追慕せし者の特に築きし所なるべし、根府川石を以て碑を建つ、長二尺四寸、碑居士尊儀、正治元己未年正月十三日、鎌倉頼朝公と彫る、碑石は最近世建たる物と見ゆ、四邊古木繁茂して、物ふりたる地なり、

○壹沼村 加也奴 末牟良 江戸より行程二十里餘、當村及び彌勒寺・中山・土佐原・宇津茂・大寺・虫澤七村を、總て東山家入七村と呼、民戸三十八、東西十二町餘、南北三十三町、東、八澤村、西、川音川に限、虫澤・松田惣領・同庶子三村、南も同川に限、松田惣領、北、彌勒寺村、今大久保加賀守忠眞所領、天正十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜ひ後守正勝に賜ひ、貞享三年、大久保加賀守忠朝に替賜ひ、寛永五年又御料となり、延享四年、大久保氏の舊領に復す、此地は萬治三年稻葉美濃守正則糺せり、
○小名 △上ノ庭 △中ノ庭 △下ノ庭
○坂二 一は、東方八澤村への路次、登一町半、一は村北彌勒寺村への路次にあり、登二町、
○川音川 西南村境を流る、幅十間、
○子神社 天王・稻荷を合祀す、村の鎮守なり、例祭十月

東海眺望圖

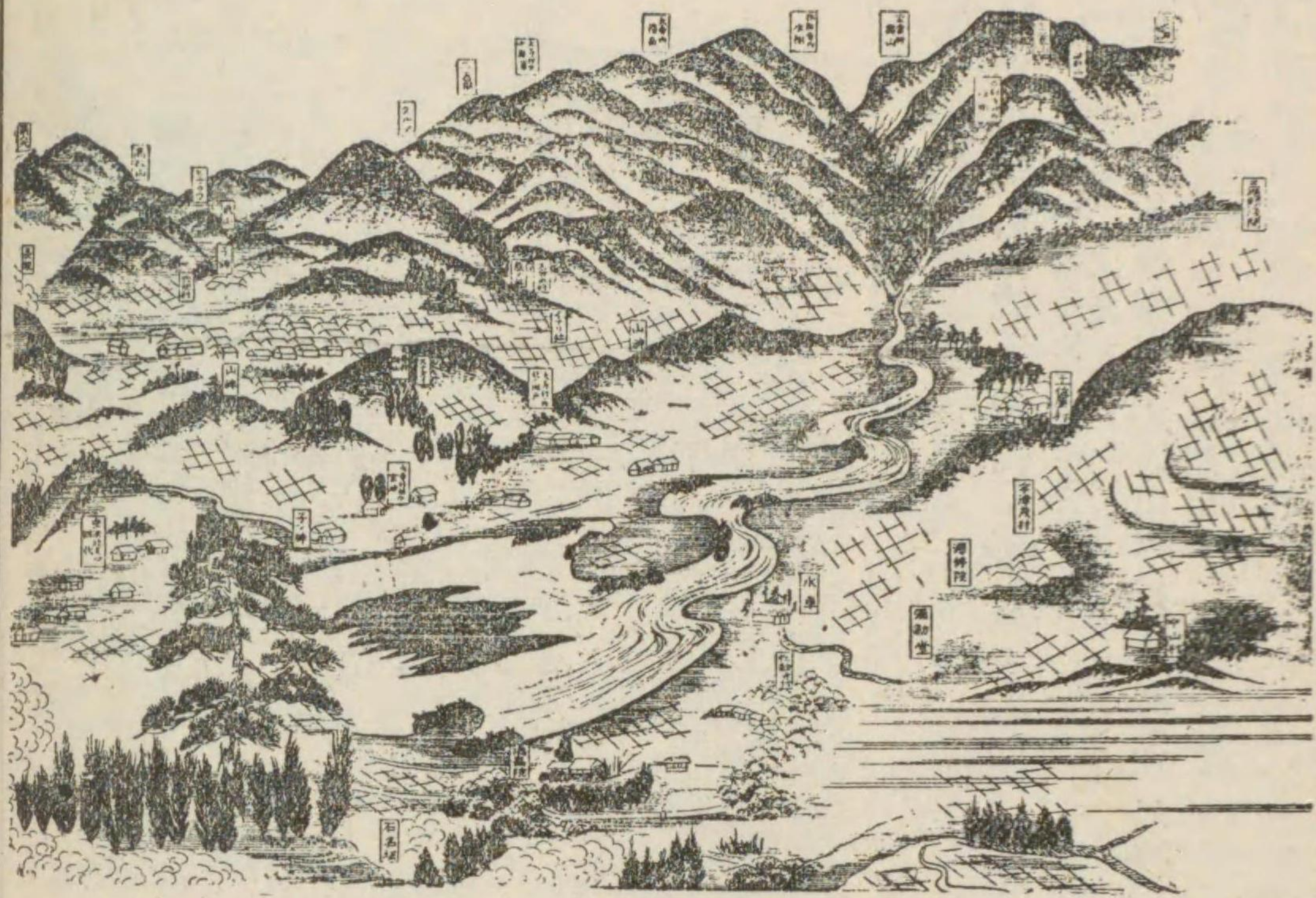


十七日、村持、下同、○山王社 ○天神社 第六天を合祀す、○山神社

○寶昌寺 岑澤山と號す、曹洞宗、八澤村宗、文祿元年起立す、開山永間、本寺四世、文祿四年、淵寺末、舊は永間が隱栖の地なりしと云、本尊釋迦、△白山社 ○藥師堂 村持、
○彌勒寺村 美呂久 慈牟良 江戸より行程二十一里、彌勒寺郷と唱ふ、東山家七村の一にて其原村なりと傳ふ、村内に彌

勒堂あり、古は彌勒寺と云り、故に村名となる、民戸五十四、東西十三町餘、南北三十四町餘、東、三廻部・八澤寺・虫澤二村、南、壹沼村、北、中山村、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷り、爰に民戸五あり、
○山 村東にあり、ハンカ尾と呼ぶ、又飛地の四圍、すべて連山なり、惣名入山奥野と云、中に就て水棚・アヲヤ・三ノ壹・栗木道・稻郷嵩・瀧郷山・カラ澤・シヤウカヲ等の字あり、○石名坂 村の東南壹沼村への道なり、登十町、此坂より瞻望すれば、東山家六村の地一瞬の内許にあり、○河土川 東北一ノ澤と云所より湧出し、東南に流れて、彌勒寺川に合す、幅六尺、○彌勒寺川 小名稻郷の深山より出、村の西境を流れ、南方に達す、幅十間、流末を川音川と云、川傍に水防堤を設く、
○神明社 村民持、下同、○稻荷社四 ○御嶽社 ○子ノ神社
○彌勒堂 往古は彌勒寺と云禪刹たり、建久三年八月、頼朝夫人臨産の時、祈請のため、諸寺に誦經を修せら

石名坂りよ東山家六村眺望圖



る、當寺其一たり、【東鑑】曰、建久三年八月九日、早且以後、御臺所御産氣、御加持、宮法眼
 驗者義慶坊、大學坊等、鶴岳相模國神社佛寺、奉神馬、被修
 誦經、所謂福田寺(酒匂) 平等寺(豐田) 範隆寺(平塚) 宗元
 寺(三浦) 常蘇寺(城所) 王福寺(坂本) 新樂寺(小磯) 高麗寺
 (大磯) 國分寺(一下宮) 彌勒寺(波多野) 云々と見ゆ、按ず
 るに、波多野彌勒寺とあれど波多野は大住郡の庄名にて、其地
 も廣くして、當村の近隣なれば、其稱呼の爰に及しなるべし、
 僧得勝當寺に寓居せしこと、【高僧傳】に見えたり、曰、
 得勝號拔隊、藤姓、相州中村人、相之彌勒寺、濃之桐山、駿
 之鷹打、遠之天方等、駐錫寓居、初摩定處云々、禪林僧傳に
 も見ゆ、東山家入七ヶ村の鎮守とす、馬上の像を安じ、左
 右に釋迦、長三尺 阿彌陀、長三尺 及毘沙門、長七尺九寸
 等の像を置、例祭二月五日、祭式は、都て神社の如し、神輿村内を渡す、文政
 六年火災の爲に、堂宇残りなく焼亡せし時、舊記及び
 什寶悉く焼失せしかば、古傳を失ふ、當地に老樹數
 株あり、村民持、△神輿藏 △寮 △神明社王合社



疱瘡神 △山ノ神
 淺間合社 神明辨
 天合社 △牛頭天
 王白山山王辨天合
 社藥師をも安ぜ
 り、△福昌院 少

林山と號す、曹洞宗、大住郡山下、開山天宥、天文十九年四月十九日
 中興開山活山、文政五年六月十九日寂す、十一面觀音を本尊と
 す、△洪鐘 寛文九年の鑄造なり、本堂の軒に掛、△
 衆寮 △白山天神合社 ○藥師堂 福昌院持、
 ○中山村 奈加也 末牟良 江戸より行程二十一里餘、東山家の屬
 なり、民戸二十、東西十一町、南北七町餘、東、三廻部村、西、大寺・宇津
 茂二村、南、彌勒寺村、古領主の今大久保加賀守忠眞領す、遷替前村
 北、土佐原・宇津茂二村、古領主の檢地は、萬治三年稻葉美濃守正則改む、
 ○小名 △奥於 △中ノ庭 △南ノ庭



○山 東方にあり、
 みふね・よこ山・ふ
 し山等の字あり、
 其他或は雜木林と
 し、或は山畑に開
 墾せし小山、西北
 に連なる、○澤二
 一は北方より村境
 を流れて、西方に
 達す、一は北方の
 山間より湧出し、

南方に達す、
 ○第六天社 村の鎮守なり、山神・稻荷を合祀す、例祭三
 月二日、村民持、神體は鐵鏡にして神像を鑄出す、永
 祿十三年の銘あり、
 ○大光院 箱根山と號す、當山修驗、大住郡澁澤村本尊
 不動を置、箱根山祭禮の時、當院も彼地に行て、其式
 に與れり、
 ○土佐原村 登左波 良牟良 江戸より行程二十一里餘、東山家の
 屬、民戸十六、廣袤各十町餘、東、三廻部・中山二村、西、宇津
 廻部二村、茂村、南、中山・宇津茂二村、北、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替
 治三年稻葉美濃守正則改む、前村に同じ、檢地は萬
 治三年稻葉美濃守正則改む、
 ○小名 △上開戸 宇倍乃 加伊登
 ○山 東北の二方總て山なり、中に就て横山・石荒窪等
 の字あり、其他悉く雜木林なり、○澤 東方の山間よ
 り湧出して南に達す、
 ○神明社 村民持、下同、○山神社 ○稻荷社
 ○宇津茂村 鳥豆毛 牟良 江戸より行程二十一里餘、東山家の
 屬、民戸二十三、東西十三町餘、南北一里十町餘、東、土
 三廻部二村、西、川音川に限大寺村、南、中山村、今大久保
 北、彌勒寺村飛地稻郷、及び川音川を隔大寺村、
 加賀守忠眞領す、古領主の遷替 檢地は、萬治三年稻葉美濃
 前村に同じ、

守正則改む、

○小名 △開戸加伊 △下ノ庭

○山 東北に連なる、栗木道・眞なし山・眞藤原等の字あり、其他の小山は雜木林となせり、○川音川 西方を流る、幅十、水除の石堤を設く、○澤四 一は、寺澤と云、南村堺を流れ川音川に合す、一は宇津茂澤と云、西方を流る、其餘二流は村内山間より出て、宇津茂澤に沃ぐ、小澤なり、

○神明社 山神・稻荷・社宮神を合祀す、村民持、下同、

○山神社

○源守院 谷陽山と號す、曹洞宗、彌勒寺村開山梵州、本寺元和四年三月十三日寂す、本尊釋迦 △白山社 ○地藏堂 享保十一年建、前寺持、

○大寺村於保天 江戸より行程二十一里餘、東山家の屬、民戸三十六、東西一里餘、南北三十一町許、東、川音川に山・彌勒寺三村、西南、虫澤村、北、西山家奥山續、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替前村に同じ、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則改む、

○小名 △北ノ開戸 △宮地 △本村

○山 西北の方、總て山續きなり、山中平臺・震旦郷志牟加・二巖嶽爾氏牟多介・中嶽・檜嶽・中尾ノ峯・奥ノ終波天

等の字あり、○川音川 或は彌勒寺川と云、村の東境を流る、幅十、水除の石堤を設く、○澤三 各小流にて、西北の山間より出て、川音川に沃ぐ、

○山神社二 一は、小名本村の鎮守にて藏王・子ノ神を合祀す、例祭九月十七日、各村民持、下同、○熊野社

○高根權現社 ○稻荷社 ○子ノ神社

○大慈院 中津山と號す、古義眞言宗、金子村最明寺末、中興開山智榮九日寂す、本尊不動を置、○觀音堂 馬頭觀音を置、村民持、○地藏堂 村持、

○虫澤村武志佐 江戸より行程二十一里餘、東山家の屬、民戸五十三、廣袤各一里餘、東、彌勒寺川を隔、蓋沼・彌勒寺南、川村・向原・松田惣領・同庶子三村、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替前村に同じ、檢地は萬治三年稻葉美濃守正則改む、

○小名 △田代 △西ノ庭 △日向ノ庭 △東ノ庭

○山 南西北三方、總て皆高山なり、惣名虫澤山と云、中に就て水落山・高松山、西の方、ふとう山・ひねごう山横かや・細尾、西北の方、達磨たけ山・七尾山等の字あり、達磨高松は登凡三十町許に至る、又南方には、字瀧ノ塚山・小畑山・西峯など唱ふるあり、皆登十町より十三町許に至る、○坂 西南の方にあり、長坂と云、

新編相模國風土記稿卷之十八

村里部 足柄上郡卷之七

荊野庄

○荊野村加乃牟良 當村は即荊野庄三十六村の原村にて、庄名も舊くは荊野と書せしならんを、何れの頃より今の文字に改けん考る所なし、既に享德二年足利成氏が、鎌倉淨光明寺に投ぜし寺領の寄附狀には、荊野庄と見ゆ、曰、淨光明寺領、相模國荊野庄内奴田郷、役夫工米國衛殿若會以下、諸公事課役、并守護使郡使催入部事、假令雖有官符宣地勘落之儀、任以前度々御教書嚴重之旨、所令免除之也、可被存其旨之狀如件、享德二年十二月十五日、當寺長老、成氏の華押あ、享祿三年北條氏より當庄に藍瓶錢の課役を命ぜし時、京紺屋藤兵衛足柄下郡板橋村民に與へし文書には荊野と書せり、文書寫曰、豆州相州荊野田方、從兩所藍瓶錢之事、一間之内年中四百文づ、被下置處也仍如件、享祿三庚寅四月七日、津田藤兵衛所へ、虎【北條役帳】には又荊野と書し、【役帳】の文下の朱印あり、谷ヶ村白旗社、永祿十一年の棟札にも荊野庄と記す、天正十八年豊臣太閤が當庄一圓に出せし制札當村里正及

川村向原への道なり、登十二三町 ○虫澤川 西北の山間より湧出し、東南に達して彌勒寺川に合す、幅八間より至、水除の石堤を設く、○彌勒寺川 村の東境を流る、幅十、川傍に水除の石堤あり、○藏王社 龍王寺持、下同、○淺間社 ○子ノ神社 村民持、下同、○天神社

○第六天社 ○熊野社 ○山神社

○龍王寺 日向山と號す、曹洞宗、彌勒寺村開山梵州、本寺四世、元和四年三月十三日寂す、本尊地藏、○地藏堂 前寺持、

新編相模國風土記稿卷之十七終

關本村最乘寺に出せし、同時の制札には共に狩野庄と書せり、又十九年の文書院所蔵、には狩野庄とありて文字一定せず、永祿の頃は松田左馬助秀治當庄を領せり、

【役帳】曰、松田左馬助千二百七十七貫七百二十文、西郡野庄此内千貫文從前致來知行役辻、殘而二百七十七貫七百二十文自昔除役間於自今以後も可爲其分者也、當村古くは本郷村と唱へしと云、正保の改に始て今の如く記す、然して天和二年稻葉美濃守正則が村内極樂寺に寺領を寄附せし狀には、刈野本郷村と記せり、此頃迄猶本郷村の稱呼は存せしと識らる、元祿の改には又正保の例に従へり、土人の傳に元祿中より今の村名を用と云に據れば、此頃より斷じて本郷の稱を撤せしにや、按ずるに狩野本郷村と云べきを、其唱へを改しと、中略して唱へ來たるのみ、更に云にはあらず、且庄名には刈、村名には狩の文字を定め用る事も、此頃よりの事なるにや、江戸より行程二十二里半餘、民戸七十九、東西十二町、南北二十二町、東、中沼、二村、西、宮城野、飯澤二村、南、今大久保加賀守忠貞領す塚原村、北、關本、弘西寺二村、今大久保加賀守忠貞領す天正十八年大久保七郎右衛門忠世に賜ひ、慶長十九年御料となり、元和五年阿部備中守正次に賜ひ、寛永元年又御料となり、同九年稻葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年大久保加賀守忠朝に替賜へり、寶永五年御料となり、延享四年舊に復して大久保氏に賜へ、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則札せり、

○小山 △中丸 △界戸 △門前 △馬場 △久保 △川下

○狩野山 或は明神ヶ嶽と號す、西南に在て數村に跨る、
○狩川 北方を流る、幅九間より十、板橋を架せり、長七兩岸に水除の堤を設く、
○和泉川 村西辨天の御手洗池より出東流す、幅六尺

○白山社 村の鎮守なり、例祭八月十七日、村民持、下同、
○神明社 ○松原明神社 ○稻荷社 ○山神社二
○第六天社 ○熊野社 ○若宮社 ○辨天社 御手洗池の中島に鎮座す、池廻り凡六、池中水澄て底あらはに見ゆ、中程に水沸騰する所あり、土俗呼びて清左衛門地獄と云、人池邊に在て清左衛門と呼ば、水益沸騰すと云、按ずるに足柄下郡底倉村小地獄にも、清左衛門地獄と云り、處あり、又豆州熱海の温泉にも平左衛門地獄と云あり、當所の如きも、其 此水を延て田間に沃ぐ、旱魃にも潤る事なしと云、

○極樂寺 上關山と號す、臨濟宗、鎌倉圓覺 庚永三年の起立なり、開山法忻、本寺三世、華安元年九月廿四日寂、上關山極樂寺開山諱法忻字大喜、後光嚴院、崇仰其德、勅諡佛滿禪師、乃尊氏將軍之家臣、駿河住今川五郎入道心省基氏公第三之眞子也、系統曰、今川國氏之子基氏、基氏有四子、範圍、法忻、範滿云々、心省即開關當山、令爲大喜和尚於開山祖也、師幼而難髮染衣、喫諸大宗匠之痛棒了、嗣法於淨智正源開山大平妙準勸諡佛應禪師、而後歷住建長、圓覺、淨智、淨妙、或武州足利行堂山、駿州清見寺、當山等矣、師歲至五十三而、後光嚴院應安元戊申歲九月廿四日、於于續燈菴後

巖窟入定、辭偈云、諸佛降蹟所、續燈大光明、岩下開一室、一座五百生、與書に永正五年舊記に據て後年謄寫せる由を記す、本朝、高僧傳曰、釋法忻字大喜、參州人、世姓源家今川基氏之子、參太平準和尚親受法印、歷住淨智、圓覺、建長、道徳共部龜徒歸壽如衆星圍月多、建禪刹爲開山祖、當時道俗莫不知其名也、晚築精舍於瑞鹿山以爲歸藏處、曰萬富山續燈菴、應安元年九月二十四日化于本菴、辭世偈曰、諸佛降蹟處、續燈大光明、巖上開一室、一座五百生、賜諡佛滿禪師提唱語句、兵燹亡、開基今川五郎範國入道心省、法名定光寺悟菴心省、卒、八十八歳孩、關本村最乘寺開山了菴、應永元年彼寺名松丸と云、關本村最乘寺開山了菴、應永元年彼寺創建の際、當寺に寓せり、寺記曰、開關最乘之頃暫因當夜歸宿關山、落成の後當寺に安する百丈禪師の像、了菴の師通幻に似たるをもて是を請得て開祖に擬す、是等の恩を感じ十八年正月、了菴更に盟書を送りて因を厚す、盟書寫曰、當山開關之砌蒙極樂寺之大恩者也、加之貴請す、百丈禪師之尊像、奉爲開山稱大雄山、故末後我兒孫與隨侍老僧、先拜大喜禪師季高和尚、且以後現住和尚本寺同様諸事故叮嚀、末世因緣不可斷之、若違違意者可行法罰者也、卯正月廿日、呈極樂丈室大禪師、了菴花押、大綱長老、春屋侍者龍浦典座、了了老人、末代門葉中、按ずるに、卯は應永十八年なるべし、又寺記曰、當山第二代季高禪師、同時與最乘雙化繁榮、又當山有百丈大智禪師之木像、了菴拜瞻曰、這像似吾師通幻好相似、欲稱雄峯之開祖願望之、季高和尚又感其志親切而、寄彼像於最乘、至于今儼然矣、百丈禪師者、昔年於洪州新吳界、住大雄山以其因緣故號大雄、是より後彼寺及山、不可令末世與當山因緣斷絶之謂也

び彼協寮二院、輪番の僧交代の期には、必當寺に來りて各其事を報す、因茲古今輪住之寺院兼參着之砌、先被屆其湖登山仲賀儀也、以後三寺各有下山還禮者、今猶然り、中興也、三寺共有開山忌之招請登山燒香者也、法名極樂寺、開基松田尾張守憲秀なり、雲章喜公、天和二年稻葉美濃守正則、先規に任せ寺領十六石二斗七升七合を寄附し今に至る、又天正中の文書寫二通を藏す、一は元年二月、一は二年六月左馬頭駿河守各花押、釋迦を本尊とす、又あり、共に後人の偽書せし物とみゆ、釋迦を本尊とす、又聖觀音を置、長二尺四寸、△天神社 △鐘樓 元祿二年の鑄鐘を掛く、△松田尾張守憲秀墓 二十五回忌追福の爲に建てし物と云と、寛永十年五月十一日の文字仄かに見ゆ、△子院 養徳院 開山仁芳、本坊六世なり、を本尊、△金剛寺 祥龍山と號す、前寺、應永十八年の起立にて、開山は季高、本寺二世應永十八、開基は大森信濃守氏頼明應三年八月廿六日卒す、と傳ふ、按ずるに氏頼當寺を開基せしと云は時代大に違へり、恐らくは、中興大心、應永已後の起立にて、季高は招請開山なるべし、中興大心、寶曆十四年十二月、地蔵を本尊とす、△觀音堂 聖觀音を安ず、△秋葉社 ○辨財寺 觀池山と號す、淨土宗、足柄下郡塔ノ澤、開山禪誓、本尊彌陀作、開山のを置、○藥師阿彌陀寺末、村持、

○舊家幾兵衛 里正なり、加藤を氏とす、先祖織部左衛門、文明中より里正を勤め今に至りて十四代連綿す、天正十八年豊臣太閤より出せし制札を藏す、

○中沼村 奈可奴 江戸より行程二十二里十三町半餘、民戸四十六、東西七町半許、南北八町半餘、狩野村、南、塚原村、北、和田、天正の頃は松田尾張守憲秀の領知にして、十八年三月塚原村長泉院の寺領に寄附す、寄附状の文、長泉院今大久保加賀守忠貞領す、古領主の遷替の條に註記す、葉美濃守正則糺せり、

○小山 △押切 西南の方山岳多く連れり、○狩川 東北を流る、幅十、五間板橋二を架せり、一は長十六間、兩岸に堤を設く、

○和泉川 西南を流れ、塚原村塚にて狩川に合ふ、幅九、

○神明社 村の鎮守なり、例祭九月十六日、村持、下同、

○八王子社 藥師堂 寛弘八年の起立と云、東光山小泉寺と號す、本尊は長二尺七寸、和泉式部の守護佛と傳ふ、△熊野社 第六天社 牛頭天王社 △庵 守僧の居所とす、

○三竹山村 美太計也 御嶽權現鎮座の地なれば村名とすと云、江戸より行程二十二里十町許、民戸五十三、東西

文元年の起立と云、開山乘譽、天文廿一年六月二日寂す、本尊彌陀を安ず、長一尺八尺、△藥師堂 舊は字觀音寺山に在りしが、屢野火の災あるを以て、後年御嶽社の境内に移すと云、村持、下同、○地藏堂 ○不動堂

○沼田村 奴滿太 江戸より行程二十一里二十五町、民戸三十七、東西十二町五十六間、南北六町五十二間、東、足柄下郡、西、本郡三竹山村、南、足柄下郡、北、久保、飯田岡三村、北、本郡岩原村、今大久保加賀守忠貞領す、舊領主の遷替、前村に同じ、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則改む、甲州道村東にありて南北に貫く、幅二間、南隣久保村に達す

○小名 △南谷津 △北谷津 △上河原 △下河原

○狩川 村の東界を流れ、幅十八、足柄下郡飯田岡村に沃ぐ、西岸に水除の堤あり、○分澤川 南界を流れ、村東に到りて狩川に合す、幅七

○八乙女社 屋邊登女 村の鎮守、例祭三月十九日、土人の傳に、元は矢留權現と稱せしと云、西念寺境内に今矢留許、此神戰國の頃其樹陰に在て、矢を請留しと云、傳ふ、今も立願せし者白羽の矢二筋を賽すと云、村持、下同、△末社 山王 ○山神社

○西念寺 壽傳山無量院と號す、淨土宗、院末、永和元年

一里半、南北二十町餘、東、沼田村、足柄下郡府川村、西、本郡宮城野村、南、足柄下郡久野村、北、本郡塚原、今大久保加賀守忠貞領す、舊領主の遷替、前村に同じ、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則改む、當村蜜柑を産す、寒中公に獻備す

○小名 △谷佐芝 此小名塚原・岩原 △上ノ庭 △中ノ庭 △下ノ庭

○山 西方に連れり、梅山・觀音寺山 山上昔時觀音堂、寶ありしと云、 寶山・御船山・榎木山・屋鋪取山・追分山等の名あり、

○林 西南にあり、段別三十町 領主の林なり、○分澤川 西方榎木山より流出し、村南を歴て東堺を流る、幅七、○谷佐芝川 北堺を流れ、幅二間、塚原村に至て狩川に合す、

○御嶽社 村の鎮守なり、祭神日本武尊木像を置、例祭三月五日・六月十日、拜殿・幣殿等あり、社地に古木八十株あり、松・杉・檜・楠・椎等なり、圍三尺より一丈四尺許に至、 △神輿殿 △末社

○天神 疱瘡神 △杉二株 鳥居杉と稱す 圍各一丈三尺餘、△神職安藤伊織 吉田家の配下なり、○天神社 村持、下同、○山神社 ○山王社 ○稻荷社

○專稱寺 普光山攝取院と號す、淨土宗、沼田村西、念寺末、天

年の起立なり、當時は足柄下郡飯田岡村にありしが、文安三年水溢に罹り堂宇流失す、よりにて同六月當所に移轉すと云、開山阿闍梨、享德三年二月、本尊阿闍梨、腹籠に聖德太子作、長八の像を安ず、又愛染の像、長六寸五分、境内の鎮守を置、△子院 龍岑院 本尊彌陀、長一尺五寸、湛なり、 矢留杉社 圍二抱許、八乙女、建なら、 矢留杉社 圍二抱許、八乙女、建なら、

【寺寶】 △釋迦涅槃畫像一幅 唐、△來迎佛畫像一幅、惠心掛、△稻荷社、△觀音堂、天和二年の建立なり、正觀音一尺一寸八分、縁起に據れば、師高野山在住の際、密

文中鎌倉扇谷の住人、和田新藏と云者奇瑞を感じ、窟中に是を得、後歸依の輩と一字の堂を起立す、又上杉謙信鎌倉に

入し時、奇瑞の感有て、此像を越後國大和田に移す、數年の後小松彦左衛門と云者、靈夢の告に任せ、越後國より江戸に

移し、宅内の淨室に安ぜしを、天和二年當寺十三世の僧、誓譽俗縁有て彼が許に寄宿せし時、崇敬の餘り是を乞得て、當寺の境内に移す、△藥師堂 △天野三郎兵衛康景墓 貞

享四年子孫三郎兵衛康命が改建する所なり、碑面に、興宗恩大居士、慶長十八癸丑年二月二十四日、駿州興國寺城主、俗名天野三郎兵衛康景、碑陰に、興國寺殿之末孫、御旗本、天野三郎兵衛康命、貞享四年丁卯年仲春下澣日、是改令再興畢敬白と刻す、【寛永譜】及び【重修

譜に據に、康景は甚右衛門景隆が子にして、初又五郎景能と名のり幼稚より東照宮に近侍し、後一字を賜はりて康景と改む、所々の合戦に屢軍功を顯せり、關東に入せ給ひし後采地内三千石、を賜はり、慶長六年駿州興國寺の城主となり所領の地、同國富士・駿東二郡の内一萬石、を賜ふ、十二年從士等公民を殺害せし事により、罪蒙りて所領を收公せられしかば、城を去て當寺に蟄居し、十八年二月二十四日卒す、時に七、其子對馬守康宗も、父と共に改易せられて當寺に蟄居すと云へば、此所葬地たる事疑なし、康宗、寛永五年召還されて廣米千俵を賜ふ、子孫連綿して今猶旗下に奉仕す、

○城蹟 今は村民持の松林となれり、往古大森氏の城趾と云傳ふ、應永中當國沼田の城主たりし由、寺傳に見えたらば、此人の城蹟なるべし、

○岩原村 伊波波 江戸より行程二十一里三十町、岩原郷と唱ふ、民戸六十二、東西二十九町、南北九町餘、東、足小臺、新屋二村、西、本郡塚原、三竹山二村、南、沼田村、足柄下郡北ノ久保村、北、本郡塚原村、今大久保加賀守忠眞領す、舊領主の遷替、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則改む、甲州道南北に貫く、幅二間、富士道北境にあり足柄下郡小臺村より入字坂下にて甲州道に合す、飛地二段二畝

塚原村にあり、

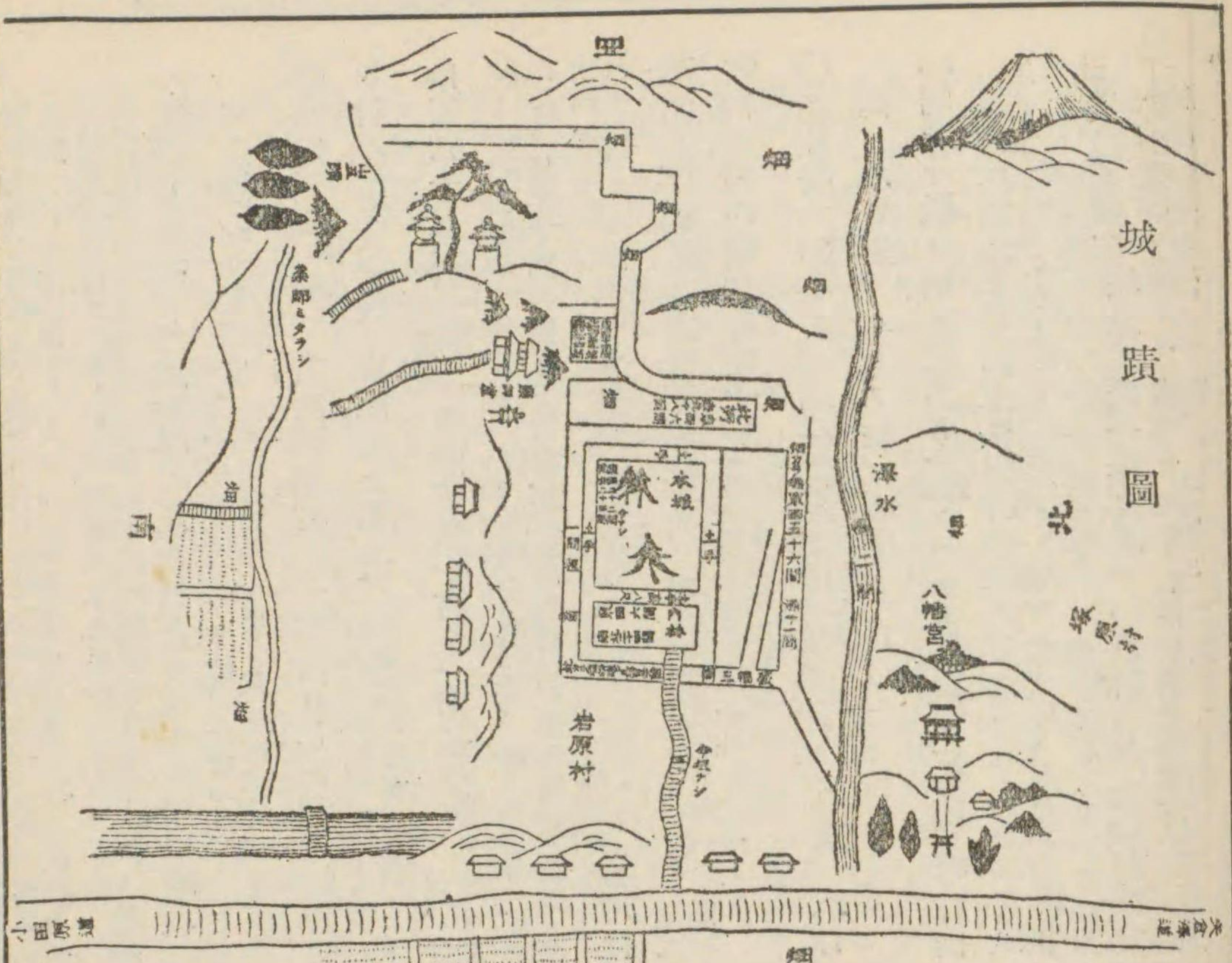
○小名 △矢佐芝 也左志婆○此名塚原、陰側、三竹山二村に跨れり、△日向側 △日

○狩川 東北を流る、幅十、兩岸に堤あり、○用定川 村東塚を流る、幅六、○洞川 村の東北を流る、幅六、○壘下川 村中央を流る、幅三、以上三流村内にて狩川に合す、

○三ヶ村堰 南北を流れ、足柄下郡北ノ久保村に入、

○八幡宮 明曆三年の棟札に、源頼朝建立とあり、後大森安藝守某再建し、又北條早雲修理を加へし由記せり、里正が藏する古城略記に、城蹟の東北にありと記せしは則當社なり、記中に載する城蹟圖下に撰す所も今の地に合へり、幣殿・拜殿あり、例祭二月十五日當村及塚原村の鎮守とす、村持、△末社 山王 里正が古城略記城蹟圖、大森氏墓の南に山王蹟と記す、當時は其地にありしにや、△神木 松二株は一は八尺、楓二株一は圍九尺、杉圍八、共に老樹なり、

○藥師堂 本尊聖德太子作、長二尺、里正が藏する古城略記に據れば、大森氏の守本尊なり、其文長泉、塚原村長泉院持、按ずるに古城略記に、清泉院長泉院、を藥師堂の地に建ると云ひ、城蹟南の方藥師堂一字、此所頼春菩提所の由云傳ふと有は、必此堂



新編相模國風土記稿卷之十八 村里部 足柄上郡卷之七

を斥せるにて、此地長泉院の舊地なるべしと思ふに、此堂の所在城蹟圖里正所藏縮圖及び古城略記に載する所今と異なり、然るに今村内に字清泉院坂と唱ふる所あり、是其舊地ならんか、さては此堂も舊其地に在しを後此所に移せしにや、

○岩原城蹟 西方にあり、今陸田となる、里正が藏する古城略記に、往昔、大森氏の持城なり、信濃守藤頼の時、明應年中北條氏茂が爲に落城すと云、岩原郷先城主、大森信濃守式部少輔藤原朝臣氏頼公者、大森信濃守頼春公子息也、明應九歲庚申藤頼公代、爲小田原城主北條氏茂落城、此節岩原川村、記中城蹟の境界、城蹟、南は田畑、西内山等一時落城、は山續き、北東は川及び本城より其境に至れる間數、山合迄高十六間、村迄一町十八、を擧げ、本城の廣袤間、東西廿二間、南北廿四、其四圍の土手跡、一は折廻し九十五間、及空塹蹟二所、堀折廻し、長百三十八間、幅三間、深三間、一は外道から堀折廻し、長折廻し、長東西五百十六間、幅五間、深六尺、郭跡東間、表廿二間、此所本、南廣袤各十、西廣六間、表三方にありし由城へ續き八間、南廣袤各十、西廣六間、表三方にありし由等の事を詳載せり、又記中城蹟圖を載す、當時の形狀を想像するに足れり、略記及び城蹟圖に據て考れば、中古迄城郭の形粗存せしと識らる、今は纔に名のみを残せり、此地域の内西方に古墳三墓あり、古城略記に、本城西の方に

頼春氏頼石塔ありと載す、大森信濃守頼春、文明元年正月、此所と其地方合せり、名實光院玉山、信濃守氏頼、明應三年八月廿六日卒、法名光公庵主、玉峯院寄栖庵日星明昇庵主、等が墓なりと云、各五輪塔と見ゆれど、大半土中に埋りて上層のみを現す、一は高二尺一寸餘、一は一尺八寸五分、一は一尺二寸五分、

○塚原村 津加波 古は岩原村と一村なりしと云、江戸より行程二十二里、岩原郷と唱ふ、村内長泉院の寛永八年、民戸百六十五、敷内陰陽、東西三里十町半、南北八町、東、比、山二村及足柄下郡小臺村、西、本郡宮城野村、南、三竹山、岩原二村及足柄下郡久野村、北、本郡沼、炭焼所、胸形新宿、狩野、和田河原、竹、今大久保加賀守忠貞領す、舊領主の遷替は、松六村、

萬治元年稻葉美濃守正則糾す、甲州道南北に貫く、當村夫馬の繼立をなせり、北方關本村迄三十一町二十間、南方小田原宿迄二里、
○高札場 ○小名 △谷佐芝 此名岩原、三竹山、向 △日影 △上ノ山 △山下
○明神ヶ嶽 西方にあり、餘、或は狩野山と唱ふ、此山數村に跨り、山上に明神の社あるにより名とすと云
○一里塚 甲州道の北側にあり、高二尺、南方は足柄下村の里塚に、塚上に松一株を栽、○狩川 南北に貫きて村の中央を流る、間、幅十八、土橋三、一は長十四間、又甲州道

に板橋を架せり、長十、兩岸に堤あり、高四、川 西南の方、字た、らど山より出る清水一條、三竹山て是を谷佐、西方、字火打澤より出る清水一水條合して一芝川と云、流となり、甲州道を貫きて狩川に合す、幅四間、土人の此川にて太刀を濯しより此名起ると云、傳に、大森彦七今其太刀なりとて、長圓寺の什寶とす、
○壙下川 甲州道の東方を流る、幅四、村内字壙下を通ずるにより、初て此名起ると云、
○洞川 東方にあり、幅四、
○權兵衛川 洞川の東方を流れ、足柄下郡小臺村に沃で用定川と稱す、

○三ヶ村堰 乾方にて狩川を堰入れ、當村及岩原村、足柄下郡北ノ久保三村の用水となす、間、幅二
○神明社 村持、下同、
○愛宕社 津久井縣根小屋、文明二年の起立にて、開山は大寧、文明二年十二月、森八郎實頼、法名清泉院可安道印、文、なり、按ずるに岩原村古城略記、同村里正、に據れば、往昔大森寄栖庵、僧實山を請て岩原村藥師堂、今猶あ、の地に一寺を起立し、清泉院と號す、文明二年大森實頼當所廢寺蹟、東明山と號せしと云

を闢き此に移して再建し、今の山院號に改むと云、曰、頼後參辨道師、峠之大架山下實山和尚、有投機旨、讓國實頼公退城、剃髮羅染爲入道、居號寄栖庵、明應三甲寅年八月二十日卒去、同九年庚申藤頼公代、爲小田原城主北條氏茂落城此節岩原、川村、内山一時落城、此砌家臣悉戰死、其孫間在村里云々、後實頼父子於三浦新井城自投命、先公請實山師、建清泉院藥師堂地、至文明二年移寺於峠之東明山居蹟、號玉峯山長泉、北條氏康の時、松田尾張守憲秀山林禁制の制札を附與あり、曰、右犬峠長泉院前後左右共に、山中へ出入之枝木一本に而も切者有之者、爲重科問見合に可其罪候、以此旨寺中麓之者共に堅可被仰付候如件、亥二月廿一日、長泉院、松、永祿九年憲秀より板屋ヶ窪一貫五百文の地を田花押、進申候、板屋ヶ窪、一貫五百文之所、從丙寅之歲寄附す、文書曰、板屋ヶ窪、一貫五百文之所、從丙寅之歲寄附す、進申候、新林之儀者百姓申所有之間、寺家へ預申付致林一本も被爲剪間敷候、自他所剪之者可承候、所用之時者印判を可進置者也仍如件、卯三月四日、長泉院侍者中、憲秀朱印、按ずるに板屋ヶ窪、天正十八年正月、松田尾張守憲秀板屋ヶ窪の地、先規の如く寄附ある旨、及び山林禁制の證狀を授與し、曰、於當寺中殺生不可致之事、山中へ枝木一本も伐取候者可處罪科事板屋ヶ窪一貫五百文之所如先規寄進申候事、附諸役不可有之候事、右條々申定所仍如件、天正十八年庚寅正月廿六日、三月又郡中沼村にて寺領長泉院御同宿中、憲秀花押、文書曰、長泉院寺領定事合五貫文、但年貢目已を寄附す、上、右當年庚寅年より於中沼之郷永代爲寄進相

定候、代官池田出雲守有御斷、田地可有御請取者也仍如件、天正十八年庚寅三月廿日、長泉院參、憲秀華押、五月小田原陣により、寺僧門前の輩安堵の旨、増田右衛門尉長盛奉りて下知す、曰、相模國地下人遷住之儀被仰出規急度可立歸候、自然在陣衆下々狼藉之族於有之候、可有注進候申上可合成就候仍如件、五月九日、長泉院、増田右衛門尉長盛、十九年三月大久保七郎右衛門忠世、家臣をして山林不入及四至の界域を定め、曰、右相州西郡野野塚門前屋敷、同山林日影共に、如前々横道を切而可爲不入者也仍如件、于時天正十九年三月十三日、長泉院御侍者中、後藤彌次兵衛花押、但山境之儀、南者たて山を切而、西者かやの木が入くほかしらるを切而、北者とつへい澤を切而、長泉院御侍者中、文祿元年又寺領安堵の證狀を授與す、曰、長泉院御侍者中、西郡中何も少心に御指置被成候、六儀分御指置被成候間、其分御心得可被成候、爲後日一札仍如件、天正廿壬辰年三月二日、長泉院參、後藤慶長六年又板屋ヶ窪の地、所務ある彌次兵衛華押印、慶長六年又板屋ヶ窪の地、所務あるべき旨、大久保忠隣の臣證狀を授與す、曰、長泉院門前儀、各談合仕色々仰候に付相定申候、此石三儀に定申候、各手形可進候へども、大山市兵衛使にて御座候間、無沙汰申間敷候、若無沙汰に候へば、此一札を先と被成候而、どなたへ成共、御ことわり可仰爲其一筆進申候仍而如件、慶長六年辛丑霜月日、長泉院參、大山市兵衛、某年大久保忠隣村内に衛華押、本書を失ひ寫を藏す、其時梶折敷十具を寄納す、放應し當寺を休息所とす、今に藏、十五年三月當寺は宗派の正嫡にて且古蹟たる故

郷中の諸寺違亂の事有まじき旨關本村最乗寺より證書を送り、曰、一郷一ヶ寺之儀者、從上様被仰出候由、全阿彌古跡與申、塚原於郷中に小庵數多候共、諸事菩提他之論量有間敷候、若横合之儀於有之者、此證文爲先、御公儀に可被仰出候、爲後日一筆仍而如件、時慶長十五庚戌年三月念七日、進上長泉院、最乗寺鏡口判、七月本寺より

も證書を送れり、曰、一郷一箇寺之儀者、御上意に候由、派之内にも、大寧派之嫡々與謂古蹟と謂、菩提之儀從他違亂有間鋪候、若濠儀之方候者、以此證文御大部江可被得御意候愚も可爲同舌候、爲後日一筆如此以上、于時慶長十五庚戌夷則念一日、長泉院衣鉢閣下、功雲寺洞判、十九年二月安藤對馬守重信、山内の林伐取まじき由掟を定む、所藏文書 慶安二年稻葉美濃守正則より、先規の如く寺領廿八石二斗を寄附し、天和二年證狀を授與す、貞享四年四月大久保加賀守忠朝より、山内の制札を與ふ、本尊釋迦を置又正觀音往古の本尊なりと云を安ず、

【寺寶】 △桂杖一握大久保七郎右衛門忠世、小田原陣の時長六尺四寸、小身跡あり、徑一寸一分太刀疵三所、六世僧養山へ、忠世より與へしものと云 △古文書六通前に註 △開山堂 大森氏代々の牌あり、△鐘樓寛永八年の鑄鐘を掛、△黃色權現社 境内地主神と云例祭三月十日、拜殿・幣殿あり、△龍門橋 門前の小流に架す、長七間、○保徳寺 醫王山と號す、前寺、大永二

年起立、開山東瑞大永七年六月三日寂す 本尊藥師を置、○長圓寺 山王山と號す、本寺前に開基順的永正八年 天明三年僧海關此地に起立す、中興察道文化二年 本尊釋迦、

【寺寶】 △刀一振三折す、寺傳に大森彦七が帶せしなりと願すれば効驗ありと云、境内に石一顆あり、高一尺、幅三尺許、彦七この刀にて貫きしと傳へ、今に其刀痕と覺しき跡見ゆ △山王社

○天王院 牛頭山元祿の鐘銘には、と號す、曹洞宗、大住郡石雲寺 應永二十一年の起立、開山悅叟、勅諭して透源大末、十七日寂す、開基は當郡沼田の城主、沼田左衛門尉と云傳ふ、法名卒年月を傳へず、寺傳に應永中當國沼田の城主り、是は此人の慶長十九年二月安藤對馬守重信、山内禁制の掟を定む、其時の文書寫を藏す、下同、又境内高十九石五斗一升六合は、慶安二年七月稻葉美濃守正則寄附し、天和二年其證狀を授與す、貞享四年四月大久保加賀守忠朝より山内禁制の建札を授與あり、本尊釋迦を置、△鐘樓元祿十三年の鑄鐘を掛、△開山堂 △天王社 △天神社 △山神社 △水神社 △稻荷社 △衆寮 ○滿藏院 珠寶山寶傳寺と號す、古義眞言宗、足柄下郡國府津村寶金剛寺末、

開山海傳文明二年三月十五日寂 本尊不動長二尺、及二童子 各長一尺三寸、弘法、を安ず、△天神社 △彌陀堂 長泉院持、下同、○地藏堂

○駒形新宿古瀬加多志無之久 古は塚原村の内にて、新宿と呼し地なり、正保の改に塚原の其後塚原の枝郷となり、始て駒形新宿と唱ふ、元祿の改に、塚原村枝炭燒所村鎮守、足形社或は駒形權現といへり、當所其比隣に在をもて駒形の名は負せしなり、今は全く別村となれり、其年代は傳へず、江戸より行程二十二里五町餘、民戸十五東西六町二

十八間、南北一町四十間、東南、塚原村、西、同村及炭今大久保加賀守忠眞領す、舊領主の遷替は、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則改む、甲州道、村の中程南北に貫く、幅二間、○牛頭天王社 村の鎮守、例祭六月七日村持、下同、○第六天社

○清迎院 法界山と號す、淨土宗、小田原筋違橋、開山清迎、明曆中、本尊彌陀を置、○龍寶院 天形山と號す、當山修驗、勢州山田世儀、中興長山、寶曆元年六月、本尊不動、炭燒所村之餘牟良、須美也幾、相傳ふ古は墨八寸生村、須美也幾之也字牟良

と書せり、こは彼頼朝秘藏の乘馬磨墨の産せし地なれば村名とすと云、彼馬毛色純黒にして、長四尺八寸に及ぶ、故に磨墨と名付、村名も頼朝が名づくる所と傳ふ、今村民次兵衛は彼馬、江戸より二十二里十町、民戸三十の産せし家筋なりと云、江戸より二十二里十町、民戸三十、東西五町二十一間、南北五町許、東、駒形新宿、西、北、和田、今大久保加賀守忠眞領す、舊領主の遷替は、檢地は萬治元年稻葉美濃守正則改む、○狩川 西南村堺を流る、幅十八板橋を架す、間、長十六堤あり、

○足形社 又駒形權現とも呼べり、神軀は一巨石にて地中に埋れり、池上に出る所、長二尺二寸、面の方に凹池あり、六尺七寸許、深、頼朝の乘馬磨墨の蹄蹟なりと云、例祭九月朔日、足を病める者祈れば驗あり、癒れば草履を糞す、又病馬には香を納むるを例、玉傳寺持、下同、○熊野社 村の鎮守、拜殿・幣殿あり、例祭九月九日、○山王社

○玉傳寺 飯田山金藏院と號す、古義眞言宗、府津村寶金剛寺、保延二年足柄下郡飯田岡村内に起立す、永正中洪水の爲に堂宇荒廢せしを、十五年僧賢乘こゝに移して再興せり、故に賢乘永正十五年三月十五日寂す、を立て更に開山とす、

本尊不動 臺座共座像五尺、を置、△觀音堂 馬頭、如意輪の二像を安ず、△天神社 稻荷社 △鐘樓 元祿七年鑄鐘を掛、

新編相模國風土記稿卷之十九

村里部 足柄上郡卷之八

荊野庄

○和田河原村 和歌可波 羅牟良 江戸より行程二十二里十五町餘 民戸七十七、東西六町十九間、南北十町許、東、塚原村、寺二村、南、駒形新宿、炭焼所、中沼三村、北、竹松村、今大久保加賀守忠貞領す、寛永九年、稻葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年大久保氏に賜はり、享保七年より御料となり、延享四年再び大久保氏に賜はりて、今に至る、檢地は萬治元年稻葉美濃守正則改む、甲州道間、村南より西に達す、矢倉澤道幅七尺、村北より西方に達し、甲州道に合す、
○小名 △下和田 △原 △坂下
○洞川 村の北境より東南に沃く、幅四間
○用水堰 村北にて洞川を分水し、三條を通ず、一は前洞川と云、幅六尺、南流す、一は南流駒形新宿に沃で、盡下川と唱ふ一は西方に達す、
○神明社 拜殿、幣殿あり、炭焼所村玉傳寺持、△末社

新編相模國風土記稿卷之十八終

天王 山王 稻荷

○福田寺 和中山と號す、曹洞宗、竹松村大開山秀壑、七世慶長八年四月、開基心月東全、荒井丹後守と稱す、里正仁左十八日寂、衛門の祖なり、慶長七年八月十九日死、客殿に夫婦の木像を置、本尊地藏、△天神社 △稻荷社 ○地藏堂 延命地藏を安ず、是は里正仁左衛門か祖、荒井丹後守が陣中の守護佛たり、北條氏没落の後、茲地に堂宇を造立して安置すと傳ふ、又石像二軀あり、是も丹後守が置ところなり、村民持、

○竹松村 多氣満 都牟良 【北條役帳】には竹松郷と記す、江戸より行程二十二里半、民戸七十九、廣袤各六町餘、東、曾比、牛嶋、宮ノ臺、中之名四村、西、怒田村、飛地比村にあり、三畝、北條南、和田河原村、北、墟下村、餘、北條 氏割據の頃は小野兵庫助知行す、【役帳】曰、小野兵庫助、八十五貫四百五十文、西郡竹松郷、此外廿貫文中村平三郎買得、十五貫百八文御藏納役致來、又中村平三郎買得の地あり、買得廿貫文竹松之内、中村平三郎、大善詩之、時半役、元小野知行、今は次部右衛門抱、今大久保加賀守忠貞領す、古領主の遷替、檢地は萬治元年稻葉美濃守正則糾す、村内に矢倉澤道係れり、幅二間、

○小名 △金井ノ庭 △河原ノ庭
○洞川 西南二方の村境を流る、幅三間、半餘、矢倉澤道の係る所、板橋を架せり、長六間、殿川 村北より西方に達す、

して洞川に合す、幅三間、○西川 同方より南流す、幅二間、

○山王社 村の鎮守、神體鏡面に隱起す、例祭六月十四日、村持、下同、△末社 天神稻荷神明第六天の四座を祀る、○諏訪社 ○水神社 ○山神社

○大松寺 竹園山と號す、曹洞宗、武州入間郡越生、龍穩寺末、開山玄彭明應九年八月、本尊釋迦、往古彌陀を本尊とせしが、寛永五年の洪水に流失せし故、堂宇再建の後今の本尊、及不動、長三尺九寸、毘沙門一丈、等を置、に改しと云、△觀音堂 △白山社 神明熊野稻荷天神を合せ祀る、

○養壽院 地福山と號す、前寺、末、開山一溪、本寺八世、慶長十六日、本尊十一面觀音を安ず、△荒神社 △白山社

○大塔院 法雲山と號す、當山修驗、勢州山田世儀、寺袈裟下、開基宥長、享保四年四月、本尊不動を安ず、○地藏堂 村持

○藥師堂 村民持、

○牛島村 宇志白 満牟良 江戸より行程二十二里二十一町民戸五十一、東西八町廿一間南北十三町廿六間、東、吉田嶋、村、此村當村より中古分裂す、故に地域犬牙せし所多し、南、曾比村、北、延澤、宮ノ臺二村、北條氏の頃は壽星軒知行せり、【役帳】曰、壽星軒四十、今大久保加賀守忠貞領す、天正十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜ひ、慶長十年御料となり、元和五年阿部備中守正次に賜ひ、

寛永元年御料に復し、同九年稲葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年大久保加賀守忠朝に替賜ひ、寶永五年又御料となり、延享四年大久保氏に、檢地は萬治元年稲葉美濃守正則改む、飛地、宮ノ臺村にあり、二段、村の中央を貫きて矢倉澤道係れり、幅九尺
 ○小名 △上ノ庭 △四ッ谷庭 △下ノ庭
 ○權兵衛川 村の西境を流る、延澤村武永田堰の末流、當村に入てこの名を得、幅四間
 ○武永田堰 村北より東境を流れ、間、幅三、南方に達す、
 ○用定堰 西北所々の小流、合して一條となり、間、幅三、南流す、
 ○佐護神社 牛頭天王疱瘡神を相殿とす、又大日を安ず
 盛徳寺持、下同、○山王社
 ○盛徳寺 曹洞宗、延澤村西、開山文季、本尊薬師、△觀音堂 正觀音を安ず、○地藏堂 村持、
 ○宮ノ臺村 伊牟良 牛島村より分村すと云、八王子権現、鎮座の地なれば村名となる、慶長中の物に、村名を勅したれば、この頃既に別村たりしこと知らる、慶長中、延命寺葺屋替の時、當村より竹調進すべき旨、領主大久保忠隣、其臣後藤彌次兵衛眞成して下知ありし事、同寺所藏の文書に見、江戸より行程二十二里二十三町、戸數五十六、數内舞大夫三戸あり、片山雅樂助、東西三町廿間、南北九町十片山左内、片山助大夫といふ、

五間、東、牛嶋村、西、竹松村、南、牛嶋、和田 今大久保加賀守忠眞所領、古領主の遷替、檢地は萬治元年稲葉美濃守正則改む、飛地牛島村にあり、二段八村の中程、東西に貫きて、矢倉澤道係れり、幅一丈
 ○小名 △上ノ庭 △芝原 △中ノ庭 △小河原 △清水庭 △南ノ庭 牛嶋村飛地を云、
 ○權兵衛川 村の東南を流る、間、幅三、○蛭川 西方を流る中之名村二ノ堰の下流、村内に入、此河名を得、南方にて直に權兵衛川に合す、幅二
 ○八王子社 當村及牛島村の鎮守なり、拜殿・幣殿あり、例祭六月十五日、村持、△末社 八幡 三神合社 山王 山神を合祀す、大日をも安ぜり、△神樂殿
 ○淨蓮院 玉寶山觀音寺と號す、古義眞言宗、金子村最中興開山實秀、大永七年十一月、開基、星野外記、村民源の祖なり、天正十六年八月廿七日死、法名開淨院蓮基道安入道、今に位牌墓所共にあり、本尊十一面觀音を安ず、△天神社 ○本光寺 覺正山誓壽院と號す、一向宗、本願寺末、寛永六年の創建にして開山を長玄と云、寛文六年七月、本尊彌陀を安ず、蓮如眞筆の六字名號を寺寶とす、○地藏堂 本光寺持、

○中之名村 奈加廻美 江戸より行程二十二里二十九町、民戸十九、廣袤各三町餘、東、延澤村、西、墟下、竹松二村北條氏割據の頃は金谷齋知行し、後大藤某に替り、又大道寺彌三郎知行せり、〔役帳〕曰、大道寺彌三郎、四十七貫九先年丁巳歳之書出、金谷齋知之如時、知行役有間數之旨、御判形令頂戴之上者、於向後も可役除之、但出錢人數著到之辻には可加之者也、按ずるに、今は大久保加賀守忠眞領す、寛永丁巳は弘治二年なり、今は大久保加賀守忠朝に替、稲葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年、大久保加賀守忠朝に替、賜ひ、寶永五年御料となり、延享四年、大久保氏に賜ふ、檢地は萬治元年稲葉美濃守正則改む、
 ○小名 △上ノ庭 △下ノ庭
 ○二ノ堰 乾方より二派に別れて入、一は村西を流れ、間、幅二、南隣宮ノ臺村に達して蛭川と唱ふ、一は村東を流る、間、幅一、是も南隣に沃ぐ、
 ○八幡宮 村の鎮守、三島諏訪を合祀す、村持、
 ○福泉寺 金龍山東光院と號す、古義眞言宗、金子村最本尊虚空藏、中興開山宗譽、享保十二年、寺地、往古は福泉村にあり、後當村に移りし年代は傳へず、
 ○大圓寺蹟 其所在詳ならず、嘉曆元年、村内に廻建す、後酒匂川洪水の時、流失せしかば、應永元年、千津島村に移る、元和中、又移りて今怒田村にあり、

○圓通寺村 惠牟都宇 中之名村より分れしと云、正保の改各村とな、村名は觀音堂に基きて、起りしなるべし、はた彼堂、古圓通寺の號ありしにや、江戸より行程二十三里餘、民戸七、東西三町餘、南北二町餘、東、延澤村、西、南、中之名村、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替、北、延澤村、今大久保加賀守忠眞領す、前村に同じ、檢地は萬治元年稲葉美濃守正則改む、
 ○小名 △上ノ庭 △東ノ庭
 ○二堰 二條に分派し、村北より入て、一は村西、間、幅二、一は村東を流れ、幅一、共に南に達す、
 ○諏訪社 村の鎮守、例祭七月廿七日、村持、
 ○觀音堂 十一面觀音を置、長六尺、前立に同體を安ず、丈二尺九寸、村持、例祭七月十七日の夜、相撲を興行す、共に行基作、村持、
 ○延澤村 能夫佐 江戸より行程二十三里八町、戸數六十九、數内神事無大、東、吉田嶋村、西、千津嶋、岡野二村、南、牛嶋、北條氏間、宮ノ臺、中之名、圓通寺四村、北、金井島村、
 分國の頃は板部岡右衛門康雄知行す、〔役帳〕曰、板部岡右衛門、百五十七貫五、川成に就て、五十貫役に御定、有御印判、按ずるに、甲辰は天文十三年、天正小田原陣の時、豊臣太閤、當村及び金井島二

村、一紙の制札を出せり、村民所 今大久保加賀守忠貞領す、古領主の遷替、藏 檢地は萬治元年稻葉美濃守正則糾せり
前村に同じ、
○小名 △大畑 △上ノ庭 △下ノ庭 △杉ノ庭 △東ノ庭

○武永田堰 長方より入、幅一問 村内にて分派し、一は巽方に達し、一は南隣、牛島・宮ノ臺二村の境に沃で、權兵衛川と唱ふ、○根又堰 村北より入、幅一問 小名東ノ庭にて武永田堰に合す、○二ノ堰 二條を通す幅各二一 一は村北より東流して、根又堰に合す、一は村西より南に沃ぐ、

○諏訪社 村の鎮守、例祭七月廿七日、村持、下同、○熊野社 當社も村の鎮守なり、例祭六月十六日、拜殿・幣殿あり、若宮八幡を合祀す、△神樂殿 ○天神社 村民持、○山神社二 一は村持、一は村民持、○稻荷社 神事舞大夫齋藤浪江持、△末社 山王

○西福寺 満田山と號す、曹洞宗、足柄下郡早川村、海藏香林寺末なりしが、寶永七年今之末寺となりしと云、本尊釋迦を安す、開山乘慶、永正六年十一月 中興慶哲、文祿元年十月 十八日寂す、十六日寂す、中興開基、板部岡能登守康雄、享保中、鑄造の鐘銘云、永祿年中、北條左京無敵善法大居士者、修造永祿八年八月、康雄寺領として堂宇、施與田園云々、

○板部岡氏屋鋪跡 西光院の東隣に在、今水田とす、中に小塚あり、方九尺、高三尺許、永祿の頃、板部岡右衛門康雄當村を領したる事は、【北條役帳】にも見えれば、同居住せし地にや、

○金井島村 加奈爲之 江戸より行程二十三里八町、民戸七十一、東西十町餘、南北十六町餘、東、吉田嶋、酒匂川西、岡野・班目二村、南、延澤村、北條氏分國の頃は、桑原彌七郎知行せり、【役帳】曰、桑原彌七郎四十五貫文、西郡金井嶋、天正小田原陣の時豐臣太閤當村及び延澤二村、一紙の制札を出せり、延澤所、今大久保加賀守忠貞領す、領主の遷替は、牛嶋村に同じ、檢地は慶長十七年・寛永十七年改の後、萬治元年稻葉美濃守正則改む、

○小名 △本郷 △横塚 △的場 △下河原
○酒匂川 東北村境を流る、幅百十間、水除の堤あり、馬路四間、
○武永田堰 乾方より入て、幅三東南に達す、○二ノ堰 西方より南流す、間、○根又堰 乾方より入り、幅二村内にて數條分水し、各南に沃ぐ、

○若宮八幡宮 村の鎮守、武道明神、祭神詳なを合祀す、村持、
○香徳院 金島山と號す、曹洞宗、川村向原、川村向原、香集寺末、本尊藥師を

田園を寄附す、文書曰、道林庵並田地等之儀、無相違進之有之者、此方へ以書付可承候、恐々敬白、乙丑八月五日慶哲几下、右衛門尉康雄花押、表書に、西福寺參、能登守とあり、十年十月康雄當寺再興ありて、又寺領を附與す、曰、就其他致再興候、仍三百匹、寺領附置申處也、如件、丁卯十月十八日、西福寺侍衣閣下、右衛門尉康雄花押、表書に道林庵板部岡と天正十二年二月、又康雄二貫六百文餘の地を寄附あり、曰、此度清右衛門田地之内、御寺内へ一貫四百廿四文之所、仕入候、清右衛門高辻之内にて引捨候、此外爲諸役錢廣羽間新田之内にて、一貫二百文遺候間、向後清右衛門、寺中へ申事、努不可有之、仍爲後日如件、天正十二年甲申年、二月九日、再中興榮存、安永二年四月、西福寺進覽、康雄花押、八日寂す、再開基、農民好兵衛、吉田島村民、寶曆二年十一月廿九日死、好隨意會を開開せしなり、堂存と志を合せ、故に再中興とす、本堂の簷下に、享保十五年鑄造の鐘を掛、
【寺寶】 △古文書三通 各前に注 △開山堂 △觀音堂 西國三十三所の模像を安す、文政五年新造、△禪室 本尊地藏を安す、△衆寮 本尊虚空藏を安す、△鎮守社 白山天神を合祀す、○西光院 阿育山と號す、前寺、本尊馬頭觀音を安す、長一尺五寸、毗首羯磨作、板部岡能登守念持佛と云傳ふ、板部岡能登守の叔父、開山文察、世、三開基、祖堂意公都司、板部岡康雄の叔父なりと云牌あり、
○十王堂 西福寺持、

安す、永祿七年の起立なり、開山の僧を秀藝と云、天正七年十二月九日寂す、△愛染堂 ○地藏堂 香徳院持、

○岡野村 乎加乃 【北條役帳】に岡屋村、慶長中の文書 松田所藏には岡村、正保の改には岡之村と記す、元祿の改已來今の如し、江戸より行程二十三里十町餘、民戸二十三、東西二町四十間許、南北七町四十間許、東、金井嶋、延日、千津嶋二村、南、千津嶋村、北、金井嶋村、永祿の頃は笠原彌十郎知行す、【役帳】曰、笠原彌十郎三十五貫文、西郡岡屋村、今大久保加賀守忠貞の所領、古領主の貫文、西郡岡屋村、今大久保加賀守忠貞の所領、遷替、圓通寺村に檢地は萬治元年稻葉美濃守正則改む、

○小名 △大下 於保 △向川 武加比可波
○用水堰三 太郎兵衛堰 幅四尺、二ノ堰 幅六尺、二ノ堰 幅二尺、等の唱へあり、共に田間に沃ぎ、流末は各西南に達す、
○八幡宮 村の鎮守、村持、下同、○神明社 例祭八月八日、舊は字宮田の社地に鎮座せしが、中古社地流失の後假に八幡の相殿とす、

○藥師堂
○班目村 萬駄良 江戸より行程二十三里十一町、民戸六十四、東西十五町餘、南北二十八町餘、東、金井嶋、岡野、千津嶋三村、西、怒

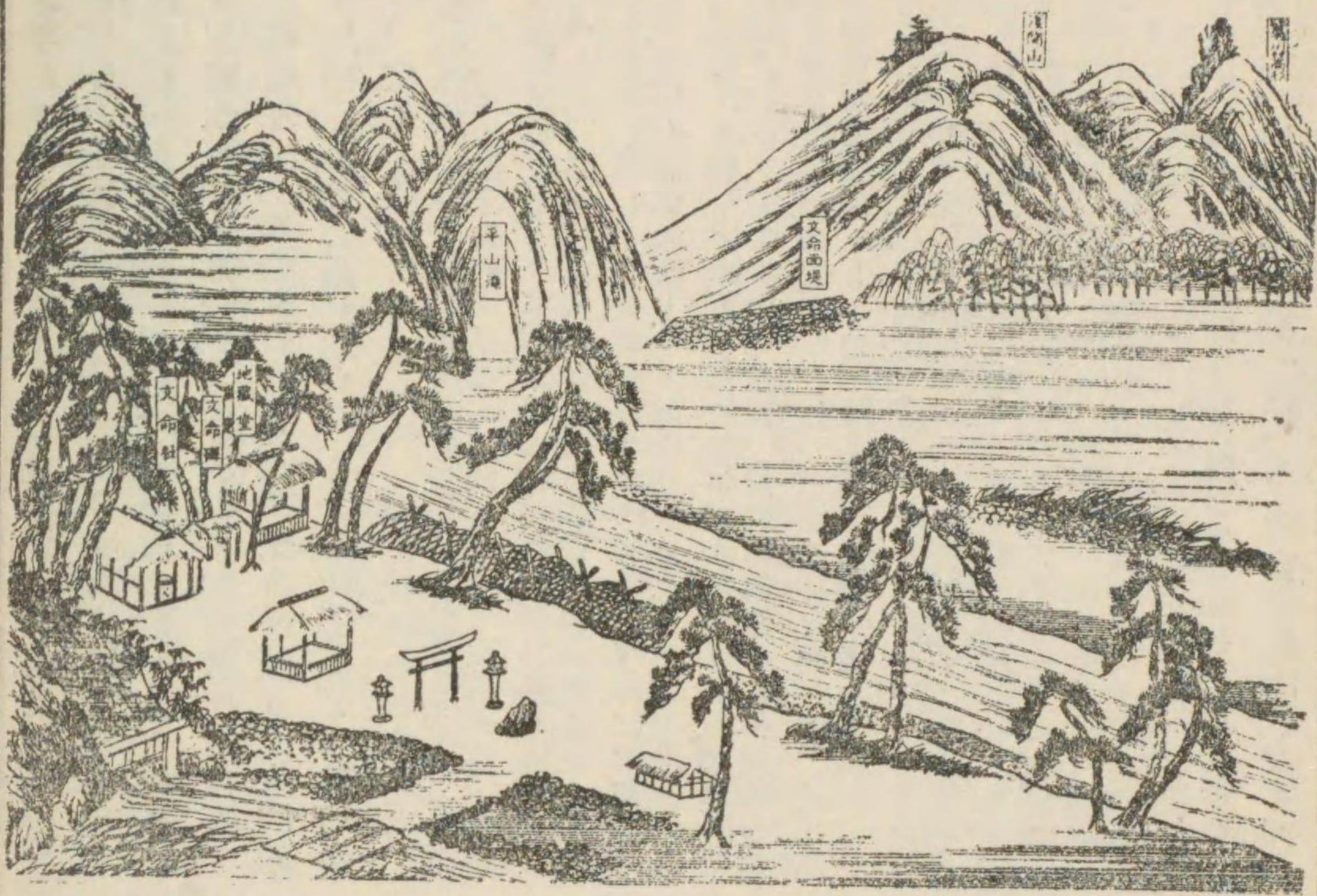
田・小市二村、南、怒田、千津嶋二村、北、天正九年十月、北條氏令して、村内段別錢、二貫文餘の増加を沙汰す、左平民治所藏文書曰、二貫六百六十七文、班目増段錢、但本段錢三分一懸從當年可致進納辻、此外三分一は、自乙卯歲、毎年御藏納致來、右先年無檢地在所、就御代替、當年雖可被改、其以來被打置鄉村、只今事六ヶ敷間、以段錢増分被仰付候、米穀計難調付而者、員數相當次第、黃金永樂綿漆等、有合候者を以可納之、然者十一月十日、必可致皆濟處、可捧一札旨、被仰出者也、仍如件、辛巳十月十日、班目 永祿の頃は大通寺の領たり、〔役代官百姓中、虎朱印 大通寺九十四貫六、同十二年村内風損せしにより村民等百四十文、西郡班目、改て收納及び引方を定めし事あり、文書曰、己巳歲班目郷風損之侘言、百姓中類而申に付而、檢見之上、自今以後之納所引方、共に定事、二百一貫二百五十二文、檢見高辻、此分引方、五十貫四百九文諸公事錢、拾八貫二百九十五文、已之増分之内指置、壹貫文平右衛門屋敷添、一貫文珠明、一貫二百文定使給、一貫五百文名主給、一貫二百文神田、以上七拾四貫六百四文諸引方、殘而百三拾六貫六百四拾八文定納之辻、此内出方各分、二十四貫二十壹文石塚法師、十三貫百五十七文瀬戸三郎左衛門、九貫五百八十八文同七郎左衛門、二十二貫二百七十二文同神右衛門、十二貫八百六十一文市川土佐守、五貫二百二十九文賀藤三郎右衛門、二貫六百七十二文源左衛門、十四貫二百四十二文石塚五郎右衛門、八貫三百五十二文傳左衛門、四貫三百十三文石塚主計助、三貫五百七十八文平右衛門、三貫二百六十四文九郎右衛門、二貫三文四郎兵衛、一貫三百八十九文彌宜喜左衛門、五百八十八文増田將監分、四百五十八文源

右衛門分、六百卅文五郎左衛門、卅四文鐵書記、八貫七十六文代官給、以上百三十六貫六百四十八文、右郷中檢見之、上百姓侘言之透、指引殘而納り之分、是又百姓中捧請負之一札間、如此相定畢、於向後無兎角、年貢急速、可致進納、畢竟河越へ之付はこび、爲彼は一廉指置候、猶百姓等申合、郷中之儀相確、公私之御用、無無沙汰可走廻者也、仍如件、此已下散失して傳へ、今大久保加賀守忠貞領す、領主の遷替は、金 檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糺せり、南境より西北の方、文命堤を歴て、川村御關所道係れり、
○小名 △三家美都 △上河原 △下河原 △袋町
○酒匂川 西北村境を流る、幅二百廿
所、土橋長三十 架せり、
○二ノ水門堰 北方文命堤に水門を設け、酒匂川の水を堰入、間、幅三、村内にて二條となり、各東南に達す、流末、組合十一ヶ村 各村の名は、總 の用水となる、○根又堰 是も同堤に水門を設け、酒匂川を分水し、幅二間、下方に沃ぐ、又村内にて是を分水し、高臺堰と唱へ、東方に達す、○武永田堰 是も同堤に水門を構へ、酒匂川の水を延て東北に沃ぐ、○穴水門堰 村西にて酒匂川を分水し、南方に沃ぎ、流末、九ヶ村 組合の村名は、の用水とす、○文命堤 酒匂川の水溢に備ふ、高二丈八間、敷凡 舊は大口径とて、尋常の堤なりしが、洪水

のために屢崩壞して、里民の憂多かりければ、元祿中井澤彌惣兵衛正房于時御勘定 水利の事鍛鍊なりしかば永く此水災を防禦せん事を、思慮せしかども、遂に果さず、寶永五年の洪水に又崩壞して民屋流失に及び、村民等屢愁訴すること年あり、享保中に至り、大岡越前守忠相、更に公命を奉じ、心を勞せしかど、猶功ならず、然るに武州の川崎宿に、田中丘隅と云者あり、
〔武林隱見録〕に曰、近年御代官を勤し、田中休愚右衛門は、其出生八王子の輕き百姓の子なり、絹を商ひて江戸へ出、又は道中商ひなどせしに、川崎の宿へも毎年來り、緩々逗留して商ひせしに、其生れ甚發明なる者なれば、所の名主田中兵衛といふ者はを愛し、年々馴染たり幸に實子なれば、則養子とす、程なく家督相續して、田中兵衛と名を改め、名主并人馬の問屋役を勤む、元より人に勝れたる才智有ければ、同役を差越え、一人して宿中の仕置、近郷の御傳馬の御用等を差仕ふ云々、久しく工夫をこらし、一部の書を編みぬ、是は地方一篇の事を書記したる由、縁を求て公儀へ差上る所に、奇特成由御褒美にて、其後相州酒匂を初め、近國の川除普請の御用を被仰付、大小御免にて、十人扶持被下置、其外手代給なども被下、手代三人召抱へ、右の御用相勤しに、名主役をば、悴兵大夫に譲り云々、さて丘隅が川除普請に、工夫を以辨慶のくなどいふ物を拵へ、蛇籠なども、多く拵へ防しに依て、酒匂を始め、六郷の玉川、其外所々の川々出水の害なく、年々の水損も少なかりしとなり、如此の功積りしゆえ、御代官に被召出、二十人扶持、御役料手代給に被下置、田中休愚右衛門と改し、物茂卿に就て學び、頗古史に涉り、才力世

に超たりと聞、忠相議して堤防經營の事を委ぬ、丘隅是より新に辨慶土俵と云ものを巧み、近境なる鬼子母神に祈念し、費用を慥ます、僧侶數輩を請て、彼俵別に陀羅尼一卷を加持して投じければ、不日にして功を終たりき、因て堤防鎮護の爲、神禹の祠を堤上に建つ、事は下の文命社 爾後此故をもて文命堤と云、或は法華條に詳載す、
東堤碑と云、高六尺五寸、幅三尺二寸、厚一尺二寸五分、銘曰、相之酒匂川、會同百川、東入于海、富士宮嶺、鎮其南、大嶽丹山、連其北、實關中之襟帶、海東之咽喉也、寶永丁亥之冬、富士山東南之隅、土中發火、沙石飛數百里、蓋硫黃之氣云、其災傷之所及、關東八州之地、不見青草者數百里、深者曠丈、淺者盈尺、武相之間最甚、酒匂川遂斷、其後年大水、隄防悉決、以故居民流亡者、二十有載、于此朝廷方求治水者、以欲爲生民興利除害、享保丙午春二月、丘隅欽命來載于此、乃大興人徒以搏土、因地勢疏水、循水性導河、既平可藝、人始地着、乃告成功、雖然不有神佑、安能保不壞于永久哉、謹按、昔安貞二年、勢田判官爲兼、奉勅治水、建神禹祠于鴨河、舊章可據、故今累石設神座于隄上、越四月朔、四方氓庶、傳聞其事不期雲集膜拜者弗已、其時土功未全竣、則揭眷輻以擬禁祀、丘隅乃與民約曰、肇自今歲、以逮永々、每值四月朔、而之老幼男女、敬神之惠來拜者、各運土石、以爲神事、其豫哉、乃降福于下民、於穆弗已、則水不失其常、地平安成、穀登歲豐、乃納而貢賦、仰供公役、育而父母妻孥、俯全私恩、修而孝悌、和而鄰里、詞訟不興、盜賊悉戢、疾疫

文命東堤圖



弗行、災傷永弭、皆神之惠也、伏惟、神禹治水、娶于塗山、辛壬癸甲、啓呱呱而泣弗子、八年於外、三過其門而不入、股無肉、脛無毛、是獨何心耶、以治水安民爲其心也、故今而輩、運土石以實隄、神豈弗饗哉、夫神配諸后土、與天並隆、雖萬世尙新、故神即后土之神也、威靈甚大、而輩凡有疾患事故、誠虔禱之、必有效驗、則各量其力、負土實隄、履而固之、以賽神功、勿伐隄樹、勿動隄土、寧埋一塊、勿損一毫、凡而輩務所以鞏隄防者、皆神之所悅也、神豈食黍盛乎、亦唯而輩之誠耳、聞者悅而退、已事聞、教曰、可、賜金百兩爲其資、乃付諸治隄之民、俾永弗忘其事、且植桃李梨栗于上、以爲遺實、於戲聖代視民如子、則神之心、即朝廷之心也、因名其隄以文命、勒石以詔後世、時享保丙午夏五月二十五日、武州橋縣川崎冠帶老人、田中丘隅、東都徂徠、是よりして遂に水災を免る、かくて忠相丘隅が成功の状を、具さに言上せしかば、殊に登用せられて、縣令の職に補せらる、子孫田中吉藏、今猶旗下に奉仕す、

○井野明神社 村の鎮守、祭神詳な、例祭十月中の亥日、今假に怒田村字長窪に安ず、舊社地は、字村東にあ、此神井を鑿ことを忌むとて、村民等用水渠の水を汲て常用とす、村持、下同、○山王社 ○水神社 ○文命社 西境怒田村の地にあり、享保十一年四月、文命堤修築の時、鎮護の爲神禹を祀る處なり、時に官よりも百金を賜ひて、祭祀の資用に充らる、事は碑銘に詳なり、圓石一顆長四寸五分、を神體とす、別當は、千津島村寶生

院兼帶せり、當村及び千津島・岡野・楯下・竹松・和田河原總て六村の鎮守とす、例祭四月朔日、護摩を修行す、領主より神酒を奠す、是日社頭より根又堰水門の邊、及び堤上に農具を排列して鬻ぐを例とす、拜殿あり、

○珠明寺 月光山と號す、臨濟宗、鎌倉圓覺寺傳に、上杉安房守憲基、法名宗徳院心無悔公、應永廿五年正月三日、三十四歳卒す、力爲、其子安房守憲實、法名高岳長棟庵主、應仁元、起立すと傳へ、按ずるに永二年の起立と云へ、憲基憲實及び其子右京亮憲忠、法名興と、全く訛なり、憲基憲實及び其子右京亮憲忠、法名興と、全く訛なり、憲基憲實及び其子右京亮憲忠、法名興と、全く訛なり、

○天神社 ○觀音堂 正觀音を安ず、

前寺持、下同、○虚空藏堂 已上の二堂、今假に怒田村内に建つ、堂地は猶當村内にあり、○地藏堂 酒匂川堤上、六地藏の一なり、田中丘隅が建る所なり、村持、是も文命社に並び、怒田村の地にあり、

○千津島村 勢牟豆良、千津島郷と唱ふ、江戸より行程二十三里八町餘、民戸七十六、東西七町、南北十町三十間、東、延澤・圓通寺二村、西、怒田村、往昔武田陸奥守信春入南、地下村、北、岡野、班目二村、往昔武田陸奥守信春入道華峯、甲州より鎌倉へ出仕の時、休憩の便所とす、後其孫右馬助信長、嘉吉元年結城合戦の勳賞として、鎌倉管領より當村及び會比村の地を、所領に充行はれ、祖父華峯入道が跡を躡で、暫く其地に居住せしと云、鎌倉大武田信長は、代々鎌倉の所習なりけるが、此時分京都に有合、結城合戦の時、京勢と相伴ひ、下向して京勢と一同に高名し、其時の忠賞として、會比千津島を拜領す、此所は故華峯入道、鎌倉へ出仕の時の中宿の所なり、先祖の跡芳く、此所に居住して、暫く安堵しけると載たり、是に據れば、華峯が休息所、信長が居住の地、共に二村に亘りて一定せず、今土人の話に、小名殿田の地、彼宅跡なるにやと云へど、信據、弘治・永祿の際には伊波大學助同修理亮、大住郡石田村民所藏文書曰、伊波知行三浦分、以上四百四十二貫八百廿二文、此人數廿八人、此内六騎馬乘大學、廿八人同上修理、以上五十六人、此内十二騎馬乘右人衆之嗜如此可致、每陣兩人互相改、嚴密に可申付、少も人數不足、又者武具以下嗜到于無之者、其者遠拂、後年に者、一

と號す、今彼地に現存す、域内に龍頭山と號する巨岩あり、故
嘉禎元年、甲州小河原に一寺を建、亦善福寺と號す、
今改て祐光
寺と稱す、延應元年、當所に來て彌陀堂を建立し、是
も善福寺の號を授くと見え、後年一寺となりし證記な
く、且寺寶以下、古を徵するにたるものなし、今推考す
るに當寺の如きは、最後世大磯の善福寺を模して、創
建せし事論なかるべし、其年歴は詳ならざれど、彼寺
洪鐘の序文に、東照宮の仰により東派に屬せしが、安
永三年歸順して、今は西派たる由を鐫り、然れば彼
寺東派に屬せし頃、西派下に了源の遺蹟を留めんがた
め、當寺を模造せしなるべし、當宗兩派に分れし後、
互に擬造せし例まゝ多し、尙彼寺の條と參考すべし、
彌陀を本尊とし、南無佛太子親鸞作、及び了源自作
の像長二尺、を置く、永祿四年北條氏より出せし、長純
奉書の寫、曰、一向宗本寺之由、布施彈正左衛門相談、此度
高麗寺別當花水院、相模國足柄上郡千津嶋郷善福寺、並末寺、
長純奉、按ずるに、緣起に源鸞の門に入ざるの前、台家に入、
平塚入道法求と號し、洵綾郡高麗權現の別當とな
りなどみえたれば、かゝる書簡を贋作せしなり、天正小田
原陣の時、豊臣太閤が出せし制札の寫を藏すれど、原
本は寛政十年の回祿に烏有すといひ、皆贋物なり、△
寮舎 舊は二字あり、一は某年頽廢せしと云、彌陀の

畫像を本尊とす、△鐘樓 文政八年再鐘の鐘を掛く、
○彌陀堂 本尊長一尺、は了源の作なりと云、善福寺持、
○怒田村 奴駄 江戸より行程二十三里餘、怒田郷と唱ふ
鎌倉淨光明寺藏、享德二年の文書及び【北條役帳】民戸八十九、
にも怒田郷と記せり、其文共に下に注記す、
東西二十六町餘、南北十八町餘、東、竹松、壺下二村、西、
嶋、班目、小市三村及酒匂川を隔川村岸、千津、享德二年の頃は、
鎌倉淨光明寺領たり、同寺所藏文書曰、淨光明寺領、相模國
十五、當寺長老、
足利成氏華押、永祿の頃は高田左衛門知行せり、【役帳】
文、西郡怒田郷、天正十三年三月小田原城修築の時、當村
に役夫を課せしむ、千津嶋村民所藏文書曰、乙酉歲大普請、
一日に小田原へ集十二日より御普請可致之、一日之闕如、爲過失
如御法五日可被召仕間、致其覺悟、嚴密に可勤之者也、仍如件、
乙酉三月七日、怒田
口虎朱印を押す、今大久保加賀守忠貞領す、古領主の遷替
に同、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糺す、東北の方、谷
ヶ村、川村兩御關所道係れり、村北にて二條となり、一は
西行し、是谷ヶ村御關 一は北行す、是川村御關所道
にあり、内山村一段七畝、小市村七畝、
○小名 △次郷 須賀 △暮坪 △日影 △堀之内 △若

宮 △梅小路 △原 △龜ヶ尾

○一里塚 谷村・川村兩御關所道の古道、今畑にて字
左右共今崩れて其形を失ひ、榎一樹圍、存す、小田原
高札場より三里の塚なりしと云、

○洞川 村西より湧出する、暮坪澤、幅九、中澤、幅六、の二流
各東流し、村内にて一條となり河名を得、東隣に達す、
幅一丈、土人の説に、古くは清川と唱へしと云、然る時
は承久三年七月甲斐宰相中將範茂、式部承朝時に俱し
て關東に赴く路次、關本野岩等、關本の屬たり、に到りし
時、乞て清川に身を投ずと、【承久記】に見えたるは、

果して此所なるべし、曰、甲斐宰相中將範茂は、式部承朝
到る、中將殿五體不具の者は、往生に碍あるなり、入水すべ
しと宣ければ、宿の後に細谷川流たり、是を清川と云、其深
き所を尋ぬるに、さらぬだに、淺き習の山川に、せめて居長
程もあらざれば、とある所に石を疊て堤を築き、深き所を設
けて出家せばと有しかば、宿より僧二人尋出しけり、丹後
坊式部坊とぞ云けり、一人は髪をそり式部坊は戒を授く、其
後籠を組、石を疊み、其上に居奉り、左右の膝を編附て、沈
め奉らんとす、宰相斯を詠せられける、思ひきや昔の下水せ
きとめて、月ならぬ身もやどる、又【東鑑】には、足柄山の麓
早川に沈む、曰、承久三年七月十八日、甲斐宰相中將範茂、
爲式部承朝時之預、於足柄山之麓、沈早河底、
と載せ、光行が【海道記】には、箱根湖水の末早川に投ず

曰、十七日、逆川を立て、平山を過て、高倉宰相中將範茂、
箱根山の海しり急河と云淵にて、底のみくづと沈みにけり、
と載せて一定し難けれど、村内の古墳を、一説に範茂
が墓と傳ふれば、此川に身を投ずとするもの、最據所
あり、

○穴水門堰 東北村境を流る、間、二條に分れて、各東方
に沃ぐ、○澤 貝澤と云、幅九尺より二間に至る、南隣對
西境より南境を経て東流す、

○長尾天神社 平等寺持、下同し、○熊野社 ○若宮八
幡宮 △末社 稻荷 ○神明社 村民持、○宇佐八幡
宮 村持、下同、○姥神社 ○山神社二

○平等寺 南谷山奥藏院と號す、古義眞言宗、足柄下郡
寶金剛、嘉元二年建開山尊觀延慶二年九月、本尊地藏を安す
長二尺五寸、○自得寺 龜原山にあり、と號す、臨濟
聖德太子作、○自野村極 文安四年草創、開山禹玉、本寺四世、永正五
宗、樂寺末、○鐘樓 寶永七年鑄造の鐘を掛く、△
地藏堂 石佛、長一尺四寸、を置、△白山社 ○慶傳寺 寶
勝山と號す、本寺前に、明應元年建、開山西派、永祿九年九
本尊彌陀、△諏訪社 ○大圓寺 長照山と號す、法華
宗、鎌倉妙本、嘉曆元年、中之名村に創建す、開山は日傳

曆應四年三月六日寂す、今里正が藏する、寛文十二年の記には開山本光律師日善、永祿十一年開闢と載て、寺傳と差異す、按ずるに、當寺千津嶋村に在し、一旦荒廢に及び、後酒永祿十一年、日善が再建せしを傳へ、訛れるにや、後酒句川の洪水に流失せしかば、應永元年八月、千津島村に移りて再興す、中興開山を日養、應永廿一年二月と云、後又水殃に罹り元和七年十一月、按ずるに、寺傳は元年と及び里正が藏する寛文の記にも、元和七年當村に移るとあるを參考するに、寺傳に元年とあるは、全く七年を訛れるなり、當村に移る、再中興を日登、寛永十年七月と云、此時領主阿部備中守正次、永く寺地の諸役を免除し、且四境を定て下知あり、所藏文書曰、怒田之郷之内、永荒之所、新寺地取立被申旨未代迄年貢諸役、不入に定候、但屋敷切者、北東は掛切、西は本畑は迄、南は道切に相定候、爲後日一札如件、元和七年辛酉霜月十一日、大圓寺、内藤角左衛門景次華押、下宮理右衛門正直華押、三寶祖師を本尊とす、○觀音堂 正觀音を安ず、長五尺五寸、平等寺持、○十王堂 狩野村極樂寺持、

○古墳二字上の原にあり、一は石塔を建、高五尺、繞りに松を栽、何人の墳墓たるや一定せず、或は甲州浪人と傳へ、或は大道寺田畑助が墓とも云ふ、又一説に、甲斐宰相中將範茂の墓なりとも云、按ずるに、【承久記】其文は已に洞川の條に引用せり、に、承久三年七月、中將範茂式部承朝

時に俱して、關東に赴く路次、關本宿に到りし時、其宿の背にあたりて、細谷川あり、即清川と唱ふ、範茂乞て遂に此川に身を沈めしと載せたるに、今土人此墓の東南を流る、洞川に、舊く清川の唱ありしと云を、合考すれば、當時範茂が入水の事跡、全く當村の事に於て、直ちに其遺體を此所に埋埋せしなるべし、さては範茂が墳墓とするもの、即是と云ふべし、一は是より南方、一町許を隔て塚を築く、許、高八尺、塚上に松一株、一丈を栽て標とす、何人の墓なるや詳ならず、傳へて、大道寺田畑助が家の墳墓と云、

新編相模國風土記稿卷之十九終

新編相模國風土記稿卷之二十

村里部 足柄上郡卷之九

荊野庄

○關本村 勢喜茂登牟良 江戸より行程二十二里二十八町、足柄關の麓なりし故、此稱ありしと云ふ、按ずるに、是は全く彼關塞をすえられしより後の唱呼にして、往古の稱は【古事記】景行帝の條に、日本武尊東征の歸路、足柄の坂本に到るとあるに據るに、此地もなべて、坂本と云けるなるべし、延喜兵部式、諸國驛馬の數を云へる條に、當國驛馬、坂本二十四匹とあるものも、同玄蕃式に、足柄坂の名見えたるを、併せ考ふれば、顯然たる當所の舊名にして、他を覓むべきに非ず、今大住郡の屬に、坂本村あれどせし地とは、且舊くより郵驛たりし證あれば、此地を云へる事、論ずべからず、さて足柄關を置れしより後、いつしか今の唱呼は、發りしと識るべし、舊は飯澤・猿山・雨坪・福泉・弘西寺・荊野岩・荊野一色等の村々をも、概して關本と唱ふ、當村は其本村なり、後今の如く分れて、八

村となりしと云ふ、最乗寺は、飯澤村を隔て、あなたにあれ日蓮身延を出で、武州に赴く路次を記して、九月十五日關本と見えし、其舊蹟は雨坪村弘行寺なり、これ等の類、もと一村なりし證、往昔東海道足柄を通ぜし頃、當所は其郵驛たり、延喜兵部式に據るに、當時此地より、驛馬廿四匹を出せしなり、又同書、當國傳馬の數を擧し條に、本郡傳馬五匹と見え、又【倭名鈔】本郡中に、驛家の稱を載す、共に郡中、他に適當の地なし、此地其舊跡なる事、論ずべからず、鎌倉繁榮の頃も、尙かくの如く賑はへり、故に今村内に、賣女澤・茶屋作り等の字あるも、其遺名なるべし、建久元年十月、頼朝上洛の路次、當驛に於て奥州の地頭等、所務の事を沙汰す、【東鑑】曰、十月四日、入御酒匂宿、仍彼國地頭所務間、有被定事等、雖爲路、承久三年七月、式部驛猶及御沙汰、繁務不失寸陰之故也、承久三年七月、式部承朝時甲斐宰相中將範茂を俱して、足柄を越此宿に到し事、【承久記】に見ゆ、曰、甲斐宰相中將をば、式部承朝時相云、貞應二年、源光行の紀行に載する所、當時の繁榮を想像するに足れり、【海道記】曰、關下の宿を過れば、宅を並ぶ女は、客を止て夫とす、哀むべし千年の契を、旅宿の一夜の遊女に結び、生涯の樂しみを、往還の諸人の望にかく、翠帳紅閣萬事の禮法異なりと雖、草庵柴戸、一生の觀念是同、建長三年十一月、僧仙覺駿州へ赴く路次、驛翁に足柄の和乎可鷄山

の所在を問しも、當所止宿のついでなり、萬葉仙覺抄曰、霜月の頃、駿河國へ越侍りしに、關本ノ宿にて、主の鬢の髪、皆白けて黒き筋なきが侍りしに、若やとて足柄の和乎可鷄山と云は、何處ぞと問侍りしかば、いまだ知玉はぬかと、問返し侍りしかば、知らねばこそ問へと申ししかば、當時は矢倉ノ嶽と申こそ、昔は和乎可鷄山とは申けると、承四年三月、宗尊親王、京師より下向ると申侍りしなり云々、

關本、按ずるに、鮎澤は駿州の屬、爲家の詠にも、當所に驛舎ありし事見えたり、爲家、嵐吹足柄山の關本に、夕、文明十七年九月、僧萬里當所を過りし越かれて宿る旅人、又曰、出關本宿精谷、按ずるに、精谷は大住、永祿十一年七月、岩本太郎左衛門奉はりて、傳馬の事を下知せし文書足柄下郡早川に、關本透宿中に、透の字は、即通の字と記したれば、當時猶宿驛たりし事知べし、戸數六十五、内陰陽師一戸あり、甲州道の左右に列す、凡四町許、東西九町餘、南北六町許、東、貝澤川を隔、弘西寺村の内向田、西、雨坪、福泉二村、南、狩野、飯澤、猿山三村、北、貝澤川を境ひ、今大久保加賀守忠貞領す、寛永九年以前の領主を傳怒田村、へずと雖、他村の例を推すに、天正十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜ひ、慶長十九年御料となり、元和五年、阿部備中守正次に賜ひ、寛永九年より稻葉丹後守正勝領し、貞享三年、大久保加賀守忠朝に替賜ひ、寶永五年御料となり、延享四年、大久保氏の所領に復す、

檢地は、萬治二年稻葉美濃守正則札す、甲州道村の中程

を歴て、東西に貫く、幅五間許、甲州の外、駿信二州の往來最乗寺に詣で、富士當村人馬の繼立をなせり、西方矢倉澤村登山の繙素多し、

○高札場 ○小名 △上宿 △中宿 △下宿

○洞 北方にあり、長十六間、幅四間、深七間許

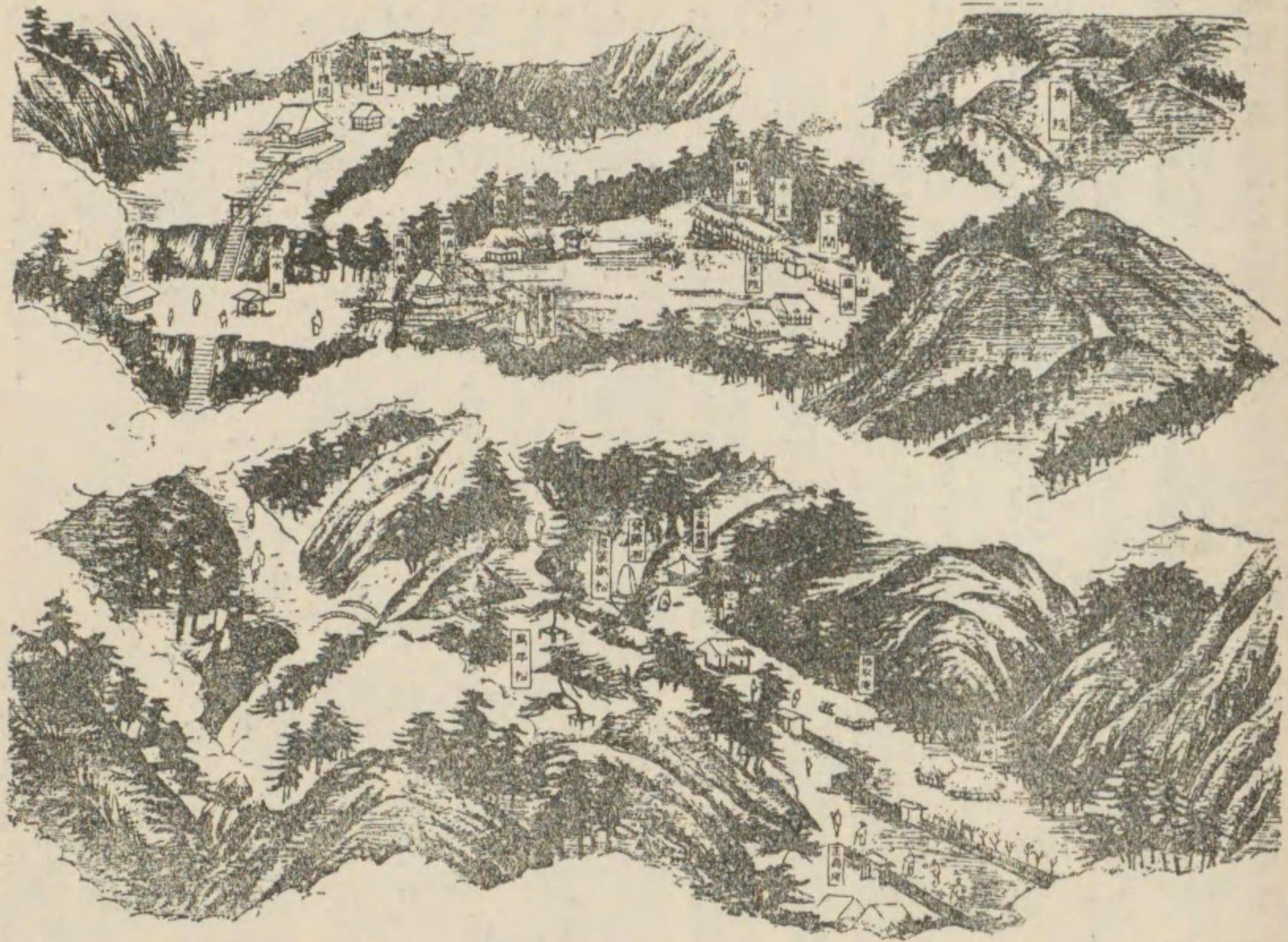
○狩川 南堺を流る、幅十四間より二十間に至る、兩岸に堤を設く、

○貝澤川 東北二方の村界を繞りて流る、幅二間、

○熊野社 龍福寺持、○三島社 村民持、下同、○稻荷社

○最乗寺 大雄山と號す、曹洞宗、能州檜比村、惣持寺妙の一人、應永元年起立す、開山了庵は當國大住那糟屋庄の人なり、高僧傳曰、釋慧明字了庵、俗姓藤氏、相州糟谷縣人、按ずるに、緣起には、糟屋姓にして、延元二年誕生とす、今糟屋主高森村松高庵は、了庵名は慧明、が居住の地なりと云、是出生の地なるにや、名は慧明、了庵は其號なり、日域洞上諸祖傳曰、慧明號了庵、薙髮於相之建長、緣起には、長じて剃髮染衣の地詳ならず、鎌倉建長、圓覺一寺に遊て法旨を聽、曰、周旋

最乗寺境内圖



巨福瑞鹿間、永徳三年、丹州永澤寺に入て、僧通幻に從敲宗匠門、

後參通幻和尚于永澤、緣起曰、永徳三年、丹波國、永澤寺、投通幻和尚、嗣法相續、諸祖傳曰、謁通幻禪師、幻問自何處來、師云、相州、幻云、路多少里、師云、七百里、幻云、舄鞋踏破若干雙、師云、不記數、幻打一拄杖云、老僧此間不容恁麼、偶呈所省、幻點首許參堂、又能州總持寺に入て、僧峨山に從ふ、高僧傳曰、參峨山和尚于總持、諸祖傳曰、尋登能之去、忽爾徹證、不覺大笑云、諸佛之本源、即是慧明之佛性也、山喝云、你作解心耶、師云、說似一物即不中、山傾打師禮拜、自此機辯俊快、山遷化の後、再通幻に從ひ、遂に法嗣十哲の上首となる、高僧傳曰、山遷化後、再謁通幻、舉居首、諸祖傳曰、歸省於永澤、幻喜甚、師又隨侍有年、會盡古今因緣、八面玲瓏也、幻擲居衆首、付以白拂、爲衆入室、且以自讚、後總持に住し、遂奉詔應世、又江州に移りて、總寧寺に住す、高僧傳曰、住江之、遷て永澤及太平の兩寺を董す、諸祖傳曰、遷董永澤及太平、應永元年初歸り、上會我村竺土庵に住す、高僧傳曰、應永元年、明歸份里、會我邑竺土庵に住居云々、按ずるに、今の竺土寺是なり、其寺記には、明徳二年の起立とす、當寺緣起とは年代違へり、或時鷲來りて庵が袈裟を撮去り、當山の松樹に掛く、袈裟掛松と唱へ、庵跡を追て山中に入、松樹の下に到りて、今に存せり、庵跡を追て山中に入、松樹の下に到りて座禪す、時に袈裟自然に落下りて、庵が肩に掛れ

り、遂に寺基を創す、狩野村極樂寺所藏、舊記曰、最乗開
飛來、擲取掛在慧明肩、而掛雄峯之松樹、明奇異而
即慕其伽黎、決々半天下、跡登雄峯、而到彼松樹邊、且座禪
感其定力、彼袈裟零落、或是一偉人の指導に任せ、當山
而自然掛在慧明肩、【諸祖傳】曰、又到相州、謀開一寺、擇山未
決、忽有一丈夫、其形魁岸、出來引師入深、
を開きしと云、

指大雄山云、此山最吉、師怪之、丈夫云、莫怪、我是此
州大山明王也、言訖求之無方、遂就其地、創最乗寺、時に
異人二人、來りて勞を助け、地を穿て鐵印を得たり、
今金印と唱ふ、其蹟より清泉湧出す、今に至りて金
剛水と唱ふ、彼

異人は、矢倉・飯澤二神の化身と云、緣起云、二人の樵夫
來而告云、此境是觀
世音の地也、云々、和尚觀音に誓而可開關給、二人の樵夫與
和尚登此境鐵を立給、然處に、從鐵下鐵印判掘出、而和尚云、
是即闍王之印形也、鐵印出處、即是今之金剛水也、二人之山
人、一人者矢倉明神、一人者飯澤明神也、故春尾和尚已來、
輪住之諸禪師、到今、されば速に功畢りて、一寺起立なれ
り、【諸祖傳】曰、遐邇貴賤、皆喜走助土木之功、大殿法堂山
門、凡伽藍所宜有者、盡成於指願之間、爾來土流信歸、
財施如積、師皆歸之、其法制越の永平寺に倣へりとぞ、

【高僧傳】曰、建最乗寺延之、雲水大
會、鬱成鉅刹、其法規一取制永平、此頃にや、矢倉・飯澤の
二神、夜陰屢庵に參禪せしと云、【諸祖傳】曰、時有二異
侍僧疑之間、師不語、侍僧竊認其蹤、則直到山下、開基は
一入飯澤廟、一入矢倉澤廟、依之議二神入室參禪、開基は

【高僧傳】に太田氏と云、狩野、建最乗寺延之、相傳於
僧春屋が定めし嚴禁あり、其狀曰、山中草木、總而猥不可
於截枝者、可截手脚事、於截葉者、可截指事、於刈草者、可
截髮事、古人道豈不是麼莫山中松竹切枝々葉々祖翁皮肉云
々、未五月日宗能、按ずる、永祿三年八月、北條氏康當寺に
詣し、當宇の脩理を加ふ、【小田原記】曰、八月氏康關本最
藍の建立 天正十八年小田原の役に、豐臣太閤制札を與
へ軍勢の亂妨を禁ず、慶長十九年、安藤對馬守重信、山
内伐木禁令の掟書を與ふ、曰、最乗寺境内山林竹木、一切
者、可爲曲事云々、寅十二月朔日、對馬花押、文末に、小田
原御城番へ可申上者也とあり、按ずるに、安藤系譜に、慶長
十九年正月、重信小田原城を請取、直に御番、元和八年四月
城をつとむとあり、此時出せし者なる可し、元和八年四月
江戸御城修營の時、執政以下奉行入、連署にて下知し
寺内の松樹を伐て材料に當らる、文書曰、以上、一筆申
入候、大手御門、並御
臺所大引物、關東中山々々在々に無之候、就者關本寺内有之、
此以前木印打候、松木之内二本御用候間、守屋左太夫、大鋸
喜左衛門に、無相違御きらせ可有候、恐惶謹言、元和八年四
月五日、關本最乗寺、酒井雅樂頭忠世、本多上野介正純、土
井大炊頭利勝、井上主計頭正就、永井信濃守尙政、松
平平右衛門佐正之、伊丹喜之助康勝、各花押あり、又駿河
大納言忠長卿の館、作事の時、附屬の臣連名の書翰を
寄せて、材料を所望あり、以上、一筆申入候、依宰相様御
寺山に而、御臺所らしひき物一本御用に候、於御合點者、近
日山取之儀、守屋左太夫所まで可申付候、委細者御報可承候

新編相模國風土記稿卷之二十 村里部 足柄上郡卷之九

【記】には大森寄栖庵と記す、尙、關本の最乗寺開山了庵和
森寄栖庵常に信じ、此、されど皆寺傳に載ざる所なり、是
年冬、箱根權現老翁と化して庵に血脈を受く、時に毎
朝干梅を食し、茶を飲事を教へ、且庵が望む所を問、
庵答て山中水なきを憂ふと云、翁諾して去、遂に水路
を通ずる事を得たり、是箱根湖水の水脈なりと云、
緣起曰、應永元年之冬、箱根權現變作老翁、而問一句後受血
脈、問云、別有望在麼、和尚答云、無山中水而已、老尼咄々、
故山水即是箱根權現、同十八年三月廿七日寂す、【高僧傳】曰
八年三月廿七日、化於所住、春秋七十五、有代語錄二卷、安
智小參鈔二卷、今江左以東、郡縣閭卷、洞上禪刹、其布櫛比、
皆自了庵而分、云々、示寂の年月、當寺傳ふる處、【高僧傳】
と同じ、又日域洞上諸祖傳には、十四年三月十七日に作る
法を嗣ぐもの五人、【諸祖傳】曰、嗣法五人、曰紹陽、の内
大綱は脇寮大慈院の始祖、尼惠春は格庵の初祖なり、
本尊華嚴釋迦及び十六羅漢を安ず、羅漢像の事は、【梅
花無盡藏】にも見ゆ、曰、關本最乗寺有小羅漢、脚倦不果看
邊、鞋倦不逢小羅漢、境内最廣く、大門より本堂まで二
十八町餘、標を立、山中松樹繁茂して日影を洩さず、僧
萬里の詩にも、最乗古刹樹參天の句あり、是開山の遺
囑にして、伐木を堅く禁ずるが故なり、寶徳三年五月

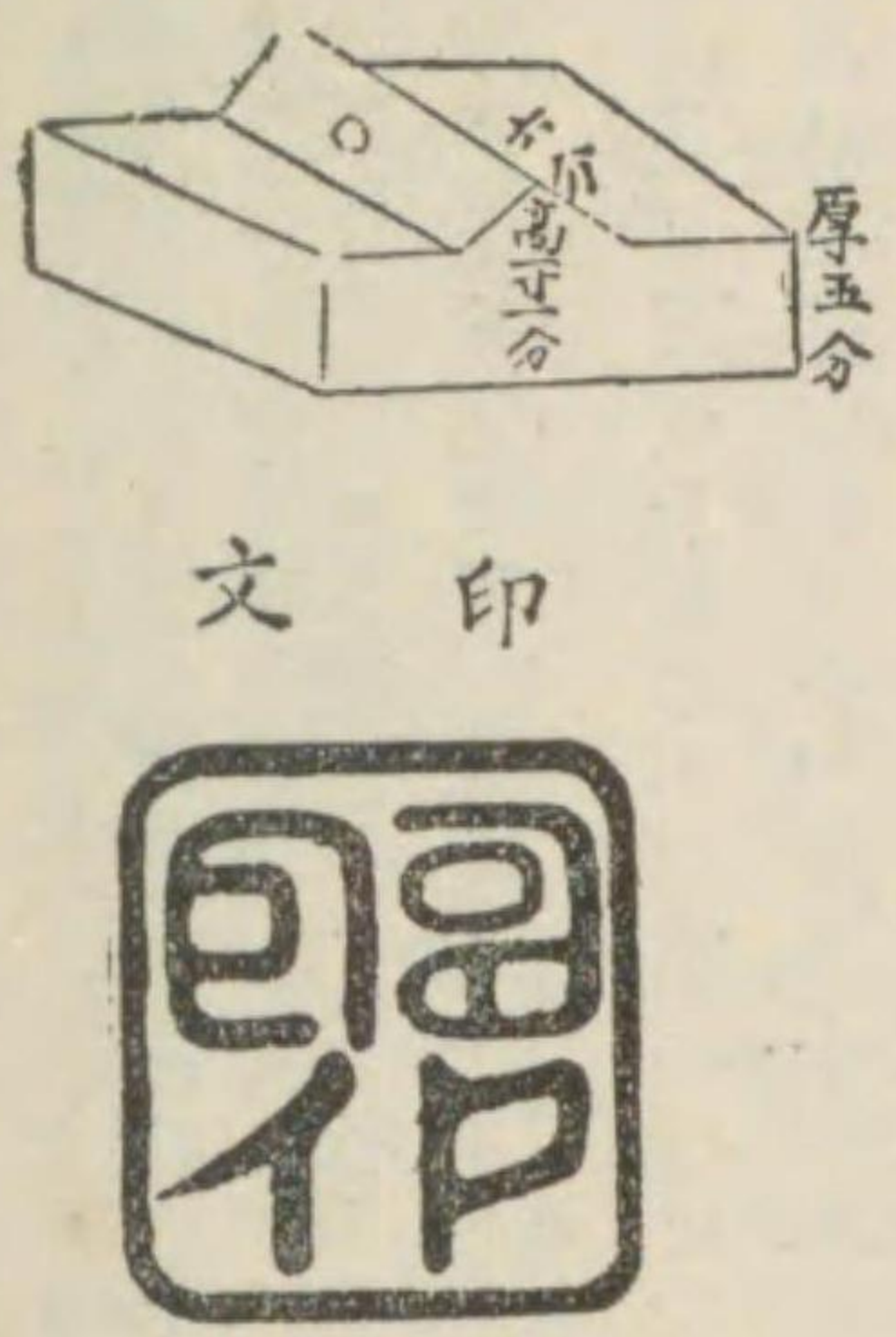
恐惶謹言、西常寺□□七月十九日、酒井備後守忠
利、鳥居士佐守成次、朝倉筑後守宣正、各花押あり、慶安元
年八月稻葉美濃守正則、書翰をもて寺社奉行安藤右京
進重長、松平出雲守勝隆へ、境内山林竹木、免除の御朱印
を賜はらん事を執す、其文書今、此月即ち御朱印を賜はれ
り、又正則境内の制札を調べ、書翰を添て授與す、
其書曰、先日承候、最乗寺被立置候札、調之進之候、何方成
共、御立させ可有之候、文字消、見兼候節、從輪番住持、御
斷次第、書替立可申候、貴僧御名書入申度候得共、一派中之
爲に者、此度札之通、可然存無其儀候、添札成共、裏書成共、
可被任御心、猶秋中御歸寺之節、可申承候、當寺、往古よ
り輪番持なり、是は僧春屋、康正二年三月、
十九日寂す、が時を始とす、
文明中、總世寺、足柄上郡久野村の屬、の開山宗楞より住僧在仲に書
を寄、輪番の事を胥議す、其書簡曰、大雄峯高、最乗溪深、
而人天同望、其威風儼而一百餘歲、聞未絶、一派分而成兩派、
或水如朝東、或星似拱北、諸方學徒、不招競來、他山之禪流
不得爭、然則早被始彦弟子巡番出世燒香候者、龍如上雲、虎
似出洞、不問戒臘高下、不謂老若尊卑、不擇器用不器用、有
御評議末末山諸弟子等、不被及異議、被請諸尊宿之御意、
速達御住院候者、孫子枝葉、重抽雄峯之一宗、長可含笑者乎
至祝々々、至禱々々、于時文明十年戊戌六月十七日、進上最
乗寺衣鉢閣下、總世寺宗楞花押、按ずるに、原本は失て其寫を
藏、【小田原記】にも輪番の事見ゆ、曰、當寺開山了庵和
東州まで、此和尚の法孫として、諸寺
悉く當寺の住を勤、一年替に輪番也、今も開山の末派、二

二五六

二五七

十五寺の住職、年別に一人輪番す、中(に)就て、武州越生如寺のみ、七年或は九年、龍穩寺と、上總國真をもて、其順年とす、年々七月二十五日、交代の定期たり、又下總國府臺總寧寺と、越生龍穩寺を當寺の後見とす、されど遠路たるにより、竹松村大松寺、塚原村天王院、兩寺の目代として、其寺務を掌どる、寺の百姓十二戸境内に住す、今世俗小田原提灯と稱するもの始當寺山中の材を以て製す、よく魘魅の怪を避く、加之狐狸惡獸近寄す、是其材靈山より出るが故なりと云、今猶小田原宿にて毎處に是を賣ぐ、事は小田原宿新宿町に詳なり、

【寺寶】 △金印一顆 當寺第一の寶物とす、前に記す如く、中にて掘得る處の鐵印なり、又土人の傳には、了庵三島明神の告によりて掘出せしと云、此説たしかならず、此印章朱を以て紙上に點じ、所持する者は、常に時疫を避け、夜行に山賊惡獸の災害を免ると云、漱石齋小帥録曰、相州小田原最勝寺に、金印と云物を藏す、余其金印の點せるを獲て觀るに、古篆文にて、如何なる字なるや、讀がたかりし、時に友人宋維懷よきり來りて、印文を見て云ふ、是臨仰の二字なり



横九尺五寸、地を出る二尺許、
石 形臥牛に似たり、長八尺許、開山及了庵に
松 緣故は前に記せり、一尺、
平大和守直基墓 開山塔の脇にあり、
八月十五 遺骸を納めし處と云ふ、其故を傳へず、
春尼火定蹟 本堂前石階の下に石塔あり、
是庵が嗣法五人の一なり、
慈院 應永十七年僧明宗起立す、
翰農究囉、唯以工夫爲急、請益往復間、契當宗機庵付洞上五位秘訣、維時會中龍象甚衆、皆爲賀稱焉、宗初出世永平、尋住最乘、緇白歸仰、不減師德、上州檀越某飲其道義、建營總寧寺、招宗爲開山始祖、寺記曰、永享九年正月十四日寂す、年七十、十一面觀音を本尊とす、
宗能、春屋と號す、奥州二本松の人、大綱の弟子、起立す、二院とも協寮と唱へ、各輪番持なり、
總て十二人、分れて十二派となる、
末の寺院より兩院の輪番を勤むと云、
格は到着の義なり、
僧至れる時、先庵中に到着す、故に名づくと云、
三字共に尼寺にして門前にあり、

と定めたりき、余よりて古篆の書を考索せしに、臨仰の二字なること疑なし、臨仰の字は、思ふに僧名なるか、
△道元禪師書一幅、
△石一顆、
△袈裟二頂、
△唐鏡一面、
△卓圍一鋪、
△刀一腰、
△經机一脚、
△山門、
△衆寮、
△廻廊、
△山門、
△仁王門、
△鐘樓、
△道了權現社、
△立像、
△大天狗小天狗の二像を置、
△其功少からず、
△應永十八年、
△寺記曰、
△然盡未來際、

應永十八夏五月二、永祿三年、北條氏康當寺に詣し時、怪異の事あり、
道流と云、
守護せんと云、
惡知識の住を爲せば、
末世の不思議なりなど、
寺のやね皆吹とりて去、
こと、
脩造あり、
し、
例と
す、
社より八町を登り、
置す、
音不動矢倉飯澤兩神、
△供所二間に一行場一間半、
本社に到る路次に架す、
月の棟札あり、
唱ふ、
る廊下橋なり、
丈四尺、
地を出る四尺許、

横九尺五寸、地を出る二尺許、
石 形臥牛に似たり、長八尺許、開山及了庵に
松 緣故は前に記せり、一尺、
平大和守直基墓 開山塔の脇にあり、
八月十五 遺骸を納めし處と云ふ、其故を傳へず、
春尼火定蹟 本堂前石階の下に石塔あり、
是庵が嗣法五人の一なり、
慈院 應永十七年僧明宗起立す、
翰農究囉、唯以工夫爲急、請益往復間、契當宗機庵付洞上五位秘訣、維時會中龍象甚衆、皆爲賀稱焉、宗初出世永平、尋住最乘、緇白歸仰、不減師德、上州檀越某飲其道義、建營總寧寺、招宗爲開山始祖、寺記曰、永享九年正月十四日寂す、年七十、十一面觀音を本尊とす、
宗能、春屋と號す、奥州二本松の人、大綱の弟子、起立す、二院とも協寮と唱へ、各輪番持なり、
總て十二人、分れて十二派となる、
末の寺院より兩院の輪番を勤むと云、
格は到着の義なり、
僧至れる時、先庵中に到着す、故に名づくと云、
三字共に尼寺にして門前にあり、

正壽庵 本尊藥師を安ず、開祖は惠春尼、下二庵共に同じ、寺傳曰、應永十五年、火定に入と云事は、火定蹟の條合せ見、接取庵釋迦を本尊とす、慈眼庵觀音を本尊とす、瀧福寺瀧

澤山吉祥院と號す、時宗、足柄下郡國府津、開山眞教、遊行元應元年正月、本尊彌陀、△熊野社、○長福寺、開雲山、二十七日夜、狩野村極、開山子文、廿七日夜、本尊十一面觀音を置、△鐘樓、寶曆十一年の鑄鐘を掛、△

天神社、○善福寺、關昌山觀音院と號す、古義眞言宗、足柄下郡國府津、萬治三年寂、延享三年の寺記に、村寶金剛寺末、中興快翁、開山寛永四年法印榮海とあり、本尊大日を置、○地藏堂、善福寺持、

○塚、西方にあり、高八尺、敷、加藤某が家臣の墓と云傳ふ、又西北の方に、君塚と云小塚あり、○城蹟、西北の方にあり、廣八段許、平地よ、四方に空塹の遺形存せり、俗に加藤屋敷と云、五輪塔二基あり、來由詳ならず、

○長吏、首領を金藏と云、小名下宿に住す、八戸あり、足柄下郡山王原村、長吏太郎左衛門の配下なり、爰に白山社を祭れり、抱齋神稻荷二社を末社とす、

○飯澤村、伊比佐、江戸より行程二十二里半餘、民戸四十三、東西四町二十四間、南北七町八間、東、關本、狩野二、最乗寺山、南、狩野、今大久保加賀守忠眞領す、舊領主の遷替を傳へず、

○猿山村、佐留也、江戸より行程二十三里十六町、民戸五十四、東西二里三十町、南北十二町半餘、東、關本村、西、澤村、北、雨坪、今大久保加賀守忠眞領す、舊領主の遷替は、狩野岩二村、今大久保加賀守忠眞領す、前村に同じ、

○小名、△三家也、左卒、上ノ庭、△下庭、△向畑、△瀧坂、○山、西北に連なる、中に就て西方にあるを、字櫻人場、佐久羅と唱ふ、○狩川、村の東方を流る、幅八、板橋二、仁牟婆と唱ふ、一は長八間餘、石堤を設く、長七百六、十九間、○上總川、を架す、一は長六間、間、飯澤村界にて狩川、村西山間より出、南堺を流れ、間、飯澤村界にて狩川、に合す、

○神明社、村の鎮守、富田院持、○正法寺、微妙山と號す、臨濟宗、樂寺末、開山法忠、七世、寛永二十年八、中興法鏡、寶曆十三年十、本尊如意輪觀音、月七日寂、

○辨天社、池の中島にあり、△午頭天王社、○富田院、猿猴山と號す、同宗、關本村長、開山法峨、本寺二世文龜、二、本尊地藏、○地藏堂、村持、

○雨坪村、安滿都、江戸より行程二十三里、相傳ふ當所に古壺二口あり、一は公に獻りて御茶壺となり、一は村内にありしが、今は失へり、此壺宇治へ往返の時、小田原寓宿の夜は、必雨降るとぞ、村名はこれ等に據て起りし

れども大方前村と、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則改む、同じかるべし、

○小名、△堂ノ前、△横道、△宮上、○狩川、東西に貫き流る、幅十五、板橋を架す、長七間、石の堤防を設く、○上總川、最乗寺山中より出、猿山村界にて、狩川に合す、間、板橋二を架せり、一は長五間半、亦石堤を設く、

○飯澤明神社、祭神は、神明・八幡・白山の三座なり、村の鎮守とす、例祭八月、關本最乗寺剎闢の頃、この神矢倉明神と同じく、異人と化した了庵を助け、土木の功を終ふ、詳なり、後庵の室に入て參禪せり、日城洞上見ゆ、并に最乗寺の條に詳なり、これ等の因により、今尙彼寺輪番の僧入院の時、八月八日、必ず當社に詣るを例とす、村民左衛門と稱す、其祖先は新田義貞に仕へ、磯崎左京大夫と云、民間に下りてより、今十二代に及ぶと云ふ、

△末社、七座相殿、抱齋神・天王・庚申・第六天・稻、社、金剛院持、○熊野社、村民持、○山神、

○金剛院、箱根山と號す、三世正寶院の時より箱根權現の神當山修驗、儀寺配下、開山正寶、壽永二年二月十五日寂す、本尊不動を安ず、近村十箇寺の觸元を奉はる、○地藏堂、村持、

ならんと云ふ、民戸四十、東西十町半餘、南北一町半餘、東、關本村、西、狩野岩村、南、今大久保加賀守忠眞領す、猿山村、北、福泉、西寺二村、領主の遷替は、前村に同じ、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則改む、村の北境に、甲州道係れり、間、幅二、

○小名、△西谷戸、△高橋、○一里塚、甲州道南側にあり、今は塚の形もなく、榎樹も枯失せて名のみ残り、西、矢倉澤村、東、塚原村の里塚に續けり、

○狩川、村の南境を流る、幅十、板橋を架せり、長八、水除の堤あり、○用水堰、久保川と唱ふ、尺、村の西南にて狩川を分水し、田間に沃ぎ、流水は東隣に達す、

○山王社、弘行寺持、下同、○諏訪社、○山神社、○弘行寺、關本山と號す、法華宗、下總國葛飾郡中、年九月十五日、日蓮甲州身延山より、武州池上へ赴く時、少時當所村民の家に寓宿あり、按ずるに、注瀆贊に、九月五日關本、十八日入武藏、當寺其頃迄は、不動堂なりしが、日蓮爰に止宿の際、興立して一寺となし、地名に因て關本山、當時此地も關本の内たり、と唱へ、弘安中の起立故、弘行寺と稱す、故に日蓮を關山とす、中興日怡、

寶曆十年十一月 本尊三寶諸尊を置、又不動を安ぜり、不動十八日寂す、昔不動堂に安ぜし、
本尊なりと云、
△番神堂 △養珠院殿母堂墓 五輪塔なり、高二尺八寸、法名性殊院妙用日理と號す、天正十納言頼信卿の 當寺に葬せし來由詳ならず、△日蓮腰掛石 今は日蓮の名號を彫たる一碑を建て、其臺石の上座とす、高一尺五寸、
△地藏堂 村民持、惣高八尺許、

○塚二 一は村南の田間にあり、長三間、平地の如くにて、藪林中に石の小祠を置く、一は東北の畑中にあり共に由來詳ならず、

○福泉村 布久勢 江戸より行程二十三里、古村内に福泉寺にあり、今中之名村 所在たりし故、村名に呼ぶと云、民戸三十二、東西八町餘、南北三町許、
東、關本村、西、弘西寺村、南、雨坪村、北、貝澤川を隔
怒田、今大久保加賀守忠眞領す、舊領主の遷替は 檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糾す、甲州道村の南境に係る、間、幅二飛地雨坪村にあり、廿歩、
△小名 △龜山 龜の形に似たる山あればなり、
△寺中 福泉寺の舊蹟なり、
△堺

○洞三 共に東方にあり、一は深五丈許、横六間許、長六丈、横三間、一は深四丈、横六間許、長六丈、横三間、長五間、

○八幡宮 本村にあり、村民持、下同、○山神社 枝郷にあり、下同、○山王社 村民持、下同、○白山社

○弘濟寺 本村にあり、下同、法雨山金剛幢院と號す、昔は禪刹なりしにや、今も本尊不動、△地藏堂 行基の本堂に達磨の古像残り、
△鐘樓 明和六年の鑄鐘をかく、作佛を置、長六寸、五分、
△地藏堂、化粧地藏と唱ふ、祈願する者、必白粉或胡粉を此名あり 甲州道の側にあり、粧坂と云、

○荊野岩村 加能以 江戸より行程二十三里九町餘、按ずるに、村名は小田原領中に同村名あり、足柄下郡 故に當村は庄名を合せ呼て、其屬を分つなるべし、民戸五十五、東西十町餘、南北三十四町許、東、雨坪、弘西寺、怒田三村、雨坪村、北、内山、怒田二村、内山、今大久保加賀守忠眞領怒田二村の界は總て貝澤に限れり、
△古領主の遷替、 檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糾せす、前村に同じ、
△當村人馬の繼立、 甲州道村の中程を貫く、幅八尺より二、
△をなせり、 東、關本へ十九町五十二間、西、駿州駿東郡竹下村、
△矢倉澤村、 中十日は當村、下、按ずるに、村内矢倉明神社地五日荊野一色村にて繼送る、
△流鏑馬の馬場と唱へ、兩側に老松列立せし所の西北に、

○貝澤川 村の北堺を流る、間、幅三

○一ノ御前社 村持、下同、二ノ御前社 年々正月十八日、荊野岩村矢倉明神 是當村の鎮守なり、則此兩社は神輿を昇來りて、兩社の地に据へ、法樂をなす、○稻荷社 ○山王社 ○藥師堂 座像を安ず、運慶作、傍に堂守の庵あり、

○弘西寺村 古宇佐伊 江戸より行程二十三里半餘、弘西寺名は西を濟に作る、同音なる 所在の地なれば村名とす、當村の地二區に分れ、本村枝郷 小名を向 と別ち唱ふ、本村東西四町十間、南北一町十間、
東、福泉村、西、荊野村、北、貝澤川 枝郷東西四町餘、南北一町許、
東、和河原村、南、雨坪村、西、關本村、南、荊野村、北、民戸三十四、
向田にあり、今大久保加賀守忠眞領す、前村に同じ、
檢地は元和更改あり、其後寛永十八年、萬治二年の兩度、稻葉美濃守正則糾す、甲州道係れり、
幅二間、本村の南堺及、又谷ヶ村、川村兩御關所道通ず、
幅同上、枝郷の東和田河原村の界にて、甲州道より分る、

○小名 △向田 本村より凡十町許、福泉、關本二村を隔つ、
○洞 村東にあり、深二丈、長七十間許、
○貝澤川 本村の北方及枝郷の西を流る、間、幅二

長一町 又南方に古松七株並たる小徑、裏大門 共に足柄古道の遺蹟にて、往昔矢倉澤町の古道に、續きたる路次と覺ゆ、又村南にも、松並木二所あり、是彼古道の残れるならん、

○小名 △上平 宇倍太 △象入 邪字賀 △日影 △御領
○山 西南にあり、大久場山・高杉等の字あり、此山數村に跨れり、他郷にては、總名を狩野山と唱ふ、○狩川村の中程を流る、幅十間 水除の石堤を設く、馬踏五橋三を架せり、一は長七間、一は七、
○いはり川 西南の山上、字二つ澤・地紙澤等の水、合して一條となり、幅七間より十、
字小川口にて狩川に合す、○澤二 一は柄澤と唱、西南の山間より出、幅七八、
末は狩川に合す、一は北方内山村堺、字貝澤より出、幅四、
東流す、弘西寺村に至て貝澤川と稱す、○清水 村の中程、字中畑、民居より湧出して、末は狩川に入、
○矢倉明神社 古は足柄峠の屬、
に鎮座し、足柄明神と號せり、
今猶彼峠路の中腹に、
字明神と、
景行天皇の御宇と稱す、
呼べる所あり、
其舊趾なり、
日本武尊東征の歸路、
此神白鹿に化顯せし事、
【古事記】に見ゆ、
景行段曰、
倭武命平和山河荒神等而還上幸時、
到足柄之坂、
本於食御糲處、
其坂神化白鹿而來立、
爾即以其昨遺之蒜片端待打者、
中其目乃打殺也、
按ずるに、
【日本紀】は是を信濃國の事とす、
曰、
日本武尊進入信濃、

是國也、山高谷幽、翠嶺萬重、人倚杖而難升、巖嶮紆紆長峰、數千、馬頓轡而不進、然日本武尊、披烟凌露、遙徑大山、既逮于峰而飢之食於山中、山神令苦王以化白鹿、立於王前、王異之、以一箭蒜彈白鹿、則中眼而殺之云々、先是、信濃坂者、多得神氣以寢臥、但從殺白鹿之後、驗此山、建武二年十二月、足利尊氏新田義貞等と、竹ノ下、駿州の合戦の時、新田方は、足柄明神の南なる原野に陣を設けし事、【梅松論】に見えたり、曰、建武二年十二月八日、將軍鎌倉を御立あり、同日の夜竹ノ下路夜を籠て天の明るを待程に、辰一點に、一宮新田脇屋を大將として、足柄明神の南なる野に控たり、味方の先陣は、山を下りて野山に打上り小坂の本にて懸合せ戦ひ、其後矢倉ヶ嶽、舊地に小祠を存す、しに、敵堪ずして引退く、其後矢倉ヶ嶽、舊地に小祠を存す、に遷座せしかば、是より今の神號を稱す、日域洞上諸祖傳に、矢倉澤廟と見えれば、曰、最乗寺了兼律師、明、二異人、夜間入室者數回、侍僧疑之問師、師不語、侍僧竊認其蹤、則直到山下、一入飯澤廟、一入矢倉澤廟、依之識二神禪、應永の頃は、既に矢倉澤村に移せしなるべし、庵最乗を創せしは、後又神託に任せ、當所に移せしかど、應永元年なり、後又神託に任せ、當所に移せしかど、神號は舊に因る、祭神は瓊々杵尊、神躰木像、長三尺、を置、殘本古風土記、曰、足輕明神昔狩人也、或時難羅妻、如見其亡妻、故曰相模、是、有悲傷、故常見亡妻之鏡、思之相模、則卑夫之好事之所爲也、及び【神社考】、妻神獨留守三歲、明神歸朝、妻神色白肥美、明神曰、思慕之情、待歸之、國名風心、必可瘦衰、今何肥而麗哉、不思我也、遂去妻神、國名風

土記】曰、相模國足輕明神、昔狩人御座けるが、寵愛の妻女に別、形見其妻鏡見に、他人の形はなく、吾形の見えければ、人死して己身の有と云ける、其より此處を相模國と申す、其相模國と云事は、彼鏡に戀しき人の形を相模故云也、等に垂跡の事跡を載たれど、皆眞を取にたらず、相殿に神明、淺間の二座を祀る、郡中十八村、一色、弘野寺、雨坪、福泉、飯澤、猿山、狩野、中沼、炭焼所、塚原、駒形、新宿、和田河原、關本、怒田、小市、内山、平山等の村々なり、鎮守なり、例祭、正月十八日、神輿を福泉村一ノ御前二是當社の后神なりと云、又村内辨天の社頭に、奉幣有て還興す、【神寶】△石一顆、往昔明神矢倉ヶ嶽より、當所に打し礫石、徑三寸餘、宮殿と傳ふ、神主の傳に、昔明神夢中に託の地に礫を打て示さん、其所に移すべしと、覺て後、此地に其驗あり、依て社を營しと云、又別當弘濟寺所藏、矢倉明神式には、柏葉を投じて示す、仍て爰に移して、矢倉大明神と號す、彼柏葉石と成て、大殿に在と記す、共に浮誕の言にし足らず、

△末社 日本武尊 素盞烏尊 稻荷 山王 第六天
金毘羅 獵祖權現中古獵夫の祀り △本地堂 正觀音を安す、△神木 龍燈松と唱ふ、圍一丈五尺餘、此餘古木多し、△馬場 本社の西北にあり、長一町、許、濟鐺馬の神事に設

る所と云、神事今は廢す、△神主 白井丹後、吉田家の配下、祖先を先明司と號す、慶安中の(檢地帳)に、先明司の名ある由、寶曆中の訴狀に見えたり、其後神職中絶して、鍵取となり、元文中豊後が時、舊に復すと云、△別當弘濟寺 弘西寺村にあり、當社進退の事により、元文の頃、神主と争論に及び、寶曆八年領主の裁許にて、神主別當の兩進退となれり、されど社頭に付ての事は、總て神主進退し、別當は本地堂のみを、兼管する事とはなれり、

○中將森 或は小餘呂幾中將姫と唱ふ、狩川の邊にある石祠を云へり、森とは云へど、樹林あるにあらず、按するに小餘呂幾の名に據ば、【平家物語】左中將重衡、關東下向の條に、足柄山を打越、小餘綾森と見えし、其舊跡にや、曰、足柄の山をも打越て、小餘綾の森、鞠子河云々、又實方中將、奥州下向の路次、足柄山を過りしと云へば、若其頃の遺蹟なるにや、【西行物語】曰、足柄山にかゝりて、昔實方中將の、名も足柄の山なればと詠せし云々、又弘西寺村民に、實方を氏とするものあり、兎に角慥かなる傳なければ詳ならず、村民持、下同じ、

○山神社六 ○第六天社 ○御靈社 ○辨天社 池長三間横の中島にあり、白井丹後持、七間、

○閻魔堂 村民持、下同、○不動堂 高百間、方十八間、廻

○古城蹟 村の西南字丸山の頂を云餘、

りに空壺の跡あり、幅二間、許、相傳ふ、昔松田入道、按する、小田原の老臣、松田尾張守憲秀入道のこと、候樓を置し處と云、今は林となれり、

○荊野一色村 加能以津志喜牟良 江戸より行程二十三里半餘、按するに、爰も前村と同じく、足柄下郡に同名の村あり、故に彼は網の字を冠し、是は庄名を蒙らしめて、其唱を分ちしならん、民戸二十七、東西十町餘、南北五町許、東、狩野岩村、西、矢倉澤村、南、今大久保加賀守忠眞領す、狩川を隔、狩野岩村、北、内山村、今大久保加賀守忠眞領す、領主の遷替は、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則札す、飛地前村に同じ、七段一畝二、十六步、甲州道村の東西に貫く、幅二荊野岩村にあり、當村も三村組合て繼送る、當村も三村組合て繼送る、事は、前村に詳なり、

○狩川 南堺を流る、幅十間、川に傍て石堤を設く、長八十

○山王社 村民持、下同、○社宮神社 ○山神社三

○泉藏院 山王山と號す、曹洞宗、川村向原香、永祿十一年創建、開山行翁、本寺五世、慶長六、本尊藥師、又正觀音を置、長五寸五分、運慶作、△白山社 ○彌陀堂 泉藏院持、

○地藏堂 村持、高五尺餘の自然石なり、題

目の左右に、白□□安同歸常寂
以首□□皆已成佛の文を彫す、昔日蓮足柄經歷の時、按ず
注書讀に據に、蓮の此地を經歷 自書して土人に與へしを
せしは、弘安五年九月なり、 石に刻して爰に建しを、近き頃酒匂川水溢の時、表裏
二面に割て、表石は吉田島村の堤上に建て、爰には其
背石に模刻して建つ、即是なりと云、村持、

新編相模國風土記稿卷之廿一

村里部 足柄上郡卷之十

苺野庄

○矢倉澤村 也具羅佐 波牟良 江戸より行程廿三里三十三町、矢倉ヶ嶽の麓なるが故、村名とせしならん、按ずるに正保國圖には、小名本村の地を、本矢倉澤村、關場の地を、本矢倉澤村の内、矢倉澤村と分載したれど、元祿の國圖には、今の如くにて區別なし、按ずるに、古は足柄峠の頂上を駿相二州の界とし、夫より此方の地、總て當村に屬せし事灼然たり、然るに今は頂上より十町餘、此方を以て國界とす、正保・元祿の改も、既に今の定に同じ、其沿革せし年代は詳ならず、悉くは總説 戸數七十九、舍十三 戸あり、東、苺野一色、苺野岩二 里、東西一里二十九町、南北三里許、村、西、谷ヶ村及駿州 駿東郡、竹ノ下、小山二村、南、郡中宮城野・仙石、原二村及駿州駿東郡桑木村、北、本郡内山村、 村内柴胡・紫根を産せり、又蛤澤より蛤形の化石出づ、石蛤と唱ふ、按ずるに、豆州にも所々此化石出る所あり、就中山中の石間に 出るもの、最奇品とす、此地に得るものも即此類なり、又彼地

新編相模國風土記稿卷之二十終

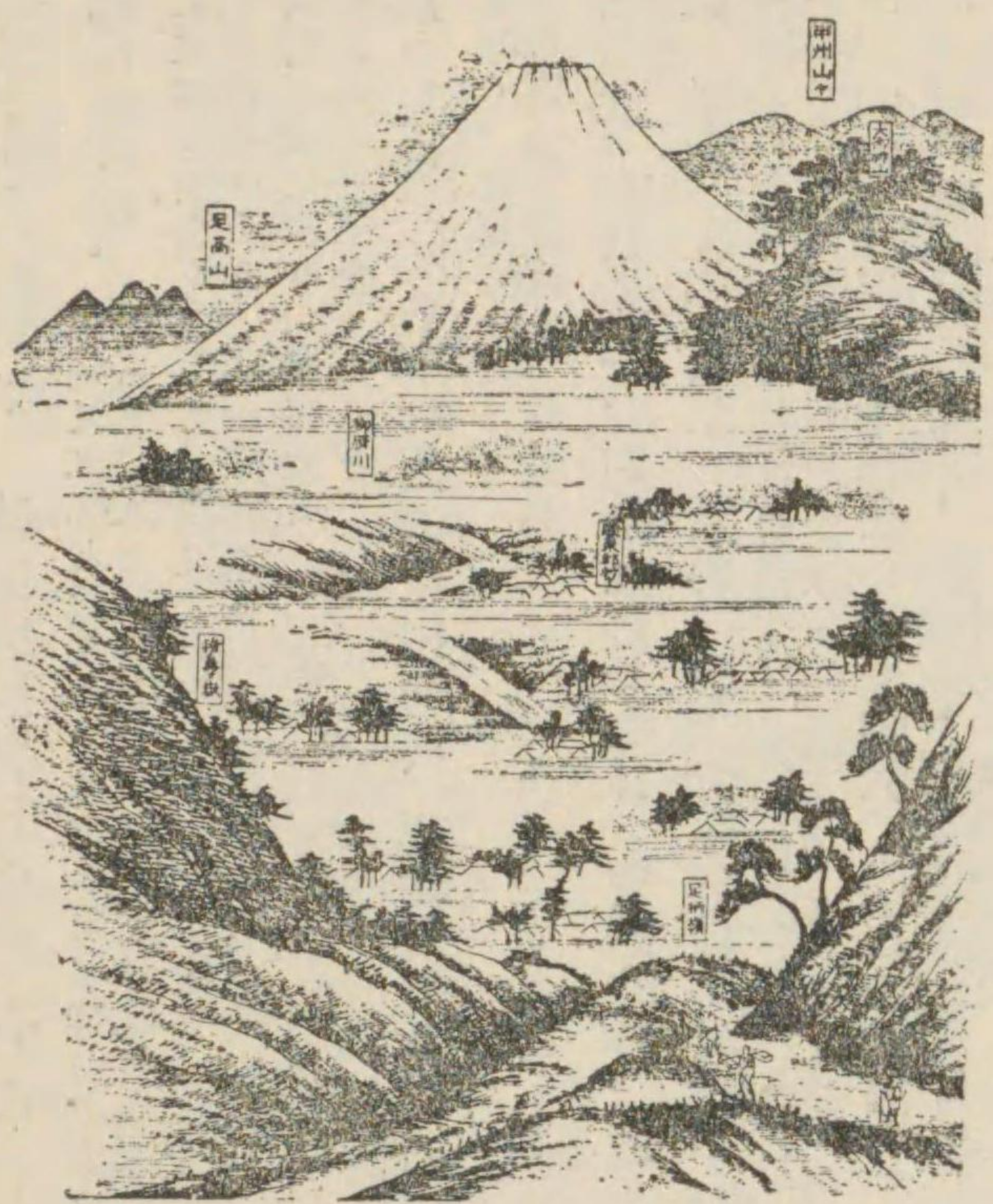
には蚌・海扇・蠅・蟻等の數種
ある由、豆州志稿に詳載せり、今大久保加賀守忠貞領す、正天 十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜ひ、元和元年御料となり、同五年阿部備中守正次に賜ひ、寛永元年又御料となり、同九年稻葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年大久保加賀守忠朝に替賜ひ、寶永五年御料となり、延享四年舊に復して、大久保氏に賜ふ、州 檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糾せり、東西に亘りて甲州道通す、州 幅二間餘、足柄峠を踰て、駿 此道即往古の足柄官道なり、今は甲州及び駿信二州への通路となる、當村人馬の糞立をなせり、東方關本村迄一里八町、西方駿州駿 苺野一色・苺野岩二村と組合なり、月毎に上十五日は當村、 野一色村、下十五日は、十日苺野岩 野一色村、
○小名 △本村 △關場 御關所の 所在地を云 △足柄 又地藏堂とも云 是は地藏堂所在の地なるが故なり、
○矢倉ヶ嶽 西北にあり、登十五 萬葉集に、和乎可雞山曰、阿之賀利乃、和乎可雞夜麻能、可頭乃 与有は、此山の舊名由、僧仙覺に關本宿の驛翁が語り告し事、萬葉仙覺抄に見えたり、曰、建長三年霜月の頃、駿河國へ越侍り皆白けて黒きすぢなきが侍りしに、若やとて足柄の和乎可雞山と云は、何處ぞと問侍りしかば、いまだ知玉はずかと問返し侍りしかば、知らねばこそ問へと申ししかば、當時は矢倉ヶ嶽と申をこそ、昔は和乎可雞山とは申けると承ると、申侍りしと

なり、源頼朝豆州配流の頃、安達盛長或夜の夢に、頼朝矢倉ヶ嶽に尻を懸云々と見て、是を主に語る、大庭景義傍に在て、是最上の吉夢と賀せし事あり、源平盛衰記 曰、或夜の夢に、藤九郎盛長見けるは兵衛佐足柄の矢倉嶽に尻を懸て、左の足には外濱を踏、右の足には鬼界島を踏、左右の脇より日月出て光をならぶ、伊法々師金の瓶子を懐て進出、盛綱銀の折敷に、金の盞をすえて進寄、盛長銚子を取て酒をうけ進れば、兵衛佐三度飲と見て、夢は覺にけり、盛長此事兵衛佐に語る、景義申けるは、夢最上の吉夢也、征夷將軍として、天下を治給へし、日は主上、月は上皇とこそ傳へ奉れ、今左右の御脇より光を比べ給は、是國王猶將軍の勢につままれ給べし、東は外濱、西は鬼界島まで歸伏し奉べし、酒は一旦成酔、終にさめ本心になる、近は三月、遠は三年に、酔の御心醒て、此夢の告一として相違、頂に矢倉明神の小祠あり、事是有べからずとぞ申ける、
○猪ノ鼻ヶ嶽 西南にあり、箱根七湯の舊地と傳ふ、名義は仙石原村に傳 あり彼村の條に辨す、仙石原村及び駿州駿東郡桑木村に跨り、頂上を堺とす、爰に猪鼻權現の小祠あり、○足柄峠 西方足柄山にありて駿州駿東郡に跨れり、彼郡内竹下村まで、二里二十九町二十間の里程なり、登一里二十九町二十間 【古事記】に足柄坂、景行段曰、倭武命、平和山河荒神等、而還上幸時到足柄坂、足柄之坂本、於食御糧處、其坂神化白鹿而來立、爾即以其昨遺之蒜片端、待打者中其目、乃打殺也、故登立其坂、三歎詔云、阿豆麻波夜、故號其國、謂阿豆麻也、即自其國、

越田甲斐、萬葉集にも足柄坂、或は足柄の御坂、神の御坂、坂と云とあり、山中今に其舊趾あり、今は野野岩村に鎮坐、など記せり、其證は後に、峠の頂上より十町餘、此方を駿・相二州の界とす、頂上に足柄古城の遺趾、儼然として今尙存せり、城跡の邊眺望尤佳なり、其地駿州の屬なれば、爰に漏すと雖、古本州の屬たる因を以て、今勝景圖を模出し、聊其形狀を識しむ、國界より此方二町許にして、路傍に坂田公時が金蓋石と呼ぶあり、自然石にて、横四尺許、厚一尺許、又是より二十町許を下りて、里塚の跡あり、隻塚なり、正保元、抑往古は、東海道の官路、専ら此路を往返せしに、富士山焚燒し、碎石路を塞ぎしを以、桓武帝延暦二十一年五月、初て別に箱根山中に新路を開きて、官道に移されしかど、【日本紀略】曰、延暦、廢相模國足柄路、開官路、以富士燒碎石塞路也、明年五月其路を廢し、再舊路に復せらる、二十二歲五月丁卯、廢相模、されば此路を往還せし事歴、古記に往々見えたり、其證は、圖說足柄合せ見、又古道に復せられし後、其便宜を以て、足柄箱根の兩路、互に往返せしと見えたり、其證は足柄山の條根山の條を參考 中古に及びて、箱根路を官道に値られ

し後は、宗祇の「名所方角抄」曰、足柄山往古、此路今全く駿・甲・信三州への間道となれり、又古道の傳もあれど、體なる證を見ず、土人の傳に足柄城跡より北山中宇小なら尾嶺通より内山村濱居城跡へ、峯通古道なりと云、或は足柄城跡より、北の方小なら尾の後古道なるべしとも云、又麓の方にては村内山王森の邊より今の御關所後と云て一定せず、「萬葉集」神の御坂及御坂の詠歌、又堀川百首峠の歌あり、左に採録す、
神の御坂
小垣内之、麻矣引干、妹名根之、作服異六、白細乃、紐緒毛不斛、一重結、帶矣三重結、苦侍伎爾、仕奉而、今谷裳、國爾退而、父妣毛、妻矣毛將見跡、思乍、往祁牟君者、鳥鳴、東國能、恐耶、神之三板爾、和靈乃、服寒等丹、烏玉乃、髮者亂而、郡問跡、國矣毛不告、家問跡、家矣毛不云、益荒夫乃、去能進爾此間堰有、【萬葉集】下同、是は過足柄坂時見死、人作歌田邊福麻呂歌集に出と注せり、
御坂
安思我良乃美佐可加思古美久毛利欲能阿我志多婆倍乎許知氏都流可毛、東歌の内相模國の歌の、
安之我良乃美佐可爾多志氏蘇渥布良波伊波奈流伊毛波佐夜爾美毛可母、天平勝寶七年、遣筑紫諸國防人等が進歌の一なり、下同、

足柄嶺眺望圖



○埼玉郡上丁藤原部等母麻呂
伊呂夫可久世奈我許呂母波曾米麻之乎美佐可多婆良
婆麻佐夜可爾美無、○妻物部刀自賣
阿志加良能、美佐可多麻波理、可閉理美須、阿例波久
江由久、阿良志乎母、多志夜波婆可流、不破乃世伎、
久江氏和波由久、牟麻能都米、都久志能佐伎爾、知
麻利爲豆、阿例波伊波々牟、母呂母呂波、佐祁久等

峠

麻乎須、可閉利久麻豆爾、○倭文部可良麻呂

足柄の山の峠にあがりてぞ一本けふきて、富士の高嶺の程は知る、堀川 河内

○夕日瀧 西方の山水會同して一條となり、宇北入山の邊にて瀑布となり、高二丈六尺許、山間を下りて北流す、是内川の上流なり、○狩川 猪ノ鼻ヶ嶽の邊より出る山水、會同して一條となり、村の東南を流る、幅六間より十三、川傍に水除の石隄を設く、○内川 夕日瀧の downstream、此他西方の山水二流、一は相ノ川、一は此下流に會同し、一條となりて川名を得、村の中央を貫き流る、幅五間より十、板橋一間、土橋二、長一は八間、を架せり、川岸に水除の石隄あり、流末は北隣内山村に沃で、矢倉澤川と呼ぶ、○北川 源は蕨澤と唱へ、西北の方、矢倉ヶ嶽の邊より出づ、村北を流れて川名を得、幅二間より六、東北に達して内川に合す、水防の石隄あり、○澤 小名足柄の東邊山間より出づ、蛤澤と唱ふ、今此澤より蛤形の化石出、故に此唱へあり、
○御關所 小名關場にあり、惣構二十、領主大久保加賀守忠眞預りて番士を置く、番頭一人、常番二人、先手足輕一人、中間一人、總て五人を置いて守らしむ

往來繁き時は番頭一人、建置の始詳ならざれど、土人の先手足輕一人を加ふ、傳に據れば、大庭又五郎と云もの、天正小田原落去の後、始て常番人となると云、村内江月院の鬼簿に又五郎の法名を録して、慶長十五年八月死すと見ゆ、其子又五郎慶長十九年、小田原御城番近藤石見守秀用の手に屬し、寶曆の頃に至り、子孫大久、全く御入國の時、始て置れし保氏の藩士となりしとぞ、全く御入國の時、始て置れし所と見ゆ、小名本村西方の山道に、裏番所あり、常番人を置く、又足輕一人、本番所より兼勤す、

○白山社 村の鎮守、例祭九月廿九日、寶珠院持、△末

社 神明 牛頭天王 天神 ○矢倉明神社 村持、倉

嶽頂上あり、苜野岩村矢倉明神 ○金山社 村民持、下

元宮と云、彼村の條に詳載す、 ○山王社 ○子神社 ○山神社四

同、○江月院 嶺松山と號す、曹洞宗、足柄下郡板橋、本尊正

觀音、長三尺二分、脇壇に藥師を置、運慶作、長七寸二分、永祿三年

の開建にて、開山は文察、本寺九世、慶長十七、と云、△衆

寮 △白山社 ○寶珠院 寶澤山と號す、古義眞言宗、

金子村最 本尊不動を安ず、寛永元年の創建にて、開山は

明寺末、運海と云、○足柄地藏堂 聖德太子の作佛を置、長五尺

六縁山誓廣寺の號あり、相傳ふ、往古駿州仁杉、駿東郡

と云處に、杉の大樹あり、靈木の聞えあれば、其木を

伐り、當所及駿州竹ノ下村の屬、當國板橋村の屬、足柄下郡

に、東なる人の許へまかりける道に、相模の國足柄の關

にて、女の方の京にまかり上りけるに逢てとあり、【後撰集】○

眞靜法師 足柄の關路越ゆく東雲に一むら霞む浮島か原 【新勅撰

集】 ○後京極攝政 只暮子關の戸さぬ比なれば月にそ越ん足柄の山【續

古今集】下同 ○家 隆 鳥の音に猶山陰の暗ければ明てそ出ん足柄の關 ○土

御門院 降積る雪の八重山道とちて行末うとき足柄の關 【續拾

遺集】下同 ○平長時 昔より通ひし中の跡とめて心隔つな足柄の關 ○常磐

井入道 手向して心ゆるすな足柄の關の山越荒き其道 ○同

ふかき夜に關の戸出て足柄の山本暗き竹の下道 【風雅

集】 ○藤原頼成 更に今都も戀し足柄の關の八重山なほへたてつ、【新

千載集】 ○津守國量 時雨つる雲を外山に分捨て雪に越ゆく足柄の關 【新拾

遺集】 ○卜部兼直 行人の心とめすは足柄の關守神もかひやなからん 【新

採録す、

足柄の關の山路を行人は知もしらぬも疎からぬ哉、書

用、雅經は承久三年、五十二歳にして薨せし人なり、

全く廢蹟となりし年曆は傳へず、關東御打入の後、

今の處に關所を建られしなり、抑この關は、古歌にも

多く見え、今世に至ても尙詠出して其名朽す、證歌左

後拾遺集】 ○行 朝

關の戸も松の下行跡絶て雪にゆるさぬ足柄の山【夫木集】下同 ○爲 家

嵐ふく足柄山の關本にゆふ越くれてやとる旅人 ○同 關の戸を木綿付鳥はつれなくて鹿の音明る足柄の山 ○爲 實

心とも過も遣られず東路やまた分馴ぬ足柄の關 正治百首 ○能登守具親

足柄の關をも知すねたけにも名のり散して歸る雁かね 丹後守爲忠百首 ○頼 政

寥しさを誰に語らん秋風に獨關もる足柄の山 影供歌合 ○慶 印

足柄の關に茂れる玉小菅行かふ駒もすさめさりけり家集 ○元 眞

留るへき關屋はうちもあらはにて嵐は烈し足柄の山【明日香井集】下同 ○雅 經

足柄の山の關守古は有もやしけん跡たにもなし 端書にて詠める歌 ○同

足柄の山のかひこそ無りけれ別るゝ涙せきも止めず ○同

足柄の關を夜さへ越るかな空行月に駒を任せて【拾玉

集】 ○慈 鎮

行かひの道のしるへに有ましを隔てける哉足柄の關家集下同 ○相 模

悔しさも忘れやせん足柄の關のつらさをいつになりなん ○同

足柄の關吹越る秋風のやとりしらるゝ竹の下道【東國陳道記】 ○細川玄旨

足柄の八重山こえてなむれは心とめよと關や守らん【回國雜記】 ○准后道興

○仙石原村 世平古久 江戸より行程二十五里半餘、土俗相傳て、當村元原野たり往昔頼朝此邊を過りし時、此地田畑に墾關せば、凡千石も有べきならんと云はれしを以て、村名は起りしなりと云へど、民戸四十三、東西一里半餘、南北一里二十

信じ難し、東、宮城野村、西、駿州駿東郡、二子、深良二村、南、足柄下町、郡元箱根、北、駿州駿東郡、深澤、桑木二村及本郡矢倉澤村、當村及び宮城野村は、共に郡中に在りと雖、諸事足柄下

郡箱根の諸村と伍をなせり、是路次の便宜に因れるなり又歳旦門戸に櫓を立て松に代ふ、是も彼地の風俗波及せしならん、抑當村落は關外に在て、其風俗甚鄙しく、關

内の諸村に比すれば、異なる事異郷の如し、農間には木履を造り、或は蘆湖の屬、の邊查野を穿て、神代杉 八九尺、長五間 を得、箱根山中湯本の邊に鬻で、挽物細工の許あり

流なり、幅六尺 當村にては三度川、或は逆川とも唱ふ、土橋長十二を架せり、

○御關所 東方にあり、潤一段一畝、小田原領主より番士を置き、非常を警しむ、起立の年代詳ならざれど、元和年中と傳ふ、始は御番所と唱へしが、寛永三年御上

洛の時此所駿・甲二州に通ずる間道たる由、縣令八木次郎右衛門重明言上に及びしかば、即台命ありて、更に嚴を加へ、御關所と定められしと云、

○温泉跡 村南にあり、元文中領主の許容を請得て、元箱根地獄山より堀樋を以て此に延き、始めて起立す、後湯口破損しけるに、再造の力を得ずして、遂に廢せしと云、文化五六年の比迄は存在せしと云へり、 ○船見石 元箱根境にあり

横二間、縦三間、高九尺許、名義を傳へず、

○諏訪社 村の鎮守例祭三月、中西日、村持、下同、○山神社 毎歳正五九の三月、十七日を祭日とす、

○長安寺 龍虎山と號す、舊地元箱根に在し時は、曹洞宗、足柄下郡板橋村香林寺末、古は元箱根姥子の邊に在しと云、本寺所藏の古記に據るに、始彼地に起立せしは、延文元年なり、後一旦荒廢して、數年を歴しを明暦元年此に移して再興し、更に僧機山 寛文二年八月 廿三日寂す、を立て開山とす、

料に宛つ、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の沿革は前村大久保氏に復せし後、因 檢地は萬治二年稻葉美濃守正則が准して今に至ると云、 按ずるに是は新田檢地 糺せし後、享保十六年改ありと云、なるべし、其傳を失す、 御厨 駿州の路村北を通ず、

○小名 △上 △下 △中筋 △新田筋

○猪鼻ヶ嶽 或は公時山とも云、登凡北にありて、矢倉澤村及び駿州駿東郡桑木村に跨り、頂上を三村の界とす、往昔源頼光の臣、坂田公時が出し山なりと云傳ふ、

頼光奥州より上洛の路次、此山にて公時を得たりし事、山上【前太平記】にも見えたれど、煩を省きて爰には贅せず、上に公時踏破り石と云あり、方二間許高、又山麓に彼が蹶落せしと云石あり、縦九尺許、石上に公時の祠を置、

○長尾嶽 村西にあり、正保元祿の二圖にも見えたり此山越を長尾峠と云、登十五、駿州駿東郡二子村に達す此他村落四圍、總て連山にて黒こうら、入道塚、笹尾東北に、かうりやうかい、杓子小屋・山作・高尾・はら木・あり、のわ・片平、西北の方駿州、西方駿州境、太郎澤、村北に、小塚・臺ヶ嶽、南村に、元箱根神領、等、の稱呼あり、○御厨峠 或はうとふ峠と云、登二十、駿州駿東郡御厨道にて、同郡深澤村に達す、○早川 蘆湖の餘

赤崩・はらくら立山・かいなか嶽・横畑・神戸原・川越石など云、小峯連れり、○無禮山 南方にあり、矢倉澤村の山に續く、○峯山 同方にあり、○いもぢ山 北方にあり、平山村の山に續く、此外上平・下平・宮ノ窪など唱る小山多連れり、○酒匂川 東境を流る、河原幅四十間平、土橋を架せり、長廿八、西岸に石堤を設く、水廿間許、馬踏二間、○矢倉澤川 或は内川とも唱ふ、南方を流る、河原共幅十間、土橋三を架せり、長各五、石堤を築く、高六尺許、馬踏四、○澤二 一は北澤と唱へ、西の山間より出、東北に流れて酒匂川に合す、一は瀧澤と唱へ、西山より出て北方に流る、此餘貝澤、野岩村境にあり、貝澤村西平山村など唱ふるあり、川の上流なり、桐ノ木澤境にあり、

○内之御前社 村の鎮守、神跡圓鏡四分、は正保二年置し物にて、中央に佛像を鑄出せり、銘曰、奉新納内之御故、右願主者石塚茂衛門内義、爲二世安樂納之正保二年己酉十二月吉日、大工五郎衛門、高藏院の持、彼寺傳に、矢倉明神在、野岩村の后神なりと云、弘西寺村矢倉明神式に、一之御前、有、△末社 秋葉 地神 △神所以現神、移内山村と載す、△神明社 村民持、木 楠二株一は七圍許、一は三圍許、○神明社 村民持、

下同、○春日社 東方城跡の東端にあり、其所を春日山、又春日臺共字するは、當社より發れるなり、○御嶽社二 ○石神社 ○山王社二 一は村持、一は村民持、○山神社二 一は保福寺持、一は村民持、○稻荷社五 一は保福寺持、四は村民持、此内一は矢取稻荷の號あり、○道祖神社 村持、○第六天社 保福寺持、○保福寺 雨澤山と號す、曹洞宗、集寺末、本尊藥師、長一尺五寸、寺傳に、古は濟家にて僧法忻、佛滿禪師と號す、弘法作、寺傳に、古は濟家にて僧法忻、佛滿禪師と號す、四日寂の初建と云、按ずるに、(高僧傳)等に、佛滿當寺を創と見ゆれば、當寺も其一なるべし、後一旦荒廢せしを、大永元年僧良聞、本寺二世、天文十五、當派に改め再建す、故に今聞を開山年七月廿六日寂す、當派に改め再建す、故に今聞を開山とす、△白山社 寛延三年勸請す、△地藏石像 上屋を設く、澤半兵衛と刻せり、△寮

○高藏院 長尾山小澤寺と號す古義眞言宗、金子村最尊不動、寸、惠心作、寛永元年の創建と云、村民藤八郎もと内庵たりしと云、今も寺城宅前にあり、按ずるに、彼が氏小澤を以て寺號とし、且境内に藤八郎が先祖孫四郎が碑あれば、即孫四郎の開基、中興賢榮、元祿三年九月十四日寂す、たるも知る可からず、寺傳に、元祿の頃燒失せしを、藤八郎が祖先傳、△長尾天神社 疱瘡神社、勸請なり、兵衛再建すとあり、

○觀音堂 十一面觀音を置、長五尺二寸、行基作、保福是中將姫の守護佛にて、古は駿州駿東郡竹ノ下村に安置せしを、大森氏當所春日山の城中に移して堂を建つ、落城の後も向其地にありけるを、數年の後今地に移せしと云、足柄下郡入生田村紹太寺持、福寺傳には、此所元村民矢子氏の宅地にて、即當時内庵たり、後其衰へしより村持となり、保福寺進退ありしを、稻葉美濃守正則領主たりし頃、今、△稻荷社 ○阿彌陀堂 保福寺持、

○濱居場城蹟 西方の山上にあり、字城山と唱ふ、矢倉澤城も少しく、東西北の三方に堀跡あり、長、東西の二方四十間、掛れり、南方は崖地なり、構内に八畝許、櫓跡二、廢井一あり、今總て陸田を開けり、古は大森寄栖庵の持城なりと云、矢倉澤村民の口碑に残れり、岩原村古城略記に、大森寄栖庵居城、明應三年卒去、同九歳藤頼公代、爲小田原城主北條氏茂落城、此箭岩原川村内、後北條氏の管城となり、兵士を籠置、駿甲の入寇に備ふ、天正の頃は松田某守衛し、須藤源次郎村野安藝守小澤孫七郎等其代官として城番を勤む、同九年六月、北條氏當城の提書を出せり、其文書今に孫七郎が子孫、村民藤八郎が家に傳ふ、曰、はま城より西の方へ一切人不可出、假初にも草木不可取、草木をば於東之方可取、松田代指置間、自然番衆無用之所にて、草木取候者、則小田原へ馳來可披露候事、人馬之糞水、毎日城外へ取出、如何にも綺麗に可致但、城一遠矢之内に不可置、

遠所へ可捨事、當番之者、城外へ出事、一切令停止候、鹿狸類之物取與號、山中へ分入事、勢不可有之、自脇閉居者、彼山へ入手可切頭候、又於物頭も可爲重科候事、晝夜矢倉に人を付置、自然關落類之者、見出搦捕而來者不撰侍凡下、可爲忠節候事、夜中之用心懸念、如何にも嚴密に可致之事、右定所如件、辛巳六月十九日、虎朱印、當衆中、松田代須藤源次郎、村野安藝守、小澤孫七郎、此内一人づ、可有之、又曰、提、はまいはと足柄之間之道、往還之事、一切令停止畢、自然爲大途之用橋を掛置候、非下知而從雙方之通用、猶以堅令制候、例式者橋をばづし可置、并彼引橋に番屋を作、晝夜守手若妄之由、至于閉居者、はまはの當番頭、何時も可處嚴科者也、仍如件、辛巳六月十九日、虎朱印、○春日山城蹟 東方にあり、東西四間餘、南北今は田畑に墾闢す、東北は酒匂川に臨み、巖石高く峙ち、西南北の三方は、空壘跡あり、是も大森信濃守藤頼の拘城たりしと云、平山村の傳に據ば、後信濃守駿州駿東郡生土村に、城地を引移せしとなり、今構内に春日の社あり、これ城内の鎮神なりしと云、○馬場跡 城山の良方、字上平・下平の間にあり、十六間、濱居場城番士の調馬場なりしと云、○古塚三 各形ばかりを存す、縁故傳はらず、一は東南宇中澤、高九、二は東北小名尾尻にあり、一は高九尺、一尺、○舊家藤八郎 先祖小澤孫七郎、松田氏に屬し、濱居場の城番を勤む、天正九年六月北條氏より出せし提書二

通、其文は既に前
に注記す、同十八年正月、板部岡江雪齋が奉は
りの制札は金子村に出せし物と見
鎗等、今に藏せり、孫七郎が男孫四郎より祖父に至る
まで、代々里正たりしと云、

○小市村 古伊知 江戸より行程二十三里十一町餘、内山
村分村の地と傳ふ、按ずるに、其年曆を傳へざれど、既に正
事と知る、民戸十二、當村は怒田村の地を夾て二區に分る
べし、

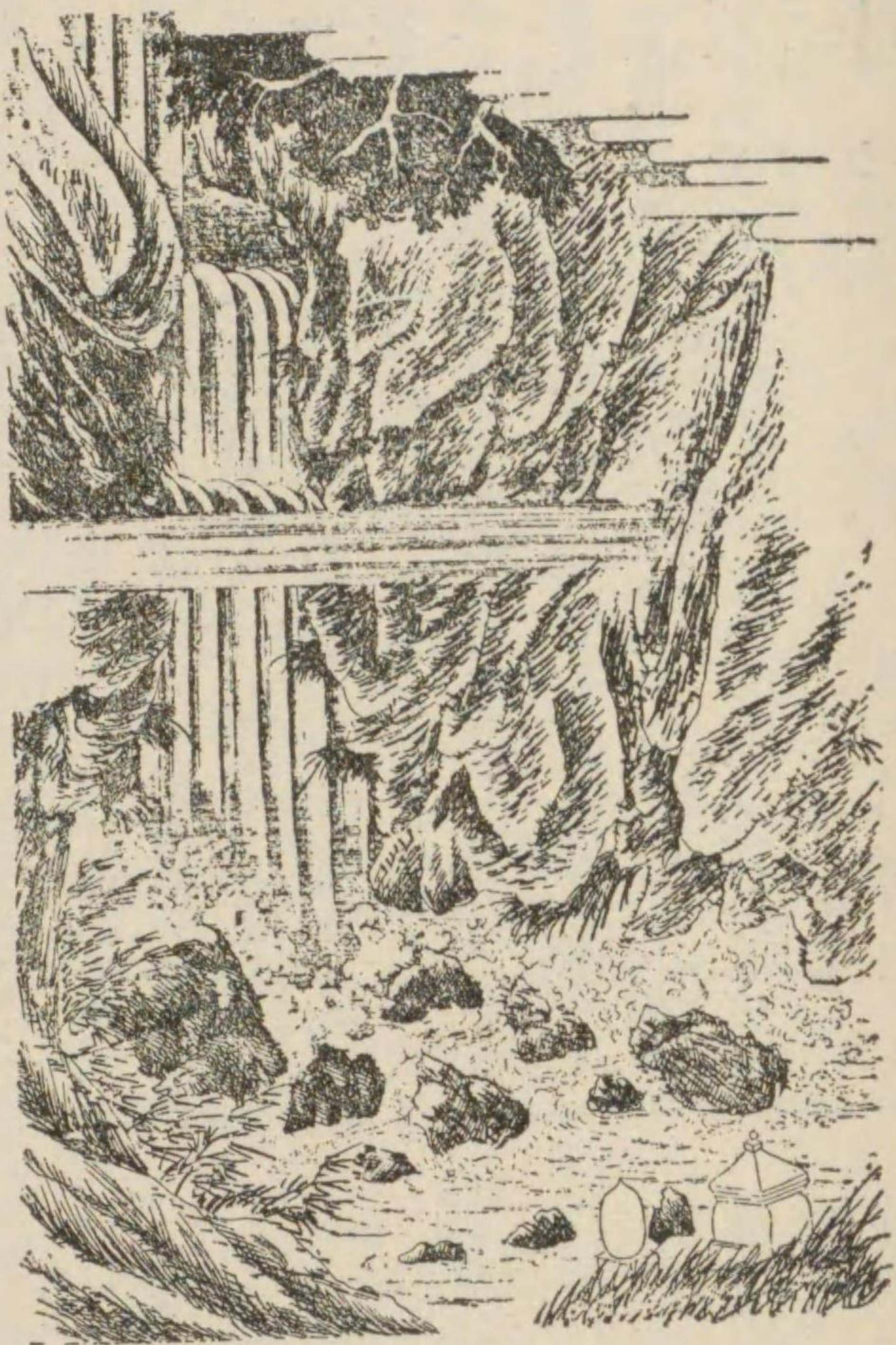
東方を本村と云、東西一町二十間、南北四町半、東、班
田二村、西南北 西方を飛地と唱ふ、東南、怒田村、西、内
共に怒田村、領主の遷替は、山村、北、川村岸、今大
久保加賀守忠眞領す、前村に同じ、檢地は萬治二年稻葉
美濃守正則糺せり、川村御關所道、西南怒田村境に係れ
り、

○山 西北の方にありて、字を楠木・向坂・しゝ久保など
唱ふ、今は開墾して山畑となせり、○酒匂川 北方を
流る、幅百間 ○矢倉澤川 西北を流れて酒匂川に合
す、幅五
間許、

○穴水門堰 良方を流る、班目村穴水門堰の分流なり、
○山神社 村持、

○文殊院 大口山千貫寺と號す、本山修驗、小田原玉瀧 寶
永五年流失の後中絶し、寶曆九年に至りて再興す、中

圖 布 瀑 水 蛇



隨一の瀑布と云べし、古僧文覺百日の行法を修せし舊
跡と傳ふ、此瀧の側に不動堂あり、又石棺あり、昔時
入定せし行者の棺なりと傳ふ、傍に秀圓上座と刻せし
碑あり、年代事實共に傳はらず、瀑布の餘流一條とな
り東して酒匂川に沃ぐ、

○棚倉明神社 村の鎮守、例祭九月八日、正覺院持、駒形
社 社地にあれど、別に村持とす、○神明社 村持、
下同、○稻荷社 ○山神社 白山天王を相殿とす、

興開山長善、天明八年六月 本尊不動を安ず、△稻荷社
十一日寂す、

○平山村 比良也 江戸より行程廿四里廿一町、民戸三十
八、東西一里五町、南北十六町、東、酒匂川を隔、川村岸、
北、酒匂川を隔、川村 今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替
山北、都夫良野二村、今大久保加賀守忠眞領す、前村に同じ、
檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糺せり、東西に亘りて、
谷ヶ御關所道係れり、幅八尺 許、

○小名 △原 △中平 △下平 △瀬戸

○山 西南の方總て連山なり、中に就てかいなか嶽・立
山・近野山 古牟能 向山・とて山・後山 宇之呂 上ノ山
等の稱呼あり、とて山の下に小徑あり、長坂と唱ふ、
其邊に小澤あり、長坂澤と稱す、夫より一町許下りて
清水あり、是を硯水と唱ふ、其名義傳はらず、○酒
匂川 東北堺を流る、河原共幅 六十間、東岸に石堤を設く、尺許
馬踏六尺より 二間に至る、○蛇水ノ瀧 西南の山腹にあり、源は矢
倉ヶ嶽の屬、矢倉澤村 より出、内山村瀧澤の餘流、及村内近
野山・立山・かいなか嶽等より出る澤水會同し、向山・上
ノ山の間に瀑布となり、三段に落つ、瀧壺より次第し
て一ノ瀧 高三十五間半 二ノ瀧 高八間許 三ノ瀧 高十五間と
唱ふ、其形狀銀河の中天より落るが如くにして、當國

○子ノ神社

○正覺院 箱根山と號す、當山修驗、勢州山
寺製裝 本尊不動を置、中興長山、寶曆五年七
下、

○大日堂 本尊長一尺、は文覺の作と傳
ふ、内山村保福寺持、下同、○不動堂 蛇
水ノ瀧の傍にあり、故に瀧堂とも號す、龍
王山誓源寺の號あり、

○淨光寺蹟 酒匂川の邊陸田間に、淨光寺原
の唱へあり、瀧凡九、今猶五輪の頽碑残り、
古大森氏春日山城の内山村 を抱し頃は、當寺
大森氏の香花院たり、信濃守、後年駿州駿東
寺を彼地に移し、
今に存せりと云、

○谷ヶ村 也賀 永祿十一年の物社棟札 には、屋賀村郷
とあり、江戸より行程二十五里十六町、民戸四十三、東
西一里六町、南北一里二十町、東、酒匂川を隔、川村、西、
矢倉澤、平山、内山三 村、北、川西村、永祿の頃は、松田左馬助秀治領せり、内
白旗社棟札に、地頭左馬助と載す、〔役帳〕に
松田左馬助、西郡野野庄を知行せし由見ゆ、今大久保加賀守
忠眞領す、領主の遷替
前村に同じ、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糺
す、東南より西に亘りて往還あり、幅八尺 許、是小田原より

二七九

村内御關所を歴て、駿州御厨邊に到る裏道なり、西方駿州山村に達す、

○小名 △本村 △畑 △柏木

○峯山 西方連山の總名なり、登二十町許、此他小里山・中畑山・とて山・のけ澤山・大河原山共に南方・御山美也末、東南御關所に・北畑山北方川西村、等の數山連れり、○御厨川西方駿州駿東郡生土・小山二村の境より沃ぎ、川西村境を流る、幅三十五間許、北方にて河内川是は對岸川西會同してより、酒匂川と唱へ、幅六十間許、東方に沃ぐ、村北の岸邊に石堤あり、○澤二 一は畑澤と唱ふ、西南の山水會同して一條となり、村南を流る、幅二間より五間土橋間を架せり、一は駒澤と唱へ、村西駿州境の山間より出て西境を流る、幅五尺、共に前川に沃ぐ、

○釜穴 北方酒匂川の岸腹にある横坑を云、深各七尺、坑中水を湛ふ、深四尺五寸、旱魃に此水を汲み、酒匂川に沃ぎて、雨を祈れば必驗ありと云、里俗是を男釜と唱へ、對岸川西村に岩穴今は關崩れて稱呼のみを存す、ありしを、是に對して女釜と唱へしと云、

○御關所 東南にあり、樞内方十間、大久保加賀守忠貞預れり

會我里

○上會我村 加美會我牟良

江戸より行程二十里、民戸百八、廣袤各一里十町餘、東、古怒田村及足柄下郡會我岸村、西、本郡山田・赤田・會我大澤三村、北、北條氏の頃は、本多豊前守信親其子主膳正節親、相繼で知行せり、天正十八年、豊臣太閤小田原を攻る時、其兵當所に亂入せしかば、節親諸士を下知して防戦し、首級を得たり、小田原落去の後は村内に閑居せしと云、已上子孫本多八三郎家傳に見えたり、其實は詳ならず、又同書に據に、節親は元和年中、武州岩槻に移り、正保元年十二月廿三日、彼地に在て死せしと云、今大久保加賀守忠貞領す、天正十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜ひ、慶長十九年永二年御料に復し、同九年稻葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年大久保氏の所領となりて今に至る、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糺せり、飛地會我大澤にあり、一段五畝、村の西南に會我五村當村の外、足柄下郡谷津、入會の田、又會我四村當村・谷津、別所、入會の田地あり、村西より東南に通ずる一徑あり、會我道と云、幅二間、足柄下郡會我岸村に達す、

○高札場 ○小名 △舞戸 末不 △中河原 △山岸 △竹ノ内 △窪田

○山 東北の方にあり、大久保山・山王山・嶽山の名あり

番頭一人、當番二人、輕卒一人を置て警衛す、

○白旗社 村の鎮守、祭神磐樟根尊、相殿に面足尊、日本武尊、矢倉明神、箱根權現の四座を祀る、土人は傳へて、頼朝勸請の舊社と云、社内の左右に小祠あり、熊野頼政二神を祀る、例祭九月、期に臨て日を卜す、古は正月廿三日なりしが、寶永以後今月を拜殿・幣殿あり、村氏持、永祿十一年再建の棟札を藏す、○御嶽社 村持、○神明社 村民持

奉造之相助西郡川野庄屋賀村御白旗大明神御殿。宇遷宮道師成就院 永祿十一年十一月一日

下同、○八幡宮 ○山神社二 ○山王社 ○圓通寺 龍雲山と號す、曹洞宗、河村向原香集寺末、本尊正觀音、長一尺一寸五分、運慶作、に右左毘沙門不動、各長一尺一寸、又藥師及日光月光、三體共に堀田式部作と云ふ、を安ず、弘治三年の開建にて、開山秀藝、天正十一年十月九日寂、本堂の簷下に、寶曆十四年の鑄鐘を掛、△衆寮 △白山社 △稻荷社 ○地藏堂 一は弘法の作佛、長一尺一寸五分、を置、前寺持、一は村民持、

○坂 北方古怒田村への道にあり、登二十町許、○洞 字竹内にあり、方三間、高八尺許、寛永五年より十一年に至る迄、凡七年の間、風外と云僧籠居せし所と云、○林 東北の方にあり、領主の松林なり、四十二町五段、

○入領川 以利也 會我大澤根岸川の下流なり、村の西方を流れ、幅三尺、足柄下郡東大友村に入て、大友堰に合す、幅五尺、東大友村に沃で、一美川と稱す、○がんだら川 幅五尺、東北の方山間より出る二流、合して南流し、幅五尺、是も同方の山間より出、南界にて山岸川に合す、幅五尺、○鍛冶澤川 東方の山間より村東を流る、川名は鹹澤を訛れるなら

○第六天社 村の鎮守、石一顆を神躰とす、神樂堂あり、例祭六月八日、瑞雲寺持、△末社 天神 ○三島社 十一月酉の日を祭期とす、村民持、下同、○山王社 ○駒形社 ○瑞雲寺 龍珠山と號す、曹洞宗、津久井縣根小屋村功雲寺末、明應元年の起立、開山仁忠、永正十五年三月廿八日寂す、開基本多豊前守信親、法名瑞雲院龍珠宗洞、天正十五年四月二日卒す、其安三年八右衛門惣左衛門と云、兄弟村内に在しが、慶力となれり、子孫今八三郎と稱す、惣左衛門は猶土着して村

民となる、今覺左衛門と云へ、本尊十一面觀音を安ず、本堂の軒に大鐘を掛、元祿十四年の銘あり、△稻荷社
△白山神 ○竺土寺 大仙山と號す、曹洞宗、關本村最
初は竺土庵と號し、明徳二年了庵の起立にて、其師通
幻明徳二年五月五日卒す、を嗣法の開山とす、了庵駐錫の間靈告
を得、應永元年關本に至て、最乗寺を開くと云、事は
の條に詳、本尊十一面觀音、長一尺八寸、本堂の軒に正徳三
年鑄造の鐘を掛、△藥師堂 本尊行基作長二尺七寸五分、村内
別に堂地あり、境内に移せし縁故詳ならず、△保命權
現社 祭神は最乗寺に祀れる道了と同躰なり、辨天・庚
申の二像を脇侍とす、△白山稻荷天神合社 ○定光院
當山修驗、飯澤村金剛、不動を本尊とす、○阿彌陀堂二
一は竺土寺、一は瑞雲寺の持、

○曾我大澤祖賀於保佐波 江戸より行程二十里、民戸二十四、
東西三町餘、南北十町餘、東、上曾我村、西、菊川を隔上下
田、赤田、北條氏割據の頃は、小笠原彌六知行せり、日、役帳
二村、北條氏割據の頃は、小笠原彌六知行せり、日、役帳
笠原彌六殿三十貫四、領主の遷替前
百文、西郡大澤郷、今大久保加賀守忠眞領す、村に同じ、
檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糺せり、東西に亘りて往
還あり、幅二間、曾我道と云、飛地五上曾我村にあり、
○小名 △上ノ庭 △西ノ庭 △山ノ根

○山 村北にあり、大畑多以今村民の林とす、森山・姥澤
等の字あり、○林 北方にあり、領主の松林なり、町六
段、
○菊川 山田村芭蕉川の下流、村の西堺を流れ、
幅二間 菊川の名起る、○根岸川 東境にある小流を云
へり、東隣上曾我村入領川の源なり、
○熊野社 村の鎮守、例祭十一月九日、村民持、○山神
社 村持、
○康岳寺 巖松山と號す、曹洞宗、松田惣領延命寺末、開山行室、本
二世大永二年十
一月九日寂す、本尊正觀音を置、△辨天社 △白山社

新編相模國風土記稿卷之廿一 終

新編相模國風土記稿卷之廿二

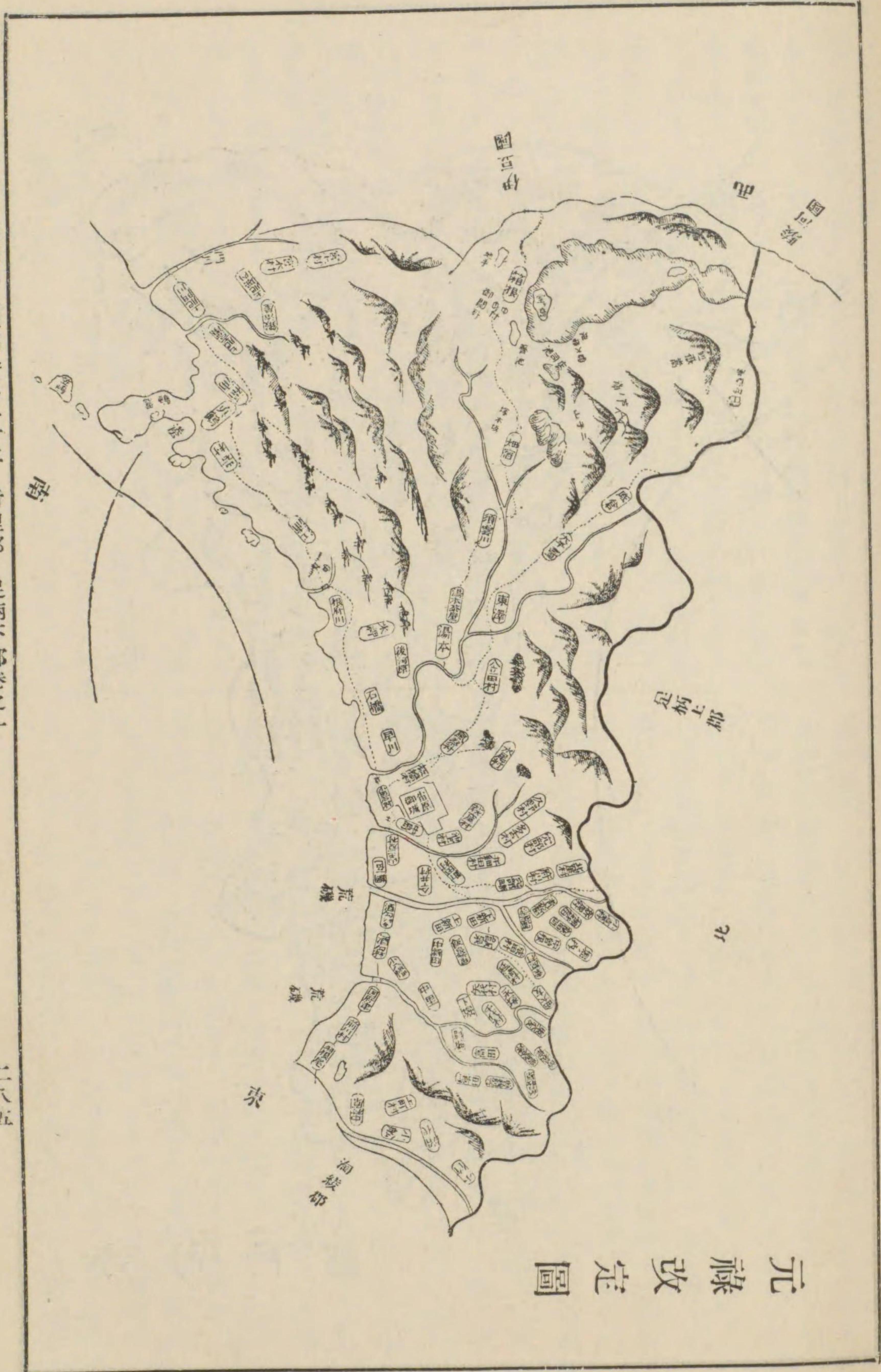
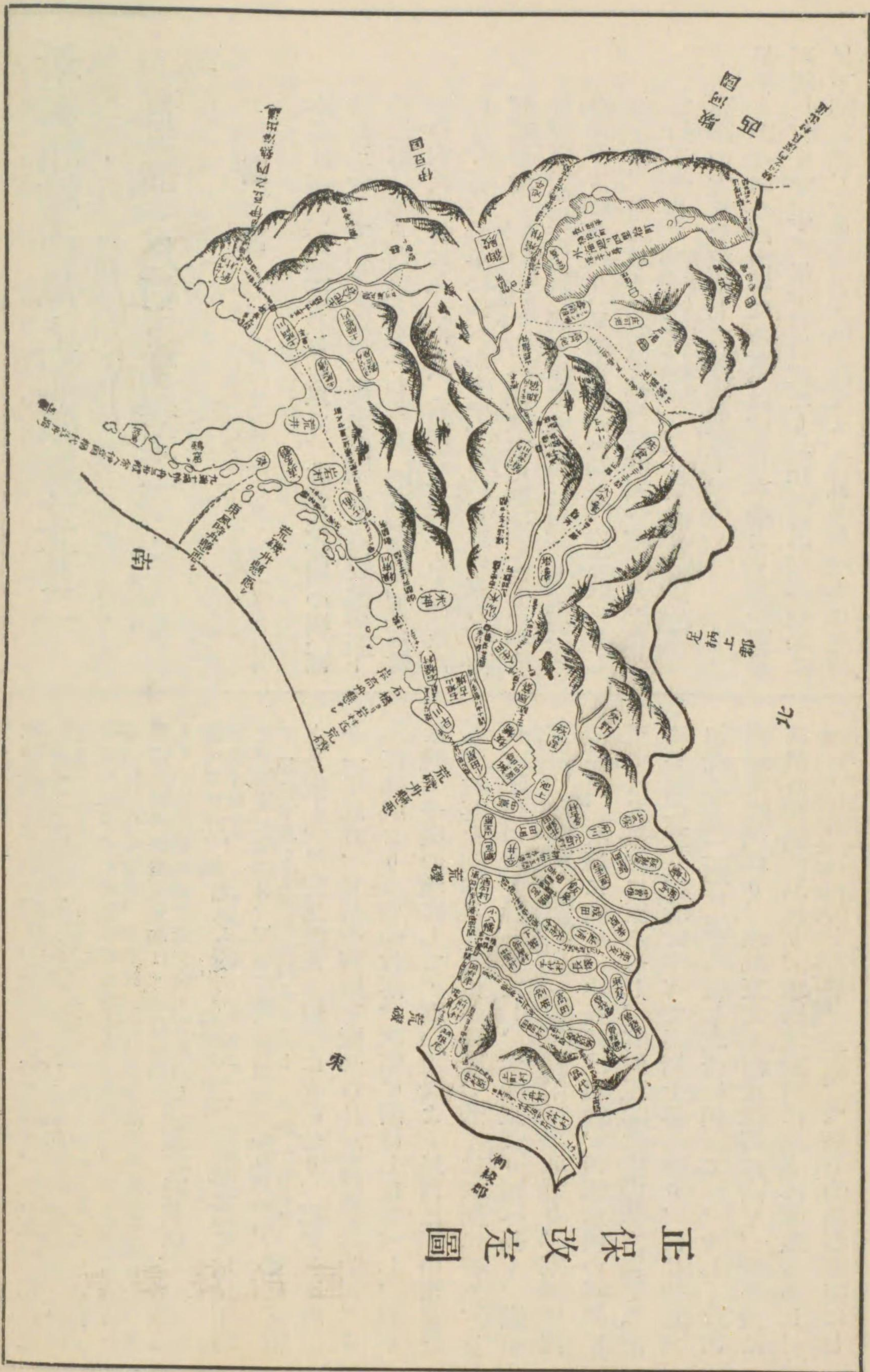
村里部 足柄下郡卷之一

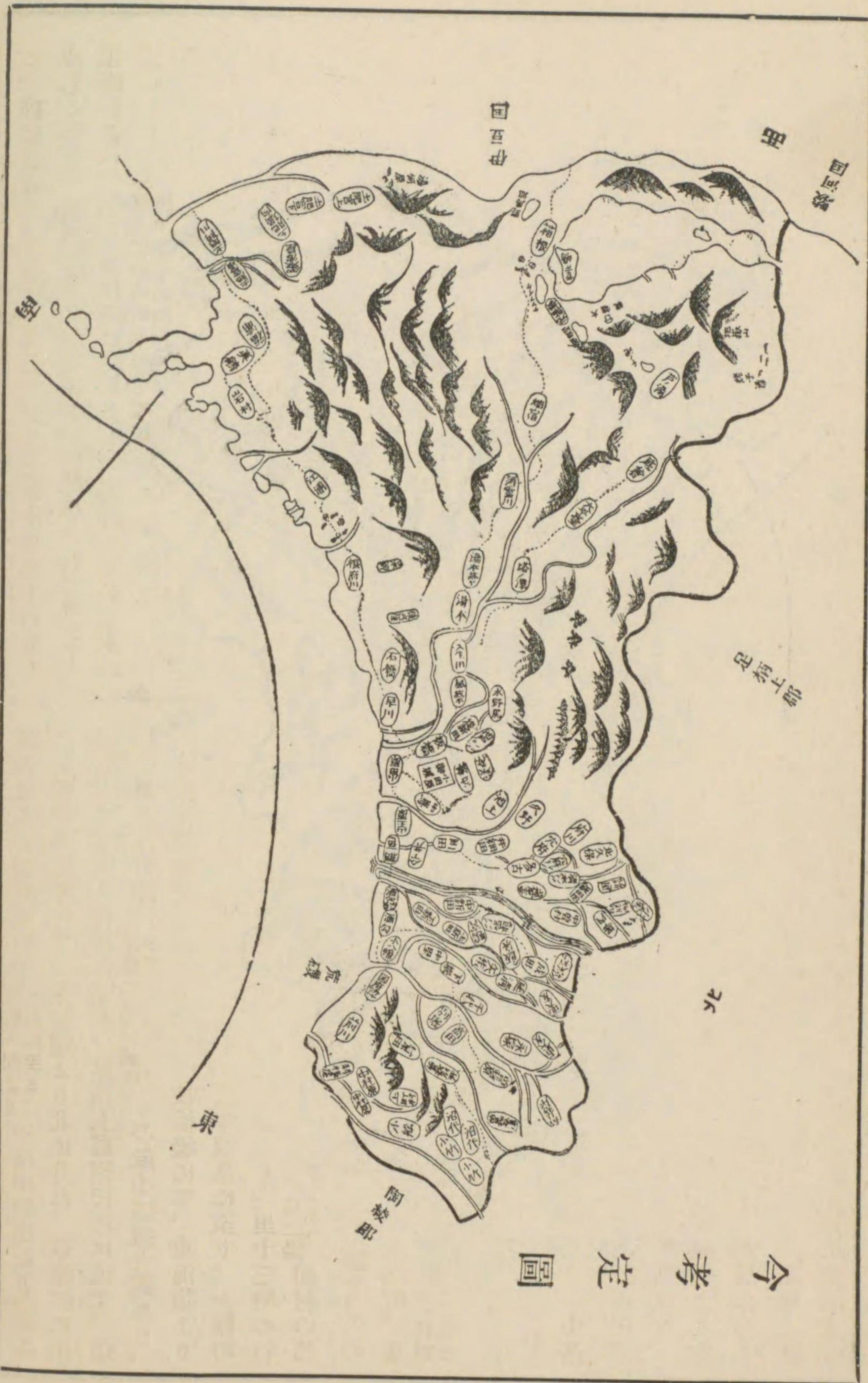
圖說

本郡は、國の西邊にあるを以て、北條氏分國の頃、國
中を三分して、東中西の三郡に闔稱せし時、足柄上下
の二郡は専ら西郡と唱へしこと、【北條役帳】及び當
時の古文書等に見えたり、古圖の今傳ふるものなけ
れば、古の沿革は知べからず、されど郡の東の方中
村郷の地、中村原以下八村屬す、古へ淘綾郡に屬せしなり【和名
抄】郷名の條に中村郷を以て彼郡内に係たり、是其證
左とするにたれり、又郡東豆州の國界、中古改まりし
ことは、左に載る正保元祿兩度改定の縮圖を照覽し
て知るべし、其詳なることは、土且今考定圖を作り、
闔郡の大意を摘舉して其説を附す、

足柄下郡は國の西南堺にあり、江戸日本橋より郡の東界
羽根尾村まで、十八里半の行程なり、【和名抄】國郡の條に
足下郡と記し、足幸乃志毛と註す、古風土記殘本に足輕

郡、惑は足柄と記し、又其四境を載す、曰、東限三寒川之
西岸、今此川詳西限三湯之瀬山、今郡内箱根湯本村邊に、城
背山と呼び、元箱根の邊に至るまで蟠根す、即ち此山を謂るな
るべし、今の地域、西堺は、箱根山頂豆州の國界に至れど、其
頃は未箱根路開けざれば、衆落を結び南限三足柄浦、今南方は海
涯に至れば、此地名今詳北限三越山、此地名今詳【萬葉集】には足下郡
形全く合す、天平勝寶七歲二月、筑紫に遣す諸國防人等詠歌の中
に、足柄下郡上丁丹比部國人と記し、其歌一首あり、或は足柄
とも書し、又安思我良と假字にも記せり、桓武帝延曆二
十一年五月、足柄の舊路を廢せられ、宮荷路を開かる、さ
れば此頃より山中の村落、次第に開けしなるべし、郡東
は總て平夷の地にして、郡の中央より以西は、山巒重疊
し、村落を結べるも數山の踵趾、若くは峽間に在り、さ
れば闔郡の廣袤計りがたし、大抵東より西へ長く、廣七
里許、東限羽根尾村邊より、西方箱根南北袤り、東邊は纒
里許、宿豆相の國界に至る里程なり、中央は三里餘、西邊豆相の國界に
至ては五里餘に至るべし、其四至、東は淘綾郡に邊し、南
は海濱に至り、北はすべて足柄上郡に隣り、西は伊豆國
加茂・君澤二郡に堺ふ、但し北邊に偏しては、少しく駿河
國駿東郡係れり、地形東より西は次第に高く、最高頂は
箱根の諸嶽に至れり、水田は陸田に比すれば頗る多し、
水田の段別千五百八十九町餘、土性は、多く赤黒の兩種にし
陸田の段別千三百十六町餘、





て、砂礫錯れる地も頗る多し、又眞土野土糲米土の地も少しくあり、農業の外山村は采薪、海濱は漁釣を専とし、生産を資く、固より富饒の戸口乏し、園郡の村數正保の改に八十一、數内某村の内某村と題するもの四村元祿の改に三を増し八十四、今又八を増し、都て九十二村となれり、本郡の石高正保の改に二萬三千二百七十五石九斗七升二合、元祿に至て二萬五千九百四石四斗三升四合四勺となり、前に増加すること二千六百二十八石四斗六升二合四勺、後又三千二百二十三石三斗七升六合二勺を増加し、今は二萬九千二百七十八斗一升六勺に至る、其餘持添新田と號するもの、五十五石七斗一升九合、後世墾闢の地にして、小田原宿の商人持添とす、寺領三十五石三斗餘、高なり、御朱印地の寺社除地七百八石餘、段別のみにて、高に入ざる最爾あり、海道一條、東海道の大路なり、此數に入れず、郡内羽根尾村に入、海岸を通じ板橋村をすぎ、風祭村より箱根山中に入、西方箱根宿に至り、豆州君澤郡山中新田に達す、道程六里三拾三町四十間四尺、郡内を通ずる道程なり、下皆是に倣へ、道幅五間、山間に至ては二間、或は四間、往還二條、一は熱海往還なり、或は伊豆往來とも云、小田原山角町にて、東海道の大略より南に分れ、早川村より海岸を通じ、土肥門川村に至て、豆州加茂郡走湯山領に達す、道

程四里四十四町九間、道幅一間より三間に至る、一は甲州道なり、是も小田原宿高梨町にて、東海道より北に分れ、狹窪村に出北行して北ノ久保村に至り、足柄上郡沼田村に達す、道程一里十五町許、道幅二間、或は三間半に至る、この餘小往還九條あり、一は箱根温泉道なり、湯本村三枝橋邊にて、東海道より西に分れ、行こと七町にして、湯本温泉に至り、十四町にして、塔ノ澤温泉に至る、塔ノ澤より一里十三町の行程を歴て、底倉温泉に達せり、宮ノ下・堂ヶ島二湯も同村の屬なり、同村の西にて岐路となり、一は木賀温泉、足柄上郡宮城に達す、この道程二十二町、一は蘆ノ湯に達す、其行程一里六町、蘆ノ湯より元賽河原の屬、元宮根を歴、東海道權現坂へ出づ、箱根の屬、其道程二十八町、道幅總て五尺より二間に至る、一は大山道なり、此路二條あり、其一條は多古村にて、甲州道より東へ分れ、酒匂川を渡り、飯泉渡と云、東行して曾我別所村に至り、山彦山と云、字六本松を登り、足柄上郡田中村に達す、これ小田原邊より、大住郡大山への道なり、道程一里二十九町半、道幅九尺より、其一條は前川村小名向原にて、東海道より北二間半に至、道幅六其一條は前川村小名向原にて、東海道より北に入、中村郷の村々をすぎ、小竹村より足柄上郡遠藤村に達す、道程凡三十町七尺、一は小田原道なり、足柄上郡下大井村より、郡内西大友村に入、桑原・成田の兩村をす

ぎ、飯泉村觀音門前に至て、大山路に合す、此道程凡一里、道幅九尺、是より大山路を西行して、末は小田原に達す、一は酒匂道なり、是も上郡下大井村より、郡内西大友村に入酒匂堰涯に添ひ、東海道酒匂村に達す、道程一里八町、幅六尺より二尺、一は曾我道なり、東海道國府津村より北に折、末は曾我岸村に至て足柄上郡上曾我村に達す、道程一里十町許、道幅酒匂道、一は富士道なり、是も國府津村西堺にて、東海道より西北に入、桑原村にて酒匂川を涉り、末は小臺村に至り、足柄上郡岩原・塚二村の界に達す、即上郡關本道了權現に詣する捷徑に達す、末は足柄越して富嶽に達す、道程一里二十六町許、道幅同、一は觀音順禮道なり、國府津村西にて富士道より分れ、末は飯泉村觀音門前に至り、大山路に合す、道程十八町二十間餘、道幅五尺より七尺に至る、當郡は古より小田原府下に隸したれば、古領主の沿革は、小田原城の條に詳載す、故に爰に贅せず、天正十八年御打入の後、概して大久保七郎右衛門忠世に賜はり、其後沿革あり、今大久保加賀守忠眞の所領なり、但郡の東堺によりて少く御料、及旗下の士の采地交れり、中村原・上町・小船・沼・代・小竹等五村なり、當郡の風俗他に異なることなしといへども、箱根山中の諸村は、歳且門戸に櫓を立、松飾の代とす、且瀬海の諸村は、漁獲運漕の利あるが故に、民俗自然に侈靡に流れ、箱根山

間に至りても、温泉ありて都下の浴客常に來往するを以、亦朴實の風をかけり、
 ○〔和名抄〕所載合郷五並驛家 ○高田 唱を註せず、下三郷同じ、今郡の東方成田庄の屬に高田村あり、壽永二年二月の文書、及北條役帳にもこの郷名見ゆ、○和戸今其地を詳にせず、按ずるに、東西大友・永塚・千代邊諸村の用水路に、和田堰の名あり、若くは和戸の遺名なるにや、○飯田 郡の東方に飯田岡村あり、今も郷名に唱へ、同村及近隣五村是に屬す、○垂氷 今其地詳ならず、按ずるに、郡の西邊に今土肥郷あり、垂氷をたるひと註せんには、其唱近し、若くは其遺名なるも知べからず、○足柄 阿之加良と註す、これ郡名の起源なるべし、今箱根宿に此唱あり、○驛家 郡中古驛の遺蹤、今其地詳ならず、延喜兵部式、當國驛馬の條に、小總・箕輪・濱田各十二匹、とのみ見えて、所屬の郡名を漏したれば、各其地詳ならざれど、中に就て小總は、郡中の宿驛たりしこと、既に建置沿革の條に、辨するが如し、さて中古、郡中酒匂村宿驛の事、古記に見えたれば、其地即小總驛の遺蹤と云ふべき歟、今は小田原、箱根の二所、宿驛たり、
 ○今所唱合郷五 ○中村奈可 中村原以下八村、是に

屬す、又足柄上郡にも跨れり、彼郡内十三村中村は〔和名抄〕濁綾郡の郷名なり、後郡界變遷して、上下二郡に折隸せしこと知らる、治承の頃は、庄名に唱へ、平宗平庄司たり、中村庄司宗平是なり、子文治元年の記にも庄名見ゆ、〔東鑑〕又建久六年の記、〔曾我物語〕明徳元年の文書走湯山、元龜天正の物語、本多家等に此郷名を載たり、其詳事は中村原 ○田島太志 田島一村の唱なり、壽永二年の文書に、鶴岡文此郷名見ゆ、○飯田伊章 飯田岡村以下六村是に屬す、即前に載たる〔和名抄〕郡中の郷名なり、○土肥比登 土肥吉濱村以下六村是に屬す、古は福浦・眞鶴・岩の三村も、此郷に屬せしが、北條氏分國の頃、采石場のことにより、屢爭論に及びしかば、其屬を除きしとなり、治承四年の記、〔東鑑〕に往々此郷名を載す、又文應元年、同至徳二年、走湯山等の物にも見えたり、○足柄阿之 箱根宿一村の唱なり、〔和名抄〕郡の郷名なり、
 ○今所唱合庄二 ○早川波也 早川村以下合村四拾七是に屬す、治承四年十月、養和元年閏二月、同十一月、文治三年六月、四年六月、建久三年二月、建仁二年五

月等の記、以上並弘安八年の物堂文書、に、此庄名見えたり、事は早川村 ○成田奈利 成田村以下四十村これに屬す、文應元年九月の物に、鎌倉圓覺寺佛此庄名見ゆ、凡國國皆庄名を掲げ、其屬する所の各村を分載すといへども、郡内曾我四村、及田島一村は、此二庄を唱へず、故に曾我は里名、田島は郷名を以て分隸す、
 ○今所唱里名二 ○曾我楚 曾我谷津村以下四村是に屬す、足柄上郡にも跨れり、彼郡内二此里名は、〔曾我物語〕に往々見ゆ、宗祇が〔名所方角抄〕にも載す、曰、大磯よを隔て、曾我の里有、又〔東國紀行〕に、又庄名にも唱へしと見え、建久元年九月、四年五月の記、〔東鑑〕并曾我庄の名見ゆ、并に曾我谷津村に詳なり、○小濁綾古餘 小田原宿のみ唱なり、
 以上所載郷庄里名の外、郡の東方中里村矢作村の邊凡十六村は府中布奈筋と唱へり、萬治の水帳にも此名を載す、
 ○箱根山東海道 箱根、古は管荷に作る、郡の西にあり巍然として千嶽万山蟠廻す、箱根は其總名なり、西は

伊豆國に跨り、北は足柄山につゞき、南は海に盡き、東の山跡は風祭村小田原城より西方より始れり、山中に村落を結べる、凡十四村、最西を箱根宿と云、宿の西塚は、豆州君澤郡山中新田にて、國界をなせり、東海道に係る所を以て、山中の東西を計るに、長四里四町餘、南北は山岳重疊にして、其表知べからず、直亘凡五里餘もあるべし、〔萬葉集〕相模國歌に、安思我良能波波姑禰乃夜麻、又安思我里乃波故禰と見え、羈旅歌には、足柄乃管根など見えたり、〔證歌末〕東海道の官路、往古は専ら足柄嶺足柄上郡を往返せしに、富士山焚燒し、碎石路を塞ぎしを以て、桓武帝延暦二十一年五月初、當山中に新路を開き、官道を通ぜらる、明年五月此路を廢せられ、再び足柄の舊路を復せられし事見ゆ、〔桓武帝紀〕延暦二十一年五月甲戌、廢相模國足柄嶺、開官路、復以富士燒碎石塞道也、二十二歲五月丁卯、廢相模國官路、復足柄舊路、されど此路徑直なるが故に、便宜を以て足柄箱根の兩路、互に往來せしと見えたり、保元の亂に、源爲義軍破れて降參せんとす、其子八郎爲朝父を諫る詞に、急ぎ東國へ御下向有て、坂東に城郭を構へ、足柄箱根を指塞、鎌倉に都を建云々〔京師本、杉原本〕保元といへり、治承四年八月、頼朝石橋山敗軍の時、北條時政、

義時父子、此山に路して、甲州に赴く、〔東鑑〕曰、八月廿四日、北條殿同四郎主等者、經宮根湯坂欲赴甲斐國、按ずるに、湯坂は今湯本村の屬、又頼朝箱根別當坊を出て、山中を徑し土肥郷に赴けり、〔太平記〕曰、廿五日、武衛召具山等、經宮根通、加藤五景員其子光員景廉等、敗軍の後、赴土肥郷給、此山中に匿れ、糧食を絶三日、景員子息等に訓告して、頼朝の跡を尋しむ、〔東鑑〕曰、廿七日、加藤五景員、并子息光員景廉深山、各糧絶魂疲心神惘然、就中景員衰老之間、行步進退谷也、于時訓兩息言、吾齡老矣、縱雖開恩用、不可有延命之計、汝等以壯年之身徒莫殞命、弃置吾此山、可奉尋源家者、然壽間光員等周章雖斷腸、送老父於走湯山、兄弟赴甲斐國、壽永三年、木曾義仲を追討の時、軍勢足柄箱根兩路にかかりて走上れり、〔平家物語〕曰、壽永三年春、源武衛木曾將等往もあり、思々に上る、〔東鑑〕曰、九月廿四日、岡崎四郎義實の郎等、山麓にて山賊王藤次を獲す、〔東鑑〕曰、九月廿四日、岡崎四郎義實の郎等、於宮根山麓、承久の亂に、鎌倉方足柄箱根の兩道を切塞ぎ、關を固め、敵を待て合戦あるべき由、評議あり、之程於右京兆館擬評議、意見區分、所詮固關足柄箱根兩方道路可相待之由、〔承久記〕曰、駿河前司義村曰、所詮足柄箱根の兩道を切塞ぎ、堅固に關をかため、關東を味方の分内とし、敵の寄る、寂蓮法師關東下向の頃、山中を過り、歌を詠ぜし事、家集に見ゆ、〔太平記〕曰、十月ばかりに東の方に

をなん越ける、所の有様怪しく尋常に變りけり、遂に峯に登りては海を渡り、谷に下りては雨を躡む、去程に風に木の葉をまくり揚て、時雨の籠より上りければ、旅の空、建久中、雲踏むみれを越行ん時雨は袖の下よりぞふる、〔建久中、曾我祐成兄弟、弗戴の讐を報んと、足柄箱根の兩路にて、工藤祐經を狙へり、重須本〔曾我物語〕曰、鎌倉殿重被有四五度、何今不親、五郎承之、佐候此五六年間、立仁治三年、前河内守親行の紀行にも、山中を過りし事あり、〔東關紀行〕曰、行過る程に宮根の山にも著にけり、岩が根高く重りて、駒もなづむ計なり、山の中に至て、水海瀾く湛たり云々、阿佛が〔十六夜日記〕に、足柄山は道迂遠なるを以て、當處にかゝりし事を載す、曰、二十八日、伊豆の郷を出てりければ、玉くしげ箱根の山をいそげどもなを明がたき横雲の空、足柄山は道遠しとて、箱根路にかゝるなりけり、ゆかしきよそなたの雲をそばたて、餘所になしぬる足柄の山、いとさかしき山を下る、人の足も止りがたし、湯坂と云なる、からうじて越はてたれど、宗尊親王二所參詣の路次、此山中にて宮嶽を望み、和歌を詠ぜらる、〔瓊玉集〕曰、卯月させ給し時、箱根にて富士の山を御覽じける、折しも殘鷺の啼けるを聞せ給て、此山は富士の高根の見ゆればや時しらぬ音に驚、正應二年九月、北條相模守貞時、久明親王を迎へんが爲、飯沼判官等をして、上京せしむる時、先將軍維康親王の踰られし道、足柄山を避て、箱根路にかかりて上落す、〔鎌倉大日記〕曰、正應二年九月、貞時使飯沼判官等、奉迎久明親王、避齋將軍惟康親

王所過之路足柄山、改其途而入洛、〔增鏡〕には、兵の勝れたる二人御迎に上る中に、飯沼の判官と云者、さきの將軍のほり給ひし路も、まがしければ、跡をも越ごとて、足柄山をよぎて上るなどぞ、あまりなること云々、〔建武元年八月、中前代蜂起の時に、足利尊氏討手として下向相模次郎時行の兵と、箱根水飲峠、又大崩にて合戦あり平氏敗北す、〔太平記〕曰、足利宰相高氏卿を討手に下さるに定りけり、相模次郎時行是を聞て、我身は鎌倉に在ながら、名越式部大輔を大將として、其勢三萬餘騎、鎌倉を立て、八月七日、前陣已に遠江佐夜中山を越けり、足利相公平家の陣へ押寄せ、終日相戦ひけるが、平家此をも破られて、箱根の水飲峠へ引退く、此山は海道第一の難所なれば、源氏左右なく掛り得じと思ふ處に、赤松筑前守貞範、さしも險しき山路を、短兵急に進て、敵の中に掛入て、前後に當り、左右に激しけるが、勇力に拂はれて平家又此山をも支へず、大崩まで引退く、清久山城守返し合せて、一足も引ず開けるが、源氏の兵に組れて、其身は忽に虜れ、郎從皆討れにけり、按ずるに水飲は豆州、大崩は元箱根の屬、又左馬頭直義宮根山に籠り、水飲を要害とせし事見ゆ、〔梅松論〕曰、直義は宮根山に引籠る、水飲を掘切て、要害として御座ありけるに、仁木、細川、師直、師泰以下陣を取、二年十二月、尊氏追討として、新田左中將義貞下向の時、左馬頭直義箱根路を支へ、尊氏は足柄越を堅む、足柄を搦手として、中務卿親王を奉じ、脇屋左衛門佐義助等馳向ふ、箱根は大手にして、大將義貞一族等を將て押寄、直義と合戦、義貞勝利を得たり、されど搦手の京勢敗北せしかば、義貞遂に退陣す、〔太平記〕曰、十二月十一日、兩陣の

手分有て、左馬頭直義箱根路を支へ、將軍は竹下へ向ふべしと定められにけり、直義六萬騎にて宮根峠へ著給ふ、さる程に明れば十二日辰刻に、京勢伊豆府にて手分して、竹下へは中務卿親王に、卿相雲客十六人、副將軍には脇屋義助云々、已上七千餘騎、搦手にて向はる、宮根路へは、新田義貞宗徒の一族二十餘人、千葉宇都宮大友千代松丸菊池肥後守武重松浦黨を始として、國々の大名三十餘人、都合其勢七萬餘騎、大手にてぞ向はれる、同日午刻に軍始りしかば、大手搦手敵御方互に鬨を作りつ、山川を傾け、天地を動し、喚叫て攻戦ふ、去程に菊池肥後守武重箱根軍の先掛して、敵三千餘騎を遙の峰へまくり上、坂中に楯をつき並て、一息繼て堪へたり、是を見て、千葉宇都宮河越高坂愛曾熱田大宮司一勢一勢陣を取て、曳や聲を出して攻上攻上、喚叫て戦ふたり、中にも道場坊助注記祐覺は、兒十人、同宿三十餘人、紅下濃の鎧を一樣に著て、兒は紅梅の作り花を一枝づゝ兜の眞額に挿たりけるが、楯にはづれて一陣に進みけるを、武藏相模の荒夷共、兒とも云ず、只射よとて、散々に指詰て射ける間、面に進みたる兒八人、矢庭に倒れて、小篠の上にぞ伏たりける、黨の者共是を見て、首を取んと拔連て打て下りけるを道場坊が同宿共、兒を討せて何か堪へき、三十餘人太刀長刀の鋒を並て、手負の上を飛超々、坂本様の袈裟切に、成佛せよと云儘に、追つめ追つめ切て廻りける間、武士散々に切立られて北なる峰へ颯と引て、姑息をぞ繼たりける、此隙に祐覺が同宿共、而々の手負を肩に引掛て、麓の陣へぞ下りける、義貞の兵の中に、杉原下總守・高田薩摩守・草堀七郎・藤田六郎左衛門・川波新左衛門・藤田三郎左衛門・同四郎左衛門・栗生左衛門・篠塚伊賀守・難波備前守・河越三河守・長濱六郎左衛門・高山遠江守・岡田四郎左衛門・青木五郎左衛門・同七郎左衛門

山上六郎左衛門とて、黨を結たる精兵の射手十六人あり、一様に笠輪を附て、進むにも同く進み、又引時も共に引ける間、世人是を十六騎黨とぞ申ける、彼等が射ける矢には、楯も物具もたまらざりければ、向ふ方の敵を射すかきと云事なし執事舟田入道は、馳廻て士卒を諫め、大將軍義貞は、一段高き處に諸卒の行迹を實檢せられける間、名を重じ命を輕する千葉宇都宮菊池松浦の者共、勇進で戦ける間、鎌倉勢馬を立兼て、引退く者數を知ざりけり、僅に控て支たる、足利左馬頭を追落して、鎌倉へ入んずる事、掌の内に有と、寄手皆勇で明るを遅しと待ける處に、竹下へ向はれたる、中書堂良の御勢、軍破れて寄手皆追散されぬと聞えければ、諸國の催し路次、軍に降人に出たりつる坂東勢、幕を捨旗を倒て我先にと落行ける間、さしも廣き宮根山に、すきまもなく充満したりつる陣に、人ありとも見えず成にけり、義貞何様陣を少引退、落行勢を留てこそ、合戦をもせめとて、舟田入道を行連て、宮根山を引て下り給ふ、其勢僅百騎には過ざりけり、姑く馬を控て後を見給へば、例の十六騎黨馳参たり、又北なる山に添て、三葉柏の旗の見えたるは、敵か御方かと問給へば、熱田大宮司百騎許にて待奉る、其勢を合て野七里に打出給、應永廿三年十月、上杉禪秀の亂に、鎌倉持氏山中に遁れ、駿河國へ走る、【鎌倉紙】曰、二十三年十月六日、持氏小田原宿を落玉ひ、夜の間に宮根山に入らせ給、爰にて夜を明し、翌七日午刻許に、宮根別當澄寅御供申、是を案内者として、駿河國大森の館に落給ふ、十二月廿五日、禪秀足柄山を越え、入江の庄の北に陣を取、今川勢夜討して、禪秀敗、永享十年九月、京鎌倉才橋軍、箱根山水呑に陣を取、永享十年九月、京鎌倉才橋の時、持氏方の軍兵山中にて京勢と戦ふ、【東亂記】曰、

月十日、京都より持氏討手の大勢、足柄箱根二手に分て押寄る、宮根へは横地勝間田の軍兵ども、伊豆の守護代寺尾四郎左衛門尉を案内者として、既に山を越んとしければ、大森伊豆守宮根別當是を聞、水呑の邊に究竟の惡所有ける所をかたどり、搔掻かいて待掛たり、宮根山と申は、四方峻岨にて、谷深、切れ、岸高峙り、敵を見下し、我勢の程を敵に見、虎賁狼卒かはるゝ、射手を進めて戦ければ、敵縱何萬騎ありとも難近附見えけれども、寄手は大勢防兵は小勢なれば、何時まで此山に依べきと哀なる様に覺て、掌に入たる心地しければ、五百餘騎皆馬より下り、射向の袖を差替し、太刀長刀の鋒を揃へて、只一息にあがりける、大森が兵宮根山の衆徒、石弓をかけ、一度にはつと放す、數萬の軍勢是にまくり落され、遙の深き谷底に、人雪類をつかせて落重れば、敵に打れ死者は少といへども、己が太刀長刀に貫れて死ぬ者數を不知、大森伊豆守勝に乗て、短兵急に拉んと、採に採で攻ける間、石巖苔滑かに荆棘道を塞たれば、引者も不延得、返者敢て不被打と云事なし、横地は討死す、寺尾兄弟三人共、深手を負ければ、十方へ分れて落行ける、軍散て四五月は、山中草履して血野陣に淋く、尸持氏滅亡の後、幼兒春王・安王獲せられ、此山を踏し事見ゆ、【永享記】曰、春王安王を生捕五山足柄宿に著玉ふ、此山は先考の合戦せし所也、遂に此山を越え玉はずして、空く成玉ふに、我等は越行果報かなと、利口し玉へば、安王殿兄にとらじと、高らかに仰せけるは、我も思ふ事あり、昔頼朝の御時、曾我十郎五郎、建久四年五月に、兄弟二人此山を越て、親の敵を討、名を後代に擧し也、其も五月、今も五月、其も兄弟、我等も兄弟、越えしも此山

通るも此路也、我等も親の敵を討て本望を達せん事、何の子細か有べきと、高らかに仰せければ、警固の人々是を聞、皆舌を振て、御顔をながめ居たり、【平安紀行】曰、箱根山の時、山中を過て、和歌を詠す、に攀上るに、從兵にひやし酒飲せ、水粉自も喰してなん、心をやることしばし斗なり、箱根山明る雲井の郭公道さまたげの一聲もなし、十八年聖護院道興准后も、箱根權現に詣て歌を吟す、【廻國雜記】曰、箱根山に行暮て今夜は社參に及ばず、翌朝詣て、落葉を見て、木枯の錦をた、む箱根山明てぞ見ゆる紅葉なりける、嵐吹尾上の風散亂れ錦を曇む箱根山哉、天文十四年、連歌師宗牧小田原に寓居せし頃或曉山中の雪景を見て歌あり、【東國紀行】曰、二月二十六日、幻庵より朝風呂に入べき由使あり、過し夜の雨曉方より牙かへりてや有けん、起出で見れば、箱根つゞきの峯々雪いとしろう降り、驚かされて、箱根山中東海道の官路古より屢沿革ありて、今の道とは大に違しと見ゆれど、其慥なる事は、今より知べからず、按ずるに、往昔は湯本村より湯坂を登り、湯坂のこと古記に往々見城山の峯を通し、西の方山端より鷹巢山の麓、の上を歴、蘆野湯へかゝり元箱根に出しとなり、今も山の頂に樵夫の細徑あり、其後又路革り、東海道權現坂より北に折、二子山の西麓より元賽河原にかゝり、姥子の邊より蘆湖の北涯をすぎ、夫より豆州に出しにや、又は駿

河津時に登り、駿州駿東郡深良村に出しにや、未詳ならず、中古此路も又葦り、元箱根より社地をよぎり、

蘆湖の東北涯に添、神宮山の麓を歴、前にいへる古道

に合せしと見ゆ、然るに箱根新關の建しより、此路は

禁止せられ、今の道を官路とせらる、蓋此時はじめて

開かれしにはあらず、【甲陽軍鑑】永祿十三年九月、武

田信玄豆州葦山に働きし條に據ば、其既に徑路の往來

はありしなり、曰、永祿十三年八月初に、信玄公伊豆葦山

中に馬を立られ候、北條家先衆は、三嶋の上まで取ついで、

跡は箱根に陣捕、御旗本は小山田兵衛尉・馬場美濃二頭御先に

て、三島に御馬を立られ、小山田原衆を御旗本ばかりを以て押

られ、馬場美濃・小山田兵衛尉に仰付られ、北條家の總人數を

左に見、はつねを上げて箱根の宿へ押込、北條衆を馬場・小山田

兩手へ六十一頭を取て歸る、按ずるに、山中は豆州の屬本山

中なり、箱根宿といへるは、元箱根なり、初音ヶ原、今の如

く大路を開き、箱根宿を置れしは、元和四年の事にて、

新關を建られしも、大抵此頃の事なるべし、而來此道

東海道の官路にして、足柄越の道は、全く間道となり、

駿州及び甲州信州邊への往來に當れり、寛永十一年六

月、大猷院殿御上洛の路次、此山にかゝらせ給ひ、和

歌を詠ぜられし事見ゆ、【柳營上洛記】曰、寛永十一年甲戌年

を出御成せ給ひ、廿四日、箱根路を過ぎ給ふとて、越

へ危る道もさかしき箱根山あといつしか遠ざかり行、箱根

○匡房

散さしと置らんものを箱根山明ればこぼる玉笹の露

以上堀川百首 ○顯 仲

置霜に枯にけらしな足柄の箱根のねろに茂るにこ草

【新撰六帖】○衣笠内大臣

足柄のさかみにゆかん玉筥箱根の山の明ん朝に ○人

丸

風吹は箱根の山の玉小管なひきて我に心とよめよ以上

家集 ○元 眞

詠めやる箱根の山を誰か爲に明れば雪の降おほふらん

【散木集】○俊 頼

明暮の心にかけて箱根山ふたとせみとせいてそたちぬ

按ずるに、相模當國に在し時、箱根權 ○相 模

る現に奉りし百首中、雜五首の一なり、

箱根山あけ暮いそきし道のしるしはかりはありとし

らなん 按ずるに、此歌は相模が權現へ奉りし、百首のかへし

五首の一 ○同

ふたつなき心に入れて箱根山祈る我身を空しからすな

按ずるに、是は又相模よりかの僧坊へおく ○同

りし、かへし百首の中なり、以上【相模集】

杵ちる箱根の山に吹風は紅葉をまける心ちこそすれ

山は古より名苑に入、其證歌【萬葉集】已下世々の歌集

に歴々たり、則採録する左の如し、

羈旅歌

足柄乃宮根飛超行鶴乃乏見者日本之所念

相模國歌

安思我良能波姑禰乃夜麻爾安波麻吉氏實登波奈禮留乎

阿波奈久毛安夜思

安思我里乃波故禰能禰呂乃爾古具左能波奈都豆麻奈禮

也比母登可受禰牟以上【萬葉集】

照射して箱根の山に明にけりふたよりみよりあふとせ

しまに【千載集】○橘俊綱

箱根路を我越くれは伊豆の海や沖の小島に波のよる見

ゆれば、波のよる小島あり、供の者に此浦の名は知やと尋し

かば、伊豆の海となん申

と答へ侍りしを聞て、○鎌倉右大臣

我末のよゝに忘るな足柄や箱根の雪を分し心を【新葉

集】○後村上院御製

秋の夜の月の光りし清ければ箱根の山のうちさへそて

ス【古今六帖】○讀人不知

箱根山薄紫の坪すみれふたしほみしほ誰れか染けん

○宗尊親王

箱根山麓の野邊の女郎花たかまくあはの色にさくらん

○同

旅衣日も夕かけて足柄の箱根飛越雁そ鳴なる ○光明

峯寺入道

箱根山麓の里に宿とへは暮ぬといそく嶺の旅人 ○爲

家

玉くしけ箱根の山の明方に友よひかはす岩の陰道 ○

同

箱根山さかしき峯にしく板のいたくゝるしき旅の道哉

○爲道

足引の箱根の山にはふ葛のひかはよりきねねなはなを

見し ○橘爲茂

箱根山梢もまたや冬ならんふたみは松の雪のむら消

○西行

吾妹子か箱根の山の糸櫻結ひ置たる花かとそみる ○

顯昭

玉くしけ箱根の山の峯深く水海晴て澄る月影 ○慶融

箱根路や山風そよくさゝ竹のしのに亂て霰降らし ○

安嘉門院四條

明るまで箱根の山にねらへとも鹿の立所そともしかり

ける ○法性寺入道關白

明ぬまに箱根の山の郭公二聲とたに鳴渡るらん 已上
【夫木集】 ○讀人不知

抑箱根諸峯の内、駒ヶ嶽・冠ヶ嶽の二峯を最高山とす、
登り凡五十町、二峯の事は、登り凡三四十町
は、元宮根に詳載す、二子山是に次ぐ、上二子下二子と
唱へ、二峯ありて突元とし並び立り、上は蘆
野湯の屬、下は知宿の屬並に各條に詳載す、其餘の數峯は
各村各地域の按ずる所に標出すれば、爰に贅せず、箱
根山は西面の要害、國の重鎮にして、事禁忌に觸るゝ
を以て、親しく攀縁して點檢するを憚る、故に山の大小
本支起伏斷續の勢、逐一詳載するを得ず、只其大凡
を録するのみ、古風土記殘本に、足輕郡名山七箇所と
あり、當山の如き其隨一ならん、

○瀑布十二 △劍澤瀧、曾我谷津村の屬、上下二瀑あり、

△龍門寺瀧、岩村の屬、
△鳴澤瀧、國府津村の屬、△白糸瀧、布
ヶ瀧と
△葉隠瀧、井底倉村の屬、△平臺瀧、
松露瀧、塔之澤の屬、△忍ヶ瀧、志濃布賀の屬、
須雲川村の屬、△牛淵瀧、湯本茶屋の屬、△風祭瀧、
須雲川村の屬、△風祭瀧、風祭村の屬、△畑
瀧、知宿の屬、以上數瀧の内、劍澤龍門寺の二瀑布を魁と
す、其餘は何れも小瀑布なり、按ずるに、古風土記殘

本、足輕郡瀧九箇所とあり、

○海 郡南總て海に瀕す、東の方洵綾郡の堺前川村より、
西は伊豆國堺土肥門川村に至る、縁海の長さ凡七里二
十五町餘、前川村浦より、小田原浦迄の八村を袖ヶ浦と
云、宗牧が【東國紀行】に、袖の浦の名見ゆ、按ずるに、天
月、宗牧小田原に至り、北條氏康に謁し、歸程に上りし條に、
廿八日發足の砌、色々重寶拜領、宮内卿まで御小袖、きやも
しなる御したて、見る目も匂ひ怪しきばかりなり、袖ノ浦小
田原の近邊に有と也、宮内卿方へ小袖に添られて、身をかへ
てしたふとも知れ人からに猶なつかしき袖の別れ路、思ひ廻
らす程もなければ、かはりて書附侍りし、さらでだに今日の
あかぬ袖の移り香、又小田原浦の一名を、小洵綾瀧と
いへり、小余呂伎は洵綾郡の屬なるを、當所の濱名と
なすこと、當らざるに似たり、早川村より福浦村まで、
八村の縁海三里餘の處を片浦といふ、これ北は一圓に
山を負ひ、宛も屏風を立たる如く、南面のみ打開けた
れば、かく云るなるべし、此名は【北條役帳】及び【豆
相記】等に見えたり、【役帳】曰、御新造知行分廿貫二百
相片浦邑與土肥結婚婦、土肥吉濱・同門川の二村を土肥浦
或は土肥濱といへり、【東國紀行】に土肥浦と記せり、按
ずるに、古風土記殘本に、足輕郡足輕浦と見えしは、
此海浦を云しなり、又同書に足輕郡名浦三ヶ所とある

も、或は二ヶ所 此海濱の内なり、潮干凡四五間より十町
餘に至る、海岸惣て荒磯にして、船がゝりあし、

○蘆ノ湖 箱根山中にあり、元箱根の屬なり、事は同村
に詳なり、

○酒匂川 左加和 郡の西にあり、北方足柄上郡柏山・鬼柳
兩村の界より郡内中會根・桑原二村の中間に流入、南流
する水路一里餘、東岸一里十五町餘、西
岸は一里二十五町許、網一色・酒匂兩村
の界にて海に入、幅二町半より五
町餘に至る、郡中大抵此水を灌溉
して、許多の水田を耕植する、其功莫大なり、されど
屢水溢の患ありて、田圃の害となるも亦甚し、されば
兩岸に堤防を築き、其患を防げり、二間、古記に往々
丸子川と記せしは、此川の古名なり、下流酒匂村にて海
に入を以て、今の名を冒せり、【甲陽軍鑑】永祿十二年
の記に酒匂川の名初て見えたり、此川數郡に係れるを
以て、古事の如きは、惣説山川の部に詳載す、接する
に、古風土記殘本に、足輕郡河四流川七派と見ゆ、酒
匂川の如き其隨一なるべし、○狩川 可利 足柄上郡岩
原村より郡中小臺村に入、水路三十四町許、南流して
多古村に至て、酒匂川に合す、正保圖には狩川と記し、
元祿圖には狩野川と載
す當時かのかはとも唱しにや、
川幅二十間より四十間に至る、兩岸に堤防あり 高六尺より
九尺に至る、

○要定川 與字佐 足柄上郡栢山村より郡中小臺村に入
直に狩川に合す、水路四町、川幅 六間 ○仙了川 勢利也
是も栢山村より郡中堀ノ内・柳新田兩村の界に入、水路
十六町許を流れ、清水新田に至て、狩川に合す、川幅
より十間、堤あり、高四 尺、○分澤川 夫無座 源は府川村山
に至る、堤あり、尺、○分澤川 巴可波 源は府川村山
間より出、又足柄上郡三竹山村より出る一流合して一
條となり、上下の郡界を流る、故に分澤の名を得、水
路六七町尺、幅六七 尺、末は上郡沼田村に入、狩川に沃げり、

○早川 波也 源を箱根蘆湖に發し、足柄上郡仙石原村
宮城野村を延亘し、同村より郡内底倉村に入、郡の中
程を東流す、水路三里半餘にして、早川村に至り海に
入、幅上流三間、下 河涯に石にて築る堤防あり、高九
尺、此川箱根山間に在て、群峯これに留し、衆泉これに注ぎ
其流迅急なる宛も建瓶の如く、巨石をまろばし、其響
震雷に似たり、故に早川と呼び、或は荒川ともいへり、
治承四年八月石橋山の役に、北條三郎宗時時政の
邊にて討れしこと【東鑑】に見ゆ、曰、八月廿四日、北條三
經平井郷之處、於早川邊被圍于祐親法師、郎者、自土肥山降桑原、
軍兵、爲小草井名主紀六久重被射取訖、されど前後記する
所の地名皆豆州の屬なれば、恐くは此川の事にはあら

ざるべし、豆州にひえ川と云所あり、是等を誤寫せしものならん、承久の亂に、甲斐宰相中將範茂獲せられ、鎌倉に下向の路次、早川に沈め失ひし事あり、【東鑑】承久三年七月十八日、甲斐宰相中將範茂、爲式部丞時之預、於足柄山之麓、沈于早河底、是五鉢不具者、爲最後生障碍可入水由、依所望也、【海道記】曰、十七日、逆川を立て平山を過て高倉宰相中將範茂、笠峯山の海じり急河と云淵にて、底のみづくと沈にけり、つらゝ其昔を思へば、哀れにこそおぼゆれ日本國母の貴光を輝かす光の末に身を照し、天子聖皇の恩波をそゞ波の零に家を潤す、羽林の花新に開け、春にあへるにほひ天下に薫し、射山の風暖に仰ぐ、時にあたるひゞき遠近にふるふ、圖らざるや榮木山風たゞきて、其花塵となり、逝水流急にして、其身泡ときへんとは、連枝の契かたに早く折ぬ、花苑の地あと空しく残り、鮎鮎のむつび一頼をならべず、他郷の水おちてかへらず、一生こゝに盡ぬ、此河は三家の水口たるか、いふことなかれ水心なしと、浪の聲鳴咽して哀傷をなす、流れ行てかへらぬ水の哀れにも消にし人の跡と見ゆらん、【承久記】を閱するに、曰、甲斐宰相中將範茂は、式部丞朝時相具して、足柄山を越て關本の宿に到る、中將殿五體不具の者は往生に碍あるなり、入水すべしと宣ければ、宿の後に細谷川流たり、是を清川と云、其深き所を尋に、さらぬだに淺き習の山川に、せめて居長程もあらざれば、とある所に石を疊て堤を築き、深き所を設、さて出家せばやと有しかば、宿より僧二人尋出しけり、丹後坊・式部坊とぞ云ける、一人は髪をそり、式部坊は戒を授く、其後籠を組、石を疊み、其上に居奉り、左右の膝を編附て沈奉んとす、宰相相ぞ詠られける、思ひきや苦の下水せきとめて月ならぬ身もやどるべ

きとは、とて水に入給、夕日にすきて水底見えければ、念佛し給ふかと口の働て見えしが、うんと云て堤踏破て淺き所にぬぞとの玉へば、堤を築き直し、此度は指繩二筋にて膝を結び、是に據ば、足柄越して足柄上郡關本に至り、入水せしと見ゆ、且今に彼所にも其傳へあり、されど【海道記】は、貞應二年源光行の紀行にして、此亂後兩三年間の記なれば、證佐となすに足れり、然ば今より其是非、阿佛が【十六夜日記】に、此川を渡りし事見ゆ、曰、いと嶮しき山を下る、人の足も止ぬれど、麓に早川と云川あり、實に早し、木の多く流るゝを、いかにと問へば、海人の藻鹽木を浦へ出さんとて、流すなりといふ、東路の湯坂を越て見、文明十八年、道興准后此川渡せば、瀧木流るゝ早川の水、文明十八年、道興准后此川に至り、歌を詠す、【廻國雜記】曰、小田原に著侍れば、早川にきたるに依て、かやうに申侍る、末遠く、天正小田原の役に、細川幽齋玄旨河邊の陣所にして、早川の和歌を詠す、【東國陣道記】曰、水無月晦日、御秘する日と人々申せしかば、早川陣取の山の麓なり、名寄に名所のよしあり、みそぎせし袖こそぬるれおひの、【萬葉集】以下早川の詠左浪うつる月日も早川の瀨に、【萬葉集】以下早川の詠左の如し、水隱爾氣衝餘早川之瀨者立友人二將言八方【萬葉集】○作者未詳

早川のせきり危き船渡りそかひにむかへ道遠くとも

【新撰六帖】按ずるに、【夫木集】には信實の歌とせり、○行家

早川の瀨にゐる鳥のおほひはや我袖のこと波のよる覽【現存六帖】○作者未詳

早川の瀨あさにかゝるかた岸をやなうつけたのたよりにそする ○信實

うき事を早川の瀨に流しつゝなこしのはらへ誰かせさらん以上【夫木集】○永縁

又早川尻といへる名、古書に往々見ゆれど、早川村に引用すれば、爰に贅せず、湯本・入生田・後河原・風祭・板橋・早川の六村此水を引て、田間の用水とす、又小田原府内の飲水に引用す、

○須雲川寸久毛 箱根山中畑宿の南方檜澤山より出、山趾を延亘し又同宿瀧坂瀑布の餘流北方を流れ、小名堀田澤にて落合一流となり、東隣須雲川村に至て始て河名を得、東流して湯本村温泉の傍に至て早川に合す、水路一里十四五町、幅上流二間、河涯須雲川村に、三十間餘の堤防あり、高九尺 ○久野川句能可波 源二流、共に久野山中に濫觴す、其一流は久野山中の南方字小

櫓尾及中尾邊より出、伊張山中久野村の屬にて一流となり、勝澤

川と唱ふ、一流は久野山中北方字熊之木澤しよい澤等より出、小名船ヶ原にて久野村 一流となり、船ヶ原川

と呼ぶ、此二流小名留場久野村に至り合し、始て久野川の名を得、南流し、下流山王原村に至ては、蘆子川

阿志古と稱す、同村にて海に注す、水路凡二里、川幅四五間、下河涯に堤防あり參議爲相の歌に、蘆子川の詠あり、【夫木集】曰、一夜とも宿をばかへ、大永三年の物に、蘆子川の名見ゆ、町田村願成、又天正十二年十月、蘆子河原にて伊北彌五右衛門なる者、誅せられし事あり

【北條五代記】小田原の役には、蘆子川面御當家の御攻口なり、し事所見あり、同書以上二條は、久野・池上・中島の三村此水を引て、田間の用水とす、○菊川幾久 足柄上

郡山田村に濫觴し、其村にては芭蕉川と唱ふ、同郡上大井・曾我大澤兩村の界に入、初て菊川の名を得、下大井村に沃きて酒匂堰に合し郡内に入、永塚村に至て再び別派となれ

り、こは慶長中酒匂堰を疏鑿せられし時、下大井村より、永塚分流の處に至るの際に、即菊川の流を直に堰路とせしなり、故に其際菊川と唱へざれば、此川名中絶て却て酒匂堰の分流の如く思はるゝなり、此より南流する事水路一里餘にして、酒匂村に至り海に入、

新編相模國風土記稿卷之二十二 村里部 足柄下郡卷之一

幅四尺より四
五間に至る、
○一美川 伊知美加波○多屋 惑は市見川
とも書す、源は足柄上郡上曾我村より出、其村にては、山
直に郡内東大友村に入て一美川と稱す、南流して千代
村に至り、多屋川、太也と呼び、高田村に至ては、上流を
茶屋川多屋川の轉訛、下流を川窪川加波久と唱へ、又田島
村界に至ては、關口川世支久と呼べり、高田・田島兩
村の界にて、森戸川に入、水路合せて三十町餘、幅九尺
間に至る、
○劍澤川 津留幾座巴可 曾我谷津村劍澤瀑布の
下流なり、南流して田島村を通じ、國府津村界に至て
森戸川毛利止と稱す、同村にて東海道のかゝる處に土
橋あり、橋上にて富嶽を眺望するを以て、一名富士見
川とも呼ぶ、直に海に入、水路一里餘、幅一間より三
○塔臺川 登字駄 郡の東方上町村の山間より出、東隣
中村原に至て河名を得、北流して前川村に至り、南流
して海に入、水路十五六町、幅六尺より五 此川の水を
引て、中村原の用水とす、
○押切川 於志支 足柄上郡
遠藤村より、其村にては中 郡内小竹村に入、東の郡界を
流れ、水路二十七町にて、中村原に至り、淘綾郡川勾
山西兩村の界に沃ぐ、幅八 河涯に堤防あり、高六尺或
は八尺

○新崎川 志武左幾加 土肥鍛冶屋村山間より出、南隣
土肥吉濱村に沃ぎ西川仁志と稱す、直に海に入、水路
十二三町、幅三間より十 河涯に石の堤防あり、高六尺よ
り一丈に
至、土肥吉濱同鍛冶屋の二村此水を引て、田間に灌漑
す、
○藤木川 布治幾加波 土肥宮上村の内藤木山より
出、又日金山邊より出る一流、湯河原にて宮上村、落合
一流となり、東隣土肥門川村に沃ぎて門川毛武と稱す
直に海に入、此川即豆相の國界なり、水路一里許、幅
間より七間 河涯に石の堤防あり、高八 河邊土肥宮上・宮
下・門川の三村にてこの水を引き、田間の用水とす、
○渡津三 並酒匂川にあり、一は酒匂渡と云、徒 東海道
の大路に當れり、河東酒匂村より河西網一色村に達す、
事は酒匂村、一は飯泉渡と呼ぶ、船 小田原大山順禮の三
路係る所なり、酒匂渡より川上 河東飯泉村より、河西多
古村に達す、一は桑原渡と唱ふ、徒 富士道の係る所な
り、河東桑原村より、河西中曾根村に通ず、
○酒匂堰 佐加波 足柄上郡金手村にて、酒匂川を堰入彼
郡内上下西大井三村の用水となし、下大井村より本郡
東大友村に入、同村及西大友・永塚・千代・高田・別堀・

下堀・中里・矢作・酒匂・小八幡・國府津・前川等郡中都て
十三村の用水となし、流末國府津村の西方にて、森戸
川に合す、水路堰元より落口迄凡二里半、幅四 此水路
は、慶長年間疏鑿せられし所と云傳ふ、凡土俗用水路
を堰と書し、勢義と唱ふ、是河水を堰入るゝの義なる
べし、他皆是に倣へ、
○和田堰 倭駄 足柄上郡下大井
村にて、酒匂堰を分派し、同村より郡内東大友村に入、
同村及永塚村の用水とす、幅七 又東大友村の北にて、
此水路を分派し、一美川に伏越樋を設けて、曾我四村
別所・谷津・ 田島・高田・千代等郡七村の用水に灌漑し、
原・岸を云、
田島・國府津兩村界にて、森戸川に合す、幅三尺より二
間に至る、
○鬼柳堰 於爾也奈 足柄上郡西大井村にて、酒匂川を堰
入、同郡鬼柳・下大井兩村の用水となし、下大井村より
郡内西大友村に入、同村及桑原・延清・成田・飯泉・鴨宮
等六村の用水となれり、其水路は西大友村字亥ノ駒に
て、東西二流に分れ、東の一流は、延清村に沃ぎ、成
田村を流れ、村内にてはかつは 飯泉村に至て、又二派とな
り、一は鴨宮村を流れ、中新田村にて酒匂川に入、一
は上新田へ沃ぎ、是も同川に入、西の一流は桑原界を
流れ成田村に沃ぎ、村内にては、中堀 飯泉村に至て、堰と呼、幅九尺、

壙堰に合す、幅一 ○黒壙堰 久呂未 桑原・成田兩村邊
の悪水、飯泉村の西方を流れ、幅十 段ヶ原堰と唱ふ、
同村酒匂川除字黒壙堤下に以樋を設け、飯泉村、同新
田・上中下三新田、酒匂村、同鍛冶分都て七村の用水に
灌漑し、酒匂村傳ヶ橋邊にて菊川に合す、幅二 ○五
ヶ村用水 足柄上郡栢山村にて酒匂川を堰入、同村及
郡内堀内中曾根・飯田岡・蓮正寺等、都て五村の用水と
す、幅二三 ○三ヶ村用水 一は栢山村にて酒匂川
を堰入、同村及郡内中曾根・蓮正寺等、都て三村の用水
に引く、幅二 一は足柄上郡岩原村にて狩川を堰入、同
郡沼田村、當郡飯田岡・府川都て三村の水田に沃ぐ、
幅二 ○穴部堰 安奈倍 古は穴部村にて狩川を堰入し
が、川瀬變遷せしより、七町程水上、飯田岡村にて同
川を堰入、穴部村及清水・穴部兩新田、多古・井細田・今
井・町田・中島・山王原・網一色都て十村の用水とす、
幅二 水路凡一里餘、網一色村にて海に入、
○湯本堰 由毛登 一名手段堰と唱ふ、享和二年領主新に疏鑿せ
し所なり、湯本村温泉場の西北にて早川を堰入、入生
田村に至て、山腹を鑿空して水を通じ、風祭村より水
野尾村に至る、水路凡二里、幅三尺より六 水野尾村に

て二派となり、一は堤池戸兩新田及萩窪村に沃ぎ、一は板橋村に達す、以上村々都て七村の組合なり、

○温泉八 湯本、湯本村塔ノ澤塔之澤、底倉・宮ノ下・堂ヶ島、並底倉村、蘆湯、蘆野湯の屬、以上六湯の外、足柄上郡の屬、宮城野村、木賀の湯を合して、箱根七湯と稱す、湯河原、土肥宮上、姥子湯、元箱根の屬、按ずるに、雄湯八ヶ所とあり、上下二村を概して今其數に當れり、

○居城一 小田原城、城主大久保加賀守忠貞、

○關所二 箱根、箱根宿、根府川、根府川村、并大久保加賀守忠貞預れり、○浦番所一 小田原浦、小田原宿千度、大久保加賀守忠貞進退す、○遠見番所一 箱根、關所の山上、是も加賀守忠貞進退す、

○土産 ○石、根府川石、根府川・米神兩村に産す、○小松川村にも産せり、○眞鶴石、眞鶴村の産、鋪石礎石礎石の料にあつ、○荻野尾石、根府川村荻野尾山より産す、○磯朴石同村海岸より産す、○玄、○石硫黄、元箱根より出ず、○礬石、上湯ノ花、元箱根蘆野湯より出づ、○紫胡、久野村の産、古風土記殘本にも、足輕郡の産物とす、

○石長生、箱根宿の邊に産す、元祿の頃紅毛人江戸に來れる時、當所にて此草をとり、婦人産前後に用ゐて、殊に効ある由いへり、是、○蕨、久野村邊に産す、○青芋、石橋村の

産佳品なり、○梅實、小田原宿の産、○梨子、久野村の産、○鹿梨、末奈之○畑、○柿、久野村の産、○蜜柑、前川村の産を名品とし、宿の産、○橘、土肥鍛冶屋、同宮上、宮上四村の邊にも産す、○櫛、兩村の山上に多し、○細竹、元箱根邊に産す、俗に箱根竹と云是なり、○透頂香、小田原宿關千橋、俗に湯本細工と云物なり、○提灯、小田原宿に、○鱒魚、箱根山中往々製造す、○腹赤魚、同上、漢名詳ならず、元箱根蘆湖に産す、○山生魚、左無志也字々乎、○箱根深山澤中に産す、○鱒、俗しほからと云、此餘海中に産する魚介多し、就中前川村にて、鮪を漁する事多しと云、

新編相模國風土記稿卷之廿二終

新編相模國風土記稿卷之廿三

村里部 足柄下郡卷之二

早川庄

○小田原城 遠歎波羅 當城は郡の東にあり、其郭中のさま、東を首とし、西を尾とす、本丸・二丸・三丸・外曲輪等備はり、西北は山に據て固とし、東南の二方は平地にて侍屋鋪城下町等軒を連ねて、海濱に至れり、實に天然要害の地なり、當城の地、往古は小淘綾山、古與呂幾、松平末津能太、其後綾尾山、美度里遠、田城路、と唱へしと云、村民比良、其後綾尾山、夜末、田城路、と唱へしと云、村民藏所の古記に見ゆ、按ずるに、今も洵綾郡より此地の海濱を、すべて小餘綾磯と呼り、小田原の唱も、小由留木の文字を、舛舛に連書せしを、謬りしより起れりと云説あり、されど相模國古風土記殘本に、小田原の地名見えたれば、和銅以前の事ならん、もつとも信、築城の始を詳にせず、鎌倉管領足利持氏の頃は、土肥黨の輩居住せしを、應永二十三年、上杉禪秀の亂に與して、没收せられ、明年正月大森式部大輔系譜信濃守、頼顯に其闕地を賜り、當城の主となりし事所に見あり、〔鎌倉大草紙〕曰、應永廿四年正月十七日、持氏鎌倉還御、其後大森式部大輔に、土肥土屋が跡を賜り、小田

原に移る、大森家譜を閲るに、信濃權守親家、頼朝に仕て功あり、駿州鮎澤庄大森を領す、依て家號となせり、親家より六代信濃守頼顯、關東御所に撰ばれて、鎌倉の侍所となり、相州小田原城に居り、西方の警衛となる、其子信濃守頼明、家譜に、頼明の時、關東御所より桐の紋を賜はり、其子信濃守頼春、管領足利成氏上杉氏と矛楯の時、父子當城に在て、上杉氏の下知に隨ふ、〔大草紙〕曰、庵正二年上杉方より峰起して、小田原城を取立、近郷を押領す、按ずるに、足柄上郡塚原村長泉院鬼簿に、頼春、文明元年正月十八日卒、法名寶光院玉山光公と見ゆれば、案齊父子、其子信濃守少輔に作る、氏頼入道寄栖庵に至り、關東次第に亂れ、兩上杉合戦止時なかりしに、寄栖庵武威盛にして、當城に住し、扇谷上杉氏の御方となり、古河政氏を輔て、管領家恢復のこゝとを謀る、〔小田原記〕曰、長享元年、山内顯定、扇谷修理大夫にありながら、小田原に大森式部少輔を籠られ、又曰、相模國の住人大森式部少輔入道寄栖庵主と云ものあり、人臣の祖天兒屋根の御末、中關白道隆公胤孫也、文武智謀勝人、今東國の勢多以て扇谷を背けれど、大森父子兄弟相州に居住して、威盛に家富榮へ、兵も多ければ、山内殿も家老等も彼に背かれんことを愁て、交り深くし近付け、就中式部少輔入道小田原城を取立、伊豆相模の軍兵を催し、扇谷殿の御方をしければ、近邊の軍勢皆彼の下知にぞ隨ひける、大森家譜曰、氏頼小田原の城に住して、相模川より西を領知す、此時關東大に亂れ、諸家相共に國を争ふ、氏頼しば、義兵を起し、武功あるに依て、其名を

顯す、然に舊主持氏の子孫源ノ成氏、並に政氏たまゝ家門再興の時を得て、漸父祖の職を繼り、爰に於て氏頼奮好を忘れず、喜悅するに似たりと雖ども、猶謀逆の臣ありて、成氏、政氏に相隨はざる所甚多し、爰に於て再兵を起し、東國を一統して、政氏を主となさんとす、しかはあれど、然るに伊勢新九郎長氏、豆州葦山に在て、上杉の分國を并吞せんことを企て、先當城を乗取んと、多年謀を廻らす、【小田原記】曰、伊豆國どもを集て語りしは、情世間の様を見るに、上杉の兩家不和にして、自滅の合戦あり、然れども彼兩家何れも大身なれば、亡る間久しかるべし、今弊に乘り上杉家を亡ぶべきことを案するに、大森寄栖庵入道小田原に在て、如何にも叶難し、然ども箱根山をだに取らば、小田原を亡すべき謀多し、先大森と和睦して、交を深くし、たばかりて討べしと思は如何にとありしかば、家老の面々皆可然とぞ感じける、頼て大森方へ使者を立、種々の送物數を盡しけれども、大森入道約無して、和を請ふもの謀ありと云ことなりとて、打解ることなし、明應三年氏頼卒去ありて、道寄栖庵逝去、家譜に法名寄栖庵明昇日昇、次男筑前守初信濃、藤頼、其蹟を襲ぎ當城の主たり、家譜を按ずるに、氏頼の長子筑前守實頼、不二庵と號す、小田原の城に住し、父氏頼に先て卒す、長泉院鬼簿に、實頼、文明十八年十月十九日卒、法名清泉院可安道印とあり、實頼早く歿せし故、次子藤頼家督を襲ひしと見ゆ、故に或は實頼を以て、大森氏の末代となすものと云べし、爰に於て、長氏謀を以て藤頼に親み、明年二月十六日、按ずるに、【小田原記】曰、明應三年九月十三日とす、然れども茲年八月氏頼卒後、早雲藤頼と漸く

親みより、後には打解て折節の會合ありなど、同書に載たるを見れば、歲月移りしさまなり、故に【鎌倉九代記】に從て、四年二月の事と、鹿狩に事寄せ、當城を陥入ぬ、藤頼大住郡眞田城に逃る、【小田原記】曰、子息信濃守藤頼の代に成て、類に早雲親み通ひければ、後にはや、打解て、折節の會合あり、彌深くぞ語らひける、或時新九郎入道宗瑞、小田原へ使者立て申けるは、此間當國の山どもにて、多日鹿狩仕候、故に他山の鹿箱根山へ集ると見へ候間、此方の勢子を入れて、御分國の方より入て、鹿を此方へ押して追入度存るといへども、貴國の方人數を廻し候はんこと、如何恐入候、由て御免を蒙らばやと申けるに、大森信濃守若輩故に、運盡果けるにや、謀計とは不知して、安き御事なりと免じける、早雲大に喜び、武勇かしこき若ものどもを數百人勝り、足輕の勢子になし、物馴たる手たれども數百人、犬引に作立、竹籜を持せ、夜討の支度させ、熱海日金の山より打こさせ、追々石橋や湯本の邊へ隠し置て、其相圖を待居たり、時刻も已に來りければ、千頭の牛に角ごと其松明を結付、夜に入て小田原の上なる、石かけ山箱根山へ追かけ上て、石橋こめかみの邊より、螺を吹し、唄を作り、板橋の町屋へ火をかけたなり、小田原の城には折節軍兵ども上杉合戦の加勢に行て、殘る人々少ければ、山々の松明を見て、是は如何にして防ぐべきぞや、敵は何十萬や有らんと、あはて、是はめく所に、西郡の住人成田某、大森の前に來りて、敵已に山上に滿たり、用意の兵なくして叶ふまじ、急で岡崎邊へ落させ玉ひ、重て軍兵を催し、城を取かへすべし、急がせ玉へ、某防矢射落し申さんと云も果す、先陣已に大手の門前まで責近きければ、鎧取り肩に打懸、馬の上にて高ひほしめ、小具足も堅めず、手勢六騎、長刀水車にまはし、敵の中へわりて入、敵の先陣多目玄蕃允が同心、栗田六郎を討て落し、終に討死しける、其間到大將大森藤頼をはじめ、小具足計に切合けるが、深手あまた

負ければ、散々に成て落行、同國眞田城に引籠る、又同書、天正小田原落城の條に、氏直高野へ登山あるべきに定り、籠中と互に飽ぬ別を惜玉ふ、氏直肌守を取出し、抑此守は、五代の祖早雲寺殿、伊豆より打て出、相州を攻平ぐべしとて、明應三年九月十三日、小田原の城主大森藤頼を攻らる、其首途に備たる、搦栗を半食して、其殘を鎧の引合に納めて發向し給ひ、遂に其夜小田原の城を攻取、其搦栗をば、かくの如く錦の袋に入、氏綱氏康氏政より我等まで、代々相傳して、高祖の守と稱せしなり、然るに今家運極り、我既に流人となれば、此守所持して更に詮なし、依て留め置申なり、此後若一家の中、浮世に殘候輩あらば、それ渡し給はり候へと、返々宣置別れ玉ふぞ痛はしき、【鎌倉九代記】曰、大森式部少輔實頼入道は、只あきれたる體なり、家の子松本次郎、後の門より落し參らせ、身は面に走り出、こみ入敵を門外へ追出す、同國の住人成田市之丞、物の具堅め打て出つ、云々、松本次郎と只二人、散々に戦ひ討死す、又曰、相州小田原城主大森式部少輔實頼、年來扇谷定正に屬し、顯定に楯をつき、定正死し、子息朝長に相隨ふ、明應四年二月十六日、伊勢新九郎長氏に居城を討落され、牢籠の身となりたり、按ずるに、【長氏當城に遷りしかば、當國の住人松田左衛門頼重なるもの、最前に馳來て是に屬す、】

伊豆相模を平げて、長氏延徳元年薙髮して、早雲菴宗瑞と號す、北條系、永正十六年八月十五日卒す、其子左京大夫氏康遺蹟を襲げり、十四年二月、連歌師宗牧、當城に來り、氏康に謁見し、共に長老館にて、【東國】詩歌連歌等あり、宗牧登營する事都て三ヶ度なり、【東國】曰、小田原も見え渡る程、幻庵より迎給はり、永田源左衛門所の風呂焚せられ、夕食の仕立、歴々の様ながら、手に觸れられず、太守へ御禮の後、春庵院出、長老館の花見に渡らせ給て、數樹繁櫻開更佳、一鶯一詠興無涯、坐來知是遠方客、併見長安陌上花、今日參扣の心ばえなればとて、拜見せられし、果は顔面を和し參らせて、杯の春幾巡りけふのまも千代を浮ぶる初櫻花、太守發句をつかふまつるべきよし、再往の御懇望なれば、庭は雲雲を軒端の山櫻、庭前繁櫻の様成べし、伊勢備中入道清辰、長々在國、今度下國再會、殘命のしるしだにはいかゞなご、不辨興行ながら、同心もあれかしと、こまの事に成て、忘れられぬ花も都の恨み哉、月花の興には自然都を忘るゝ折も有べし、去ども偏に昔戀しき心には、此風景も恨めしかるべしと察し侍り、會以後大酒、兵庫頭息八郎殿、舍弟又三郎殿、大和信濃、何れも舊好の事なれば、さながら都の心地して、沈酔をひなきもとめ難くて、深更にかへり侍り、此會翌日罷立べきに相定たれば、太守より箱花未だ盛なれば、明夕參上すべき由、御内談あり、君卓のかざられ、庭籠の鳥、かずみの面白き、遣水の笈雨にまがはず、水上は箱根の海水よりなど聞侍りて、驚くばかりなり、例の發句、又當座、花の色も鳥の音惜む哉、たゞ今の景氣なるべし、此發句にて一折獨吟にすべき由、頼りの御事に

て、然れば御脇をなど申出れば、作者にとて、霞に漏るゝこすのとのやま、今日は二月廿五日、北野、御神事、右京兆一日千句、萬代不朽の吉日なれば、御稽古の初めに、尤珍重の由申なして退出、大守へ御暇の事申侍れば、兩度花見猶以残り多き由仰られて、明る廿七日一續被遊べしとて、當座、花初開、句ひく風も待なん朝露の結ばば解る花の下紐、雲端雁、明ぬやと夜渡る雲のはしがきに先見えそむる雁の玉章、一坐以後、新度の小うたども、口々ならせられ曉方退去、廿八日發足の砌、色々重寶拜領、宮内卿まで御小袖きやもしなる御したて、見る目も句ひあやしきばかりなり、按ずるに、永田源左衛門が宅跡、今詳な、永祿三年六月、氏康落飾して、萬松軒と號し、嫡子左京大夫氏政家督を繼、當城の主たり、四年三月、上杉輝虎鶴岡八幡宮に參詣し、管領の拜賀を遂んが爲、小田原退治と稱し、先當城に發向す、北條方には、籠城の用意にて、悉く城内に引入しかば、今の谷口門、輝虎蓮池門まで押寄、魁將太田三樂齋資正をして、城を攻しむ、城兵松田尾張守、小笠原播磨守以下打て出、相戦ふと雖利なくして、城中に引退く、輝虎馳て退陣して、鎌倉に赴けり、【小田原記】曰、永祿四年三月、上杉景虎東八ヶ國の軍養父憲政、氏康に打負、上州を落し耻を雪がんとて披露す、後に聞えけるは、今度發向は、氏康對治の爲にあらず、管領に成ては、代々若宮へ拜賀あることなれば、鎌倉へ參詣し、管領の悦を遂んと思へども、彼所小田原も無下に程近し、定て勢を出して合戦に及ばば、拜賀も叶ふまじ、先小田原對治と披露して小田原へ押寄對陣し、人衆を出さば合戦すべし、敵籠城あらば

若宮へ參詣を遂べしと、内々密談す、小田原方には、此謀略をば不知、由々敷大事なりと評定して、松田・石巻・神尾・大谷・多目・小智・橋本を先として、國府津・前川・一色・酒匂に出張して待懸たり、野村源左衛門・同平氏左衛門・藤部與三・松山吉右衛門・小智彈正・安藤彌兵衛・田中五郎左衛門・藤卷民部以下伏兵に成て、大磯小磯梅津の邊に差遣、敵の隙を伺ひける、去程に景虎已に華水の川を渡せし注進ありければ、重て軍評定めり、先籠城の用意をして、敵を外になし、馬の足を疲かせせよ、此方より人数を出すべからずと仰ける、氏政を初め奉り、家老面々最と甘心して、籠城の用意をせよとて、近郷の士民等まで、悉く城に入、或は山入して、在々所々不殘引拂ひ、口々に出張の勢も悉く打入、所々に伏兵かまりをひしと置、敵の體を伺ひ見る、景虎手に障る者なく、小田原表へ馳着、蓮池の門まで押寄す、彼門は松山大道寺堅めければ、無左右押寄るに不能、人衆を備へ對陣す、景虎關東の諸士剛強の威勢をかせんと思ひ、金ざねを紅糸にて威したる大袖の鎧に、崩黃純子に、條に雀縫たる具足羽織着て、管領より譲りの朱再拜を腰にさし諸手へ乗込下知して敵の矢表南東へ乗わり、味方を諫め、凡人を塵芥とも不と思振舞なり、關東の諸將、上杉家の大やうなる管領の躰にのみ習て、かく景虎のいらひどき振舞を見て、皆舌を鳴しけり、去程に景虎小田原を一旦に責破らんことも、敵堅固の備にて不叶、又長陣せしも長途の事にて不叶、小田原表を引拂ふ【北越家書】曰、永祿四年三月上旬、公松山城を田馬あり、相州高麗寺山下宿河原に本陣を居られ、魁將太田三樂齋、小田原蓮池口の四門に向て攻掛る、城兵松田尾張守・小笠原播磨守・安藤豊前守・石巻勘解由・秋藏人・岡上佐渡守二千餘にて伐て出、火花を散し相戦ふ、太田資正、長尾黨、身を風塵に比して、射れ共突共たじろがず、城兵戈を合せ兼てしどるに成て辟易す、爰に小田原勢

遠山丹波守・福島伊賀守・荒川豐前守・多米權兵衛、九百餘の軍勢にて、駈出けるが、松田をば救はず、側に列を立て、只見物して控居たり、其間に松田・安藤敗して亂れ走る、岩築勢餘さじと是を慕ふ、遠山・福島横合より、太田が兵の中を割んと一文字に駈入たり、味方の後陣推掛て援けんを欲すれども、分内狭き、地に於て、大軍の打込なれば、駈引自由成ずして、寛猶豫する間に新手の敵に按立られ、岩築勢披き離れ、朝倉伊豫守・多米權兵衛大に機を得て進み掛る、太田三樂齋疼まず、馬の鼻を敵へ向て、討死は此時なるぞ、踏留れと自ら鎗推取て、三騎突落し、勇を押を見て、安田・神藤・竹股・色部・大關・松川千三百餘、北東より備を轉り、手先を捲て正中を破る、太田是に力を得相戦、竟に小田原勢討負て悉退き入る、味方の魁兵勝誇て、蓮池の東門に迫寄、凱を發し越ひ掛る、其勇銳天魔波旬も中々當り難く見べし、城内にも究竟の剛弱共數を盡して籠るなれば、弓鐵炮類に放し、爰を先途と挑み拒む、惣大將景虎公は、白綾にて鉢巻し玉ひ、緋威の鎧に金札の大袖を着け、竹に雀の縫付たる、崩黃段子の胴肩衣を召れ、藏王權現の兜を兜立に建て、身脇の隊長上田能登守に馬上にて捧させ、側に俱せられたる、扱隨鎧は諏訪部次郎右衛門・飯森靱負尉是を勤む、立山夷憲政より譲られたる、朱采幣を腰にさし、蒼竹の三尺許なるに、隅取紙を結び着て掌に握り、六寸餘の鶴毛の駒三日月と號して太く遅しく半漢たるに金覆輪の鞍置紅の厚總掛て軽々と乗縮給ひ、矢面を事ともせず、坂東武者、彌が上に列りたる中を乗分、甲斐々々しく出給ひ、下知せらる、小田原の城中危急なりといへども、流石良將の氏康盤龍の精を保ち、秘術を盡して指揮せられしかば、寄手單的に功成難く、責口を甘け小磯大磯に陣を張て、日々の追合ありたるなり、按ずるに、【鎌倉九代記】十二年八月、武及後記【謙信一代記】には三年三月に作る、十二年八月、武田信玄當城に押寄せしに、北條方悉く城に籠り、合戦に

及ばざれば信玄蓮池門揚土邊まで亂入し、十月に至るまで在陣して、府内町屋及び侍屋鋪等を放火し、同四日退陣せり、【小田原記】曰、永祿十二年、駿河へ御加勢ありて、小思よらざる方より、碓氷峠を越して、武藏國江戸葛西にかゝり人衆を二手に分て、小田原へ寄る、爰に於て軍の評定あり、先此方の人衆引て籠城可然と申す、地下人町人まで、近郷は悉く城へ入、遠所は皆山に入しかば、信玄手に障る者なく、蓮池門まで攻入、民屋少々焼けれども、取べき兵糧少もなければ、あぐんで見ゆる所を、三浦衆の手より、足輕を出して合戦す、されども城より制して引入ければ、信玄兩三月在陣し、食つまり迷惑しければ、海邊を夜中に人数を風祭湯本の邊へ遣し、民屋少々焼て、それをよきしをと思ひけん、早々引退く【甲陽軍鑑】曰、八月武田勢惣越に酒匂を越し、小田原へ亂入、既に四ツ門蓮池と云所まで押込、内藤修理同心・木部駿河・町田兵衛・かんな圖書・寺尾豊後・あくつ大學・久保嶋・矢嶋・長沼・屋原此九人鐘を合せ、頸を取候、其時馬場美濃守より、早川彌三左衛門と云者を使にして、内藤修理殿へなぞを掛らるゝ、いとげの具足敵をきるに、内藤則とかるゝ、小太刀、馬場開て本手よりはましなりと譽らるゝ、是は馬場も内藤も日來なぞ好きにて如此、使の早川彌三左衛門行戻り共に、鐵炮手二ヶ所負申候、就中小田原悉く焼拂、信玄公は波打際を押通り、早川口を右に見て湯本の内風祭に陣を取なさるゝ、去程に小田原、十一月、豆相町屋の事は申に不及、侍衆の家共皆焼つる、高座郡田名村民分國中、境目之仕置爲可成堅固、豆相武三ヶ國人足、寺領社領等迄悉申付候、苦勞に存候共御國爲靜謐候之間、田名、人足四

人申付、中十日小田原城普請可走廻候、然者鐵篋を持、來廿九日柳小路へ相集、人足奉行へ可相渡、若一人令未進、十日之日數至于不足者、可爲御事候、任總國提罪科、普請一日之未進、五日可被召仕、猶入精堅可申付者也、仍如件、追而手代一人、十日之間然與指置、每朝人足奉行可相渡事肝要候、以上、元龜巳十一月廿三日、神尾善四郎殿、安藤豊前守奉、虎朱印、元年十月三日、氏康卒す、天正元年、氏政隱居して、截流齋と號し、其子左京大夫氏直家督を襲ぎ、當城の主たり、北條系、三年三月、小曲輪門々開閉等の提書を出せり、高座郡高田村民藏文書曰、小曲輪、十人内村屋舖へ出門、十人板部阿曲輪、十人關役所二階門、六人同所藏之番、十人鈴木役所之門、以上、門々明立、朝は六ツ太鼓打而後、日之出候見可開之、晚景は入會之鐘を打果を傍示可立、此明立之於昔法度者、此曲輪之物主、可爲重科候、但無據用所有之者、物主中一同申合、以一筆出之、付日帳、御歸陣之上、可掛御目候、相隱自願妄出入、聞届候者、可爲罪科事、毎日當曲輪之掃除嚴密可致之、竹木かりにも不可切事、煩以下闕如之所に於ては、縦手代を出候共、又書立之人衆不足候共、氏忠尋申、作意次第可致之事、夜中何之役所ても、口六時致不寢、土居廻可致、仁裏土居堀之裏上候者芝を踏崩候間、芝付候外之陸地可廻事、鐵弓鐵炮をはじめ各得道具、今日廿三、悉役所指置、并具足甲等迄然與可置之事、番衆中之内、於妾者不及用捨、假主之事候共、のり付にいたし氏忠可申、定者可有褒美候、若御褒美無之者、御歸馬上、大途へ以目安可申上候、如望可被加御褒美事、日中朝之五ツ太鼓より八ツ太鼓迄三時、其曲輪より上げ一宛可致休息、七ツ太鼓以前悉如着到曲輪へ集、夜中は然與可請事、以上、右定所如件、乙亥三月廿二日、六郎殿、虎朱印、按ずるに、小曲輪板部阿曲輪

等の名今詳ならず、内村、板部間、七年五月、安藤豊前守良整關、鈴木等は、皆北條氏の臣なり、奉り、鎌倉番匠を召て、城構の修造を加へ、工棟梁、金子氏藏文書曰、御構修覆之御用、來廿八日無風雨之嫌、小田原へ集り、廿九日自早天、御細工可致之、縦相煩候共、先廿八日に相定間、可被處嚴科者也、仍如件、己卯五月廿四日、鎌倉番匠源次三郎、安藤豊、且城内修理の料として、良材を山奉行に前奉、虎朱印、愛甲郡煤谷村民藏文書曰、御構曲輪御座敷并堀材木、課せらる、つが廿二丁、梁長三間二尺、廣七寸、厚五寸、山造六十六人、人足百廿二人、もみつが廿二丁、貫下地長二間一尺、方五寸、山造卅三人、人足六十六人、同廿二丁、棟桁二間一尺、方五寸、山造廿二人、人足四十四人、同十丁、すさ角瓦長二間一尺、方五寸、山造十人、人足四十人、松もみつか二十三丁、貫下地長二間一尺、方五寸、山造十三人、人足四十六人、同二十五丁、棟桁うら木長二間一尺、方五寸、山造二十五人、人足五十人、つか十五丁、棟棟猿頭之木二間一尺、方五寸、山造十人、人足三十人、つか二十三丁、長押長二間一尺、方五寸、山造二十三人、人足四十六人、四十丁垂木下地長、二間、方六寸、山造四十人、人足八十人、以上二百卅三丁、木數、以上二百七十七人、山造、口養四貫七百九文、坂間郷寅歳年貢、秩父前より可出、以上五百五十四人、人足、以上、右來六月晦日を眼而、必可爲出來、然者材木之寸方少も無相違様、堅可申付候、若於妾之儀、奉行人可處嚴科者也、仍如件、天正七年己卯五月廿六日、山奉行、板倉代、井、十五年二月、又城内修造のこ上代、安藤豊前奉、虎朱印、鶴岡文書曰、鎌倉杉田之内、鶴岡社領、并荏柄領よりとあり、人足十一人、鐵篋を持、來晦日小田原へ集、十日之御

普請可致之、此度小田原普請成就之御候間、總並如此被仰出候、何も可有馳走旨可申斷者也、仍如件、丁亥二月廿一日、虎朱印、大道寺、十六年七月、倉原百間、二を城内に建ん爲に、材木を愛甲郡煤ヶ谷村に課せらる、煤谷村民藏文書曰、三間梁、分、二百八十本柱、長九尺五寸、方五寸、山造九十三人、人足五百六十人、五十丁棟下大臺、長二間、方四寸、山造廿五人、人足百人、六十丁棟木、長二間、方五寸、山造卅人、人足百廿八尺五寸、方四寸、此代二貫文、以上五百九十丁、木數、以上百九十八人、山造、口養三貫三百六十六文、以上九百八十人、人足、俵貨十九貫六文、以上廿六貫九百六十六文、右八月廿日可爲出來、此日限至踏越、可被掛罪科者也、仍如件、天正十六年戊子七月十三日、板倉殿、安藤豊前奉、虎印、北條氏多年關左八州を押領し上洛にも及ざれば豊臣秀吉、小田原退治の聞えあり、故に十八年正月より城の内外等大に修造を加ふ、武藏國都筑郡書曰、寅歳大普請、人足一人、鐵篋を持、中十日致用意、來十三日小田原へ集、從十四日可致御普請、一日之運參、如御定、五日可被召仕間、無無沙汰可走廻者也、仍如件、庚寅正月五日鴨井小代官、百姓中、虎朱印、【太閤記】曰、小田原にも、城の内外普請等、夥き支度に見えて、伊豆、相模、武藏、上野、下野、安房、上總、下總の勢四萬有餘、并人足三萬人を以、晝夜を分ず急しかば、仲春に三月秀吉洛を發向あり、【小田原記】曰、三月は相調けり、やがて上方の大軍、駿州邊に押來り、充滿せる由聞えければ、城中俄に防禦の手立をなし、大手口を始め、箱根、宮城野、湯本、竹花、井細田、久野、小峯、早川等

の口々に人衆を配り、關左八州の軍勢數萬騎楯籠り、【小田原記】曰、小田原にも、兼て用意の事なれば、先大手なれば箱根口、宮城野口には、松田入道父子大將にて上田上野介、原式部大夫、其外安房里見の人衆、上總萬木、境、小瀧、東金、小金、相馬の勢、一萬三千騎にて堅めたり、同湯本口には千葉介、但し父國胤は逝去して、子息新助幼少にて原名代として八千餘騎、竹之花口北條陸奥守氏照、成田下總守氏長、皆川山城守、壬生上總介一萬五千餘騎也、其外井細田口には、太田十郎氏房、久野口も同人也、其外小峯には、北條左衛門佐氏忠、早川には右衛門佐氏堯大將分にて數萬騎固めたり、其外北條新太郎、同彦太郎、伊勢備中守、同備後守、大和兵部大夫、山角上野介、同紀伊守、四郎左右衛門、同左近大夫、多目彦八郎、山中主稅助、福島伊賀入道々粹、石卷勘解由左衛門、南條山城守、同左京大夫、同民部、同左馬助、小西半人、富永内膳、大藤左衛門尉、依田大膳正、荒川豐前守、大森甲斐守、清水太郎左衛門、遠山右衛門尉、大道寺孫九郎、安藤備前守、同兵部、同彌兵衛、梶原三河守、内藤左近大夫、相馬次郎、上田常陸守、酒井左衛門、芳賀伊豫守、同伯耆守、朝倉右京進、伊藤左馬助、大森式部大夫、原豊前守、荒木兵衛尉、羽田、安中、佐倉、布川、長南、大須賀、高井、内藤大和尉、小幡、小泉、安中左近小監、由良信濃守、長尾但馬守、木内宮内已下、關東之諸軍勢數萬餘騎小田原の城へ楯籠る、此處北條五代の在城にて、兵糧水木卓山、玉藥矢種もあり、たとひ日本一州責來、五年、然るに三年責戰とも、左右なく落城成難くこそ見えにけり、小田原の老臣、松田尾張守康秀の内通により、上方勢節所を打越、四月三日、御當家の先陣、小田原の地に至りて押寄る、東遷基、四日、秀吉石垣山に本陣を居え、攻口の手配ありて、海陸並進て城を圍み、矢炮を放て是を攻む、

御年譜曰、天正十八年四月一日、諸部登箱根山三日、諸軍至小田原而陣于箱根山麓、四日、諸兵圍小田原城【太閤記】曰、小田原より箱根山へ出置し防ぎの勢、兼ては悉廣言して此節所を翼あるもの、外、何者か越來らんやと、欺き笑居たりしが三ヶ所の役所を上方勢事ともせず、峯より嶺を傳ひ、谷より岡に出、二十六萬騎の勢、時の聲を擧、響き渡り平等に越れども、一支も支へず、卯月朔日、小田原へ逃入しかば、やう、總構の人数賦をぞしける【鎌倉九代後記】曰、四月一日、秀吉箱根足柄を越て、同三日相州小田原に押よせ、西の高山に俄に城を構へて秀吉の陣所とす、島津義久・大友義統・毛利輝元・并小早川隆景・吉川廣家、次に里見左馬頭義康等、旗本の前後に陣す、左陣は長岡越中守忠興・津侍從織田信兼・浮田宰相秀家・近江中納言秀次、其手中村式部少輔一氏・堀尾帶刀吉晴・一柳監物・山内對馬守一豊、次大垣少將秀勝・松ヶ嶋侍從蒲生氏郷・尾張内府信雄・同家中澤井左衛門尉・天野周防守・土方勤兵衛尉・羽柴下總守勝雅、其次大權現の御陣所なり、御家人榊原式部大輔康政・大久保七郎右衛門忠世・酒井左衛門尉忠次・同宮内大輔家次・石川左衛門大夫康通・井伊兵部少輔直政・松平周防守康重・牧野右馬允康成等、各東南の海邊まで陣をとる、其續き海上には、加藤左馬助嘉明・長曾我部土佐守元親、又大權現の舟手の輩、兵船を浮て圍をなす、右陣は長谷川藤五郎秀一・堀左衛門督秀政・池田三左衛門尉輝政等、西南の海邊まで陣す、其續海上には、九鬼大隅守嘉隆・脇坂中務小輔安治等、舟をならべて陣す、【太閤記】曰、卯月二日、四方の攻口を定め、未明よりくるくと引巻仕寄を付て、晝夜を分ず弓鐵炮を射入、鯨波地を動し、夜に入ば火矢を四方より射入、鐵炮を良角より射るべ初めけるに、しばし有て子の方に打納れば、城中にも負じとや思ひけん、つるべ返し、時を合せしかども多勢なるにや、さのみ勝劣もなし、

城内にも大鳥銃を日夜放ち、嚴く防戦す、【北條五代記】曰公小田原の城を、大軍にて責ると雖も、總構に大鐵炮をかけ置、晝夜放しければ、鐵の桶をついても取寄がたし、總構廻り五里が内に、一所言葉をかはず程に責寄敵なし、小嶺山の攻口は、土穴を掘入て、矢倉を打退すと雖も土の底に有て、是も益なし、八日、皆川山城守廣照私に城中を出、御當家に憑て降参す、御年譜、五月三日、城兵太田十郎氏房、廣澤尾張守重信をして、蒲生飛彈守氏郷の陣へ夜討せしむ、【大三川志】曰小田原城の太田十郎氏房、力丸藤左衛門に令して、蒲生氏郷が陣へ夜に及んで火炮を發せしめ、夜半に城兵廣澤尾張守重信、百餘兵を二隊に分け、氏郷の陣を襲ふ、氏郷が斥候町野萬右衛門是を見て、敵の先隊五十人を遮り、矢を發して退く、然れども重信後隊五十人に火炮を授け、道に伏しめ、又先隊をして進ましむ、先隊既に氏郷と土方雄久が兩陣の間の柵を破る、蒲生源左衛門郷成、田丸中務小輔直政、町野左近幸和等馳來て戦ふ、氏郷初より夜襲の備を設け、雜樹茂りたる所あり、此處より敵の夜襲の兵來るべしと備を置く、果して此處より敵兵攻入る、氏郷は有力なれば、時あつて用可しと、作り置ける、一丈七尺の長槍を提げ、柵の隅より陣中に入らんとする敵を、溪へ突落す、續く敵は是を知らず、進み來るを皆氏郷が長槍にて、突落すこと若干なり、氏郷が臣門屋助左衛門馳來る、闇夜なれば、氏郷の在所を知らず、島村某猶氏郷の側に在て、主君は爰に居給ふ、來る可しと呼ぶ、敵是を聞き、氏郷の戦ふことを知り、驚て敗走す、氏郷が先備の兵是を追ふ、嚮に廣澤が伏せ置たる火炮の卒、是を見て火炮を發す、氏郷の兵走る、廣澤槍を把り敗兵を集め、氏郷と槍で接ゆ、蒲生左衛門郷可。同五郎兵衛郷

治、北川土佐、但又右衛門等氏郷に並て槍を交す、氏郷は廣澤を撃んとす、敵兵來り重つて、氏郷が槍を打落さんとす、廣澤兵を收て城に入んとするを、蒲生郷可附け入にせよと大に呼ぶ、敵これを見て、兵を城内に引入れ急に門を閉ち、火炮を發す、氏郷本陣に歸り、甲冑を見れば、鎧の胸板及び下箒に、槍創四つ、鯨尾の兜に、矢二つ長槍の柄に、刀の切込五つあり、氏郷常に用るは鎌槍なるに、一丈七尺の長槍を作りたるを、諸士大に怪み、是夜敵を溪中に突倒すこと三十餘人なり、十五日、東照宮兵を進められ、當城の築地に御陣を移さる【大志】十八日夜、秀吉の命に因て、諸陣數萬の鳥銃を一時に放て城中を劫す、城兵も同く鳥銃を放つこと徹夜なり、【北條五代記】曰、秀吉加程軍勢を揃へ、鐵炮を用意せし事幸なるかな、時刻を定め一同にはなさせ、敵味方の鐵炮のつもりを御覽せんと仰有て、敵方より呼はりけるは、來五月十八日の夜、數萬挺の鐵炮にて惣攻して、桶も矢倉も打崩すべしと云、氏直も關八州の鐵炮を籠置たる事なれば、敵にも劣るまじと、矢狭間一つに、鐵炮三挺づ、其間に大鐵炮をかけ置、濱手の衆は舟に向て海際へ出、十八日の暮方より放ちはじめ、敵も味方も一夜が開放しければ、天地震動し、月の光も烟に埋れ、ひとへにくらく闇となる、御年譜曰、六月二十六日、秀吉命諸部一時發火銃而劫小田原城兵、按するに、五代記と月日違へり、何れが是なる、六月五日、城兵和田三浦の輩百五十人、其營を自燒して遁出、御年譜、松田尾張守憲秀、巳が持口より敵兵を引入るべき隱謀を企つ、次男左馬助秀治の内訴により事覺して禁獄す、【小田原記】曰、松田尾張守入道内通して、六月十五日、彼が持口より、

人衆を引入べき由議定す、同十四日の晩、一味の族等原新六郎、二男松田左馬助、三男彈三郎、松田輝内藤左近、松田肥後守をふるまひ、尾張守、新六郎此事を語り、面々其用意をせよ、明日長岡越中守池田三左衛門、堀久太郎が人衆を、我等が役所へ引入べき由申す、二男左馬大に驚き、こはそも何事にかやうに淺間敷事被仰ぞや、普代相傳の主を傾け、何程の榮花をか開くべき、只思召留り給へと苦々敷申す、新六郎を始父入道大に怒り、加様に思立も、汝等を世にあらせんと思に、不忠不孝の申様かなと、以の外に腹立す、左馬介連も此事通るまじと思ければ、先申延んと存知、さらば御同心可申、乍去十五日は不成就日なり、十六日の夜可然と申、當座の人々も可然と云、されども左馬介には氣遣をして、横目を付置ければ、可登城様なし、我寢室に入、風氣とて籠居して、小姓を近付、鐵櫃の中に被入かの小姓を付て城へ荷はせ参り、座舖にて櫃より出、此由被申上、氏政氏直大に驚、又左馬介が忠を感悦し、則江雪齋を使とし、松田入道父子を呼上、召籠て役所へは、人衆を置替しかば、上方衆相圖時刻に成て、押詰しかども、朝より旗の色も替り、中々可引入様なし、たばかりにや申けんとして、中々用心きびしくしたりける、【大三川志】曰、八日、堀久太郎秀治、秀吉の命を奉じ、松田尾張守憲秀へ計策文を贈て曰、嚮に密に計し如く、彌心を決し裏切し、我兵を城内へ引入れ、北條父子を亡すに於ては、武藏、相模兩國を憲秀に授くべしと達す、十五日北條氏直松田憲秀を本城に招き、北條陸奥守氏輝、板部岡江雪齋を、以て秀吉に二心あること敵方より告る者あり、速に告ぐべき旨を告ぐ、憲秀が曰、それは敵の謀にて、我君臣の間をして疎ならしめ、國家を亂の間計なり、兩士の曰、汝が子左馬介が告る所なり、争ふ事なかれ、憲秀辭なくして、屈服す、則憲秀を獄に下し、其子笠原新六郎政竟は、再犯の重科なるを以て、斬罪

す、云々、此餘十四日憲秀一族等と謀反、十六日夜、池田三左衛門尉輝政・細川越中守忠興・堀左衛門督秀政等、憲秀が内應に因て、城邊に到ると雖、守兵の換りたるを察て空く引退く、【大三川志】曰、十六日夜、池田輝政、細川忠興、堀守禦の所に到り、其旗旗を見るに、松田等が旗旗にあらず、因て松田が計策露顯し、守兵換りたるなりと察て、共に兵を返す、按ずるに、早川口は、北條氏堯の持口にて、憲秀は其西に續たる箱根口を固めたり、故に西早川表とは記せしならん、又成田下總守氏長、秀吉に歸降の約ある事露顯して、禁錮せらる、【大三川志】曰、六月廿日、秀吉祐筆山中橋内長俊、數年に命じ、是日書を贈り、歸降を勧めしむ、氏長長俊が書を見て歸降の事を許諾し、返書を送る、秀吉是を神祖へ贈り、神祖より此返書を、氏直へ遣はされ、氏直に歸降の事を勧め給はるべしと請ふ、神祖則氏長が返書を、氏直に遣はされ、今八州の諸城悉く秀吉に屬し、小田原城中の諸臣此の如く内應する者あり、早く降を請はるゝこと然るべしと勧め給ふ、氏政父子を見て大に驚き、氏長を糾問せんと招けども來らず、氏直彌疑ひ、再三是を糾問す、氏長辭することを得ず、我が忍の城大軍に圍れ、城中の士女を見ながら是を殺すに忍ず、秀吉に降を乞ふと云、氏直大に怒り、氏長が官舎に柵を結び、氏長を禁錮し、兵士をして守ら、當城東方蘆子川表は、御當家の御責口なり、此川表に當て、篠曲輪拾曲輪と名付る出丸あり、山角上野介父子の持口なりしを、同廿二日井伊兵部少輔直政、松平周防守康重等攻入て合戦す、詳なることは、山王原村篠曲輪蹟の條に見えたり

七月二日夜、太田氏房春日左衛門尉同八郎二人を隊長として、再び蒲生氏郷の陣を襲はしむ、【大三川志】曰、七月二日夜、太田氏房敵陣を襲て、城兵の情氣を驚さんと、春日左衛門尉・同八郎を隊長として、氏郷の陣に向んとす、伊賀の長者町田輪之丞、氏房の陣を伺ひ、城兵の襲來んとするを察し、歸て氏郷に告ぐ、氏郷令を發し關右兵衛尉一政及び蒲生左門卿可・弟上坂源之丞郷治・佃又右衛門・北川平左衛門これに備ふ、氏房兵百六十人を率ひて氏郷が陣を襲ふ、氏郷が兵敗す、銃隊の長蒲生源左衛門郷成・寺村半左衛門・森民部少輔・門屋助左衛門、弓隊の長蒲生忠右衛門・梅原彌左衛門、輕卒を指揮し、敵の火繩の火を見當に連發せしむ、佃又右衛門奮戦し、川北彌次郎城兵を斬る、蒲生郷可謂て曰、夜戦は誤て我兵を斬る者なり、速に其處を退くべし、川北則退く、氏郷衆に先つて進む、上坂源之丞これを諫め、郷可兄弟、佃、北川と四人先に進で戦ひ、大に呼て曰、前の敵を撃べからず、後の敵を破り附入にせよと、其後秀吉中使を以て、和睦の事を調議す、【北條五代記】曰、秀吉公武略の大将、戦はず氏直舍弟太田十郎氏房は多勢故、井細田口より久野まで、百八十間の持口、此面責よる敵は、羽柴下總守なり、此井細田口より取寄て、扱とぞ聞えける、【小田原記】曰、爰に羽柴下總守雄利方より、太田十郎氏房へ、小田原和談の使ありて、互に持口より出合、扱の相談あり、武藏・相模兩國安堵にて、氏直上方へ參勤あるべきと相定られ、則和談相調、【大三川志】曰、六月八日、堀久太郎秀治、秀吉の命を奉じ、北條氏直へ武藏・相模兩國を安堵の事を以て、和を請はんと告ぐ、此頃秀吉、黒田孝高入道如水、羽柴下總守勝雅を城中へ遣はし、北條氏邦に據て諭せしむるは、氏政父子歸降せば、伊豆・相模兩國に封す可し、

此事能調は、氏邦に上野を與ふべしと云、氏政父子是を聞き、我元八州を領す、今僅に二州を領せんより、戦死するに如ずと敢て聽かず、氏邦苦諫すれどもこれを用ひず、宇喜田秀家は攻口の城將太田氏房に矢留を乞ひ、麾下の將一人を出し、久く守禦の勞を問ふ、足下守禦の配兵能調ふ、感に堪たり、守城の鬱蒙を慰せんと、樽酒十荷、鯛魚十尾を送る、氏房是を謝し、凡志の訪問厚く是を領すと、其使の將を返し、氏房より兵士一人を遣はし、秀家の芳志を謝し、豆州の醇酒を送る、其後秀家より屢贈答し、又戸川某と云へる少年を、渥の邊へ出し、使命を傳へ、氏房を慰す、氏房の曰、唯使命のみにして謁見せず、干戈の際に、猥りに戦死せんも本懐ならず、願くば城を隔て、謁見せん、秀家其請に應じ、秀家は渥の邊に立て氏房は城樓に座して謁見すること暫時にして退く、秀家密に使を以て、氏房へ云ひ送て曰、大軍郷國を離れ、遂に東國に下り、長陣に勞倦し、城兵も頗る困苦するなるべし、昔年徳川氏すら殿下と和平あつて今に異心なし、北條氏も各封國を保つべしと相約し、和順を遂られ、當時の困苦を免れんや、幸に徳川氏も在陣なれば、宜く相議せらるべしと、氏房も又封國を元の如く保たれば、和順の事然るべしと、老臣輩よりも氏政父子へ和順を勧め、氏房より又秀家の陣へ使を以、彌和順の事を告ぐ、秀家は是を聞き、然らば殿下へは、我竊に達すべし、城中よりは、改て徳川氏へ達し頼まるべしと答ふ、因て氏政父子質子を出し和順すべきの旨を神祖へ達す、黒田如水も家士井上平兵衛を以て城中へ酒二樽、糟漬鮎十尾を贈り、守城の困苦を勞ふ、北條氏輝、氏政の命を受け謝辭を述べ、城中より謝禮として、炮藥十貫目、鉛十貫目を贈る、如水肩衣袴を着し、一刀をも帶せず、城に入り、氏政に謁し、和融の事を議し、氏政父子許諾し、日光一文宇刀

及【東鑑】の書白海螺と、既に和談調し後、秀吉城中に使用して、云陣螺を如水に與ふ、秀吉又城中へ使を遣氏政父子一旦出城あるべき由を告ぐ、し、和融をなすに因ては、一旦は出城すべき旨を告ぐ、氏政父子是を聞き、嚮に約する所は、城に住し、領國恙なかるべしと約す、然るを出城と云へること何ぞや、秀吉が曰、此事領諸無は、速に守城すべし、我も又和順の約を破り、急に攻撃せん、氏政父子老臣を集め、思慮を盡すと雖ども、諸城多陥り、後援の助もなく、將卒も甚疲勞すれば、如何ともすべき計なし、氏直嚮に禁錮したる松田憲秀を呼び、今度の亂根偏に汝がなす所なりと罵り、自らは是を誅す、五日、氏直尾張守康秀を誅し、潜に出城して秀吉の軍門に降り、氏政以下の助命を乞、且明る六日出城すべしと約して歸城す、御年譜曰、氏直私出城入羽柴下總守之營而謝罪、【小田原記】曰、六月、尾張守父子を生害させ、氏直山上強右衛門ばかり御供にて、家康卿の陣所へ入て、内府信雄相談し、關白家へ出仕ある、【大三川志】曰、五日、氏直山上郷右衛門顯將、諏訪部宗右衛門定吉を從へ、潜に城を出て、神祖の御陣營に來り、降を告ぐ、神祖曰、足下は我塔なり、我是を謀らんこと、爲し難きことに非ずと雖も、同じくは羽柴勝雅が陣に到り、降屬の事を秀吉に告ぐ可し、氏直則勝雅が陣に到りて曰、氏直運拙して、今殿下の軍門に降す、父氏政以下城兵の助命あらば、明日城を出べし、秀吉是を諾す、氏直城に歸る、按ずるに、【北條五代記】に、氏直六日卯刻出城すと記す、其六日北條美濃守氏規、東照宮の御陣營に來り、和融の事を議し、且秀吉の誓書を得て、入城せんとせしが、氏直既に降參の由を聞、空く葦山に歸る、【北條五代記】曰、氏親葦山を出城し、敵の陣中に入て、小田原和睦の内談す、伊豆・相模・武藏三ヶ國に於ては、前々の如く氏直

修領せらるべき事、いさゝか相違あるべからず、其上互に證人を取ればし、時日を移さず歸洛あるべき旨、秀吉公の證文を請取、氏親七月六日卯の刻、濫取口より小田原へ入、氏直は此儀を知らず、老將の謀計におとされ、十郎持口井細田口より、氏直七月六日卯の刻出城なり、同日同刻兩將出入違逆する事、全私の儀にあらず、是ひとへに天のなす所なり、按ずるに、氏親は氏親と誤なり、【大三川志】曰、六日北條氏親小田原より神祖の御陣營に來り、和融の事を議し、秀吉の誓書を得、是日濫取口より小田原に入んとするに、氏直既に神祖の御陣營に到り、降を乞と聞き、空く葦山に歸る、此日東照宮より井伊兵部少輔直政・榊原式部少輔康政・本多中務大輔忠勝、秀吉の臣脇坂中務大輔安治・片桐東市正直盛等を以て、當城を請取しめらる、家忠日記追加曰、七月六日、大神臣脇坂中務大輔安治及片桐東市正直盛をして、小田原の城を請取らしめ給ふ、御年譜曰、六日、公遣榊原康政・井伊直政・本多忠勝等、得小田原城、寛永本多系譜曰、七月六日、氏直降參するに依て、九日に大權現小田原の城を請取給ふ、【大三川志】曰、七日、小田原城請取として、神祖より井伊直政・本多忠勝・榊原康政・秀吉の監使として、片桐市正直盛・脇坂中務大輔安治を遣し、城を請取る、按ずるに、當城請取の日、諸書異同あり、今姑く御年譜・家忠日記追加等に據て、六日の事とす、されど寛永譜も全く誤とは云べからず、【小田原記】に、城は則家康卿拜領、本多中書・榊原式部大輔入替るなど見えなれば、九日は御當家へ請取らせ給ひし日なり、明る七日より九日に至り、三日の間、七ヶ所の城門を開き、諸卒悉く出城す、脇坂安治・片桐直盛等を監せり、【太閤記】曰、氏直悅入旨にて、七日より九日に至り、小田原七口を開き、上下無異議出しけり、脇

坂淡路守・片桐市正守奉行とし附置、下々狼藉なき様に制せられしかば、悉く安堵の思ひをなし、おのがさまになり侍りしなり、九日、氏政及弟陸奥守氏照出城して、醫師田村安齋が宅に移れり、【小田原記】曰、九日氏政氏照は城を出、醫師の宅に移れり、田村安齋が宿所に移り給ふ、【大三川志】同じ、十日東照宮當城に遷らせらる、家忠日記追加曰、十日、大神朝大業廣記同じ、【大三川志】曰、七月十日、十一日夜に入、神祖小田原城蘆子川口の内廂に入給ふ、田村安齋が宅に檢使を遣し、氏政氏照兄弟に生害せしむ、安齋の宅蹟は、侍屋敷の内安齋小路にあり、氏政氏照生害の始末は、其條に詳載す、北條長氏明應四年、當城を攻取り、城主となりしより次第に武威さかんにして、關八州を領し、氏直に至るまで、都て五代、其間九十六年にして、終に滅亡に及べり、十二日、秀吉の命に依て、氏直紀州高野山に發路す、一門以下近臣三十人從卒凡三百人と云、此時東照宮當城總門におひて、氏直出城の體を御覽せらる、大道寺内藏助某氏直に従ひ、路次を警衛し行を感ぜられ、すなはち召て拜謁をたまはり、後刀一腰を賜へり、又榊原式部大輔康政をして、氏直を高野山に送らしめたまふ、【大三川志】曰、十二日、秀吉北條氏房・北條安房守氏邦・同美濃守氏規・同左衛門佐氏忠・同右衛門佐氏豊・大道寺内藏助・松田左馬助秀治・内藤左近大夫・福島伊賀入道々粹・堀和左兵衛・依田大膳師治・山上郷右衛門顯將・諏訪部宗右衛門定吉・大道寺孫九郎直正・廣澤尾張守重信・弟關根織

部勝直・菊地七兵衛等長臣三十人、從卒凡三百人、氏直に從て共に高野山に行く、神祖小田原城の總門に於て、氏直の出城を見させらる、此時阿部伊豫守正勝、收野半右衛門を以て、大道寺内藏助が路次警衛し行くを召させられ、拜謁を賜り、忠志を感ぜられ、後遠山左太郎を以て刀を賜ふ、秀吉氏直へ米五百人の扶持を贈り、時に隨て衣服を贈る、神祖氏直路次の送りとして榊原康政を遣はさる、秀吉旅中警衛の士、驛路の傳馬、途中路賄を命ず、【太閤記】曰、廿日、氏直高野山へ上り可被申旨に因て供し侍る人々云々、又曰、氏直翌年三月、大坂へ被召寄織田常眞公の屋形に白米三千俵、其外十五種積並恩賜あり、同き臘月始て御城へ被召寄御對面、來春於西國一ヶ國、可被成扶助旨被仰渡しが、少し程經て、痘瘡を煩出し、三十三歳を期とし終り給ふ、【小田原記】曰、法名松巖院大圓徹公、文祿元年十一月四日、三十一歳にて卒す、按ずるに、氏直當所出立の日異同あり、今、【大三川志】によ、十三日、秀吉城に入り、關東八州を以て東照宮に參らせらる、家忠日記追加曰、十三日、秀吉小田原大神君にまい、是に於て松平因幡守康元名三郎太郎、初、台命を受け、今月より十一月まで、城内にありて、萬事の仕置を掌り、又北條氏浪士の内、名ある士を召抱べきとの内命を蒙れり、松平諸家譜、因幡守書上曰、因幡守康元、小田原命を蒙り、落城の後、七月より十一月迄、小田原の城に被爲置、萬事御仕置等之事をも被仰付、其節東照宮仰に、北條者數代武功之家に候間、名有侍多有之間、相尋召抱可申旨、有御内意、依之抱候家士、横瀬肥前・同彈正・大石善左衛門、廿九日大藤主税・白石八郎左衛門・木下源太左衛門等也、東照宮當城を御進發あり、國朝大業廣記、按ずるに、十日よ

八月一日、武州江戸の城に遷らせ給ふ、家忠日記追加曰、八月一日、大神君兵を率して、武州江戸城に移り給ふ、是を俗に關東御入國といふ、【武德編年集成】【大三川志】同じ、此月大久保七郎右衛門忠世に當城を賜はり、四萬五千石を領す、蓋秀吉のすゝめまいらせしに因て賜りしとなり、家忠日記追加曰、八月、大神君采地を御家人に賜る、相小田原城、采地四萬石後五千石加増、大久保七郎右衛門尉忠世、【寛永譜】曰、天正十八年、忠世を小田原城主となし、領地四萬五千石を賜ふ、按ずるに、追加に據れば、五千石は後に加恩の地と見ゆ、【大三川志】曰、秀吉神祖に謂て曰、大久保忠世は、徳川家股肱の臣也、小田原城に宮根山を添へて與へらるべし、文祿元年朝鮮の役に、東照宮二月五日、中原御宿殿より、當城に着御し給ふ、家忠日記追加曰、秀吉朝鮮國征伐せんと欲す、二月二日、大神君是を授けたため、江戸を御首途あり、五日小田原に着御、二年十月、御歸國に赴せ給ふの時、十月廿三日又着御あり、同二年十月、大神君洛を出て、御歸國に赴せ給ふ、廿三日小田原に着御、廿四日藤澤、三年九月、忠世卒し、家譜曰、九月十五日、嫡子相模守忠隣家督を襲ぎ、當城の守となり、七萬石を恩賜す、【寛永譜】曰、忠隣、從五位下治部大輔、相模守、文祿二年、大權現忠隣をして、台徳院殿に住まつらしめ、執事となし給ひ、忠世死して後、忠隣相繼て小田原城を守り、領地七萬石を恩賜す、【城主記】には、忠隣家督して、四萬五千石を領す、父忠世存生の内、忠隣別地二萬石、武州羽生領は、家男加賀守忠常に讓與すとあり、四年五月、東照宮

能登守信吉、小戸田丹波守康長、貞享書上戸田譜曰、二月二日、田原城在番勤之、日、謫忠隣于江州三月使康長守小田原城、五、牧野右馬允忠成、北條出羽守氏重、戸澤右京亮政盛、田原の城を除かる、時に八月、氏重小田原に赴き、牧野右馬允に替り、城番を勤ること、四十日にして、戸澤右京亮に替り、氏重江州に歸る、近藤平右衛門守、秀用、高木肥前守正成、大久保忠隣を井伊掃部頭直孝に預けらる、小田原の城は、近藤等相代て在番す、又大坂の役に、十月八日、松平右近將監成重、大坂陣の時、釣命の御城番を勤む、戸澤右京亮政盛、大坂陣の時、釣命の時、釣命を蒙り、相州小田原の城を守る、御撰大坂軍記曰、小田原城在番、十月八日被仰付、下野板橋一萬石、松平右近將監成重、常州多賀郡四萬、松平越中守定綱、寛永譜曰、慶長十石、戸澤右京亮政盛、松平越中守定綱、九年、大坂陣の時、釣命によりて、相州小田原の御城番を勤む、等命を蒙り、在番を勤む、廿三日、台徳院殿江城を御出馬、廿五日當城に御着陣あり、家忠追加曰、慶長十九年十月廿三日、台徳院殿師を帥て、江州を御進發あり、廿四日藤澤、廿五日小田原に着御、元和元年二月、台徳院殿洛を御下向の時、十四日當城に御止宿、東武談叢曰、秀忠公御參内、御歸路に、大坂夏の役に、西郷若狹守正員、當城を守る、寛永譜曰、西郷若狹守正員元和丸の御番、十日、台徳院殿江城御發駕、十二日當城に御着

陣あり、家忠日記追加曰、四月十日台徳院殿師を帥て、江戸の城を出給ふ、十一日藤澤、十二日小田原に着御、九月、東照宮御放鷹の爲に、駿府を出御あり、十月四日當城に着御、駿府記曰、元和元年九月廿九日、駿府城出御、本其外供奉百餘輩、十月四日、小田原渡御、安藤對馬守、近藤石見守、箱根迄爲御迎參向、五日中原渡御、家忠日記追加曰、十月四日、大神君小田原に着御、此日、台徳院殿の御使、酒井雅樂頭忠世、小田原に来て、大神君に謁す、十二月、駿府へ歸御の時、十三日御着城あり、駿府記曰、極月四日、小田原出御、三年二月、神柩久能山より日光山へ遷御の時、十八日當城に御滞留あり、廿日中原に移らせ給ふ、家忠日記追加曰、元和三年二月十八日、靈柩小田原に至る、此地に一日留る、二十日靈柩中原に至る、按ずるに元和元年より同五年まで、近藤石見守、當時平右衛門と稱す、秀用御城代たりしと見ゆ、此事家譜に漏すといへども、今小田原領し證書數通存す、又【金城録】に、慶長十九年より、元和六年まで、御番城、近藤石見守秀用等在番と見ゆ、茲年閏十月、阿部備中守正次に賜り、五萬石を領す、寛永譜曰、五年大多喜を改て、相州小田原の城に移り、二萬石の地を加へ賜はり、總て五萬石を領す、萬年記曰、元和五年閏十二月正次賜小田原城、按ずるに、貞享書上に據ば、正次元和五年二萬石加恩、上總大多喜より當城に移り、五萬石を賜ふ、内三萬石は城附、二萬石は大多喜とあり、然れば、九年五月、大猷院殿御上洛の時、當城御旅館となる、此夜内藤三十郎・鎮

目半彌の二人、御勘氣を蒙り、大納言家御上洛、小田原御旅館の夜、未だ御夜詰過ぎるに、不計御番所の所に、永井十左衛門直定組、内藤三十郎・鎮目半彌居り居て、出御を知らず、是に依て内藤鎮目遠島に配流せらる、寛永阿部譜曰、今年正台徳院殿及將軍家御上洛の時、小田原に渡御あり、今年正次武州岩槻城に得替せらる、寛永譜曰、元和九年、正次小里、五千石の地、是より又御番城となり、寛永元年、近藤石見守秀用御城代たり、近藤平右衛門秀用、寛永元年、相州に叙せらる、石見守に任ず、同八年二月六日卒す、二年御居城を此地に築かるべき爲と雖、終に其事止らる、正之、寛永二年、仰より相州小田原を彼地に築かるべき爲なり、し、八年、高木主水正成御城代となり、高木主水正成、寛永八年小田原の城代となる、按ず城爲御番城、高木肥前守正成勤番、但在番、九年十一月、稻葉之間八年也と見ゆれど、家譜には載せず、九年十一月、稻葉丹後守正勝に賜り、八萬五千石を領す、寛永譜曰、九年石を轉じ、相州小田原の城を賜り、四萬五千石を加倍し、都て八萬五千石を領す、且公役を以城壘を修理す、又釣命を受けて、箱根の關を守る、是要、此時土屋市承勝正使節を奉り、當城地たるによりてなり、土屋市承勝正、寛永九年御使番となり、同年を武勝に渡せり、十一月廿六日、嚴命により、使節として、小田原の城を稻葉、是に於て正勝仰をうけ、城壘を修理す、丹後守に渡す

【寛永譜】前註に載す、【慶長寛文間記】曰、寛永十年正月廿日、晩寅の刻に大地震ゆり候て、人馬數多死し申候、家の儀は、一つも不殘、夫より小田原町割御座候、是城普請に、古より有る松木を切申たるによりてと申ならはし候、此木は北條三代目、氏康公の髮置の松と申候、それ故か小田原城石垣へ掛り候者は、皆々果申候、城主丹後守殿御煩にて、御果被成候、奉行は、黒川八左衛門高野へ參り候、町人、大坂の米屋彌右衛門御成敗、江戸八町堀石屋甚兵衛籠舎の上、親子御成敗、京の盛前と申候者は、江戸拂はれ申候、是は根來多兵衛と申者、石垣坪數盜み申候と訴人仕候故也、乍去右の松木切申割にて、皆々死申候由候、十一年正月、正勝卒す、寛永譜曰、正勝寛永十一年大猷院殿古隱、養其子美濃守正則遺跡を相續し、城主とな源寺と號す、美濃守正則、寛永十一年正月廿五日、井伊掃部頭、酒井雅樂頭、土井大炊頭、酒井讚岐守等釣命を奉り、正則をして遺跡を繼しめ、小田原の城并に八萬五千石の地を賜ふ、時に十二歳、六月、大猷院殿御上洛の序廿二日當城に着御あらせられ、正則御膳を獻す、同年六月、將軍家御上洛の時、小田原の城に渡御、將軍家あり、時に正則御膳を獻す、還御の時も又然り、將軍家無歌を詠せしめ給ふ、柳營上洛記曰、寛永十一年甲戌の年水無せ給ひ、廿二日の暮つた、小田原の城に入せ給ひ、堪ぬ暑に端居させ給ふに、折しも庭の白洲に水そそぎ待りけるが、御前問近き若き人々、水かけ草のたはぶれるに、ぬれそぼちければ其有様ども上覽ありて、空にしらぬ夕立降らず、庭の面に暑さ忘らぬ夕立來る庭の面に暑さを流す水の音哉に作る、林道春信勝御前に伺候し、一絶を賦す、羅山詩集曰、寛永甲戌六月

相州小田御前御座、豆相境致氣晴奇、台覽彌、高惜日移、佳景猶呈太平象、海山增色晚涼時、翌廿三日御逗留あらせられ、又御詠吟あり、【御營上洛記】曰、廿三日は、小田原に御留座有けり、此夜とり、御物語りなど申上、宿直仕し次第に、上意ありけるやうは、尊賤しき人をわかず、時に隨ふ習にて、世を過すものなりと宣ひて、則其心を御詠吟なり、心有も心なき身もおのづから時にならへる人の身のはて、尊味には人の世、關東御下向の時に、又御宿城となる、【寛永見ゆ】寛文三年二月八日、正則に一萬石を加賜せらる、【家譜】延寶八年正月十二日、又一萬五千石の御加恩あり、新田を合せ都合十一萬七千石を領す、【家譜】曰、内七千石新田、天和三年閏五月廿七日、正則領邑の内、一萬五千石を、庶子四人に分配して、隱居す、【家譜】近代城主記曰、天和三年閏五月廿七日、高十一萬石餘の内、七千石次男出羽守正喬、三千石、内二千石新田、三男毛利元元、二千石、新田三千石、四男主水正辰、二千石、五男大學正冬配分、息丹後守正通家督を襲ぎ、十萬二千石を領す、【家譜】貞享二年十二月廿一日、越後國頸城郡高田に移封し、【家譜】并近三年正月廿一日、大久保加賀守忠朝に當城を賜はり、十萬三千石餘を領す、【家譜】及城主記曰、元佐倉九萬、元祿七年四月廿一日、一萬石を加賜し、十一萬三千石餘を領す、【家譜】十一月十六日隱居し、息隱岐守加賀守と改む、【家譜】忠増家督、十一萬三千石餘を領し、新田一萬石を弟二人に配分、

忠増、元祿十一年家督を繼時、新田六千石を弟長門守教寛、同四千石を弟宇津田雲守教信に配當、十六年十一月廿一日、地大に震し、當城回祿に罹り、城下家士の宅及民屋悉く覆倒す、【家譜】寶永四年、富士山焚燒の後領邑砂礫に埋まれしを以て、五年閏正月、五萬六千三百石餘の地他所にて替地を賜はれり、【家譜】正徳三年七月、忠増卒し、家九月息加賀守忠郁遺跡を繼ぎ、十一萬三千石餘を領す、【家譜】六年三月、先に富士山焚燒の後賜りし替地を、官に還入して、舊地を賜ふ、【家譜】此より子孫相繼で今の加賀守忠眞に至れり、凡城垣の要害地理に至りては、禁忌に係れるを以て、詳にするを得ず、今古圖及舊記に載するものを鈔撮して、其大概を編録する左の如し、
○本丸 東北二方に門あり、西方に三重の堀樓あり、【主圖合結記】に本丸は、二丸より地形七間高しと云、天正落城の時、氏直室姫君、を此所に置奉り、板部岡江雪齋を留て、守護せしむ、江雪齋すなはち姫君を家人に渡し奉る、【大志】△摩利支天社 堀樓の下にあり、○二丸 本丸の東に續けり南北二方に門あり、南にあるものは譙門なり、異隅に二重の堀樓あり、【主圖合結記】に二丸は三丸より地形一問高しとあり、○三丸 二丸の東に續けり、東方に大手口ありて、譙門を設く坤隅の一門を、欄檻橋口と云、【門外は、欄檻橋口なり、或は箱根口】

とも云り、北方に一門あり、幸田門と云、【門外に幸田の地名あり】永祿四年、上杉輝虎當城を攻し時、この門外まで押寄し事見ゆ、【北越家書】曰、味方勝に乗て北を逐、小田原の口の丁場を、乾隅の一門を谷ッ口門と云り、【此門を出れば、谷津村に至る】定め云々、【北越家書】曰、味方勝に乗て北を逐、小田原の古へ蓮池門と云るは、此門なるべし、永祿の亂上杉輝虎小田原蓮池門まで押寄、此門は大道寺駿河守政繁持堅めしこと所見あり、【小田原記】曰、景虎小田原表へ馳着、寺堅めければ、無左右押寄す、此時輝虎が魁將、太田三樂門外に至り、城兵と挑戦へり、【北越家書】曰、魁將太田に作り、東の方蓮池口の四門に向て攻掛る、城中にも弓鐵炮の手垂を撰て、高櫓塀の狭間より矢炮を連貫、透をあらせず打出し射出しけれ共、味方の兵些とも白まず、死骸を踏躰ひ進む、長尾黨下知して、城の矢狭間を開んが爲、三十目の玉を以て、百挺許一同に打掛たるに、塀櫓、同十二年、武田信玄を打崩され、城兵難儀に及ぶ云々、【北越家書】曰、武田信玄亂入の時も、蓮池門まで攻入、對戦に及しことあり、【小田原記】曰、信玄手に障る者なく蓮池門まで、攻入、甲陽軍鑑曰、武田勢小田原へ亂入、既に四つ門蓮池と云所迄押込、内藤修理同心九人、鎗を合せ頭を取候、寛永森山家譜に武田信玄兵を進め、小田原四門に至る時、森山石見守俊盛、先陣小山田備中守が旗下に屬し、戦功を勵す、是より先、上杉の攻寄し條にも、蓮池口の四門と、【北越家書】に見ゆ、今按ずるに四ツ門と記せしは、則谷津門の轉訛なるべし、【鎌倉九代後記】には、蓮池揚土邊まで責入とあり、【關東古戦録】に蓮池

口上ヶ土門の邊まで押詰と見ゆ、今谷津門外は、侍屋敷にて揚土と唱へり、然れば蓮池門は、果して今の谷津口門なること知ら、此郭内に侍屋敷あり、
○辨天社 三ノ丸西方に沼池あり、其中嶼に祀れり、大永二年北條氏綱勸請して、城内の鎮神とす、【小田原記】年九月初、武藏の淺草觀音、辨才天堂の邊より、錢涌いづることあり、氏綱を初奉り諸人不思議と云處に、蓮乘院法印語り申けるは、辨才天は、觀音御分身北條家の守護神、御紋はこれ辨天の鱗とかや、御當家には、殊更御崇敬最也と演説す、依之御城北の堀の内へ、法印を以、江島辨才天を移し奉り、當城の鎮守と崇め奉り、武運の長久を祈られけり、今の辨才天の宮是なり、按ずるに、大工町蓮上院舊記に、大永二年、當寺十三世法印亮海、辨才天本地垂跡の由來を、氏綱に演説し、氏綱郭内に一島を築き、辨天を勸請せしとなり、
○城米曲輪 本丸の北に續けり、南に一門あり、本丸に達す、異に木戸門あり、二丸に通ず、○鷹部屋曲輪 二丸の西寄につゞけり、坤隅に二重の堀樓あり、○鹿曲輪 二丸の南に續けり、西北二方に門あり、東南隅に二重の堀樓あり、此郭の東門を出て三丸に至る、已上の諸郭は、皆四方土居を築廻し、塀をかけ、壕塹あり、○雷曲輪 鷹部屋曲輪の西につゞき、地形漸く高く、三方空塹を廻し固とす、○鹽焔曲輪 城米曲輪の北にあり、爰も地形高く、枯壕を廻して要害とす、

按ずるに、板橋村舊家石屋善左衛門の家乘に、天正小田原落去の後、東照宮城内を歴覽し給ふ時、小田原石もて疊み築きし

○鍛冶曲輪 雷曲輪の西北にあり、田園など開けり、

△八幡社 此郭の乾の邊山上にあり、北條氏康の建立と云、除地を附す、宮前町玉瀧坊進退す、

○小峰 鍛冶曲輪の南にあり、明應中大森氏城主たりし頃、一族當所に住せしこと、武州多摩郡氷川村舊家の家乘に見ゆ、

今の地形を以考ふれば、同所なるべし、されど正き考證を得ず、蓋天正の役に、千葉新介氏胤が陣代、原郷成此口を固めしが、最初に破れて上總刑部なる者討死す、

直に忠世を呼て、これを授く、其後大權現忠世を、小田原の城主となし給ふ、

○濱手門 大手口の外、宮前町に出る路頭にあり、門内に番所を置、△更鐘 門内西方にあり、寶永四年の鑄造なり、

○江戸口 府内東方の入口にて、東海道の大路に値れり木戸門を設け、門内に番所あり、古へ山王口と云、或は酒匂口とも呼り、

固む、【小田原記】曰早川口には、右衛門佐中務少輔安治・九鬼大隅守嘉隆・加藤左馬助嘉明等船手の大將として攻寄たり、

岩槻臺と唱ふる地あり、事は谷津村に出ず、已上所載は、皆外郭の虎口なり、此餘天正籠城に、竹ノ花口は、北條陸奥守氏照已下諸持固し事見ゆ、【小田原記】曰竹ノ花口、北條陸奥守氏照・成田下總守氏長・皆川山城守・壬生上總介、一萬五千餘騎、今其地詳ならざれど、府内竹花町の邊、井細田口の南につきし所なるべし、又澁取口にて、敵兵夜討の時、寛助兵衛爲春、敵の鎧を奪取し事あり、【寛永譜】曰爲春、小田原陣にも菅沼が許に爲春敵の鎧を奪取る、菅沼その鎧を取て、大權現の高覽に備ふ、こゝに於て御勘氣を許さる、又城兵鈴木大學繁修、此口に於て討死せし事所見あり、【北條五代記】の弓大將に、鈴木大學頭と云者、精兵の大矢づかを引、上手の名を得たりき、小田原籠城の時節、しほとり口の役所にあつて、矢倉へ日々あがり、敵を目の下に見て、鈴木大學頭と矢じるしを書付放つ矢に、あだ矢は一つもなし、敵大學を討んと心掛しが、終には鐵炮にあつて果たり、酒匂村民新左衛門の家系に、祖先鈴木大學頭繁修、天正庚寅五月六日、小田原澁取口に於て討死すと記す、和談の時、北條美濃守氏規此口より入城せんとせしことあり、詳なる事は、前澁取は、山王口の北につきし口にて、其口の内に、今も北條氏の頃は、櫓を置しと云傳ふ、今も其邊の地中より銃丸な何の頃か廢せり、凡外郭の固めは、外塹を廻らせしかど、稻葉美濃守正則領主たりし頃、田圃に開墾して、

今は土居を廻らせるのみなり、

侍屋鋪

城の東南北の三方を擁して、各居宅を設け軒を連ぬ、其地域は城下町三分の二に當れりと云、地名逐一採録するを得ず、今姑く故事に關係するもの、或は町の比隣に接する地名を抄撮して其大概を録する左の如し、
 ○大手小路於保天故布治 大手前の大路にて唐人町に達す、
 ○唐人町多字自武地也宇 大手小路の東につゞきて、末は新宿町に至るまでの直道を云、永祿九年、當國三崎の浦に著船せし、唐人居住せし所なり、【小田原記】曰、永祿九年の春、三浦三崎の浦へ唐人著船、買賣の利を得て歸國しける、其中に唐人あまた、斯る目出度所へこそ住べけれど、歸國に能はず、當所に留まる、則小田原に居住、町屋を給り商人と成、今も其子孫あまた小田原にありとかや云々、土人の話には、北條氏の臣安藤豊前守三浦三崎へ至り、當所へ連來りしと云、此大路則將軍家御上洛の御成道なり、
 ○安齋小路阿武左以古夫治 東海道の大路より南に折れ、欄干橋及筋違橋兩町の界に入、茶畑町より侍小路を経て海濱に至るまでの横町を云、
 △田村安齋古記には安清に作る 宅跡 今其跡に傳へず、天正十八年落城の時、七月九日北城氏政氏照兄弟出

城して、此宅に移り、【小田原記】曰、同七月九日、氏政・氏照は城を出、鑿者の田村安清が宿所に移り給ふ、【太閤記】曰、昨日七日迄は、數萬騎の主として有しが、今日は引かへ、七月八日鑿師安清が宅に移り、浮世の日數迫り來、十一日の晩生害時を待有様、物に越て哀なり、
【小田原記】曰、同十一月一日の晩、石川備前守田權之助・佐々淡路・堀田若狭守・榊原式部大輔・檢使として切腹可有となり、無念の次第なり、兼てかくと存なば、城を枕に討死すべきに、運盡てたばかられ、氏政今年五十三歳、從四位下左京大夫平朝臣、號截流軒、氏輝陸奥守從五位下平朝臣、號心源院、兄弟自害し給、介錯は舍弟美濃守氏規、首を討て落し、則自害に及ぶ處に、井伊兵部走寄・懷捕て助け申、【太閤記】曰、關白殿仰けるは、今度是迄數十萬騎來りしも、北條家を可打果ために有ぞかし、然るに氏政以下悉く助なば、兼ての言葉も空きに似り、氏政・氏照には、切腹させ、氏直兄弟は、可相助旨、家康卿へ御相談ましますば、尤宜き御事に奉存由に付て、檢使をぞ定られける、然るにより十日の晩、石川備前守・時田權佐・中卿式部大輔・佐々淡路守・堀田若狭守・家康卿より榊原式部大輔・檢使として、安清軒が宅に來り、其有増を云出さん、痛はしく思ひ侍りし體を、氏照令推察、行水の暇を芳情あれよといはれしかば、いかにも緩々と御文なども調られ候様に、何れも申けり頓て行水をも沙汰しつゝ、斯ぞ續けられる、北條左京大夫氏政、天雲の覆へる月も胸の霧も拂ひにけりな秋の夕風、又、我身今消とやいかに思ふべき空より來り空に歸れば、舍弟陸奥守氏照、天地の清き中より生れきてもと

のすみかに歸るべきなり、如斯侍りて、切腹の形勢、さすが北條家代々相續有し、るしかなと思はれて、殊勝にも思はる、兩人の面を、秀吉公へ、家康卿御持參有しかば、不恐天命者の事なれば、洛の辰橋に掛置、可申旨、石田治部少輔に被仰付にけり、【北條五代記】曰、氏政七月十一日生害に臨ですける道とて、吹と吹風な恨そ花の春もみちの残る秋あらばこそ、北條系圖曰、氏政五十三歳、法證慈雲院勝岩傑公大居士、
 △北條陸奥守氏照邸蹟 今其蹟に傳へず、山角町傳賢寺、昔し筋違橋町大蓮寺の東隣にありし頃、今の安清小路の内、其比隣に氏照の居第ありし事、水主長屋の地なり、其比隣に氏照の居第ありし事、傳賢寺、所藏の文書に見ゆ、【内へ不入而雖不叶地形候、寺内可警事無心候付而云々、氏照は、左京大夫氏康の次子にして、大石源左衛門定久の養子となり、初由井源三と稱す、武州八王子の城主なり、小田原の役に、當城に籠り、落城の後、兄氏政と同居生害す、時に年四十九、法名心源院透、嶽宗關居士、
 ○狩野小路可能古加地 筋違橋町の大路より南折する横街をいふ、北條氏の臣、狩野氏宅跡の邊なるを以て此名ありしならん、
 ○西海子左伊加地 山角町の南裏にあり、
 ○御花畑於波奈婆太介 山角町の大路より南折して至る、

稻葉美濃守正則在城の頃は、花園を設けし所なり、後一圓侍屋鋪となれり、

△松田尾張守康秀入道鳳栖宅蹟 今侍屋鋪となれり、稻葉氏が城の頃の圖に、花畑と題し、東西八十六間南北七十二間と記せし處、即宅蹟なるべし、近世の紀行に、小田原濱ばたに、松田尾州が屋鋪跡あり、今とても亂臣の汚名をいみ、田畑にだにせず、馬蹄の塵とのみあれゆ 永祿十二年武田勢亂入の時、城下を放火せしに、康秀が宅のみ燼餘に免れしかば、馬場美濃守信房承り、一炬の焦土となせり、【甲陽軍鑑】二年八月、武田勢小田原に亂入、小田原町屋敷の事は申及ばず、侍衆の家共皆焼つるに、松田尾張屋敷計残りたるを、信玄公聞し召、我屋敷計焼かせざると、松田尾張いんけん申べき事必定なり、是を燒殘したるを、機にかけて、信玄公仰らるゝ、そこに馬場申上るは、此度某は信州御留守居に定めらるれども、御法度を背き、小田原御陣見物に参り候へば、御旗本前衛に罷在、何事にも構不侍、客人にて候、客人分に松田屋敷を、我等燒可申候と申上らる、信玄公聞召、馬場美濃此度は、唯五十騎召連候に、跡によき者を數多置、若き者ども四五十騎にては、如何と仰らるゝ、馬場申は、左様には候へども、ならずは元の物と思召候て、仰付られ候はば、惣手より萱木を侍一人に一把宛、馬場方へ持てより、美濃に渡せと御意なされ候へと申に付、蚊の指物業、或は廿人衆頭、御中間頭に觸させなされ候へば、即時に萱木を持よる、小田原町燒拂たる道筋毎に、城より出る所を勘辨し、今

の萱木をつませ、唄をならし候聲を聞候はば、火を付よと、奉行に置者共を一所へ呼其理究を申訓へ、美濃守は馬乗十騎、足輕二十連を、松田屋敷のきはへ行き、鐵炮で打掛候へども、屋敷に人聲なければ、そこに唄を吹立、口々の萱木に火を付させ、少し有て後、松田屋敷を悉く火を掛焼拂申候、信玄公御悦喜なされ候、康秀或は村秀、又憲秀に作る、氏康の先祖左衛門頼秀、明應中北條早雲に仕へし以來、累世老臣輔佐の職たりしに、小田原の役豊臣秀吉に内通し、隱謀を企て、事露れて誅せらる、

○厩小路宇萬也 故夫治 山角町の大路より南折せる熱海道

の通衢を云、

○大久寺小路慈古不治 山角町の西方、大路より南折して大久寺門前に達す、

○手代町天駄伊 麻地 大工町、甲州道の大路より北に入る横町なり、

○三軒屋佐武計 卒也 手代町東背の小路なり、

○八段畑武津他 大工町の東北にあり、古へ此處に

大雲軒と號せし寺あり、大永五年、谷津村に移轉す後又板橋村に移、興徳寺と號す、同寺記録曰、昔は小田原八段畑と申處に有之、大雲軒と申候由、大永五年北條氏康中興其砌谷津村當時新藏屋敷へ替地云々、

○花ノ木波奈 乃伎 大工町蓮上院の所在を花ノ木と唱へ

【小田原記】にも、花ノ木蓮上院と稱す、新宿町より同院に達せる横町を、花ノ木横町と呼り、同町稱往院の山號も、古は花ノ木と云しとなり、今按ずるに、北條役帳に花ノ木隱居、或は花之木など見ゆ、蓋當所に住せし人なるべし、日、買得、九十貫文、東郡津村内花ノ木隱居、又日、花之木、百貫文、中郡小磯、百十貫文、同恩名及川、百五十貫文、東郡一宮之内、四十六貫文、下中村惣領分、以上四百六貫文、此外三百八十一貫六百文、金子郷寄子給、又朝倉平次郎知行豆州梅名ノ内五十貫八百文、花之木隱居、永代買得と見ゆ、○澁取志夫 登里 花ノ木の北方につゞき、府内構土手の内なり、古へ此地に虎口あり、澁取口と唱ふ、事は條に詳載す、今は土手外、中島村に接せる所に、大工町の持添新田あり、こゝをも澁取と唱ふるは、其名の波及せしなるべし、大工町舊家與助の家乘に、祖先は天正中澁取に蟄居し、落城の後、東照宮城内御巡見の砌、御馬前に謁し奉り、宅地餘、七反を免除せられ、澁取の支配を命じ給ひしとなり、其後稻葉氏城主なりし頃、一圓侍ひ屋敷となれり、○大新馬場於保之 武波々 竹花町甲州道大路より東に折る横町なり、

○中新馬場奈加志 武波々 竹花・須藤兩町の界より、東に入る横町なり、

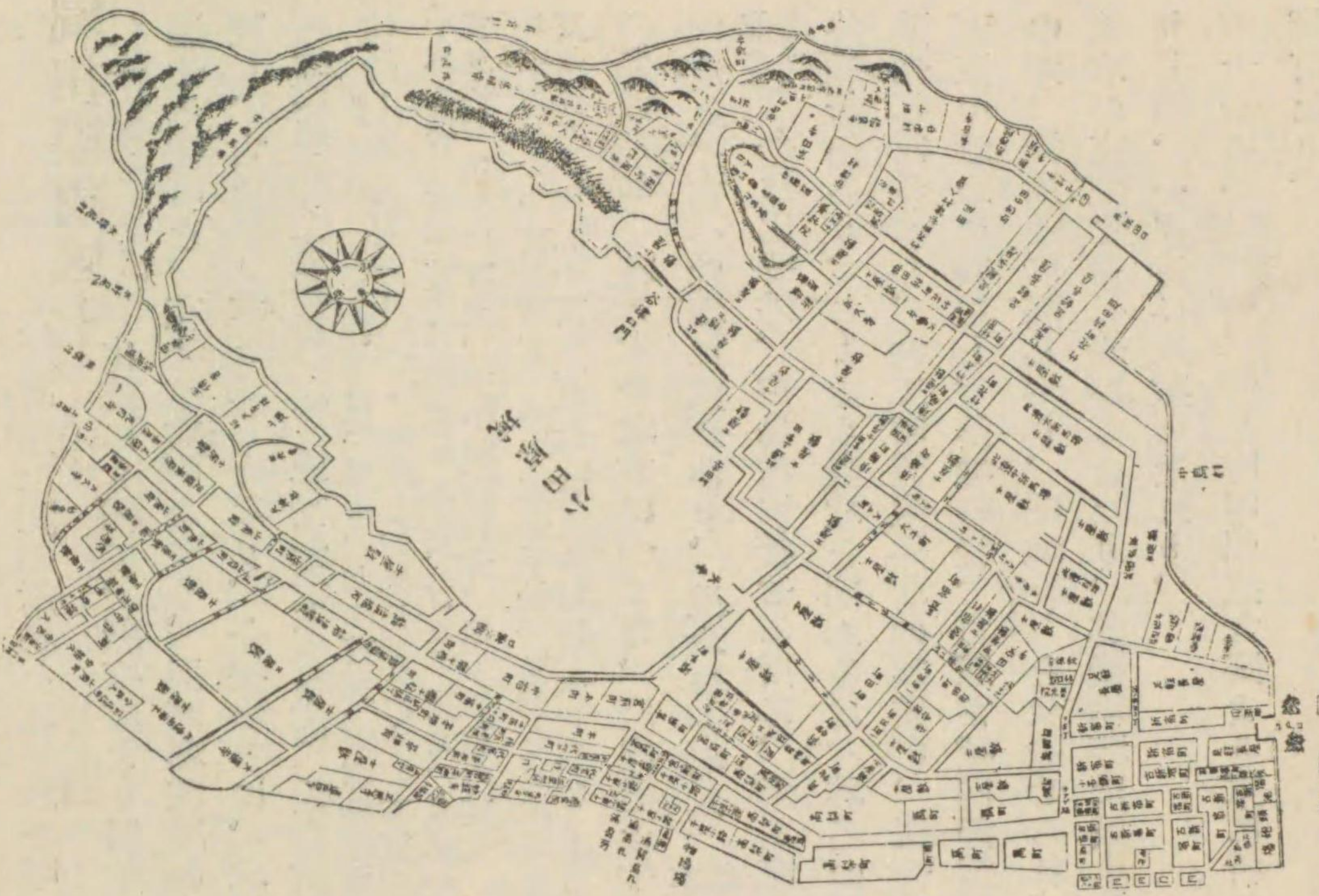
○幸田加宇 駄 幸田門外にて、須藤町の西にあり、上幸田・下幸田と分唱ふ、按ずるに、北條氏の臣に幸田氏あり、【北條役帳】に、幸田右馬助、幸田源左衛門、古文書等に、幸田與三、幸田大藏承などの名見ゆ、蓋當所に住居せしを以、地名となりしならん、

○揚土安計 都知 谷ッ口門の外にあり、永祿十二年十月武田信玄當所亂入の時、揚土邊まで賣入と見えたり【鎌倉九代後記】曰、十月信玄小田原へ押寄、蓮池揚土邊に至る、【古戦録】曰、信玄備へを督して、蓮池口上ヶ土門の邊まで押詰、鬨を發して攻掛ければ、寛永十一年、稻葉城中にも鬨を合て、三浦衆打出たり、寛永十一年、稻葉美濃守正則當城を賜はりし時、年尙幼なるを以て、

親屬齋藤佐渡守利光當所に來住して、後見をなせしことあり、稻葉家譜曰、稻葉正則、寛永十一年繼家督、拜領小田原城、時十二歳、依祖母春日局願、來、居住于小田原城中揚土、大小事指揮之、爲後見云々、○新藏屋敷志武久良 也之岐 揚土の邊なり、古へ竹花町法授寺、板橋村興徳寺當所にありしと云、興徳寺は大永五年八段畑よりこゝに引、承應二年今の地に移る、法授寺は、明曆三年今の地に轉すと云、

○鍋釣小路奈倍都留 古父知 是も揚土の邊なり、

小田原府内略圖



○金匱小路加奈倍羅古布知

同じ邊にあり、

城下町

城の東南を擁し、凡十九町あり、數内新宿町・万町・高梨町・宮前町・本町・中宿町・欄干橋町・筋橋町・山角町の九町は、通町と號す、東海道の大略に連ぬるを以てなり、茶畑町・代官町・千度小路・古新宿町の四町は、通町の南脊にあり、青物町・一町田町・臺宿町・大工町・須藤町・竹花町の六町は、甲州海道に連れり、此十九町を總て小田原宿と稱す、此外谷津村といへる村落あり、農民の住せし所にて宿驛の事に預らず、十九町一村を統て、小田原府内と稱せり、其詳なることは、各條に記せり、又府内の略圖を縮寫して左に載す、但城下町の如き、今親しく目撃する所なれば、頗る信を取に足と雖、侍屋鋪及谷津村に至りては、古圖に據り、大綱を撮擧し、沿革の大略を示すのみなり、

新編相模國風土記稿卷之廿三終

新編相模國風土記稿自卷之一至卷之二十三要目

卷之一	圖說	一	須賀湊	二八	櫻井川	二四
卷之二	建置沿革	五	相模川	二九	色川	二五
	國郡疆域	五	酒匂川	三〇	酒匂堰	二五
	國造國司	一〇	境川	三三	和田堰	二五
	府廳國衙	三	境川	三三	鬼柳堰	二五
	田租調役	四	金目川	三三	大用水	二五
	官路郵驛	六	玉川	三三	五ヶ村用水二	二五
卷之三	山川	八	齊藤川	三三	三ヶ村用水	二五
	相模嶺	八	中村川	三三	渡津	二五
	東歌	八	藤澤川	三三	物産	二五
	朝倉山	八	一美川	三三	卷之四	二九
	百津島	八	菊川	三四	藝文部卷之一	二九
	唐ヶ原	八	堂ヶ谷津川	三四	東行日錄	二九
	海	八	狩川	三四	湘中紀行	三一
	相模瀨	八	分澤川	三四	鎌倉賦	三一
			用定川	三四	卷之五	三三
			仙了川	三四	藝文部卷之二	三三
			早川	三四	遊相紀事	三三
			恩蘇川	三四		

鎌倉行記	五
貴島鎌倉諸遊記	五三
湘中紀行	五五
卷之六	五八
藝文部卷之三	六
詩	五八
卷之七	六
藝文部卷之四	六
詩	六
卷之八	六
藝文部卷之五	六
詩	六
卷之九	六
藝文部卷之六	六
詩	六
卷之十	六
藝文部卷之七	六
詩	六
卷之十一	六
藝文部卷之八	六

卷之十二	二四
足柄上郡卷之一	三
圖說	三
倭名鈔所載合郷四并餘戶驛家	三
合所唱合郷十一	三六
今所唱合郷二	三九
今所唱里名	三九
足柄山	三九
狩野山	四〇
河村山	四〇
瀑布五	四〇
酒匂川	四〇
狩川	四〇
河内川	四〇
世附川	四〇
中川	四〇
矢倉澤川	四〇
皆瀬川	四〇
早川	四〇
川音川	四〇
葛蒲川	四〇
濁川	四〇

菊川	四七
山岸川	四七
中村川	四七
關川	四七
藤澤川	四七
堂ヶ谷津川	四七
洞川	四七
壺下川	四七
仙了川	四七
貝澤川	四七
灌兵衛川	四七
分澤川	四七
和泉川	四七
渡津	四七
酒匂堰	四七
鬼柳堰	四七
瀬戸堰	四七
岩流瀬堰	四七
十文字堰	四七
武永田堰	四七
穴水門堰	四七
五ヶ村用水	四七
三ヶ村用水二	四七
温泉	四七

御關所四	一四
土産	一四
卷之十三	一四
足柄上郡卷之二	一四
大井庄	一四
上大井村	一四
下大井村	一四
西大井村	一四
鬼柳村	一四
栢山村	一四
曾比村	一四
吉田島村	一四
金手村	一四
金子村	一四
山田村	一四
卷之十四	一四
足柄上郡卷之三	一四
大井庄	一四
赤田村	一四
古怒田村	一四
高尾村	一四
鴨澤村	一四

雑色村	一七
松本村	一七
比奈久保村	一七
遠藤村	一七
北田村	一七
田中村	一七
半分形村	一七
久所村	一七
藤澤村	一七
卷之十五	一七
足柄上郡卷之四	一七
大井庄	一七
井ノ口村	一七
境村	一七
境別所村	一七
岩倉村	一七
柗窪村	一七
柳村	一七
篠窪村	一七
神山村	一七
松田惣領	一七
松田庶子	一七

卷之十六	一五
足柄上郡卷之五	一五
大井庄	一五
川村向原	一五
川村岸	一五
川村山北	一五
皆瀬川村	一五
都夫良野村	一五
湯觸村	一五
川西村	一五
山市場村	一五
神繩村	一五
世附村	一五
中川村	一五
玄倉村	一五
卷之十七	一五
足柄上郡卷之六	一五
大井庄	一五
八澤村	一五
葛蒲村	一五
柳川村	一五
三廻部村	一五

萱沼村	三三三
彌勒寺村	三三三
中山村	三三五
土佐原村	三三五
宇津茂村	三三五
大寺村	三三六
虫澤村	三三六
卷之十八	三三七
足柄上郡卷之七	三三七
荻野庄	三三七
荻野村	三三七
中沼村	三三〇
三竹山村	三三〇
沼田村	三三一
岩原村	三三二
塚原村	三三四
駒形新宿	三三七
炭焼所村	三三七
卷之十九	三三八
足柄上郡卷之八	三三八
荻野庄	三三八
和田河原村	三三八
竹松村	三三九
牛島村	三三九
宮ノ臺村	三四〇
中之名村	三四一
圓通寺村	三四一
延澤村	三四一
金井島村	三四三
岡野村	三四一
班目村	三四三
千津島村	三四七
壺下村	三四九
怒田村	三五〇
卷之二十	三五三
足柄上郡卷之九	三五三
荻野庄	三五三
關本村	三五
飯澤村	三六〇
猿山村	三六一
雨坪村	三六一
福泉村	三六二
弘西寺村	三六二
荻野岩村	三六一
荻野一色村	三六五
卷之二十一	三六六
足柄上郡卷之十	三六六
荻野庄	三六六
矢倉澤村	三六六
仙石原村	三六七
宮城野村	三七四
内山村	三七五
内之御前社	三七六
小市村	三七八
平山村	三七八
谷ヶ村	三七九
曾我里	三八一
上曾我村	三八一
曾我大澤	三八三
卷之二十二	三八三
足柄下郡卷之一	三八三
圖說	三八三
和名鈔所載合郷五並驛家	三八八
今所唱合郷五	三八八
今所唱合郷二	三六八
今所唱里名二	三六九

箱根山	二八九
瀑布十二	二九六
海	二九七
蘆ノ湖	二九七
酒匂川	二九七
狩川	二九七
要定川	二九七
仙了川	二九七
分澤川	二九七
早川	二九七
須雲川	二九九
久野川	二九九
菊川	二九九
一美川	三〇〇
劔澤川	三〇〇
塔臺川	三〇〇
押切川	三〇〇
新崎川	三〇〇
藤木川	三〇〇
渡津三	三〇〇
酒匂堰	三〇〇
和田堰	三〇一
鬼柳堰	三〇一
黒壩堰	三〇一
五ヶ村用水	三〇一
三ヶ村用水二	三〇一
穴部堰	三〇一
湯本堰	三〇一
温泉八	三〇一
居城一	三〇一
關所二	三〇一
土産	三〇一
卷之二十三	三〇一
足柄下郡卷之二	三〇一
早川庄	三〇一
小田原城	三〇一
侍屋鋪	三〇一
城下町	三〇一

新編相模國風土記稿 自卷之二十三 要目終

跋

一新編相模國風土記稿は、初地誌大系の収載書目中に挙げし名編なりしが、後相武史料刊行會より「新編相模風土記」として發刊されるあり、其重複を避て一時刊行を中止せんとせしも、今該書を閲するに校訂繁に過しにや、原書の體裁を損じ文體簡約に流れし傾なしとせず、茲に夫の缺を充すべく、明治二十一年の活字本を底本とし、誤植の明瞭なるもの、外濫に之を改めず、可及的に原書の風貌を存せんと、改めて本編五卷の刊行を企劃せしものなり。

一書名に「」の括弧を附し、又○を町村標目等に加へ、△等を社寺山川等に附したるは、項目の所屬分類を明瞭にし、繙讀閱覽の便宜に資せん爲、既刊地誌大系の例に倣へるものにして、何れも皆原書にはなきものなり。

一本編の刊行に當り、堀田璋左右先生は種々有益なる御援助を恭うし、且卷頭の例言を賜はれり、茲に謹んで感謝の意を表す。

昭和七年九月十五日

雄山閣編輯局

昭和七年九月十日印刷
昭和七年九月十五日發行

大日本地誌大系 新編相模國風土記稿一

非賣品

版權所有

編輯者 雄山閣編輯局

發行者 長坂金雄
東京市麴町區飯田町六ノ二三

印刷者 上田榮吉
東京府戸塚町下戸塚一三

東京市麴町區飯田町六ノ二三

發行所

雄

山

閣

振替東京二四二二七番
電話九段二三一四番

3A 124

大日本地誌大系刊行書

第一卷	御府內備考一
第二卷	御府內備考二
第三卷	御府內備考三
第四卷	御府內備考四
第五卷	新編武藏國風土記稿一
第六卷	新編武藏國風土記稿二
第七卷	新編武藏國風土記稿三
第八卷	新編武藏國風土記稿四
第九卷	新編武藏國風土記稿五
第十卷	新編武藏國風土記稿六
第十一卷	新編武藏國風土記稿七
第十二卷	新編武藏國風土記稿八
第十三卷	新編武藏國風土記稿九
第十四卷	新編武藏國風土記稿十
第十五卷	新編武藏國風土記稿十一
第十六卷	山州名跡志一
第十七卷	山州名跡志二
第十八卷	五畿內志・泉州志
第十九卷	新編鎌倉志・鎌倉攬勝考
第二十卷	伊勢伊三國地志一

第廿一卷	伊勢伊三國地志二
第廿二卷	近江國輿地志略
第廿三卷	斐太後風土記上
第廿四卷	斐太後風土記下
第廿五卷	攝陽郡志
第廿六卷	近江國輿地志略
第廿七卷	雲陽志
第廿八卷	三州地志
第廿九卷	御府內備考五
第三十卷	新編會津風土記一
第三十一卷	新編會津風土記二
第三十二卷	新編會津風土記三
第三十三卷	新編會津風土記四
第三十四卷	新編會津風土記五
第三十五卷	新編武藏國風土記稿十二
第三十六卷	新編相模國風土記稿一
第三十七卷	新編相模國風土記稿二
第三十八卷	新編相模國風土記稿三
第三十九卷	新編相模國風土記稿四
第四十卷	新編相模國風土記稿五

